

会 議 錄

第 1 日

(平成元年9月7日)

## ○議事日程 第1号

平成元年9月7日（木）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第92号ないし議案第111号 ..... 説明

議案第92号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第93号 昭和63年度四日市市水道事業決算認定について

議案第94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

議案第95号 平成元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

議案第96号 平成元年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）

議案第97号 平成元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 平成元年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 平成元年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第100号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第101号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案第102号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

議案第103号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第104号 市道路線の廃止について

議案第105号 市道路線の認定について

議案第 106号 工事請負契約の締結について  
議案第 107号 工事請負契約の締結について  
議案第 108号 工事請負契約の締結について  
議案第 109号 製造請負契約の締結について  
議案第 110号 委託契約の変更について  
議案第 111号 字の区域の設定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（40名）

青山 弘忠  
小井 道夫  
伊藤 信一  
伊藤 正数  
伊藤 雅敏  
宇野 長好  
大島 武雄  
大谷 茂生  
金森 正  
川口 洋二  
川村 幸善  
喜多野 等  
久保 博正  
小林 博次  
後藤 長六  
坂口 正次

佐藤 晃久  
田中 武  
田中 俊行  
田中 基介  
谷口 廣睦  
豊田 忠正  
中村 信夫  
野崎 洋  
野呂 平和  
橋本 茂  
橋本 増蔵  
長谷川 昭雄  
古市 元一  
堀内 弘士  
前川 辰男  
益田 力  
水野 和子  
水野 幹郎  
毛利 道哉  
森 真寿朗  
森 安吉  
山口 孝  
山本 勝  
渡辺 一彦

○欠席議員（1名）

山路 剛

---

○出席議事説明者

市長	加藤 寛嗣
助役	片岡 一三
助役	加藤 宣雄
収入役	毛利道男
調整監	伊藤 長爾
市長公室長	栗本 春樹
総務部長	石川 徹夫
財政部長	鈴木 一美
市民部長	米津 正夫
福祉部長	田中 昌治
商工部長	佐々木 龍夫
農林水産部長	黒田 昭公
環境部長	鶴銅 滋
都市計画部長	前川 鉄一
建設部長	竹村 二郎
下水道部長	西田 喜大
消防長	山口 博
消防次長	浜谷 敏彦
病院事務長	中村 督
水道事業管理者	奥山 武助
水道局次長	藤田 高司
教育長	岡田 久江
教育次長	宮田 勉
代表監査委員	吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	平井 俊英
議事課長補佐	岡崎 雄治
主幹兼議事係長	福島 和幸
主事	井上 紀久夫
主事	水谷 正昭

午前10時1分開会

○議長（川口洋二君） おはようございます。ただいまから、平成元年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。

○議長（川口洋二君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川口洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、川村幸善君及び野崎洋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（川口洋二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第92号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第111号 字の区域の設定について

○議長（川口洋二君） 日程第3、議案第92号昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第111号字の区域の設定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第92号は、昭和63年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、86億9,551万824円で、予算額に比べ570万2,824円の増収となりましたが、これは受取利息の収入増などによるものであります。収益的支出の決算額は86億5,207万6,509円で、予算額に比べ7,132万5,491円の不用額を生じましたが、これは材料費等において支出が予算額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は5億5,647万7,208円で、予算額に比べ102万8,792円の減収となりましたが、これは主として他会計負担金の減によるものであります。資本的支出の決算額は、9億1,779万5,104円で、予算額に比べ123万8,896円の不用額を生じましたが、こ

れは高等看護学院学生修学資金貸付金等が予算額を下回ったことによるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億6,131万7,896円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益86億9,551万824円、費用86億5,207万6,509円となり、差し引き4,343万4,315円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、当年度純利益の一部を前年度末累積欠損金1,947万1,328円に補てんいたしました結果、当年度未処分利益剰余金は2,396万2,987円となりました。

資本剰余金は前年度末残高5億8,538万5,067円、当年度発生額4,944万7,400円、翌年度繰越資本剰余金6億3,483万2,467円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金2,396万2,987円のうち、減債積立金として120万円を積み立て、残額2,276万2,987円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額114億6,339万7,149円、負債総額16億6,137万194円、資本総額98億202万6,955円となりました。

以上が病院事業決算の概要ですが、今後は日進月歩する医療技術に適切に対応するため、高度医療器械等の更新や新規導入並びに施設の整備等に迫られてくることから、一層経費の増高が考えられ、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況に対応すべく、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分發揮し、医療サービスの向上を図るべく一層努力を傾注していく所存であります。

議案第93号は、昭和63年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、50億1,064万213円で、予

算額に比べ 487万 7,213円の増収となりましたが、これは受取利息の収入増などによるものであります。収益的支出につきましては、決算額 48億 2,066万 4,462円となり、7,332万 7,538円の不用額を生じましたが、これは受託工事費が予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は 9 億 2,558万 2,641円で、予算額に比べ 2,320万 5,641円の増収となりましたが、これは主に工事負担金の増収によるものであります。資本的支出の決算額は 20 億 2,824 万 1,948円で、914万52円の不用額を生じましたが、これは配水及び給水施設費が予定額を下回ったことなどによるものであります。資本的収入が資本的支出に不足する額 11 億 265万 9,307円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益 50 億 1,064万 213円、費用 48 億 2,066 万 4,462円となり、差し引き 1 億 8,997万 5,751円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高 99万 8,152円に当年度純利益を加算し、1 億 9,097万 3,903円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高 40 億 4,071万 4,220円、当年度発生高 3 億 4,811万 7,151円、翌年度繰越資本剰余金 43 億 8,883万 1,371円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金 1 億 9,097 万 3,903円のうち、減債積立金 1 億 9,000万円を積み立て、利益剰余金を処分した残額 97万 3,903円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 220 億 8,626万 1,090円、負債総額 14 億 41万 3,671円、資本総額 206 億 8,584万 7,419円となりました。

以上が水道事業の決算の概要ですが、料金徴収業務の隔月制化に

よる経費の節減を図ったことなどにより、財政の安定確保を図ることができました。

また、本市全域の上水道化を目標とする第三期拡張事業が昭和63年度をもって終了し、新たに将来の水需要に対応すべく新規水源の確保と、水道施設の整備拡充を図るために第四期拡張事業計画を樹立し、平成元年度から12カ年の継続事業として推進いたします。

今後の事業運営につきましては、水道事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が予測されますが、安定給水を最大の課題とし、経営の効率化と需要者サービスなど、円滑な事業運営の推進に向け一層努力を傾注していく所存であります。

議案第94号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国県より補助割り当てのあった公共事業費、去る4月下旬に晩霜被害のあった茶農家に対する融資資金利子補給金、防霜ファン整備事業費補助金のはか、中小企業融資貸付金、遊覧船運航経費、急施を要する単独公共事業費、民間社会福祉施設等の建設費補助金等であります、歳入歳出予算のはか、これに関連する債務負担行為並びに地方債の補正であります。また、ハイテク工業団地及び食品団地並びに鈴鹿山麓研究学園都市建設のための用地取得、造成事業を土地開発公社による事業として実施するに当たり、同公社に対する債務保証限度額の引き上げをお願いいたします。

歳入歳出予算の追加額は 16 億 7,410万 1,000 円で、補正後の予算額は 689 億 8,430万 1,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、県補助金を受けて行う八王子町のテレビ共同受信施設設置事業、「ケーブルテレビジョン四日市株式会社」への出資金の計上のほか、JR四日市駅周辺活性化調査事業費と交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、精神障害者小規模授産施設「みのり工房」事業運営費、社会福祉法人「青山里会」の設置した老人保健施設建設費及び特別養護老人ホームのスプリンクラー整備費補助金の計上のはか、中央老人福祉センター、保育所等施設整備費を追加計上いたしました。

第4款衛生費は、北部清掃工場の冷却用深井戸の故障に伴う新設工事費の計上であります。

第5款労働費は、市の単独事業として計上した（仮称）労働者総合福祉センター建設費について、雇用促進事業団事業として採択されることになりましたが、その基準を超える事業費部分については、市の事業として実施する必要があるため、所要の補正と債務負担行為の変更を行っております。また、隣接して労働福祉社会館を建設するための工事費及び債務負担行為を計上いたしております。

第6款農林水産業費は、去る4月29日の晚霜により被害をこうむった農家に対する営農資金融資貸付金利子補給金の計上と、今後に備えての防霜ファン整備事業費について国庫補助事業、県単独補助事業の計上と、市単独事業の追加計上を行いました。農業構造改善事業として緑茶加工処理施設建設費のほか、土地改良事業及び農村総合整備モデル事業の追加計上を行いました。

第7款商工費は、中小企業近代化資金及び振興資金貸付金並びに利子及び保証料補給金の追加計上と、高花平及び富田中央通り商店街共同施設整備費補助金のほか、10月下旬に就航予定の遊覧船運航経費を計上いたしました。

第8款土木費は、国庫補助割り当てのあった道路、河川、公園、都市下水路整備事業費の追加と、単独事業費として道路、橋梁、河川、街路、公園、都市下水路整備事業費を追加計上いたしております。また、中心市街地における駐車場整備事業推進調査費及び海洋レジャー施設整備基本計画策定のため、レジャー施設協会への補助金の追加計上を行っております。

第9款消防費は、消防団員等公務災害補償等共済基金の追加計上であります。

第10款教育費は、県立西日野養護学校四日市分校児童生徒の通学バス運行経費、来年度改築を予定いたしております中部中学校の調査設計費の計上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第95号食肉センター食肉市場特別会計の補正は、ボイラーエquipment修繕料の計上であり、歳入につきましては、繰越金を計上いたしました。

議案第96号公共下水道特別会計の補正は、国庫補助割り当てのあった幹線管渠布設費、ポンプ場及び浄化センター築造費の計上と債務負担行為の変更を行い、市単独事業として、各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及び雨水対策費を追加計上いたしました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金、一般会計繰入金を追加いたしました。

議案第97号土地区画整理事業特別会計の補正は、采女士地区画整理事業について、国庫補助割り当ての決定により負担金を増額補正するものであり、歳入につきましては、繰越金を計上いたしました。

議案第98号老人保健医療特別会計の補正は、63年度に交付を受けた支払い基金交付金が医療費等に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

議案第99号農業集落排水事業特別会計は、新設の特別会計であり、小牧町南の農業集落排水事業が国庫補助採択を受け、事業に着手の運びとなり、事業費を計上したものであります。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を計上いたしました。

以上が、昭和63年度各企業会計決算及び平成元年度一般会計及び特別会計の補正予算等の概要であります。

なお、消費税については、国において議論が行われておりますので、今しばらく様子を見ることといたしたいので、ご了解を賜りたいと存じます。

続きまして、条例その他の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第 100号吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正につきましては、恩給法等の一部改正に伴い、普通退隠料及び遺族扶助料の最低保障額を引き上げるとともに、退隠料及び扶助料の算出基礎となる退職時の給料年額を2.02%引き上げようとするものであります。

議案第 101号特別会計条例の一部改正及び議案第 102号分担金徴収条例の一部改正につきましては、本市小牧町南において、集落排水処理施設を農業集落排水事業により整備するについて、新たに農業集落排水事業特別会計を設置するとともに、当該事業費の一部を受益者から分担金として徴収するに当たり、規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第 103号運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、鈴鹿川ラグビー・サッカー場の設置及び三滝テニスコート夜間照明の設置に伴い、使用料等について規定の整備を図るとともに、運動施設の使用時間について見直しを図ろうとするものであります。

議案第 106号から議案第 109号までは、いずれも工事及び製造の請負契約締結議案であります。落合ポンプ場上屋新築工事、落合ポンプ場雨水ポンプ設備工事及び川島小学校増築工事並びに落合ポンプ場ゲート・沈砂池機械設備の製造について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第 110号委託契約の変更につきましては、東海旅客鉄道株式会社に委託して施工いたしております環状 1 号線道路改良事業跨道橋新設工事について、施工方式等を一部変更しようとするものであります。

議案第 111号字の区域の設定につきましては、県営圃場整備事業の施行

に伴い、本市西村町に新たに字の区域を設定しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口洋二君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

この際報告いたします。専決処分の報告及び監査結果の報告が参っておりました。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（川口洋二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたが、この際、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 一昨日から昨日にかけての大雨に伴う本市の被害状況についてご報告いたします。

今回の大雨は、本州南岸から北上してきた前線の影響によるものであり、愛知県西部、三重県北中部を中心に大雨を降らせたものですが、本市におきましても、9月 5 日午後 5 時から午後 7 時の 2 時間の間に 99mm の降雨量を記録するとともに、降り始めの 9 月 5 日正午から 9 月 6 日午後 3 時までの総雨量も 185mm に達しました。

この雨による本市の被害状況は、9月 6 日午後 4 時の確認時点で、富田、富洲原、羽津地区において、床上浸水が合計 8 戸、床下浸水につきましては、諏訪栄町、西新地を中心とする本庁地区をはじめ、富田地区など、合計 735 戸となっております。その他、道路冠水が 10 地区、道路路肩の損壊 2 カ所、がけ崩れ 1 カ所の被害がありました。幸いにして人的被害はありませんでした。

市におきましては、警報発令の 9 月 5 日午後 6 時 25 分災害対策本部を設

置するとともに、本庁各部の職員をはじめ、消防、水道局の職員、合計 288名を動員し、情報の収集・伝達、河川・道路に関する現場状況の把握など、発災の防止、臨機の対応に向けて警戒体制をとり、夜を徹して鋭意努力したところであります。

その後の対応としては、昨日から浸水家屋を中心に汲み取り、消毒作業を実施しているところであります。市といたしましては、今後とも雨水対策をはじめ、防災体制の充実を図り、災害に強い都市づくりに向けて鋭意努力してまいる所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（川口洋二君）　ただいまの市長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

市長も申し述べられましたが、被害に遭われた関係の市民の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、特に、一昨日から昨日にかけて懸命の努力で当たられた地区市民センターはじめ関係職員の皆さんのご努力に心から敬意を表する次第であります。

ごく最近のことですので、私も生々しい経験をしながらかかわってまいった関係で、二、三質問をさせていただきたいと思います。

被害状況を正確につかみ対応する努力をお願いをしておきたい。昨日の2時ごろの報告を防災対策室にお聞きしたところ、先ほど市長もご報告あった中身がさらに進んでる中身ですので、今の時点では正確につかんでみえると思いますが、その時点では、中部で約 500戸と。床上浸水もわからない。床下浸水も約 500戸と。消毒、汲み取りは、どういうふうに進んでいるかもわからない。今、調査中だと。あの地区は、私の住んでおります富田地区も、床上浸水 4戸。どのお宅かというのもわかっておりま

私も早速お邪魔して、お見舞いも申し上げて、お話を聞かせていただいたわけですけれども、畳を外して床の上に扇風機で乾かしながら夜を過ごすというふうなそんな状況でございましたし、4軒のうち2軒の方は、娘さんのところへ行って、もう閉められていたというような、そんなような対応をしてみえたということも、既に地区市民センターの方たちが手を打っていたのでよくわかったわけです。床下浸水66戸も、どこのどのお宅かというのもはっきりしているわけですが、中部との違い、これは地区市民センターというよりも、これはおひざ元の、しかも広範囲に浸水があったということへの対応が非常に時間がかかったというようなことを如実に示していると思います。

これはきのうからけさにかけて各紙が書いておりますけど、これはたまたま毎日さんですが、「浸水毎年繰り返す、繁華街のビル地下店、集中豪雨に悲鳴」だと。一番ひどかった明宝ビルの例が書かれているわけです。私も、この5日の8時ごろ、ビルの人呼び出されて、ともかく水がくるから見てくれと。「すぐ市に連絡しなさい」ということを言っておきながら、現場へお邪魔しましたら、公共下水道課の課長補佐を先頭に六、七人の方が必死になって作業してみて、もうめどが立ったという現場に行きました。付近の方が縦出で、かなり怒りながらも復旧、特に排水をしてみました。

この新聞報道にも、バイパス下水管の敷設やポンプ場能力アップなどの対策を計画中だったと。しかし、今回の集中的な雨量で対応できなかった趣旨が市の関係者の話として報道されておりますけれども、そういう意味で、特に中心部の被害が、雨量も10年ぶり、被害も、あの49年の河川決壊のとき以来の被害だという点で、抜本的対策はどうされるのか。市長の最後の話の中には、今後の問題ということで示されていたように思いますけれども、どういうふうにしているのか。その2点をお聞かせをいただきたい。

○議長（川口洋二君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 昨日の集中豪雨におきまして、下水道の未整備地域あるいは市街地の中心部で、大変市民の皆さんにご迷惑をおかけしておるわけでございます。今後の対策でございますが、まず、前の議会でもご答弁申し上げておるように、市中心部につきましては、諏訪地域を中心といたしまして、貯留式の雨水対策を来年度から始めたいと考えておるわけでございます。また、特に午起方面につきましても、排水の見直し等を考えておりまして、新たにポンプの増強等を考えております。

また、富洲原、富田方面でございますが、この方面につきましては、まだ未整備なところがございまして、これにつきましては、計画のより一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 先ほどお話のございました状況の把握問題でございますが、この件につきましては、私どもそれぞれに当たりまして、各地区市民センター、それから消防署、警察、各部の状況把握に、迅速に、正確にということで期してはおるわけでございますが、何分いろいろと市民の方々からの情報もございまして、まず、お話のございましたように数字に、その時点その時点で変化がございますが、今後ともそういったことの体制をさらにはっきりと確認をいたしまして、よりよく、迅速に、正確に努めてまいりたいと思いますので、その辺をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 正確に、迅速につかんで対応ということでございましたが、

この面では、昨日、私も庁内において奇異に感じたんですが、注意報が解除になった。だから対策本部も解散した。これでは、やはり本当の対策の最終的な見届けと確認をして解散するならいざ知らず、警報や注意報が解除されたから対策本部を解散したと、わざわざ放送で庁内に流したということではっきりしたわけですけれども、当然関係課はまだ動いているわけですし、実際の対策が見届けるまできちんとやはり本部は、刑事事件なんかそうですね。誘拐事件等々は、きちんと解決するまで対策本部は解散しないです。そういう意味も含めて、この点の改善をお願いしておきたいという点が一つ。

それから抜本的な対策の問題ですが、下水道部長からお話をありました、貯留槽等のことについては、聞き及ぶところによると、これはまだ審議中だということですが、向こう2年以上かかる。来年の夏までに何とかしてほしいという皆さんの声にどう答えるのか。こういう抜本的な対策を急ぎ、必要な予算は思い切って出すと。災害復旧では、財政調整基金を思い切って取り崩せるわけですから、そういう意味で、ためるばかりが能じやないということも総務委員会でも議論がありましたし、そういう意味では思い切ってその予算もつけて対応をしていただきたい。このことを強くご意見で申し上げておいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川口洋二君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 大変恐縮ですけれども、私からもお尋ねしたいと思います。

特に被害の大きかった市の中心部は、公共下水道がその施設の能力の限界というのがはっきりしているわけですね。1時間に50mmの雨、そして流出係数が0.4だと聞いておりますけれども、そういうことで設けられている設備、刻々と入る気象情報、そしてそれがどの段階でこの能力を超えるかと、こういう問題もうまくやれば、そこらを研究して対応すればつかむことができるんじゃないかなと。

一つには、この四日市における気象情報というものが非常に少ない。この点の改善もひとつしなければならないと思いますけれども、同時に今いろいろなハイテクを利用して、例えば、東京都なんかは、このあいだの新聞にも載ってましたけれども、下水道管を利用して、民間企業とも一緒にあって、光ファイバーによる通信ネットワークをつくるというような話もありました。既に東京都なんかは、下水道の光ファイバー線で下水道施設のポンプ場とか、その他の下水施設の遠隔操作、リモコン等に活用しているそうですけれども、四日市の場合も、少なくとも市の中心部は、29年来の公共下水道設備ができている。ただ、これが残念なことに何年か前の設計であって、先ほど申し上げたように50mmの1時間降雨量、あるいは流出係数0.4。しかし、今日流出係数は0.76とか極めて速い速度になってるわけですし、同じ1時間降雨量50mmとしても、この流出係数の関係から見たら、とても対応し得るような設備じゃないわけですね。

したがいまして、その設備の能力、限界というのははっきりしてるのでから、気象情報と相まって、そしてこの四日市の下水道管に水がどれぐらい入り込んできているかと、そこらをハイテクを利用して的確につかんで、その問題の出そうな地域にいち早く情報を提供していく、そして対策を求めていく、こういうシステムをこの際、精力的に取り組んで開発すべきではないかと。

この中心街で言えば、かなりテレビ等で、大変だと、雨雲が10kmにわたって厚いのがある。私も10kmの雨雲と聞いてびっくりしたんです。これは大変なことになるなと思ったんですけども、1万mからの雨雲が堆積しておる。大変大きな雨になる。そういう情報をはじめ、随分情報は出とったと思います。しかし、一般的の受け取り方は、どっか遠くの話だろう、まさかここがという感覚にはなってなかつたと思う。しかし、だつと入ってきた。だつと入る時期というのは、四日市の下水道設備の能力をきちんと押さえて、そして降雨量とあわせてチェックしていれば、この辺が危な

いなど、こういうところへはすぐ対策を打たないかんなということが出るんじやないか。そういうことを期待したいと思います。この辺の開発を一度、少なくとも市の中心部で精力的にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

と申し上げますのは、今も下水道部長からお話をございましたけれども、この限界のある市の中心部の公共下水道設備、これをとりあえずは、いわゆる諏訪公園の下に地下貯留槽をつくって対応しようとおっしゃるんでしきれども、これがいろいろ今、当局の進めておみえになる計画によると、現実には平成4年ごろにならなければ、これによる救済策、これができないわけですね。そうすると今から丸3年半は、やはりこの市の中心部は同じ問題に当面する。この3年半にこのような雨がもう降らないという保証はないですから、少なくともこの辺のことを取り組んでいただきたい。

同時に、地下貯留槽、今の市当局が進めておられる計画ですと、平成4年から供用開始というふうなことのようですが、これを何とかして1年とか2年とか、早める方法はないのか、これらについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（川口洋二君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） ハイテクを利用しましたシステム化など、ご意見をちょうだいしたわけでございます。現在この問題につきましては、建設省の研究所とか、建設省の中で検討されておる段階でございます。私どもの今回の貯留槽につきましては、一応敷設管との、そういうようなセンターを使うなり、いろいろな問題といたしましてのことを考えております。そういうことでひとつのモデル事業として進めたいと考えておりますので、もう少し内容につきましては待っていただきたいと思うわけでございます。

それと、事業を早めよということでございます。ただ、物理的な問題もございまして、現在、単年度でこれをすべてやるということにつきましては、ちょっと問題があるわけでございます。そのことにつきましては、この浸水の前の暫定策といたしまして、地下ポンプ場などを据えつけさせていただきまして、ある程度の強化をさせていただいておりますので、その辺の管理運営等につきまして一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川口洋二君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第1点目の水の関係を早くつかんで現地に適切に対応する、情報を提供するという問題、ひとつ精力的に取り組んでいただきたい。

それから、2番目の地下貯留槽の建設完成を促進させると。今から丸3年半たたないかぬというやつを、少なくとも1年半か2年ぐらいではできるよう格段の努力をしていただくということ、この意味を含めたご答弁として受けとめておきたいと思います。そのようにぜひお願ひしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 他にご質疑もありませんので、これをもって市長の報告を終了いたします。

次回は9月12日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時49分散会

## 会 議 錄

第 2 日

（平成元年9月12日）

○議事日程第2号

平成元年9月12日（火）午前10時開議

第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（39名）

青山弘忠  
小井道夫  
伊藤信一  
伊藤正数  
伊藤敏好  
伊藤雅好  
宇野長雄  
大島武生  
大谷茂正  
大森正二  
金川洋善  
川口喜多  
川村等  
喜多野正次  
久保博  
小林次  
後藤六  
佐藤久  
田中武  
田中俊行  
田中基介

陸正夫洋和茂蔵雄一士男力子郎哉朗吉孝勝彦  
廣忠信平増昭元弘辰和幹道真安  
口田村崎呂本本川市内川田野野利  
谷豊中野野橋橋長古堀前益水水毛森森山山渡

○欠席議員（2名）

坂口正次剛

### ○出席議事說明者

市助 長役 加藤 寛嗣 片岡 一三

教 育 長 岡 田 久 江  
教 育 次 長 宮 田 勉

代表監查委員 吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長 長谷川 昭彦

参事兼議事課長	平井俊英
議事課長補佐	岡崎雄治
主幹兼議事係長	福島和幸
主事	井上紀久夫
主事	水谷正昭

午前10時開議

○議長（川口洋二君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川口洋二君） これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 おはようございます。

私は、消費税の廃止について、第1番に質問させていただきます。

7月の参議院選挙は、消費税に対する国民的な怒りによって、与党である自民党が大敗し、参議院では野党が多数を占めることになりました。私ども日本共産党は、多くの国民の皆さんとともに、一貫して消費税反対、廃止の先頭に立って頑張ってまいりました。また、廃止法案を示してきただけに、選挙戦の結果に示された国民の世論と要求にこたえ、直ちに廃止しなければならないと思います。

もともと消費税は、3年前の衆参同日選挙で自民党は、「大型間接税はやりません」と言って、公約に違反して強行導入したものでございます。

今度の選挙の結果は、この消費税を廃止させよというのが国民の審判であり、国会も政府も直ちに実行しなければならないと思います。それが民主主義であります。

ところが、政府自民党は、見直しなどと言ってそれを実行しようとしている。おまけに財源を示せという議論を持ち出しています。公約に違反して強行に導入した消費税でありますから、直ちに廃止し、それを第一歩とした民主的な税制改革をやるべきだと思います。ちなみに、我が党は、10兆円の財源を示していることを申し添えておきます。

さて、四日市においても選挙戦の結果が示していますように、圧倒的な市民が消費税廃止を切望していることは言うまでもありません。加藤市長は、消費税が施行されたらやむを得ないとおっしゃって、当時の竹下内閣の意向に沿って消費税の導入に踏み切ったわけでございますが、まことに遺憾な態度であったと思います。しかも、今議会の開会日に、市長は、「消費税については、今しばらく様子を見ることにしたいのでご了解を」と表明されましたが、圧倒的市民の世論と要求に背を向けたもので、断じて容認することはできません。私は、加藤市長が、本当に市民の声と暮らしを大切にする立場に立たれるのであるならば、選挙戦の結果に示された圧倒的市民の世論と要求にこたえた市政を進めなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、私が問題としたいのは、3月議会で提案され、議決された公営企業関係の消費税上乗せ分の扱いでございます。4月から実施されている市営駐車場、市立病院、食肉センターなどの3%上乗せ分、さらに水道及び下水道使用料の3%は、すべて撤廃、撤回すべきだと思いますが、いかが対処されますか。市長の勇気あるご英断、対処を強く求めるものでございます。

次に、高齢者問題についてでございます。

高齢者問題は、毎回一般質問でも取り上げられ、本市でもいろいろな施

策が行われていますが、まだまだ高齢者の間にはさまざまな悩みや不安が広がっています。現在高齢期を迎える人々は、かつての侵略戦争で辛苦をなめ、戦後は今日の発達した日本経済と我が国の社会保障制度をつくり上げてきた世代でございます。

ところが、自民党政権は、高齢者の願いにこたえるどころか、消費税導入を、高齢化社会のためと称して強行してまいりました。高齢者のささやかな年金からも3%の消費税をとることは、お年寄りの生きがいを奪い、生存権をも踏みにじるものでございます。すべての高齢者が豊かで生きがいの持てる社会をつくることは、高齢者と、やがて高齢に達するであろう国民すべての共通の願いでもあると思います。

そこで、4点ほど高齢者の問題についてお尋ねしたいと思います。

高齢者と切り離すことができないのが病気の問題でございます。老人保健法のたび重なる改悪によって、無料だった医療費が1カ月800円、入院すると1日400円、入院期間中必要でございます。多くのお年寄りは、入院費用や看病で家族に大きな負担をかけるし、また家族への気兼ねから、「早くお迎えが来てほしい」とよく言われます。

東京の町田市では、このようなご老人に対して、少しでも安心して医療を受けられるよう、59年から入院見舞い金制度を条例化し、医療費の軽減を図っています。例えば、7日から30日入院されますと5,000円、31日から60日までが1万5,000円、61日から120日までが3万円、120日以上が5万円と支払っております。このほか、東京では5市で実施しておりますし、現在も医療費の全額無料の市町村も数多くあります。四日市におかれましてもこの制度を取り入れ、少しでも高齢者の入院医療費の負担を軽減するお考えがないか、お尋ねいたします。

2つ目には、老人の付き添い看護料の問題でございます。

この問題では、既に62年の6月の定例議会で質問をし、市長や福祉部長から、「県とも相談したい」ということを答弁でいただきましたが、その

後どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

先日も私の友人が、「入院中のお年寄りを抱え付き添いをつけていたけれども、付き添い看護料が家計を圧迫し、生活が成り立たなくなつたので、助成を行っている名古屋へ引っ越していった。四日市では助成がないのか」と言われました。「住みたくなるまち四日市」とはほど遠い現実の話を聞き、非常に残念に思いました。

先日も、老人福祉大会で、市長の代理として出席されました片岡助役も、あいさつの中で、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために努力する旨の話がありました。このスローガンが生きるようなまちづくりのためにも、再度付き添い看護料の助成についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

3つ目には、介護手当金の増額の問題でございます。

三重県内では他市に先がけ、居宅で3カ月以上寝たきりの老人及び痴呆性の状態にある65歳以上の老人を常時介護されている方に対し、月額2,000円の手当が支給されていることは、非常に結構なことと喜んでいます。また、この方々の負担を軽くするのに、今年5月からはナイト・ケア事業も実施され、夜間、痴呆性老人を預けることもできるようになりました。一日じゅう目の離せない痴呆性老人を抱えられるご家庭では、多少の負担の軽減にもなったことだと思いますが、年間30日が限度ということで、まだまだ十分なこととは言えません。施設入所の市の費用負担から考えますと、在宅で看護されているご家庭に対して、この介護手当はもう少し増額してもいいのではないかと思います。寝たきり老人や痴呆性老人のお宅へ直接行って、そのご苦労を見聞きしておられます民生委員の方々も、非常に増額をしてほしいと要望をされております。ぜひ増額をされることを強く求めるものでございます。

4つ目は、痴呆性老人の早期発見の問題でございます。

65歳以上のお年寄りの中から痴呆性老人が出現する率は4.8%と、厚生

省の痴呆性老人対策推進本部が報告書の中に書いています。痴呆性老人をめぐる介護も大変でございます。1日じゅう目が離せない、介護者自身も高齢化など、深刻な実態がございます。しかし、この老人性痴呆も早期に発見し、早期に治療すれば、これ以上痴呆が進まない予防対策もとれるとして、今度浜松市が仮名拾いテストを実施すると新聞報道がなされておりました。これは平仮名で書かれた約400字の文章を読み、母音あいうえおだけに○印を付けながら、同時にストーリーを記憶する。2分間で両作業の正確性、バランスなどにより脳機能の異常の有無、異常の程度を判別するもので、面接も含め15分程度のことで済むそうでございます。ぜひともこの早期発見のできる施設を、今、建設されています合同会館の中の保健センターに設置していただき、痴呆性老人の早期発見、早期治療に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでございますか。

次に、3番目の問題といたしまして、し尿くみ取りの問題についてでございます。64年からし尿収集業務を退職者不補充ということで、順次四日市市生活環境公社に委託することが決まり、三重地区も今年4月より公社に委託されました。私どもは63年3月の議会でも、市の経費削減のための業者委託であり、市民サービスや公社で働く人々の労働条件などが懸念されるだけに、市直営で存続されることを強く主張してまいりました。

やはり私どもが懸念いたしたとおり、公社委託になった地区から苦情が相次いで寄せられ、その実態を知るために私どもはアンケート調査を行いました。また現在回収中ではありますが、サービスが向上したかの問い合わせて、悪くなったと答えた方が半数、変わらないが半数、よくなつたと言われた方が、悪くなつたと答えた方の1.5%でございました。その悪くなつたと答えた方に、具体的にどんなことかという設問をしましたところ、収集日が不定期、料金が高くなつた、作業のやり方が悪くなつたという答えが同数ずつございました。このアンケートの中から二、三紹介をさせていただきたいと思います。

人数が変わらないのに、今年の7月の支払金が3,000円以上でしたので、市役所の清掃管理課に電話をいたしましたら、こちらは料金だけで詳しいことはわからないので、し尿会社へ電話をしてくれということでしたので、電話で尋ねましたところ、63年度の1回くみ取り料が80から100リットルでしたが、人が変わっていないのに、今年の4月からは1回に200リットルから300リットルで倍以上になっていたので他の人にも尋ねましたら、私の家も料金が増えているとのことでございました。運転手のメーターの水増し報告か、会社ぐるみの水増しか、不安で何かいい方法はないだろうかというお手紙を寄せられたのでございます。

また、アンケートの用紙を失ったということで、わざわざ自分でつくって郵送をしてくれた方は、収集日が不定期、市から変わって2カ月目にしか来てくれませんでした。翌日電話して来てもらいました。また、3カ所のうち、少し離れた1カ所はとってくれない。とにかく悪くなつたことは確かです。もとに戻してほしいと思います。

人数に変化がないのに料金が違っている。雨水、その他の流入はない。市から民間に切りかえるとき、各家庭の査定がずさんきわまりない。いずれの場合にしろ、きれいにとってくれることが望ましい。月々の格差が甚だしい。そんなに変わらないと思うが、いろいろとアンケートには書かれています。

このアンケート結果からもわかるように、民間に移し、コストを安くするため、公社の職員に過重なノルマが課せられているのでないでしょうか。そのために丁寧な対応、例えば、水を流しきれいにとっていく。引っかかっている汚物をとるのに、奥まで長い棒でかき出すのは時間がかかるので、短いので入り口付近だけをするとかいう、現に職員が、「そんなことをしていたら遅くなる」と言っていたという話も聞いております。

こういう事態に即して収集するのですから、毎日何軒回れるとかいうようなノルマを課することはだめなのではないでしょうか。直営のくみ取り

のときには出なかった苦情が、民間に委託されたためにいろいろな問題が出てきたのであり、63年3月議会の答弁でも、サービスの低下にはつながらないようにすると言つておられたように、市当局も実態の把握に努力し、改善すべきところは改善し、公社の職員が市民に対し十分なサービスができるよう、また労働強化につながらないような委託料の見直しを含め、改善されるお考えがないのか、お尋ねをいたします。

#### 4番目の道路渋滞についてでございます。

62年12月にも道路の渋滞についてお尋ねをさせていただき、一部改良はしていただきましたが、国道365号と小牧小杉線の交差点の渋滞は、以前にも増してひどくなつたように思います。私の地区、三重地区をはじめ、県地区、朝明地区一帯における自動車の交通量が、住宅団地の開発とも相まってどんどん増大しています。朝夕のラッシュ時はもとより、終日長時間にわたり渋滞が激しくなつてきております。市民の生活の利便さや安全性が著しく阻害されているだけでなく、商業・事業活動にも大きな損害を与えています。どうしても自動車交通渋滞解消のために必要な交差点改良、拡幅、路線の整備促進が地区住民にとって切実なものになっています。三重、県、朝明地区におけるひどい自動車交通渋滞を改善し、住民の生活の利便性の向上と安全性の確保、商業・事業活動の活性化のために、少なくとも次の3点について緊急に、かつ積極的に取り組む必要があると思います。

1つは、国道365号と小牧小杉線との交差点及びその周辺の抜本的な改良。

2つ目は、都市計画街路である泊鶴線から建設中の四日市土山線バイパスの大井手橋地点から国道365号までの間の早期整備。

#### 3、赤堀山城線のうち、海蔵川左岸から中倉橋の間の早期整備。

以上の点について、この際、市開発公社の積極的な活用をはじめ、特別な手法や財源策を講じて取り組むお考えはないか、お尋ねをいたします。

#### 5番目の地域経済研究所の事業運営についてでございます。

本年4月に開設された四日市地域経済研究所が8月24日、開所記念と称して、東海銀行常務取締役の水谷研治氏の「変動する日本経済と為替相場の行方」と題して講演会を催されました。私は、その講演内容を聞き、一体四日市地域経済研究所は何を目的に、どんな事業をされようとしているのか、その運営についても大きな疑問を抱いたのでございます。改めて設立の趣旨、目的、事業内容、運営方針について明らかにしていただきたいと思います。

以上、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点の消費税についてお答えをいたします。

消費税は、法律的には4月から実施、施行になっております。したがって、4月からこの法律に基づいて、市としてどうするかということを3月議会におはかりをいたして、議決をいただいたわけですが、そこで、一部のものについては実施をいたしました。一部のものというのは、先ほどお話があったとおりでございますが、これら的一部のものは、民間で行っておる事業とのバランス上、やむを得ずやらざるを得ないということで施行いたしたのでございます。

なお、上水道、下水道につきましては、条例だけは議決をいただきました。実際の施行は見送っておりますし、今、直ちにこれを条例どおり施行しようという気はございません。それというのは、消費税そのものに関して国民の議論が沸騰をしたということを見まして、当然これは何らかの措置が國の方で講ぜられるであろうということを予測いたしておったので、そういう措置をとったのでございます。

そこで、現状それではどうするのかということですが、法律でありますから、国会で議論をされて、そこで決められたことを、地方自治体

としてはそれに従ってやっていくというふうに言わざるを得ないわけがありまして、法律に従わないというわけには、最終的にはいかないというふうに思っております。

今、国会の方では消費税ということについて、廃止を含めまして見直しの議論がなされようとしておるわけでございますから、今、直ちに現行の実施の状況を地方自治体の手だけでこれをどうこうするというわけにも、民間とのバランス上、私はできないことではないかというふうに思っておりまして、しばらくは国会での法律の取り扱いの推移を見てみたいと、こういうふうに思っております。

そこで、市長会においては、今年の8月2日に、この問題をどうするかということで議論があったわけでございますが、決議としては、「消費税については、その内容あるいは仕組みについて国民の理解と協力を得ながら必要な見直しを行うなど、適切な措置を講ぜられたい」という決議をいたしておりまして、知事会の方でも、9月14日に全国知事会議が開かれ、9月22日には、地方6団体と大蔵、自治の両大臣の間で意見を聴取するということになっておるわけでございます。

したがいまして、私どもはそういう動きをしっかり見据えて最終的な判断を下してまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 2番目の高齢者問題についてお答えいたします。

まず、老人の入院見舞い金の支給についてでございます。昭和58年に老人保健法の施行によりまして、一部負担金の制度が導入されたわけでございますが、これは健康についての自己責任の観点から、老人自身にも健康の自覚を求めて、適切な受診を願う、そういった趣旨のもとに、負担

能力の上で無理のない額といたしまして、老人の医療費を国民のすべてが公平に負担するという趣旨で定められたものでございます。なお、低所得世帯に対しましては、負担金の軽減措置がとられておりますし、また心身障害者につきましては、県と市の制度といたしまして、一部負担金の全額を助成しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、付き添い看護料の差額支給についてでございます。老人保健におきましても、健康保険制度に準じまして、入院時の付き添い看護料の支給を行っておるわけでございますが、法定基準と現実の料金には差額が生じております。しかし、現行制度におきましてその差額を市が負担することは困難でありますので、法定基準額の引き上げにつきましては、市長会を通じて国へ要望しているところでございます。

次に、介護手当の増額についてでございます。ご指摘のように、本市におきましては昭和59年度から、寝たきり老人等介護手当支給要綱に基づきまして、市の単独事業として実施をしておりまして、その重要性につきましてはよく認識をいたしているところでございますが、基本的には国の政策の中で実施されるべきものだというふうに考えております。この制度の創設につきましては、今まで国に要望してきたところでございますが、今後とも県や市長会を通じまして、国へ働きかけていきたいと存じます。

○議長（川口洋二君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第2点目の高齢者問題の中で、痴呆の早期発見について、保健センターの中で実施をしてはどうかと、そういうご提言がございました。具体的には浜松市の例をお出しになりましてお尋ねがあつたわけでございますので、少し浜松市のやっておりますことについてご紹介をさせていただきたいと思うわけでございますが、現在浜松市で実施をいたしておりますのは、あくまで試験的にこれを実施をしているわけでございまして、その内容といたしましては、痴呆の初期の段階では、五感

を通じて入る情報のコントロールタワー的な働きをする前頭葉が故障する点に着目をしているわけでございまして、言ってみれば、前頭葉機能テストというふうに言われているわけでございまして、新しい手法として開発がされたと、こういうふうに言われているわけでございます。

先ほど具体的にお話がございましたように、その前頭葉機能テストというのはいろいろあるわけでございますが、例えば、今、ご指摘がございました、1つは、例えば仮名拾いテストでございますとか、あるいは動物名の早期テスト、そういったことが痴呆の早期発見に極めて有効だというふうに、浜松市の場合そういうふうに言われているわけでございますが、しかしながら、現在の段階では、先ほど申し上げたとおり極めて試験的な段階だと、そういうふうに私どもとしてはお聞きをいたしておりますのでござりますので、今後そういうことについて十分見きわめながら、その上で本市といたしましては、今後具体的にそういうものができるかどうかということについて十分検討させていただきたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、第3点目のし尿のくみ取りの問題に関連をいたしまして、特に公社側の収集についてのサービスについてのいろいろのアンケートの結果についてのご指摘がございました。私どもといたしましては、ご承知のとおり、し尿の収集業務につきましては、あくまで公共性の確保を図るということが基本でございまして、さらに市民サービスにも配慮しながら、より効率的な収集業務を行うという、こういう立場から、昭和63年度から公社側に委託をしたわけでございます。

そこで、今、アンケートの結果についていろいろとご指摘がございました。私どもといたしましては、そういうご指摘について受けとめをさせていただく点につきましては、率直に受けとめをさせていただきたい。こう思っておるわけでございます。したがって、今後ともさらに住民サービスが一層向上できるように、公社側とも十分連携を強めながら、適切な指

導あるいはまた監督を行ってまいりたい。そのように思っておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、委託料について改善をする気があるのかないのかと、そういったご趣旨のご質問がございましたが、私どもといたしましては、現在の委託料につきましては、法の趣旨にのっとりまして適正な委託料としてお払いをしとる、こういうことでございますのでご理解を賜りたい。そういうふうでございます。

○議長（川口洋二君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 第4点目の道路渋滞についてお答えを申し上げます。

ご質問に3点のそういった道路渋滞、また道路整備についてのご質問でございますので、順に追って説明をさせていただきます。

まず、第1点目の生桑町の国道365号と県道小牧小杉線、それに市道日永八郷線がラップしている路線の交差点改良についてでございますが、現在改良にかかります範囲には、北側にはパチンコ店とガソリンスタンドがございますし、南側には百五銀行生桑支店と桃太郎おにぎり店、こういった周辺住民にも関係のある店舗がございまして、この交差点改良に必要といたします用地の面積は約860m<sup>2</sup>でございまして、店舗の移設、移転を考えますと、相当な経費と交渉の日時がかかるものと思うわけでございますが、今後は県当局に対しまして、早期に着手できるよう強く要望をしてまいりたいと、このように考えております。と同時にこの交差点に流入いたします車両のほとんどが、先ほどもお話をございましたように、市の北部地域と北勢地域の車でございまして、ラッシュ時の7時から9時までの間には、国道365号線、小牧小杉線、四日市の市街地へ流入する車が約2,300台あるわけでございまして、各地区からご要望いただいております富田山城線の有料道路の無料化によりまして、この交差点での交通渋滞も

緩和されると考えますので、この点につきましても、県当局へ強くお願ひを申していく考え方でございます。

次に、第2点目でございますが、現在施行しております伊倉橋以北の泊鶴線についてでございますが、この伊倉橋は、平成2年度に完成の予定をしておりまして、その完成後の早い時期に、先ほどお話をございました国道365号までの約800mの区間の用地確保につきまして、関係自治会、地権者との話し合いを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、第3点目の赤堀山城線の整備についてでございますが、末永本郷地区土地区画整理区域との関連もございますが、末広橋以北の計画ルートにつきましては、ご存じかと思いますが、県の窯業試験場内を通りまして、海蔵地区の源の堀川沿いに西へ小杉町を経て、山城町までの約6kmの区間でございますが、本年度より新海蔵橋へ通じます阿倉川野田線から以北の赤堀山城線の約400mの区間の設計と用地測量を実施いたしたいと考えております。と同時に、部田川左岸道路から赤堀山城線へのアクセス道路についても取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 地域経済研究所について、わたしの方からお答えをいたします。

四日市地域経済研究所は、昨年4月の四日市大学の開学を契機といたしまして、産・学・官の連携協調により、本年4月設立、開所をいたしたものでございます。ご承知のように四日市大学は、本市と学校法人曉学園との公私協力方式という新しい方式によって誕生いたした大学でございますが、この大学にはいろんな特色がございますが、大きな特色の1つといたしまして、地域に開かれた大学、地域に積極的にかかわりを持つ、地域経済の発展と文化に寄与すると、こういったことを建学の理念といたしております

ところでございまして、この四日市大学の開学によりまして、地域への専門的な知識の提供が条件的に可能となったわけでございまして、昨年来、この経済研究所の設立について、四日市大学を中心といたしまして、市内の産業界、それから私ども行政関係者、この三者で経済研究所の設立準備のための委員会を発足をさせております。そこで、いろんな角度からご検討をいただきまして、そして今年に入りましてご提言をいただきました。そしてこの提言を受けまして、本年4月開所の運びとなったものであるわけでございます。

この経済研究所の設立の趣旨でございますが、先ほど申し上げましたような経緯でございまして、地域の活性化を図ること、そして地域に密着した調査、研究等の諸活動を行いまして、地域の発展に貢献しようとするものでございます。主な業務といたしましては、地域経済、経営等の時代に即したさまざまな課題につきましての自主的な調査、研究や、また、自治体、産業界等からの受託調査、さらに地域への情報活動、情報提供活動といいますか、それからさらにご指摘ございました講演会活動等を行うことといたしているところでございます。

既に自主研究の第1号といたしまして、これは6月の各紙でも取り上げておりましたのでご承知いただいておるかと思いますが、四日市の商店街の活性化のための調査を行っていただいております。これは名古屋の商店街と四日市の商店街との比較、分析をやっていただいておりまして、10月ごろには報告書をちょうだいできるんではないかというふうに思っております。

受託調査といたしましては、本市から円高影響調査の委託をいたしておりまして、これは円高が四日市市内の企業に及ぼした影響、また企業の円高対応の実態を企業ヒアリングをしていただきまして、そして把握をしていただく。

さらには、今後の世界経済の動向を見通しながら、各企業及び自治体が

実施すべき方策についての検討、また四日市の経済の将来の像と、こういったことでございますし、また本市の将来計画の検討資料の充実を図るために新たな構想づくり、ビジョンづくりの基礎資料とするための四日市社会経済モデル策定調査をお引き受けいただいているところでございまして、私どもといたしましては、今後とも、この四日市地域経済研究所を大いに活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

ご指摘がございました8月24日の開所講演会には、議員の皆様方大勢お越しをいただきまして、ありがとうございました。ご承知の東海銀行の水谷研治氏を講師に迎えて開催されたものでございまして、現在の為替変動、また経済情勢の分析等を、財政健全化の長期展望と世界的な税制の傾向から、その必要性をいろいろ述べられたものでございまして、私も聞かせていただきましたが、非常にわかりやすくてよかったなというふうに思っておりますし、皆様方から寄せられている評判もよかったんではないかというふうに、私どもの方にお寄せをいただいているところでございます。

この研究所主催の講演会というものにつきましては、研究所というものの性格から、幅広いご意見を多くの皆様にご紹介をすると、こういう場というふうに考えておりまして、多方面から時節に見合ったご意見を提起していただける方々を講師にお迎えをいたしまして、今後とも有意義な講演会が開催されますよう期待をしているところでございます。こういった講演会等を行っていただきまして、やはり行っただけではどうかと思いますので、この研究所の情報提供活動の一環として機関誌の発行等も計画をしていただいておりますから、講演会の内容等はこの機関誌等で市民、この地域の方々にご紹介をしていただけるんではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、当研究所は開所したばかりでございまして、シンクタンクとしての機能発揮のためには今後とも各般にわたる努力をすべきと思っておりますし、ぜひ議員各位の今後のご支援、ご協力をよろし

くお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（川口洋二君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 ただいまご答弁いただいたわけでございますが、消費税の問題につきまして、多くの国民の「消費税を廃止せよ」という声に耳を傾けることは、何も一地方自治体であってもできることではないかと思います。ぜひとも市長のご英断できっぱりと廃止させる方向で、今後市政に臨んでいっていただきたいと思います。

次に、入院見舞い金の件でございますけれども、もともと無料であった老人の医療費が有料にされ、そして非常に困難な中で、重度になってからしか入院できないような老人の実態を、福祉部長は把握していらっしゃるのでしょうか。

また、付き添い看護料の問題も、前回質問させていただいたときには、県と相談をしながらという答弁でございましたのに、県に対してどういうふうに働きかけておられるのか、一言の答弁もございませんでした。そして、国の施策の中で福祉を行っていく、地方自治というものはないのでしょうか。そして、安心して暮らせる福祉のまちというのは、どういうことなのでございましょうか。

また、介護手当の問題もそうでございます。けさもNHKのテレビで、在宅ケアの問題で放映をされていたわけでございますけれども、在宅で、室内で歩行ができる方にかかる費用が14万円、そしてまた寝たきりの人では11万7,000円、室内歩行でなく、また寝たきりでもない、まあまあの方で24万7,000円もかかるそうでございます。これには看護料、そしてホームヘルパーさんに払われるお金が入っておるのでございます。老人病院に入院しますと37万円、特養では24万円ほど、自己負担も含めてかかるわけでございます。国の措置費や市の措置費でそれが賄われているわけでございますから、在宅で介護に大変ご苦労なさっている皆さんに対して、国の

基準だから国の政策の中で2,000円だけ与えておればいい、そんなものではないと思います。もう一度、福祉部長からの温かい答弁を求めるものでございます。

し尿処理につきましては、まだまだアンケートも途中経過でございます。もう一度12月の議会でも取り上げさせていただきたいと思っております。

道路の渋滞問題でございますけれども、泊鶴線についてでございますが、この泊鶴線のルートは、幸いにして建物が建っていないところで用地買収も比較的容易にでき、道路建設費も少なくて済むのではないかでしょうか。先ほどもお話がありましたように、平成2年度には大井手橋が完成いたします。せっかく多額の事業費をかけて建設している大井手橋でございますが、四日市土山線バイパスとして機能するだけでなく、泊鶴線の整備とつなげることによって、国道365号の東西交通の渋滞を泊鶴線の南北の流れに変え、市中心部との間の交通を大きく改善することができるのです。大井手橋に対する投資効果を二重にも三重にも上げることになるものでございます。どうぞ積極的に取り組み、遅くとも二、三年中に完成するようしていただきたく思っております。

四日市地域経済研究所でございますけれども、私は、あの講演の中で、消費税廃止が大多数の世論であるにもかかわらず、消費税はどうしても導入しなければならないという講師を呼ばれたことに対して、心から怒りを感じるものでございます。講師の選択についても、内容についてもよく検討されることを希望いたします。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目の老人の入院見舞い金のことでございますが、先ほども申し上げましたように、これは以前は確かに無料でございましたけれども、老人保健法が施行されて、老人にも一部負担金をお願いするという趣旨でございますので、これは国の制度として決められてお

るわけでございます。したがいまして、市としましては、やはり大きな枠の中では、国の施策に従うべきだということでございまして、しかし、低所得者あるいは心身障害者につきましては、県、市の制度として減額措置なり、全額を助成しておるということでございます。

それから、付き添い看護料の問題でございますが、これは県の方とどういう折衝したかということでございますが、基本的には国の政策の中でやるべきだという立場は県も同じでございます。もし仮にこれを実施するということになりますと、少なくとも都道府県単位で実施すべきだと考えております。と申しますのは、やはり財政的な負担ということもございますけれども、ほかの市との均衡なり、関係というものも考えて実施しなきゃならぬということでございますから、やるとすれば都道府県単位でやるべきだというふうに考えております。

それから、介護手当の件でございますが、現在、市が2,000円、月に支給しとるわけでございますが、これは金額が少ないと言わればそれまでですけれども、精神的な、奨励的な意味だという色合いが濃いわけでございまして、これもご指摘のような在宅福祉と施設福祉のバランスというものを考えれば、私どもとしてはそういう増額というより、むしろ国の新しい制度として創設してほしいということを願っておるわけでございます。民生委員さんの現場の方からは、やはりそういった声がたくさん寄せられておりまして、全国的な民生委員さんの団体の方からも、国の方に強く要望が出されていると承っております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 2点関連質問したいと思います。

福祉部長にお尋ねをいたしますが、少なくとも入院見舞い金の問題、現在の低所得者あるいは心身障害者に対する減額措置、これの改善について

は、当面、面というのはいつまでかということが問題でしょうけれども、ここ少なくとも一两年の間は全く考えないということかどうか。現状に照らして改善する意思は全くないということか、この点をお聞きしておきたいと思います。

それから、介護手当の問題ですが、国においてやることが基本だと。国に働きかけていきたい。しかし、現実との差をどうするかという問題は、住民に身近に接した地方自治体の行政当局として、単に現在 2,000 円出することでよしとせずに、もっと積極的な対応が必要ではないかというふうに思うんですが、この点も国に働きかけて改善されるまでは 2,000 円で、ここ少なくとも 2 年ほどは続けていくというおつもりなのかどうか、その点をお尋ねしておきたいと思います。

最後に、四日市地域経済研究所の問題ですが、24日の講演について、助役は、大変よかったですけれども、私は大変問題があると思います。先ほど水野和子議員も触れましたけれども、講師が余りにもみずから銀行の売り込みをしまゆをひそめるようなこともございました。これはほかの参加者も、講演が終わってからいろいろ言っておりました。

それから、消費税は必要だと言って、一部野党の名前も挙げながら、廃止なんということ、あるいはその財源論についてナンセンス呼ばわりして、そして消費税導入は必要だ。これからの中制は、大金持ちや大企業によけい負担してもらうということよりも、庶民によけい負担していかなきゃ日本の国が成り立たないような、今日の国家財政の赤字が解消できないかのような論調で一貫しておりました。少なくともこういう論調で、地域経済研究所の開設の記念講演とするにはどうかと思うわけです。

今日国民の争点になっているこうした問題について話をするというならば、他の立場の人も入れてシンポジウムにするとか、いろいろな工夫がなされてしかるべきだ。まるで政府自民党の、あるいは大企業、財界の言い分を四日市市民に啓蒙していく、そういう機関にこれからしていくのか。

そういう機関としてスタートするのかというふうに思われるようなスタートであったと思います。産・官・学協力が産・官・学癒着で、せっかくの市民の 1,200 万円も投資したお金でそういうことが、政府自民党や大企業、財界の論理を市民に押しつけていくための場にしていくことがあってはならない。この点で私どもは、今後も十分監視したいと思いますけれども、みずからも改善を積極的に図るよう望みたいと思うものでございます。この点についての所見を改めて伺いたいと思います。

○議長（川口洋二君） 答弁に立たれる理事者の皆さんに申し上げますが、質問時間があとわずかありますので、答弁を簡潔にしてください。

福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 老人の見舞い金についてでございますが、これは県とも相談してみたいと思います。県の制度とかかわり合っておりますので、県と相談してみたいと思います。福祉医療は県の制度でもございますので。これは県の制度と絡んでおりますので、県と相談してみたいと思っております。

それから、介護手当の問題についてでございますが、これにつきましては、改善について検討いたします。

○議長（川口洋二君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 8月24日開所記念講演会の東海銀行常務、水谷研治氏の講演内容について、いろいろご意見も含めご批判もいただいたわけでございますが、水谷先生は四日市市のご出身でもございますし、それから今日の円高を日本のエコノミスト、評論家として初めて予測をされた方ということでございますし、非常に現在の経済情勢の分析には日本でも有数な方ではないか、こんなことで講演をお願いした。内容等につきましては、私どもというか、経済研究所の方から、こういう内容にしてくれとい

うことは一切お願いをしてないと思いますし、小井議員からご指摘いただいたような内容につきましては、受けとめ方それぞれありますが、私としては、あの内容について別段押しつけがましいこともなかったようにも聞かさせていただいておりますし、市民に対して何か押しつけたというふうなことにも感じられなかったんですが。

〔私語する者あり〕

○助役（片岡一三君） それで、講演記録等につきましては、今しばらくお待ちをいただきまして、私もはっきりわかっておりませんので、いずれ機関誌として講演内容を盛り込んで、そして皆さん方にも紹介をさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 時間が参りましたので、小井道夫君の関連質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午前11時6分休憩

---

午前11時16分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 通告の順に従いまして、質問をいたします。

第1点目は、電波障害についてお尋ねをいたします。

これは昨年9月議会の中で質問させていただきました。それですから、昨年の答弁より前進するご回答をお願いをいたしたいと思います。

昨年の9月議会において、中高層建築物による反射障害、ビル陰障害、複合障害の現状と指導要綱の作成、行政指導と今後の対策について質問をいたしました。それ以後、理事者側の計らいで、今年の1月1日から中高層建築物指導要綱の制定と、3月議会における調査費をつけていただきま

した。この場をかりて厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、四日市市で4階以上の建築物、建造物が年々多く建築確認申請が出されています。地域によっては、共同受信施設に取りかえた地域も多くあると聞いております。その反面、複合障害対策は依然としてされていないのが今日の実態であります。私どもの橋北地区も昨年から当事者間で協議を行っておりますが、今日に至って残っている問題は、原因が特定できなくて電波障害が起きている地域での問題です。また、建設に当たって事前調査がされてないためと、建築主側との建物の障害範囲、建築主の方からいきますと、少なく見積もっているために一部の近隣周辺の対策をするだけで、地域によってはいまだに解決をされていません。

この電波障害の問題は基本的に民事であり、郵政省電波監理局通達では、「当該者間で協議の上、共同受信施設などによって解消を図ること。この費用負担については、原因者負担で解決を図ることが適当」となっています。問題は、障害の原因が特定できなくて、電波障害を起こしている問題には、どのような対策と処置をしていかれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

複雑な原因による複合障害の対策は、昨年の9月議会の答弁では、住民環境の方では環境部、地域の問題としてとらえるなら市民部、建築確認の立場では都市計画部、この3つの部が十分連携して対応していきたいと答弁がありました。この複雑な要因による複合障害は、今日の建築確認段階での行政指導では対応し切れないと思います。この問題は、広い意味で環境保全対策といった観点に立ってとらえていかなければ対応できないと思います。

また、四日市市全体の障害の実態を把握をして対応していくには、3部調整だけでは対応できないような気がいたします。そこで提案でございますが、中高層建築物障害対策室をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょう。

現状では、建築指導課の一部の職員が電波障害の相談を、日常作業をやりながら対応している実態でございます。しかし、電波障害に対する住民のニーズにこたえていこうとすれば、次のような手続、行政指導、調査があるわけであります。建設段階から、建設の完成と共同受信施設管理までの手続と指導が数多くあるわけであります。建築物を建てる前の設計書の案、受信障害の机上検討、受信障害の事前調査、未然防止方法の検討、解消対策方法の検討と対策に必要な経費の見積と予算の確保、地域住民への説明、工事途中の対策で仮設アンテナ工事をさせる、受信障害の事後調査、地域住民との話し合い、協定書の締結、対策方法の決定、このビル完成に伴って共同受信施設の維持管理までの手続とその過程のきめ細かな行政指導が問われるわけでございます。

次に、電波障害基金の積み立てについてであります。今、全国的にも江戸川区、浜松市では、既にこのような積み立て制度がつくられておると聞いております。電波障害防止協議会の調査の資料によりますと、ビル陰電波障害の範囲は、10階以上のビルについて電波障害地域の長さは、VHF放送でビルの高さの5倍ないしは7倍という影響範囲になるわけでございます。UHFの放送では、7倍から15倍の障害範囲になるとと言われています。

既に共同受信施設ができている地域にビル、マンション建造物を建てれば、本来なら障害対策費がかかるわけでございます。この費用分の負担をしていただく。また4階、5階、6階と高さ、面積によって対策費の費用をこの基金へ積み立てることによって、その費用で複合障害になっている地域への整備が順次できるではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

また、電波障害が起きて対策をするという考え方から一步進めて、障害をどの程度出さずに済むのかを考えますと、障害の未然防止対策は、1つには、ビルの向きを変える、配置、高さの変更による対策、またビルの壁

面形状の変更による対策、ビルの壁面に電波吸収体の材料による対策、傾斜壁面の採用によって反射障害を軽減させるために、これは全国的に採用されています。受信障害の軽減効果が半永久的になり、共同受信施設を広範囲に設置する場合に比べて、維持管理の手間が少ないなど、利点が多いと言われていますが、建築主に対してこのようなPR、指導するべきだと思いますが、いかがでしょう。

第2点目は、公共下水道事業についてお尋ねをいたします。

四日市市の公共下水道は、昭和29年度をはじめとして、市の中心部である阿瀬知、納屋の一部を排水区とする第1期事業、昭和39年に受益者負担金制度を採用し事業が進められています。昭和41年には、日永終末処理場が完成、市街地の一部で処理を開始し、水洗化が進められてきました。昭和42年度から常磐排水区、昭和46年度から橋北排水区、昭和50年度から南部排水区の事業着手し、事業が進められています。また、県が事業主体となって整備を行っている北勢沿岸流域下水道についても、59年度に事業着手し、63年1月より一部供用開始し事業が進められています。

そこで、この橋北地区においても、46年事業着手をいたしました。戦災復興事業を中心に53年度から56年、58年度と面的に事業が進められてきました。しかし、59年度からは、面的に事業が進められていないように見受けられます。土地区画整理事業との絡みもあろうかと思いますが、今後の計画をお示し願いたいと思います。

次は、受益者負担金と水洗便所改造資金貸し付け制度と水洗化の促進と住民に対するPRの周知徹底方であります。受益者負担や徴収制度の運用はすべて条例に基づいて実施をされていますが、過日も橋北地区の受益者負担金説明会が開かれました。旧国道に面した浜一色町は、公共下水道整備されてから丸8年たって説明会が開かれました。本来なら招集時期は、下水道整備による利益の見返りとされることから、下水道が使用可能となる年度、または1年ないし2年前にすべきじゃないかと思いますが、いか

がでしょう。

次は、水洗便所改造資金貸し付け制度についてであります。下水道法11条の3では、「下水処理を開始をすべき日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない」となっています。過日も貸し付け制度について相談がありました。下水管理課へ電話で問い合わせたところ、「あなたの場合は3年以上たっているから貸し付け制度には適用しない」と言われたそうでございます。水洗便所改造助成条例は、水洗便所に改造するために要する資金の貸し付けを受ける者は、第4条第2項第3号で「市長が自己の資金のみで工事の費用を一時に負担することを困難と認めた者であること」となっていますが、第3号で困難と認めた者とは、どこまで範囲なのか。また、貸し付けの年数は、いつでも借りられるようにしたらどうかと思いますが、いかがでしょう。

水洗化の促進について、下水道施設を建設したのみでは、下水道整備の事業効果があらわれないわけでございます。下水道が供用された地域内において、各家庭や事業所が便所の水洗化、排水設備の設置によりそれらの排水を下水道管に排水し、下水処理場に処理をされてこそ、下水道事業の効果があらわれるものであります。

しかし、水洗便所普及率の状況を見ておりますと、59年度は91.2%、60年度は90.4%、61年度は90.2%、62年度は88.1%、63年度は86.7%と普及率が下がっております。この下がっていくのはどこに問題があるのか、お伺いをいたしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市民部長。

〔市民部長（米津正夫君）登壇〕

○市民部長（米津正夫君） 1点目の電波障害対策につきましてご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、本市では本年4月、テレビ放送の電波障害対策を検討

いたしましたために、環境部、都市計画部、市民部で構成をいたします電波障害対策調査研究会を設け、電波障害問題に取り組んでいるところでございます。当研究会におきましては、これまでに市内共同受信施設の概況を把握し、NHK、東海電気通信監理局、中部電波協調組合連合会などを尋ねまして、電波障害の実態や対策について種々の情報や意見の収集に努めてまいりました。

また、全国主要都市に電波障害対策の実態を照会し、50都市から回答を得て、さらにその中から大阪府の豊中市、吹田市、京都府の長岡京市に赴きまして、先進的な取り組みについても視察をいたしておりますところでございます。これら多方面にわたる調査の結果、各都市とも電波障害の問題は抱えておりますものの、市独自で抜本的、有効的な方策を立てているところはほとんど見当たらなかったわけでございます。

しかしながら、電波障害は市民の日常生活にかかわる問題でもあり、この解決の方策を見出すことが大きな課題となっております。現時点における具体的な電波障害対策といたしましては、ご指摘のとおり、本年1月から実施いたしました中高層建築物指導要綱により、新設の中高層建築主に対し、原因者の責任と負担において電波障害を解決するよう指導、助言しているところであります。建築主側におきましても、ご理解をいただいているところでございます。

また、ビルなどが密集する地域に見られるように、これらが複合して発生をいたします場合、原因者を特定することが大変困難なため、苦情とか対策を求める相手方がなく、解決がおくれているのが現状でございます。

今回の調査の中で、京都府の長岡京市におきましては、電波障害対策のために住民が共同受信施設を設置する場合、その経費の一部を補助しております。また、三重県におきましても、その原因を自然地形に限定いたしまして、同様な補助制度を設けておるところでございます。本市でもこうした事例を参考にいたしまして、補助金制度の導入ができるいか、検討を

してまいりたいと考えておるところでございます。

また、基金制度につきましてご指摘もちょうだいしたわけでございますが、大阪府の吹田市や浜松市におきまして、都市化が急速に進展すると予想される一定の区域を設定いたしまして、地域組合や建築主が順次共同受信施設でネットワーク化し、最終的には区域内の全家庭が共同受信施設で結ばれるような方策を取り入れております。この費用につきましては、区域内に新たに建設しようとする建築主が、建物の規模などに応じまして拠出する分担金によって賄われておるわけでございます。このような制度につきましても、本市でも適用できないかどうか、今後、当研究会で研究をしてまいりたいというように考えております。

以上のような電波障害対策につきましては、種々の課題も多く、来年度にかけて専門家の協力を得ながら調査、研究し、可能なところから具体化してまいりたいというように考えておるところでございます。

また、電波障害対策は、一市町村だけで解決できない問題もあるわけでございまして、三重県に対して積極的な取り組みをしていただくよう、三重県市長会を通して、また本市独自といたしましても強く要望しているところでございます。

次に、電波障害に対する市の取り組みにつきまして、例えば、電波障害対策室などを設置してはどうかというご提言もちょうだいしたわけでございますが、具体的なこのご提言につきまして、いろいろ研究をしてまいりたいと思いますけれども、現在の電波障害はご承知のとおり、建築物や企業活動に伴うもの、あるいは自然地形など種々な原因によって起こっておるわけでございまして、その対策も関係部で総合的に協議、検討していく方が、現時点におきましては実効が上がるものではなかろうかというように考えておるわけでございますが、しかしながら、ご提言の趣旨につきましては、当面この電波障害対策調査研究会で取り組んでいく中で、また必要に応じては専門家の参画も得ながら対応してまいりたいというように考

えておる次第でございます。

なお、電波障害の未然防止につきまして、ビルの向きとか、あるいはビルの壁面の材料等、専門的なご指摘もちょうだいをいたしたわけでございますが、これらにつきましては、当研究会で十分研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（川口洋二君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 第2点目の公共下水道の問題につきましてお答え申し上げます。

橋北地区の公共下水道につきましては、先ほどもご質問がございましたように、単独公共下水道区域に包含されておるわけでございます。昭和46年度から雨水対策を中心に行流方式をもちまして着手したわけでございます。現在の整備状況でございますが、橋北ポンプ場のはか面整備といたしましては、先ほどもお話のございましたように、戦災復興区域の全域と、また治水上必要な下水管がふせられる場所につきましては完了しておるところでございます。

しかしながら、治水上もさることながら、汚水対策につきましても、地域の皆さんから非常に強い要望をいただいておるわけでございます。昨年の9月議会でもお答えいたしましたように、未整備区域につきましては区画整理の問題もございますので、雨水対策は在来の水路を使用いたしまして、また汚水につきましては、汚水専用パイプをかけるということで、いわゆる分流方式をもちまして進める予定をしております。本年度に都市計画決定及び事業決定の認可の変更を得る予定になっておるわけでございます。

事業の施行時期でございますが、雨水を排水いたします午起ポンプ場につきましては、来年度から用地取得に入りたいと考えておるわけでございます。事業の方も継続的に進めてまいりたいと考えております。

一方、汚水対策につきましては、本年度から分流方式によりまして施行する予定でございます。今後雨水対策と整合させながら順次整備していくわけでございますが、道路の狭隘なところもございまして、地域の皆さんのご協力なしでは進めることができないわけでございます。

また、下水道事業を推進するに当たりましては、多額の資金を必要とするわけでございます。このため工事着手前には受益者負担金などの制度につきまして、十分皆さんに理解していただくように進めたいと考えておるわけでございますが、ご指摘のありました、8年前に工事をやって今ごろというお話をございましたが、これにつきましては、橋北地区の特殊性から浸水対策のために線的に管を延ばしてございましたので、その辺ちょっと前後いたしましたところがございました。

また、水洗化の問題でございますが、水洗化の率につきましては、おおむね90%前後でございますが、どうしても面整備を先行させることによりまして、年々多少の上下があることにつきましては、ご理解願いたいと思います。

また、この水洗化の促進につきましても、広報などによりまして啓蒙に努め、関係者のご理解を賜ってまいりたいと考えておるわけでございます。

次に、便所の水洗化に対する助成あるいは貸付金の問題でございますが、ご質問にもございましたように、下水道法第11条の3によりますと、下水道の効率的な活用を促すために、供用開始から3年以内に水洗便所に改造していただくことに義務づけられておるわけでございます。しかしながら、ご家庭のご事情などによりまして水洗化ができない方々もあろうかと思います。こういう方々につきましては、今後ともこの制度が利用できますように新たに検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 ご答弁いただきましたが、最初に電波障害の関係です。私が昨年の9月議会も、9月議会の中で小林議員も再三指摘をされておりました。確かに先ほども答弁がありましたように、今年から指導要綱をつくり調査費もつける、たしか60万円だったというふうに思いますが、じゃ、一体調査費は60万円で全国的な調査をやります。その行政なりも聞きます。それなり電波防止中央協議会なり東海協議会ないしはNHK等々に、専門家に話を聞いてこれからはしていきたい。これはですね、昨年の9月議会でも質問させていただいたように、私どもが言っているのは、橋北だけじゃないわけありますて、今日もここへ出てくるときでも、羽津、海蔵の方から、電波障害の関係が出ましたけれども、羽津、海蔵、そういうところまで出でるわけです。9月議会も質問をいたしましたが、実態調査がされとらぬ限りわからぬではないか。先ほどの答弁でいきますと、NHK、専門家にそういうことを聞いて対処したい、これではもう何とも前進の意味ではないというふうに思うわけでございます。

それと、先ほど言われましたように、確かにほかの行政が、実はそこまで対策しとやせんと、そやから四日市もそこまでするというのは。しかし、そこに住民含めて、今、この現象は、先ほど言いましたように、特定できない複合障害の問題、これは原因を、ある1カ所調査をしますと、1万5,000円から2万円ですよ。そういう費用が60万円ができるかといえばできませんけれども、そういうことを含めて、くどいようですけれども、そういう調査をすると、今のスタッフではできないじゃないかと。専門的なことは全部NHKにしたって、中央電波監理局にしたって、知ってるわけですよ、これは。そういうことはやっぱり研究家でやっていただきますけれども、その辺の実態をもっと、あんたら、市民部長も含めてわかっていない答弁だというふうに思います。ぜひとも、電波障害は確かに膨大でございます。確かに昨年の9月議会でも小林議員が出されておりますように、21世紀に向けて、これと並行してどうしていくんだということも出されて

おります。ですから1年、2年では進まぬと思いますけれども、ぜひとも一遍調査をして、一体どこが住民が怒りを燃やしておるのかということを、早急にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

最初が電波障害でございますが、2点目の公共下水道事業に対してですが、先ほども水洗化を検討するということですから、これ以上私が言うまでもなく、検討をしてもらいたいというふうに思います。確かに、これはこれから高齢化社会に対して、たとえ5万5,000円の、年金の方々含めて、これから増えるというふうに私は思っております。ぜひとも早急に検討をいたしてもらいたいというふうに思っております。

それと、公共下水道事業を進めるに当たって、橋北地区で私も住民の方々から聞くのは、下水道工事をやる、その前に、最近ここ1年ぐらいはそういう説明会もやられますけれども、ずっとたぐっていきますと、説明会もやられない、PRもされていない。そこに一体どうかと。先ほども言いましたように、受益者負担金にしても、わからぬために説明会で反対をさせるということだろうと思いますので、住民に対するPR、周知徹底、財政、技術がどうなるのか、技術面でどうなるのかというのを、住民の皆さん方にこれからきめ細かい行政の指導をしていただければ、そういうトラブルもないようと思うわけでございます。

以上、先ほど答弁いただいたて、これで終わっていきたいというふうに思っております。

○議長（川口洋二君） 暫時、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時1分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 大体世の中の人々の考え方といいますのは、問題が大きくなれば大きくなるほど自分とは余り関係がないと、こういう傾向にあるわけです。これはいいとか悪いとかということは別として、そういうことで、今度の私の質問も、ひょっとするとそういうことになるんではないかというふうに考えまして、そして実はそうじゃないんですよということが言いたいんです。例えば、我々が関係しております政治の問題、今、非常に大きく揺れ動き、よく言えば反省の時期に入ってるとは言えるんですが、こういう事態になったということは、国の政治というのが我々に非常に大きな密接なつながりがあるにもかかわらず、どうも身近に感じられないと。選挙やってみますというと、大変棄権が多い。そういうふうに物事をないがしろにしてるといいますか、無関心でおることが非常に大きな問題を引き起こしておるわけです。

今日、通告をしました環境保全と資源保護、これも大変グローバルな問題で、そんなことをここで言って一体どうなるのやと、こう言われるかもしれません、もう既にここで賢明な理事者は、そうじゃないんだとおっしゃると思いますので、私はその期待を込めて質問をしたいわけです。

環境保全と資源保護というのは、これ裏腹の関係で、密接な不可分な関係があることはご承知のとおりで、それで昨日、今日、明日、ですか、「地球環境保全東京会議」が開かれておりまし、こういう世界的規模で人々が真剣に討議をして、明日の地球をどうするかということを考えておるこの会議、これがたしか今年の間に、世界規模の会議が十四、五行われるはずです。それほどこの問題が大きな切実な問題になってきておることです。

そこで、問題を、これを私は講義するつもりで来たんじゃないんですから具体的な問題に入りたいと思いますが、遠くて近い関係、自分は一体何をしたらいいんだと、こういうことをそれぞれの立場で考え、そして実行しなければならない時代だと思うので、そこで市当局に、この四日市とい

う地域社会における行政の担当者として、どういうふうなことができるんだと、こういうことを聞きたいわけです。

大変漠然としておって恐縮ですので、多少ヒントを出しますと、環境保全につきましては言うまでもないことだと思いますけれども、ゴルフ場によるところの環境の変化、汚染と断定はできないかもしませんが、環境の変化、これが四日市周辺地域に非常に大きく影響を及ぼしております。これについては、今日、県の方が規制の措置をとる予定があるようですが、それにさらに市としてどこまでできるんだと、こういうことについても問いたいところです。

さらに、今度の質問の中にたくさんの方がおられますので、私はもうこれは触れないでおこうかと思うんですが、一言だけ言いますと、鈴鹿山麓研究学園都市構想の中で、今度新しく環境関係の研究所を誘致しようじゃないかという話が出ておるようですが、こういうものこそ、現在の自然環境ができるだけ守りながら、どうやっていくかという考え方方が出てこなければならぬと思うんです。今まででは何か物をつくろうというと全部破壊してしまって、そこへ新しく物をつくると、これが常識のようになっておりましたが、そうじゃなくして、現在の状態を保存あるいは強化しながら、そういうものとの関連をうまくやっていくと、こういうことが必要だと思うんです。ですからその辺についての考え方。

それから資源保護といいますと、これも非常に範囲の広いものですが、うんと焦点を具体的に小さく絞ってみた場合に、市として考えられること、例えば日常業務をやっております市役所の中で、再資源によって十分間に合うもの、こういうものを洗い出してみる必要があるんじゃなかろうかと、こう考えることが1つ。

それからもう1つは、環境部の方で、市民の排出するごみの処理をしております。あるいはし尿の処理をしておる。この中で、これをリサイクルできるものがどれだけあるのか。もう既に経済的に成り立っておるものに

ついてはいまさら触れる必要もないんですが、それ以外のものでまだまだあるんではなかろうかと、こういうふうなこと。非常に身近な問題を率先して役所の立場でやっていくということが、地域社会への波及効果を大きくするんではなかろうかと思いまして、大変抽象的な質問ですけれども、まず市当局の決意と、それから具体的にどこまで取り組めるんだと、こういうことを質問いたします。

○議長（川口洋二君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 環境保全と資源保護ということでご質問をいただきました。お答えしにくい点もございますが、感想も含めてひとつお聞きをいただきたいと思います。

ただいまお話をございましたように、昨日から3日間東京で、我が国の政府と、それから国連環境計画の共催によりますところの「地球環境保全に関する東京会議」というのが開催をされておりまして、これは先進国と開発途上国、それから東西両陣営から23カ国の環境学者や、それから環境行政の責任者が集まられておりまして、そして地球規模の環境劣化にどのように技術的に、また政策的に対処することができるかと。新聞紙上でも書かれておりましたように、現在地球の温暖化であるとか、それから熱帯雨林が減少しつつある砂漠化の振興、それから酸性雨による森林破壊等、こういった問題に対してどのように技術的に、政策的に対応できるかということが、現在討議をされているということを聞いております。この環境保全と資源保護というのは、やはり人類の未来にかかる重大な問題でございまして、その解決が現代社会に負わされた厳しい課題ではなかろうかというふうに考えております。

この地球環境問題がどうしてこう急に国際政治の前面に押し出されてきたかなと、その理由の1つとしまして、やはり問題の深刻性というのが国際的に広く認識をされてきたんではなかろうか。以前からこの議会でもい

いろいろ質問いただいております酸性雨の問題もございますが、オゾン層を構成するオゾンが1%減りますと、人間の皮膚がんの発生率が4%ないし6%増えると言われておりますし、あるいはこのままの状態で炭素ガスの排出が続きますと、21世紀半ばには地表の平均温度が1.5度から4.5度にも上昇をいたしまして、そして農産物や海面の水位への影響がはかり知れないだろうと。こうした科学的な仮説が頻繁に唱えられているということをございますし、加えて、ドイツの森林の40%から50%に及ぶ酸性雨の被害、また東欧、ノルウェー、スウェーデンでの湖の死滅、先ほど申し上げましたように熱帯雨林の減少というのが、本州の半分の面積に匹敵するのが毎年消滅するということが現に起こりつつあるということ。

それで、この地球の温暖化という問題に典型的に見られますように、原因と発生という、その結果による被害との間には、数十年間の時間差があるというふうに言われております。この時間差があるゆえに、この事態を放置しておきますと、やはり取り返しがつかぬことになるんではなかろうか。それを防ぐためには、国際的な啓発活動と注意喚起によって今から行動を起こしていかなければならぬ。そういう意識が各国で高まってきて、そして今回の東京会議が開催されたのではなかろうかと、こういうふうに思っております。

そこで、前川議員のご指摘にございましたように、この環境問題に対して、それじゃ、地域として何ができるか、また身近なところで、一体どういったことをやればいいのか、こんな問題のご質問なり、ご提起もあったわけでございますが、環境保全とか資源保護について、地区としてどういう貢献ができるかということについてでございますが、私どもの日常生活がどのように環境問題にかかわって、日々の暮らしの中でどのような配慮をすることができるか。またいかなる工夫をすれば環境保全上望ましいかと、こういったことを真剣に、私どもはやはり日常生活の中で考えていかなければならぬのじゃないかと思っております。

日本は、先進国の中でも大変な資源消費国であると言われております。先ほど申し上げました熱帯雨林の減少が大きくクローズアップされておりますが、この熱帯木材については、日本が特に広葉樹の丸太の消費天国だと言われておりますが、私どもが今一度、一人一人が資源のむだ遣いということについて考える必要があるんではなかろうか。一番身近な例としては、割りばしのむだ遣い、それから前川議員も触れられましたように、日々の排出されるごみの中から、もっと我々はむだ遣いということに対して気をつけなければならないのじゃないか。それから、リサイクルということについても、これからもっともっと考えていかなければならぬのではないか、こんなこともあるうかと思います。

そこで、ゴルフ場のことにも触れられたわけでございますが、県の方が、多分今日だろうと思いますが、ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱等の一部を改正する要綱を発表されるというふうに伺っております。このゴルフ場造成開発は、三重県の、特にこの北勢地域でここ二、三年手がけられ、現在も計画されているのがたくさんございますが、やはりこのまま放置することは土地利用上も、また自然環境の保全、それから土地の有効利用ということからも、こういった開発の見直しを行うということは、私どもとしては時宜を得ているものというふうに考えておりますし、これに対して四日市市としてどうするかということでございますが、現在四日市の総合的な環境についての調査を行っておりますので、前川議員さんが会長をしていただいております環境保全審議会で、この結果に基づいていろいろご意見をちょうだいしながら、総合的な環境保全対策についての具体的な方針を策定してまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつご指導を賜りたいというふうに思います。

やはり環境問題、自然破壊ということにつきましては、我々人間が豊かな社会の実現、維持を求めていきますと、どうしても大量のエネルギー源を使うと、こういうことになりますし、そうしますと炭酸ガスの排出量が

増える。地球環境が悪化する。エネルギー消費を規制して環境を守ろうと、こういうことも必要でもございますし、人類がこれまで自然の脅威から身を守ってきたのが、初めて今ここにきて自然から人類を守る必要がある、こんなことも言われております。

我々大きな問題でございますので、先ほど来申し上げましたように、地域としてこの環境問題にどういったことができるのか、どのような貢献ができるのか、小さいことから1つずつ積み重ねていく必要があるんではなかろうか。これは資源の再利用にもつながることでございますし、1つずつのむだをなくしていくとともに、我々に一番必要なことではなかろうかと、こんなふうに考えているところでございます。

その他、具体的に資源の再生とか、市民のごみのリサイクル等についてもご質問いただきましたが、答弁で欠けている点は環境部長の方から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 今、総括的に助役からご答弁させていただきましたが、私の方から自然保護と申しますか、資源の有効活用と申しますか、そういうことについて少し補足をさせていただきたいと存じます。

特に私ども、資源保護と申しますか、例えば、廃棄物を利用いたしましてリサイクルをすると、こういうことについてでございますが、総体的に申し上げまして、どんなものが廃棄物の中で再利用することができるかということについての洗い直しを、総括的に現在私どもの担当でやっているわけでございます。そこで、一、二申し上げたいと思うわけでございますが、例えば、100%古紙を利用いたしまして、市が使用いたしております封筒を使うと、こういったことも実は考えられるわけでございます。ただ、古紙を100%利用いたしました封筒というのは、実は市販はされていないわけでございます。そこで、現在私どもが具体的に考えておりますのは、

1つは、財団法人で古紙再生促進センターというのが東京にあるわけでございます。ここで古紙類の利用についていろいろと検討がされているわけでございまして、そこで私どもといたしましては、とりえず市が使う封筒につきまして、現在古紙再生促進センターの方に発注をいたしまして、その再利用について具体的に考えているわけでございます。例えば、そういう方法がある。あるいはまた、トイレットペーパー、こういったことについても、要するに古紙類を利用したトイレットペーパー、こういったものの当然市販をされているわけでございますから、そういうことについても順次具体化をしていくように検討を現在進めておる、こういうことでございます。

そういう意味で、廃棄物の中に具体的に利用ができるものについては、資源の有効活用、こういうことからも極めて重要だというふうに認識をいたしておりますので、今申し上げましたように、利用できるものについての洗い出しをいたしておりますので、その洗い出しが終わりました段階で具体化に向けてさらに検討を進めてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

それから、もう1つ重要な点でございますが、特に廃棄物の中で大事な問題といたしまして廃プラスチックがあるわけでございまして、廃棄物の中でのプラスチックの占める割合というものが極めて大きいわけでございます。したがって、廃棄物の中の廃プラスチックをどう処理、処分をする、あるいはまた利用ができるのかどうかという、そういう問題が実は極めて大事な問題でございまして、私自身も先般、滋賀県の彦根にお邪魔をいたしまして、具体的に廃プラの減量化、あるいはまた再利用の問題について現地を見てまいりました。いろいろと聞いてもありました。そういったことで、特に廃棄物の中で占めるウエートが極めて高いこのプラスチックの問題、この辺の問題についても、要するに減量化と同時に再利用ができるかどうか、そういうことについても、現在内部で具体的に検討いたして

おるわけでございまして、そういったことについても今後ともさらに検討を進めながら、また具体的なやり方、方法、そういったことについても公社の活用の問題も含めて、今後具体的に検討していきたい、こう思っておるわけでございます。先ほどから申し上げておりますように、そういう意味で廃棄物の再利用について現在洗い直しをいたしておりますと、こういうことでございまして、引き続いてその具体化に向けて努力をしていきたい、こう思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をちょうだいいたしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 先ほどの答弁というのは、もうちょっと私は具体的なことを期待しておったんですけれども、やや抽象的に終わったような感じがします。しかし、考え方としてはそういうことについて今後に期待ができると思いますので、思いつくままに、こういうものもあるんだよということだけは触れておきたいと思うんです。

その前に、片岡助役からの答弁の中で、一番大事な問題が抜けておったように思うんです。それはちょっと原因という言い方が出てきたように思うんですけども、それが触れられなかつたんですが、これは原因、簡単なことなんですよ。経済優先主義というのが、それ以外に言うことないと思うんですね。それがすべての破壊につながってきたように考えられます。このことをやっぱりしっかりとらえておかないといけないことと、それからもう1つ、今日のように非常に豊かな世の中では笑い捨てられることかもしませんが、やはり節約ということを考えなければならぬだろうと。節約とけちというのは違うと思うんです。けちじゃなくして、節約できるところを節約していくと、そのことが地球の環境保全に非常に大きな役割を果たすであろうと、こう考えます。

わかってるとは思うんですけども、先ほど、環境部長の説明が、私は

やっぱり総務部長あたりから出るんじゃないかなと思うんですね。市自身がどう使うかという問題ですから。だから資源保護ということについて、今、1つ、封筒の問題が出ましたが、私の所属しております「日本自然保護協会」、これは現在我々に配る機関誌の封筒というのは、再生紙を使っております。だからやればできるわけですね。

そういうことは1つの例として挙げておきますが、やはり何でもかんでも快適な生活、それは金だと。この流れを多少ともセーブし考え直さないと地球は滅亡する。フロンガスがそうですね。自分1人ぐらいいいだろうと、これは一番冒頭に私が申し上げましたが、そのことと通じることだと思うんですけども、やはり自分1人が頑張ることが大事なことであって、自分1人ぐらいはいいだろうということとは全く違った方向が出てくるわけですから、このことをしっかりとらまして、先ほども申し上げたように、市自身が率先してそういう節約の方向を打ち出す。

それから、具体的に申し上げますと、先ほどのゴルフ場の問題で、大変これ難しい問題なんですけれども、日本のように私権というものが非常に強いところで、公権力がどこまでやれるかという大変大きな宿題ですけれども、やはりやらなきゃだめなことであって、その中には、県の今度発表するであろう措置について、必ずしも満足ができないわけなんです。それ以上に輪をかけて考えなきゃならぬ。その中には、私は、四日市という地域社会だけについて四日市が考えておったんではできない問題があるわけです。非常に大きな問題としては、我々の飲料水、あるいは我々よりも、我々の子供あるいは子孫につながっていく大きな問題ですけれども、将来四日市の取水源というのは、三重用水に頼らなければならぬことになるわけですね。そうしますと、この上流部にたくさんのゴルフ場ができるということは、農薬汚染の問題、これは前にもここで指摘したことがあると思いますけれども、今すぐどうということではないかもしれないけれども、長い間にこれらが我々の健康に大きな影響を及ぼすことは、これ

は考えられることです。ですからそこまで四日市としては考えながら、どうしていくかということを真剣に突き詰めていかなければならぬと、これも1つあると思いますので、そういう自分の行政区画というだけにこだわらずに物事を考える。グローバルというのはそういうことだと思うんですよね。何も地球全体のことを言うのがグローバルでも何でもないんです。もっともっと自分と、それから一緒に生活している人たちのことを考えると、こういうことになると思うんですが、それが1つ。

それからもう1つは、移動発生源問題というのは、これはちょっと四日市だけでできない問題ですけれども、私どもは、かつてもう10年以上も前から、四日市の公告をどうするかという問題で真剣に討議して中で、大きく出てきた問題が移動発生源であり、その移動発生源の中の大きな元凶というのが大型自動車の問題、はっきりしてます。どうしてこれが国の段階で規制できないか。これもやっぱり経済優先なんですよ。そういうことに対して、公告対策については先輩である四日市というのは、自信を持ってもっと国の方に要求をしていくというのも1つの運動であろうと、これが1つあります。

それからもう1つは、四日市が非常に大きく変貌しようとしているものの中で、交通網の問題ですね。第二名神あるいは北勢バイパスですか、それから伊勢湾岸道路、あるいは東海環状自動車道、こういうものが整備されてきますというと、非常にこのままでは枝葉対策ではだめなわけです。ですから先ほど言ったようなことが1つと、もう1つのやり方として、こちらでできる問題があるわけです。それは今一部で反対されているようなところに対する問題は、抜本策と、もう1つは具体策としましては、なるべくトンネル方式を使うと。トンネルをつくるということは非常に高くつくでしょうけれども、つくり方の問題もあるわけです。工法があります。暗渠方式ですか、トンネル方式というのか、そういう形で国道をつくったところを、今度は埋め戻して、そしてその上を公共施設に使ってい

くと、こういうふうなことで地域との関係、それから狭い日本の国土の有効利用、こういうものも解消の方向へ努力ができると思います。これも考えなきゃならぬ、そういうこと。

それから、資源保護の問題としまして若干出ましたけれども、もっともっとたくさんあると思います。まず、見直しということが出ましたが、これはちょっと環境部長よりも、助役かあるいは総務部長あたりが中心になってやらなきゃならぬことだと思いますので、もう一度その辺のところのあれをしていただきたいんですが、備品、消耗品、これは見直すことが十分できると思います。

それから、さらにもう1つは、中部電力が電気自動車ですか、無公害自動車というものを大変研究中だということを聞いております。こういう公益的な企業との関連を密にしながらでも、例えば、率先して四日市市が使うそういう自動車なんかについて、今言ったようなところと提携しながら、実験的にでもやっていくという方法も1つあるんではなかろうかと、こういうことも考えます。まだ、ソーラーカーというのはちょっと早いようですけれども、少なくとも何らかの手がかりは得られるだろうと。四日市が実験場になって結構じゃないですか、こういう問題については。

それから、リサイクルの問題は、これは環境部の問題ですが、ちょっと僕は具体性が足らなかったような気がするんですが。ですからテーマだけ出しておきましょう。そして、私は今後の努力を期待しまして、今ここで答弁は要りませんが、考えておいていただきたいことは、大型ごみもあるわけですね。この中には、例えば、直せば使えるもの、簡単にいくのは自転車なんかがあると思うんですけれども、そういうものを生活環境公社とか、あるいはシルバー人材センター、そういうところと提携しながら、かつての技術者たちのそういう持てる能力を生かしてやっていく。それで再生していくと、こういうことができるんではなかろうかと思うんです。

それから、今言いました生活環境公社というのは、市が第三セクターと

してつくった1つの目玉ですね。市長が打ち出してきたから、私たちも、つくる以上はやはり社会のために十分役に立つ、つくってよかったというものをつくらなきゃならない。そのためにも私は、生活環境公社というものをそういうところで利用できる方法もあるだろうし、それからさらにし尿関係、これは全部捨ててます。もう言うまでもなく海洋投棄なんていうことは、時限立法だったはずなんですが、いつの間にか定着してしまっていますが、これを見直して、これを飼料にして、市民の、例えば農家の方に還元をすると、こういうことも前々から言っておるはずですが、一向にそういうことに対するは、話として聞き捨てられておる。だからここで再びこのことを申し上げておきます。

それから、分別収集というのをやっております。今、プラスチック関係のごみの分別収集やってるのは、一部の地域で実験的にやっておる。ところが、やり出してから2年も3年もたっておるわけですね。3年ですか、2年ですか。とにかくかなりたっていると。それ、一体どうするんかといったら、そのままなんですね。ということは、今度は裏を返してこれを見ますというと、市の都合でやってるとしか思えないんです。例えば、炉が傷む、高熱を発するからそれは横へ除外すると、だからこれも市の都合ですね。もちろん市民の税金を節約するためにはいいでしょうけれども、その労力は一体どこかというと、市民がやってるわけですよ。だから市民に犠牲を強いてると。それは結構です。結構ですが、そうしたものを作り出す方法を考えるというのも1つの、今言った問題につながると思いますので、これはぜひ考えていただきたい。

それから、今、私が申し上げている「再利用してはどうか」というものの中に、ほとんどのものは、そうですね。品質、それから単価、こういうものが市販のものに比べて若干高くつく可能性があるかもしれません。がしかし、先ほどの1つの地球規模で物を考えた場合には、そこで仮に100円のものが110円になったからといって、これはだめかと言うとそうじゃ

なくして、やっぱりそのことが再利用されることによって、回り回ってこれは非常にプラスになっていくわけです。要するに経済優先ということを私は言いましたけれども、経済優先ですべて見てしまったから狂ってきたんであって、少々高くても、もうちょっと具体的に言いますと、例えば、プラスチックで棒ぐいをつくるとします。これは現にあるわけですね。あるいはどっかの土どめの板をつくると。大規模な工事には使えないかもしれません、小さなところで、例えば、農家の農道あるいは田のあぜを補強するというのは、十分使えると思うんですね。そういうものが仮に100円が110円になったからといって、長い目で見た場合には決して高くつくとは考えられないんですね。これは大きなプラスになってくる。そういうやや複雑な計算ですけれども、経済+社会+自然、こういう計算をして実行しないことには、経済だけで、算術計算だけでは成り立たないということを重ねて申し上げて、今後の市の実行を期待いたしますので。

最後に、市長にやる気がなかったらこれは何ともならんで、市長から、それをひとつ検討していくということで結構ですから、考え方を聞かしていただいて、私の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 環境保全に対しまして、大変貴重なご意見をちょうだいをいたしました。まだ、緑の造成ということもあると思いますが、そういうようなことを踏まえまして、今後すべての面についてよく研究し、具体化を進めていく努力をしたいと思っておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 暫時、休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時55分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 しばらくご辛抱をお願いいたします。

私が議員に当選いたしましたのは、昭和41年であります。皆さんもご存じのように、富田、富洲原は四日市で地盤の一番低い土地でございます。30年前の伊勢湾台風では大きな被害を受けて、114名のとうとい命が失われたのでございます。そのため議員になった途端から、来る年も来る年も台風、豪雨、おまけに人災とも言える水による被害の繰り返しでございました。床下浸水ならまだ辛抱もできますが、床上浸水ではどうにもなりません。家の中はめちゃくちゃでございます。豪雨になると国道は川になって、南から北に向けて流れ、松武川、茶の水川に大きな豪音を立て流れおちておりました。私も当時50歳代の若さでございますからできることでございますが、雨がっぱ、懐中電灯、そして水が深いので、長靴が履けなくて、草履履きで流れの早い水の中をじゃぶじゃぶと歩いたのでございます。豪雨が去りますと、ポンプの増強、増加を市に配慮していただきながら、次の豪雨に備えたのでございます。しかし、今から考えますと、それもみんな小手先の細工にすぎなかつたようでございます。どんなことをしても、来る年も来る年も水に泣かされました。今も残っている私のノートの表紙にこう書いてあります。「今年もまた3回浸水に泣かされた。昨年は人災で浸水騒ぎを起こした。これでは黙っておれない。1971年10月」。

しかし、市ではこの間、朝明都市下水路、雨池都市下水路、塩浜都市下水路、羽津都市下水路に着手されました。昭和51年9月議会では、議員の皆さんの温かいご協力をいただいて、常習浸水地域の早期解消の決議をいただきました。おかげさまでこれに対する予算措置も特別に配慮していただき、公共下水道の富田雨水1号幹線、2号幹線、3号幹線、4号幹線の建設に努力していただき、北部の水の排除は非常によくなりました。都市下

水路事業の63年度当初予算では、全国で第2位になっていると聞いております。整備率も全国平均40%、三重県平均37%の中で、四日市市は45.9%までご努力いただきました。まことにありがとうございます。これも同僚議員さん、皆さんの温かいご協力と喜んでおります。本当に高いところでございますけれども、厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、9月5日の豪雨によりまして、市中心部と未整備区域におきまして浸水がありました。今後とも市民の生命と財産を守る治水事業を優先して進めていただきたいと思っております。

しかし、私は、排水にばかり気をとられまして、汚水の処理問題について余り気にしておりませんでした。いつかは流域下水道が実施され、公共下水道が来るだろうといった消極的な考えを持っておりました。過日関係者から、全国の10万都市で汚水問題、いわゆる公共下水道に未着手の市が全国で3市あると聞きました。聞いてみると、三重県の松阪、伊勢、鈴鹿だったのでございます。鈴鹿は63年に調査費を計上したことでございますから、松阪と伊勢が全国の10万都市で未整備の都市でございます。

公共下水道の普及率は、全国平均41%になる見込みと聞いております。三重県は9%で、これはもう問題にならないほど低いのでございます。四日市市は30.5%でございますが、全国平均の41%にも、あるいは同格都市の43%と比較いたしますと、これでよいのかということを反省しなければならぬのでございます。まして文化都市を目指す四日市市といたしましては、極めて不十分な整備でございます。たとえ私の地区が雨水対策が完了したといたしましても、この問題は黙って過ごすわけにはまいらないのでございます。

公共下水道という話が出ますと、すぐ武蔵野市という言葉で出るほど、武蔵野市は努力いたしております。市長がお医者さんで、非常に熱心で、人々普及率100%実施という新しい町でございます。庁舎の入口には大きな下水道管がシンボルのように置いてあります。しかも全国では公共下水道

100%実施の市が最近たくさん出てまいりました。全国で11市あるということを聞いております。四日市の場合、旧市や団地は100%でございますが、その他は未着手でございます。下水道は文化のバロメーターとも言わっております。雨水対策に見通しのついた今日、今後1日も早く文化都市にふさわしい下水道整備をしていただきたいのでございます。部長のご計画を伺いたいと思います。

次に、「公害とのたたかいを本に書く」、変な表題でございますが、6月の議会に毛利議員が、「四日市市にはいつも公害のイメージがつきまとっているが、これを何とかできないだろうか」といったような発言がございました。私もかねがねこの問題について毛利議員と同じようなことを考えていましたので、いい提案だと思って聞いていたのでございます。市長も恐らく同じ思いだろうと思いますけれども、市長はコンビナート出身でございますから、思っていても発言しにくいのだろうなと思っていたのでございます。

昨年の夏、私たちの議員研修会で、四日市大学の伊波教授から公害の話がありました。ご存じのように伊波教授は、沖縄大学から四日市大学へ赴任された方なので、大勢の先輩や後輩から、四日市の公害について心配のこもった手紙をいただいたという話もございました。その人たちには、一人一人手紙を出して、「四日市の空はきれいで、心配することはない」と返事を出したという話もございました。一人一人の場合はそれで十分納得できたことだと思いますが、大多数の人たち、殊に外国人の人たちには、いまだに四日市の公害の悪名が流れているという話でございます。この間も私の友人が、青森へ行きました。そしたら、「あなたどちらから来られました」と聞かれましたので、三重県の四日市から来ましたと言いました、「公害で有名な四日市ですね」と言われました。それで、「四日市にはもう公害はありませんよ」と言いましたら、黙っていたということでございます。公害を知らない人は、いろいろな人からいろいろな言葉が出てまい

ります。四日市は公害で空が曇っているので、昼でも電気をつけているというようなことを盛んに言いふらされておったのでございます。

詩人の石垣りんさんは、1970年の夏、テレビ用の構成詩「あやまち」を書きました。その中から二、三読んでみます。

#### さびる

四日市ではトタンがさびる 自転車がさびる 仏壇の金具がさびる 新しい校歌がさびる とても早くさびる

新しい校歌は私の作詞した校歌でございます。初めの言葉に、「港のほとり並び立つ 化学の誇る工場」と書いた詩を、科学、サイエンスを化学の「化」に書きかえて、そして公害礼賛の校歌だと騒がれたこともございます。公害は、こうしたことで私自身の自尊心まで傷をつけたのでございます。

四日市へ通ってくる小学校の先生が言いました。「塩浜の駅へ着けば目をつむっていてもわかります。臭いんです。テレビではダメです。においは写りません」

#### 視察

お正月に東京からえらい人が視察に来ました 町を歩く娘さんをみて 公害 公害と言うけれども みんな晴れ着を来ておるじゃないかと笑った そうです 偉い人というものは、本当にえらいことを言うものであります ついでにもう二つ、三つ読みますと、

木平さんの息子一家はブラジルに移民いたしました さようなら四日市 父親が首をつったはりの下で 父親に首をつらせた空の下で もうそれ以上いたたまれなくなって 別れを告げていきました

一生のうちに戦争も味わいました 公害も味わいました ごちそうさまでした これはほんのおしるし 土の上のかけの白骨

鈴鹿川の流れを隔ててコンビナート側の人が言いました おまえらスマッグの下でピフテキ食えればいいじゃないか 磯津の人たちは いい空気

の下でもう一度梅干しを食べたいと思い始める 金持ちになった四日市がいまより貧しくていまより豊かであった日に返っていきたいと思い始めている

こうした幾つかの詩を柱にして、東海テレビは放映いたしました。「ドキュメンタリー塩浜」でございます。一時期は大変でございました塩浜の公害も、企業の努力と行政の指導によりまして、世界中に響いた四日市公害もやっとおさまったような気がいたします。しかし、この公害で苦しめられた多くのぜんそく患者の処置については今後もまた十分考えていかねばならぬ問題でございます。

県でも、コンビナートによる大気汚染も影を潜めましたので、それに変わって都市型公害を前面に出した四日市地域公害防止計画を新しく立てました。市でもこれを機会に基本計画を新しくいたしました。「緑と太陽のある豊かなまちづくり」から、「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市」へと、新しい道を歩むことになったのでございます。

ここで私は市長さんにお願いして、「公害とたたかって」とか、「公害を克服して」といったような本を書いてほしいのでございます。ご存じの神奈川県の長洲知事は学者でございます。たくさんの本を書いておられます。「文化費1%」という言葉も長洲さんのお言葉でございます。あるいはやめられた島根県知事恒松制治さんも学者でございますが、「変革の地方自治」という本を書いておられます。3期知事をやって、また学者に戻ったのでございます。神戸市の宮崎市長は「都市経営」、藤沢市の葉山市長は「都市文化論」、宇都宮の市長は「明日をつくる四十万都市への提言」という本を書いております。この間、宇都宮市を訪問いたしましたら、この本は60年に出した本でございますけれども、この間行きましたら、もう人口42万になっておりました。北海道の池田町の町長は有名な「アドウ酒とビフテキ」。いろいろの市長はいろいろ書いております。

こんな提言をして、忙しい市長に雑用を担わせる感がいたしますので、

元富田中学校長の中井正義先生にこのことを相談いたしました。中井先生は、ご存じのように有名な歌人でございます。これまでに五、六冊本も書いておられますし、近くまた1冊店頭に出るはずでございます。交響詩四日市の作詞者であり、霞ヶ浦の、霞埠頭のえり子の手の作詞者でもございます。連絡いたしましたら、「大変いい計画だから、私もお手伝いさせていただきます」ということでございました。200ページか300ページまでにして、和文と英文と別々にして外国人でも読めるようにしていただいたら、一人でも多くの外国人が四日市を理解してくれるだろうと思うのでございます。大変な荷物を持ち出して恐縮でございますが、ひとつよくお考えをいただきたいと思います。

次に、「工業高校跡地とうわさ」という表題で市長の考え方をお聞きいたしたいと予定いたしておりましたが、けさの新聞で、「松坂屋進出、近鉄百貨店増床の承認」という見出で、四日市商工会議所の商業活動調整協議会がそれを認めたという記事が出ておりました。加藤市長も結審内容が申請どおりだったことに満足して、「地元経済の活力向上に一層寄与できると考えている」と話されました。開発計画を担当された三井不動産名古屋支店次長も、「申請した平成3年5月開店に全力を尽くす」という発言をされております。

この跡地の利用につきましては、55年に跡地利用懇談会が設けられてから9年になります。偶然でございますけれども、その当時、私議長をさせていただいておりまして、この会の一員でございましたが、今でも覚えておることが一つございます。これは亡くなられました婦人会長の服部さんとのことでございます。服部さんが、「四日市でそういうものができるのなら、近鉄、ジャスコのようなものでなくて、よりもっと立派なもの、例えば松坂屋のようなものを来てもらってやってほしい」ということを発言されまして、ところが地元の光屋の三田さんが、やはり地元の代表として、そんなことということで非常に激論になっておりましたが、亡くなら

れた服部さんがこれを聞かれたらどう思うだろうとふと思ったので、申し上げるわけでございますが、それだけに私もこの問題については、若干関心があったわけでございます。

この決定がおくれておりますので、いろいろのうわさやいろいろの憶測が、極めて清潔な加藤市長に対するうわさもございましたので、私はこのことについて発言したいと思って、こういう表題で質問をしようと思ったんでございますけれども、先ほど申しましたように、新しく決定ができましたので、これ以上私が申し上げる必要もございませんので、ただ市長からそれらについてのご感想でもございましたら、お聞かせいただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（川口洋二君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 第1点目の公共下水道につきましてお答えいたします。

昭和49年あるいは51年の集中豪雨によりまして、常習浸水地域の早期解消という決議を賜りました。その後、市いたしましては、雨水対策を主体といたしまして、事業を進めてまいりました。その結果、大幅な浸水区域の解消を見ることができたわけでございます。

また、平成元年度を初年度といたします基本計画のうち、都市下水路事業につきましては、雨池都市下水路事業を除きまして、羽津、茂福、塩浜の3つの都市下水路事業はおおむね完了するわけでございます。また、公共下水道につきましても、現在計画中のものにつきましては、ほとんどが着手できるものと考えております。

しかしながら、去る9月5日のように異常な集中豪雨に対しまして、まだまだ弱点があるわけでございます。今後とも市民の生命と財産を守る雨水対策を優先にして、事業を進めてまいりたいと考えております。

先日もご説明申し上げましたが、今後の雨水対策といたしましての主な

ものでございますが、合流方式の区域のうち、市中心部につきましては、来年度から諏訪公園に調整池を建設する計画をしております。この工事につきましては、貯留能力約2万1,000tと規模も大変大きく、工程上も段階的に進めなければならないものでございます。そういうことから、主な工事といたしましては、調整槽、あるいは導入管などの工事によりまして、おおむね3年ほどの工期が必要なわけでございます。そういうことで付近の皆様方には大変ご協力を得なければならないと考えておるわけでございます。

また、橋北地域の対策といたしましては、午起ポンプ場の増強を行う予定でございまして、これにつきましても、来年度から用地取得につきまして、着手する計画でございます。また、富田、富洲原地域の対策といたしましては、未整備の区域の事業の進捗によりまして、より浸水区域の解消を図ってまいりたいと考えておるわけでございます。両事業とも膨大な事業費と長い年月を要するわけでございますが、今後ともご理解とご協力のほどをよろしくお願いしたいわけでございます。

続きまして、汚水対策でございますが、この汚水対策につきましては、四日市鈴鹿流域別下水道整備総合計画、いわゆる流総計画に基づきまして整備しておるわけでございます。このうち北勢沿岸流域下水道の北部処理区につきましては、昭和63年1月に供用開始されましたが、浄化センターの増強とか、汚水幹線の延長をさらに促進するとともに、また南部処理区につきましては、平成7年度に浄化センターの供用を開始する予定になっております。これに伴いまして、面整備にもなお一層の拍車をかけなければならない状況になっております。

一方、単独公共下水道区域でございますが、西部丘陵地の団地や、あるいは周辺市街地からの公共下水道に対する要望も非常に強いものがあるわけでございます。そういうことで、昨年度より川島汚水幹線を着手したところでございます。しかしながら、公共下水道事業の普及率を早期に向上

させるには、人口が密集しました区域を整備するにはかならないわけでございます。そういうことで、今後とも道路が狭隘で人家が密集しておりますところの工事が多くなるかと思いますが、皆さんのご協力を得ながら進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

また、平成3年度からは、国の第7次下水道整備5カ年計画がスタートいたします。この事業費は、第6次に比べまして非常に事業費が大幅に上回るものと想像されるわけでございます。平成2年度にはこの計画が策定されますので、21世紀の社会資本整備をにらみまして、現基本計画の見直し、あるいは効率的な下水道整備が行えますよう、事業の執行方法などの見直しも行いまして、全国平均に少しでも近づけるように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第2点、第3点についてお答えをいたします。

第2点については、まず公害というものの関連でございますけれども、私自身は、実は戦争から帰りまして、復員をして、社会に出て初めて職についたところが公害汚染源が排出をされる工場であったわけでございます。たまたま私は総務の仕事をいたしておりましたので、そういった問題に深くかかわったわけでございますが、以来今日まで、環境問題と私の生活は切っても切り離せない状態が続いているわけでございます。40年間そういった問題に今までかかずらってまいりました。

そこで、四日市の公害というものは、実は昭和47年の6月であったと記憶をいたしておりますが、四日市公害裁判が行われまして、判決が出た。その前後をピークといたしまして、大変な事態が起きておりました。もうそのときは私は助役として市にご厄介になっておったわけでございますが、あれから今日まで、考えてみると、よくここまで来たものだなあと。今

日の段階で公害問題がすべてクリアできたというわけではありませんで、環境問題は、先ほど前川議員のご質問にもありました、終わりがないわけでございます。経済政策の実行と環境政策とが相補完し合って、初めて私は人類の進歩というものがもたらされるであろうと、相互に補完し合ってこそ本当の進歩というものが出てくるのではないだろうかと、こういうふうに思っておりますので、これからもさらにさらにこの問題の研究は深めてまいらねばならないかというふうに思っておるところであります。

実は、一応四日市が公害地域指定は解除になりました。したがって、この辺振り返って過去の歴史を改めて反省をしてみると、極めて重要な問題でもあろうかというふうに思いますし、そういった意味で貴重なご提言をいただいたというふうに私は思っております。そういった過去の反省というものは、私は雑用ではないと、公職にあるものとして当然なさなければならない仕事かなというふうにも思っております。

ただ、残念ながら私自身は文才がございませんし、かたい論文を書くならまだしも、本を書くというようなことになりますと、いささか躊躇するところがあるわけでありますけれども、やはりこれを本来の仕事、当然なすべきことであると考えれば、そもそも言ってられないという感じが深くいたすわけでございます。したがいまして、ある程度の資料は私も用意をいたしておりますので、それらをもう一度繰り返し判読をしながら、今後早い機会にできるようにしていきたいなというふうに思っております。

ただ、まだ余りにも生々しい記憶も随分あるもんですから、やや書きにくいところもあるなというふうにも思っておりますが、そういったようなことをあえて乗り越えまして、世に問うてみたいというふうにも思っておる次第でございますので、今後とも皆さん方のご協力をぜひお願ひを申し上げたいというふうに思います。

次に、第3番目の工業高校跡地の問題でございますが、もう新聞等でご承知のとおりでございます。さらに、工業高校跡地開発事業に関する協議

会の皆さん方に今大変ご心配をいただいているわけでございまして、おかげさまで商調協の結論はあのとおりでございます。

したがいまして、この問題は、先ほどご指摘のありましたように、これも随分古い歴史があるわけでございますが、55年からこの工業高校跡地の問題について、懇話会、あるいは議会の方では都市再開発特別委員会等をつくっていただきまして、跡地の利用計画の検討、さらにはでき上がりました利用計画に対します実施へ向かっての検討、そしてそれらのいろいろな場面で議会の皆さん方のご協力をいただきながら、最終的には四日市工業高校跡地開発公募委員会というものが61年の6月から組織をされまして、そこで公募方式についての結論が出されたわけでございます。

この結論については、議会の皆さん方にもお諮りいたし、ご賛同をいただきまして、全員一致の賛成ということで、そのとおり今日まで進めてまいりました。ようやく関係各位のご理解もいただきまして、商調協の結論をいただいたということは、私としては、大変長い時間をかけてやってまいった仕事でありますので、本当にありがたいことだなというふうに喜んでおる次第でございます。議会の皆さん方の今までの力添えに対しまして、高いところからではございますが、厚く御礼を申し上げておきたいというふうに思います。

ここまでまいりましたら、あとはたんたんとして、予定どおりの、約束どおりの、計画どおりの内容で、三井不動産が仕事をやってくれるものだというふうに思っておりますので、私どもは四日市工業高校跡地開発事業に関する協議会の方々とよくご相談を申し上げながら、その行く末を見守って完成まで持っていきたいというふうに思っておる段階でございます。

ただ、この間、いろいろな長い期間でありますので、いろいろなことがあったことは、私が直接聞いておることもございますし、そうでなくて、間接的に聞いたこともあります。しかし、そういったものは、そのときどきで私自身にとりまして、政策というものが四日市の全市民的な形で解

決をされていくということを願っておったわけでございますから、いろいろなご議論があつてしかるべきでありますし、そういうご議論に対しまして、私自身としては極めて凡人でございますから、感情的に入れたときということがなかったとは言えませんけれども、今日の段階で振り返って見ますと、もはやそういうようなことにかかずらわっている必要はないだろう。そんなようなことは、すべて途中の経過の問題であります、いろんな問題があったけれども、そういった問題が乗り越えられて今日来ておるわけでございますから、私は市民の負託におこたえを申し上げるという意味では、これらの問題を計画どおりきちんと現実化していくということが、今の私どもに課せられた責任であろうと、こういうふうに思っておりますので、そういった方向で今後も努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

どうぞこの上とも皆様方のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口洋二君） 暫時、休憩いたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時52分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 通告の順に従って質問させていただきます。

去る8月19日の新聞紙上で、「地球環境研が四日市に、三重県が誘致方針」という見出しが、その概略を報道いたしました。この記事によりますと、県の知事公室はこの研究所の誘致に名のりを上げた理由を説明しており、また加藤市長は取材記者に、「かつて公害の町と言われた四日市を環境面ですぐれた都市にするのが行政の務め。まだ立候補した段階にすぎないが、

潤いあるまちをつくるため誘致活動に全力を挙げたい」と新聞記事は報道しております。この報道の直後に田川知事さんは関係県議の出席を求め、四日市市長と知事の誘致熱意を述べて、通産省へ陳情するに至った経緯を説明し、報道の後手に回った事態に遺憾の意を表明されたやに、出席県議から直接聞きましたが、私が過去の一般質問で、「誘致計画の段階から、少なくとも地区連合自治会長の参画とガラス張りの中で誘致を推進していただきたい」と申し上げてきた経緯から、このたびの新聞報道は、桜地区住民並びに市・県民に議論の素材を提供した予知的報道としての価値を評価するものでございます。

さて、当面の急務は、構想推進との関係でタイムリミットが付されているとか、立地地区民のコンセンサスをはじめ、これが成功に向けての諸対策に着手されると拝察しておりますが、誘致活動指導のこの時点で、市長に若干のご質問を申し上げたいと思います。

市長、知事のご熱意を頂点に、せっかくご尽力のさきのS O R誘致が成功を見ずに終わったことは、まことに残念でございました。しかし、私はこの不成功によって得た教訓、すなわちなぜ不成功で終結したか、その反省を謙虚に総括し、そこから次の対策を展開するのが成功への要諦で、S O R誘致活動の総反省こそが次なる成功へのスタートであると確信いたしております。

当時の熱心な誘致活動は、本県並びに本市の誘致熱意を強く中央に反映させ、現地視察を得るに至ってこの足跡は、他の側面から見れば、S O R以後の誘致に有力な基盤づくりをしたと見るべきであります。しかし、西播磨テクノポリスに著しく立ちおくれ、当時の新聞記事によれば、兵庫県首脳談話で、口々に本県の信義やモラルを問責するかの憤激記事もございましたし、手を挙げた直後から中央筋の情報で、鈴鹿山麓は絶望といううわさキャッチしました。素直に申し上げれば、当初から望み薄の目標を追っているのではないかという空虚さを、折に触れて強く感じたわけでござ

ります。

今回の（仮称）地球環境産業技術研究所誘致では、前回の轍を踏むことなく、聞くところでは、誘致規模20カ所程度の中での、しかも前回不成功に終わった箇所も含む厳しい誘致競争で成功しなければなりません。市長も前回の反省に立って今回の誘致に心を碎いておられるとそんたくいたしますが、今回の誘致を成功させるため、胸襟を開いてS O R誘致活動の総括反省と地球環境研誘致をめぐる現時点の諸情勢について承りたいと思います。

次に、今回の誘致について、県の上村知事公室長は、他県の立候補地の中には、既に整地を進め、受け皿づくりを急いでいるところもあることから、現在山林のままになっている桜地区の整備も急ぐ構えを示しており、機が熟せばプロジェクトチームを編成するとも話しており、鈴鹿山麓研究学園都市の中核施設としての位置づけを明言しておりますが、既に受け皿づくりを急いでいる立候補地に比べ、誘致の基盤条件格差が大変大きいのではないかと心配いたします。

上村知事公室長は、桜地区をめぐる環境について、東海環状、第二名神などの道路網が整備され、中央リニア新幹線が近くを走るなど、相当な潜在能力がある地区であると、未来の有利な条件には言及しておりますが、誘致条件整備に必要な道路はお粗末で、立候補地に直接関係する国道306号並びに県道3路線は、早急に整備の必要があると思います。

誘致のご熱意は十分理解できますが、受け皿づくりに手を染めていない立候補地が、果たして条件が整備された立候補地と対等の綱引きができるのかどうか。ただ、本市のすぐれた公害克服のノウハウが有力な誘致条件とはなりましょうが、政財界のバックアップも格段重要だと思います。

さらにまた、主要条件として、必要な面積の確保と用地造成の課題がございます。さきのS O R誘致活動の折、国が候補地を決定する段階で隣接の私有地を買収する手配に取りかかったと聞いておりますが、必要面積の

絶対確保は誘致基盤条件の筆頭事項であり、もし他の立候補地の中で既に理想的な立地造成や社会資本が充実しておれば、大きなハンディにつき条件整備を取り急がれたいと思います。

以上の受け皿づくりについてご計画をどう推進されるか承りたいとともに、誘致の見通しが立ったら着手されるのか、有利な条件づくりのために早急に着手か、明確に承りたいと思います。

次は、地球環境研の誘致が、潤いを期待する四日市へのメリットについてお尋ねいたします。

申し上げるまでもなく、この施設は、地球規模の研究によって地球上の生物一切に貢献する一大事業だそうでございますので、四日市がどうとか、三重県がどうとかという小市民的な感覚でとらえるべきではないという点は十分承知いたしております。しかし、新聞紙上が伝えるところでは、四日市市は、今回の誘致が実現すれば、かつての公害都市の印象をぬぐい去る上で大きなインパクトになると期待を寄せ、大気汚染の緩和、環境基準達成の経験の蓄積が何らかの形で生かせる可能性も大きいととらえており、

8月26日、地場産での地球環境問題講演会では、東大の輕部教授が、四日市コンビナート企業が得意とする分野の第三世代フロンなど低環境負荷物質の開発、環境調和型産業の育成など技術開発の課題を提起され、炭酸ガスを吸収して有用物質に変換するシンセティックリーフの開発が地球環境研のキーポイントになるだろうと解説され、コンビナート企業との関係を四日市のメリットの一端として受けとめることができました。

実は、近いところの例でございますが、東濃西部研究学園都市は、愛知、岐阜がターゲットとする航空産業、宇宙航空産業に誘致施設を絞り込み、核融合科学研究所ほか1施設を誘致し、平成元年度予算が認められたのですが、これに連動する形で、民間の研究所や工場進出の機運が高まり、隣接する工業団地への工場立地が促進しているようあります。このような波及効果によって、地球環境研の立地地区や四日市にどんな潤いをもたら

すのか、期待いたしたい側面でございます。この点、どのような展望を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

新聞が伝えるところによれば、栗本市长公室長は、「早急に都市基盤整備を行い、候補地の最右翼に立ちたい」と言っておられるので、格段の期待をいたしております。テクノポリス構想以来、地方は誘致競争で、徒労と冗費が目立ちます。国の機関の地方分散に組み入れ、最適地立地主義をとることが地方の莫大なむだを省きますが、また再び宿命の誘致競争に立ち上りました。最悪の場合は、逆に本県、本市のシンクタンクを結集した四日市ターゲットに向けて、国の構想を絞り込む研究と県市の高度な政治力発揮を願ってやみません。これは私の当初からの理念でございますが、万一不発の場合、市長の誘致姿勢を承っておきたいと思います。

次に、痴呆性老人の養護施策についてお尋ねいたします。

痴呆性老人治療施設の設置は、法的根拠に基づいて、四日市市は市立病院への併設ができないので、民間施設による収容の拡大、民間施設の新規設置、法律上支障がなければ、民間主導の第三セクター方式並びにその他の方法で積極的に施策を進められるようお願いしたいのでございます。どの方法がメインでございましょう。

老人の養護並びに福祉諸般の課題が山積する中で著しい増加傾向にある痴呆性老人は、軽度から重度まで老人人口の5%で、市の担当課で推定している概数も1,180人の多きにのぼっております。当市では痴呆性老人専用施設の第二小山田特別養護老人ホームの一施設だけで、昨年8月の収容患者数は市内の方が54人、市外の方が46人、待機3人で定員オーバー。今年8月の収容状況は、別の観点で調査した資料によりますと、市内施設での収容が126人、市外施設での収容は73人、待機5人。いずれにいたしましても、市内、市外の施設では収容し切れない状況のようございます。

さらに、今年の4月から8月までの5カ月間に市の担当課に届いた相談、苦情、要望が58件で、内容は、夜間徘徊、不潔行為、大声で騒ぐ、火の扱

い、睡眠障害、暴力行為で、増加傾向の侧面を如実に物語っているように思います。

昨年、私の友人の父親が夜中に突然痴呆になり、夜の明けるのを待つて私も手伝い、各所の施設にお願いしましたが、満床で待機となり、家族の困惑ぶりは非常なものでございました。こうした事実や調査結果に対応して、市の老人福祉行政は専門的な立場で対処し、いずれかの方策で平成2年度までの具体的な計画は準備されているようでございますが、患者の増加、入所希望の増加を見通した施設整備の中長期的計画を中心に、今後の整備計画を承りたいと思います。

また一方においては、痴呆性傾斜を鈍らせ、健康な脳神経で長寿が保てる予防対策は、老人福祉行政上、時代が要求する重要な課題でございますので、この面にもぜひ前向きに取り組んでいただき、例えば福岡県中間市のシルバータウン構想に見られるデイケア中心の施設とソフト面の活動をはじめ、高齢者モデル住宅の整備計画などユニークな発想で取り組み、社会福祉協議会の活発な活動が支えになっているようあります。

ボランティアが核になければ実現が容易ではございませんので、言うは易く行うは難しであります、健康で長寿されることが老人福祉行政の原点でもございますので、本市でも既設の老人福祉施設に一段の改善と工夫を凝らし、老人を引きつける魅力ある経営を願うのも一策ではなかろうかと思います。

この観点から、市の老人福祉施設の利用の現状、問題点、改善計画等とご苦労願っているナイトケアの状況、さらに質問点の予防計画、例えば国の一老人一產品奨励、また県の老人居宅改造への対応等のような具体的計画があれば承りたいと思います。

次に、地区市民センターは地域振興の拠点として運営されておりますが、その活動の実態は、一般行政業務は従来どおりであり、機構改革による地域振興業務は、主として地域の文化活動に協力しており、地域の高齢化社

会に市行政が率先して対応する機能は、全く微弱であると申し上げてよいと思います。民生委員、あるいはボランティアへの期待、もちろん結構でございますが、市行政の第一線にある地区市民センターが、みずから高齢者福祉活動に取り組まずして、だれにやっていただくのでございましょう。地区市民センターの職員定数を現状のままでこの機能を發揮し、特に高齢弱者との接触にウエートを置く外勤本位の機構を確立していただきたいと思います。専門職員を配置されれば、さらに上策でございます。高齢化先進自治体と言われる石川県門前町の苦悩も、ご研究ください。申し上げた点について、どう取り組まれるか承りたいと思います。

8月末にテレビ放送で、痴呆性歯止めと音楽の関係が大学臨床実験で証明されたのが放映されました。放送局が大学へ問い合わせる価値があると思いますが、音楽を嫌うご老人は別としても、最も身近な痴呆予防ですから、ほんの一口広報よっかいちで付言なされば、副作用のない簡易な予防剤でございます。要は、老人福祉は行政の心のありかに左右され、その職にある方々が「音楽との関係か」と軽い気持ちで聞き流されやすいが、ただ口で唱える高齢化社会への対応でなく、行政のきめ細かい温かさがあふれるスペースを広報よっかいちに取り上げていただきたいと思うが、この点についてどうお考えか。

また、今日老人福祉の先進国は行き届いたデイケアが充実し、我が国は30年おくれていると言われております。早晚デイケアとの取り組みが必要となりましょうし、事例で申し上げた福岡県中間市だけでなく、全国的には多数の自治体が積極的に施策しております。特に痴呆予防と痴呆性高進のストップ、及び老人福祉全域にわたる重要な施策だと思います。理事者側のデイケアに対するお考えと推進のご計画があれば承りたいと思います。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。

お伺いする趣旨は、本年4月以降消費税が実施され、これに伴う消費者物価の値上がりプラス消費税が、ほんのわずかでございますが、学校給食

にどう影響しているかを承り、昭和59年度に改正された保護者負担給食費の高学年月額 3,200円、低学年 3,050円をできる限り長く維持いただきたいお願いを前提に、給食費今後の見通し、及び給食関係の二、三点についてお尋ねいたします。

給食物資は、その年の作況や市場価格の変動等で前年との比較は無理であります、市教育委員会の資料によりますと、クリームシチュー1食が昨年6月は40円37銭、本年同期は44円77銭で、前年度比 111%。また同月カボチャのスープは、昨年が27円2銭、本年が27円96銭で、前年度比 103%。さらに9月期ワカメご飯ほか2品は、昨年が 119円3銭、本年が 126円20銭で、前年度比 106%。また中には前年度を下回る献立もございますが、消費税加算分プラスわずかな値上がりは否定できないように思います。

本市の学校給食は、1食当たり市費負担が 145円86銭、保護者負担が平均 185円81銭で、1日約2万2,000食、年間平均 185日実施と聞いており、保護者負担分の3%に当たる約5円60銭プラス物資値上がり分が実給食の目減りではございませんか。学校給食については、ご案内のとおり専門家や一般からいろいろな意見が出ております。「飽食時代の悪い結果が、児童の体位や体质にあらわれているので、学校給食で過剰栄養の調整を図るのがよい」というのもその一つで、この意見を採択するとすれば、目減り分の調整は献立の段階で可能ではなかろうかと思います。

しかし、昭和26年に市が完全給食を実施以来、一貫して栄養確保に研究と実績を築いた給食でございますので、この基本に立った給食の質、量、味の確保と実情と、現行給食費維持の関係をお聞きしたいと思います。

次に、給食現業職員は、現在正職員95名、パートが60名と承知しております。パートの中には正職員からパートに切りかえの職員と、一般から雇用された職員であると思いますが、もし過去に一般から雇用した場合があれば、その雇用方法を承りたいと思います。

すなわち公開公募で調理師有資格者が望ましいとする条件が表記されて

いるかどうか。過去に該当がなければ、今後のパート募集に当たっては、雇用の機会均等と給食の安全確保上、この2点は尊重いただき、過去のパート雇用の経過及び今後の雇用方針について承るとともに、調理師免許所有の状況と修得の奨励、さらに研修を含む資質の向上をどのように進めておられるのか承りたいと思います。有資格職員の適法数確保の観点とは別に、職員の資質向上を願って申し上げるのでございます。

さらに、中学校の給食に関する調査についてお尋ねいたします。

私事で恐縮ですが、ふだん仕事の場が愛知、岐阜でございますので、中学校給食の実情や問題点はある程度教育現場から吸収しており、関心を持っている一人でございます。したがって、教育委員会のご調査に関心を寄せており、調査費をつけてほぼ半年になりますが、現在ご調査はどの段階にあるのか承り、手元に収束されている調査資料について、ご支障ない範囲の中間報告をお願いいたします。

次に、桜地区西区の全域に頻発している野生動物による農作物被害に關し、特に野生猿とイノシシの駆除対策についてお尋ねいたします。

この件につきましては、既に桜地区連合自治会から市長に陳情書が提出されておりますので、その出没、農作物の被害、西区住民の恐怖感等は、農林水産課、地区市民センターの現場視察と相まってある程度の実情把握をいただいているところだと思います。

その概況は、7月末ごろから現在までに確認された猿の出没と農作物被害件数は10件以上に及び、数頭から三十数頭の集団による野菜、果物、飼料等畑作全品目にわたる被害で、前例にない大打撃でございます。1日も放置できない事態であり、地区獣友会をはじめ関係者で協議しながら駆除作戦を真剣に展開しておりますが、9月1日以降、猿3匹を射殺したにとどまり、ただ困惑の過中にあるのが実情でございます。

したがいまして、農水行政におかれ、早急に駆除対策を促進いただき、とりあえず駆除作戦による農作物の保護と住民の恐怖感一掃に措置いただ

くようお願い申し上げるところでございます。既に地区陳情の趣意を踏まえて、駆除計画をご準備かと思いますが、そのご計画を含めて、対策全般を承りたいと思います。

私は、このたびの被害を一過的な事象であるとは受けとめておりません。野生動物をめぐる自然環境の変化に伴って、今後ますます増幅される危惧は十分にあると予想しなければならない問題だと分析いたしております。また水沢地区でも本年5月タケノコの被害を受けており、さらに伊勢志摩地方でも農作物被害が増加しており、獵友会の協力ほか、南勢町等では1匹1万円の駆除奨励金を出しております。同じような被害の状況にある菰野町等とも連絡協調いただき、食害動物徹底駆除の対策とその早急な実施に、市長に特段のご配慮をお願い申し上げる次第でございます。

理事者側のお考えを承り、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

地球環境研の誘致でありますが、その前に2年間にわたりましていろいろと努力をしてまいりましたSORの誘致、これは皆さん方にも大変ご協力、ご心配をいただいて進めてまいったわけでございますが、まことに申しわけないことに失敗に終わりました。

その反省といたしまして、まず第1点といたしまして、私はここに何かを誘致をしようということについて全くターゲットも何もなかった。そういう時点において、実は第三者からこういうことをやつたらどうかと、第三者という表現は悪いんですが、中経連からお勧めがありまして、何の構えもないときにこの誘致に向かってばく進をしてしまったということが、第一番の反省としてあるわけでございます。

第2番目には、このSORの計画が途中で変わったこともありますが、インフラ整備ということについて、ただ土地があったというだけで、未整

備の状態のままあったと、これは非常に誘致運動をやる上においては弱い形でなかったかというふうに思います。たった一つの利点が、場所的に非常に立地条件がよろしいというだけのことでありまして、こういった状況で激しい誘致運動の中に埋没をしていったというような形になっておるわけでございます。

そこで、この反省に基づきまして、鈴鹿山麓研究学園都市にどういう施設をセットしたらいいかということを、地域としてしっかり考えた上で行動を起こさなければ、なかなか今日の状態では、ただ生まれたばかりの小鳥が親鳥にえさをねだるような形で、何か食べさせてちょうだいよということで国へ言ったんではなかなか成功しないということが、反省としてあるわけでございます。

これらの主として3つの反省に基づいて、新しくそれじゃこの鈴鹿山麓研究学園都市を予定をしている地域に、どういう形で形づくっていったらいいのかということをまず考える必要がある。県あるいは中央官庁その他の人々といろいろと折衝をしてまいりましたが、私はこの中で、やはり四日市に最もふさわしい施設が何であるかと、そしてそれをただ国にお願いをすることだけでなしに、地域の力でもある程度のものをそこにつくり上げていくと、そしてその上でといいますか、まあ同時に並行的に国の関係施設の誘致に当たると、これがベストであると、これなくしてなかなか國の方でも対応をしていただけないんじゃなかろうかなと、こんなことを思っておりましたときに、それじゃ四日市に何があるのかと。

私は過去30年間ぐらいでございますが、四日市市にはやはり自然科学、社会科学の分野を含めまして、既にみずから体験をし、そしてそれを技術を、あるいは社会科学的な見解を発展させ、蓄積してきたものといえば、やはり環境対策が本市では一番ではないかと、こういうふうに考えておったわけでございまして、この面につきましては、中央官庁の国土庁、あるいは通産省、さらには環境庁等々の方々とのお話し合いの中でも、やっぱ

りそれかなというようなニュアンスでのご示唆もいただきてまいっておりまして、ちょうどそういったときに、実は地球環境の問題がアルシュサミットでぶち上げられた。当然県の方でも、これこそ四日市にふさわしい事業ではないかということで、知事さんを先頭に早速誘致の運動に入っていったわけでございます。

私自身は、知事さん、副知事さんとは別に関係省庁を回ってまいりましたが、その中で今申し上げました地域自体の力ができるものも同時につくり出していくと。じゃそれはどういうことかといえば、やっぱり環境科学に関する研究財団、あるいは環境科学というと大げさになりますが、問題の研究施設、あるいは同時に研修施設と、そういったものを中心にしたような財団法人をつくりまして、そしてその財団法人の設立を地域の力で設立をして、これを火だねとしながら積極的な誘致活動を展開しようと、こういうことで、知事さん、あるいは副知事との間の話は、相互連絡でそれじゃやっていこうということになっておりまして、今日、同時並行的にこの2つを進めておるというわけでございます。

もちろん地域でやる場合には、今私は財団と言いましたが、産・官・学でこの財団を構成をしていかなければなりませんので、地域の産業界の方々のご賛同を得なければできない仕事でございますので、そういった方々との折衝も続けております。大方の方々は、「それは大変いいことだから、我々もぜひ参画をさせてもらう」というようなご返答をいただきておりますので、この財団の設立ということについては、それなりにめどが立ちつつあるというのが今日の状況でございます。

そういったことを中心にしながら、中央官庁に対して働きかけをやっておるというふうにご理解を賜っておきたいというふうに思います。いずれこれはもう少し具体的になれば、それなりのプロジェクトを県市でつくりまして、県のご指導をいただきながら具体化を進めてまいりたいと、こういうふうに考えておる段階でございます。

さて、もう一つの問題点は、先ほどご質問でご指摘をちょうだいをいたしましたように、まずインフラ整備の状況が今日の状況でいいのかと、それではいけないわけでございますから、その受け皿づくりの計画を具体的に進めてまいらねばならないということで、ただいまこの部内におきまして、用地造成、あるいはその用地をめぐりましてアプローチ道路の造成等の具体的な検討に入っております。

しかもこの桜財産区の土地だけでは不十分でありますので、民有地の買収、あるいは道路網の整備等について順次着手をしていく準備を今しておりますので、これは地域の方々のご協力なくしてはできないことでございますので、ぜひ地域の方々のご協力をいただきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。これはもういつからということでなしに、直ちに入ってまいるというふうにご理解をちょうだいをしておきたいというふうに思います。

次に、第3点でございますが、環境研誘致のメリットというのは何かということでございますが、実は四日市市の都市機能の中で一番弱いと言われておりますのは、フェニックスプランでいみじくも指摘をされてるわけですが、「中枢管理機能あるいは研究機能の欠如である」というふうに言われております。したがって、都市として魅力ある都市にしていくためには、そういったような研究機能、あるいは学術文化研究機能、情報機能、さらにそれを国際的にまで引き上げていくような機能というものが、今日強く四日市市が持たなければならない都市としての機能であるというふうに指摘をされているわけでございます。

そういった意味合いにおきまして、こういった地球環境研のようなものができれば、それはおのずから情報が集まってまいりますし、人も集まってくるであろう。同時にこちらからよその地域へ向かってこちらの情報を発信できるというような大きなメリットといいますか、計算できないような大きなメリットが四日市市にもたらされる、あるいは四日市と言わず、こ

の北勢地域全体にもたらされるものでありますから、私はそういった意味合いでこの施設の誘致、あるいは財団の設立等に積極的に取り組んでまいっておると、こういうふうにご理解をちょうだいをしておきたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、大変大ざっぱなご返事になりましたが、詳細な問題については、これから漸次ご相談を申し上げてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

私から以上ご回答をさせていただきます。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 2番目の痴呆性老人の福祉対策についてお答えいたします。

高齢化の進展に伴いまして、痴呆性老人の問題は、要援護老人問題の中でも最も深刻な社会問題となってきております。ご指摘のとおり市内には軽度の記憶障害の老人も含めまして65歳以上の人口の4%から5%に当たる約1,300人程度の痴呆性老人がいるものと推測されます。

本市では、早くからこの痴呆性老人の問題に着目いたしまして、昭和56年には民間による全国初の痴呆性老人専用の特別養護老人ホームを開設いたしましたとともに、その後ニーズの拡大に応じた施設の増床、特養ホームにおける専用居室の併設を進めてまいりました。これらの施設では、現在すぐれた処遇がなされておりまして、今後も民間による施設整備を図りたいと考えております。

今後の施設整備方針につきましては、本市における施設入所を必要とする要援護老人の出現率である65歳以上の人口の1.2から1.3%の入所定員を確保していくことが課題であると考えております。当面は、平成2年度から5年度までに合計180床の特養ホームの新增設ができるよう、国県に対して要望いたしております。

また在宅老人のための通所施設といたしまして、デイサービスセンターを平成元年度に1カ所、さらに平成2年度から5年度までに特養ホーム等の整備に合わせまして、合計5カ所程度増設することを計画しております。これらの施設整備には、痴呆性老人のニーズにも十分対応できるよう配慮していきたいと考えております。

次に、在宅福祉施策につきましては、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパー派遣、デイケア、ホームケア促進などさまざまな施策を実施しております。これらの利用者数は、近年漸増傾向にあります。

また、今年度創設いたしましたナイトケアにつきましては、広報によるPRのほか、民生委員、保健婦、ホームヘルパー、老人クラブ、各地区市民センターに対しまして資料配布を行い、PRをお願いしてまいりましたが、現在のところ利用件数は1件でございます。

これらの施策がニーズのある老人に適切に利用されるよう配慮する必要がありますので、その取り組みの一つといたしまして、昨年度から各地区市民センターにおきまして、要援護老人を対象としました福祉カルテの整備を進めております。老人福祉部門におきましても、この地域における取り組みと連携を図り、地域に密着した現場活動を行うため、本年度からケースワーカーを1名増員するとともに、地区担当制を実施しているところでございます。

さらに、従来から地区担当制を実施しております家庭奉仕員派遣事業につきましては、本年度からヘルパーの訪問活動の一環として、民生委員活動との連携を図りますとともに、定期訪問ケース以外の要援護老人世帯の訪問を行いまして、ニーズの調査、福祉施設の紹介等、在宅生活の安定に努めております。

なお、本年度はそれに比べまして要援護老人の実態把握の充実を図りますため、従来の寝たきり老人やひとり暮らし老人の調査のほかに、痴呆性老人の調査を行う予定でございます。また、今後はそれらに並行いたしま

して、ご提案のように一般市民に対する広報活動を、広報よっかいちへの掲載を含めさらに積極的に推進したいと考えております。

また、痴呆防止の観点から、老人の社会参加を促進することも効果的であると考えられますので、老人クラブ活動の中で健康増進、教養向上、社会奉仕との活動を中心にクラブ活動の指導を行っております。本年度から新しく老人社会参加活動育成委託事業を実施し、各クラブにおいてさまざまな活動を行っていただいているところであります。

一方、これらの福祉的対応とともに、保健予防対策を推進することが重要でありますので、痴呆を誘発する原因疾病の予防のために、老人保健事業の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

痴呆性老人のデイケア事業につきましては、今年の6月から小山田老人保健施設におきまして実施されておりますが、今後事業効果、ニーズの動向を見ながら、さきに施策の整備等について検討したいと考えております。

○議長（川口洋二君） 教育長。簡潔にお願いします。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 時間がございませんので、はしゃってお答えいたします。

学校給食に対します消費税の影響でございますが、ご指摘のとおり給食の材料に対し消費税の影響がございます。それでできる限り手づくりの調理を実施しまして、コストを下げたり、また旬のものを材料に取り入れまして、価格の維持に努めております。質・量とも低下を来さないようにはっきりした規格を作成いたしまして、購入方法を考慮しながら給食を実施しております。今後の給食費についても、できる限り据え置きたいと考えておりますが、消費税や物価の推移も考える必要がございまして、検討してまいりたいと思っております。

次に、パートの職員の雇用に当たりましては、通勤に便利な、比較的近隣の方で、学校長からの推薦に基づきまして適任者を採用しております。

雇用に際しまして調理師の免許ということでございますが、これは、パートの職員の業務が給食調理の補助業務であるということでございまして、条件をつけた場合は大変確保が難しいということもございまして、以前からそのような条件はつけておりませんが、現在パートの職員の中で調理師の免許を持っているものは5名ほどございます。

次に、パートの職員の今後の採用の方針でございますが、当面は先ほど申しましたとおりの形で採用してまいりたいと思います。しかし、最近は地域によりましてはパート職員の確保が難しいので、大変この数の確保の困難が予想されますので、ご趣旨も踏まえまして検討したいと思います。

次に、職員の資質向上につきましては、正職の方はもちろんのこと、パートの方に対しましても、オリエンテーションとか、あるいは衛生管理研修、調理実務研修等を実施しておりますが、さらに充実を図りたいと思います。

最後に、学校給食に関する調査でございますが、昨年の9月に発足いたしました学校給食問題協議検討会を中心に行っております。そして、今後も予定された計画に基づきまして、アンケート調査などを実施し、適切な情報を収集しながら中学校給食についても検討を重ねているところでございますので、ご理解願います。

○議長（川口洋二君） 時間が参りましたので、伊藤正教君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午後3時47分休憩

---

午後4時2分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 第1日目の最終バッターということで、皆さん大変お疲れのことだと思いますけれども、お許しをいただきまして、通告いたしました3点についてお伺いをいたします。

まず第1点目は、当市の小中学校における道徳教育のあり方についてであります。大変大きな幅の広い、また奥の深い問題でありますけれども、学校における道徳教育、こういうことに絞って質問をさせていただきたいと思います。

申し上げるまでもなく、今日日本の国は世界に冠たる経済大国として「飽食の時代」とも呼ばれるほどの物質的な豊かさを享受しております。しかしながら、急激な経済の成長、発展に伴って、社会環境や家庭環境もまた著しく複雑多様化しているのが現実であります。

こうした状況の中で、青少年の心のふれあいの機会もだんだん少なくななり、人を愛し、ふるさとを愛する心がだんだんと希薄になってきたということも、また否めない事実であります。新聞紙上をにぎわしております幼女連続誘拐殺人事件の宮崎勤のような人間は極端な例かもしれませんけれども、一般に特に若者の間に忍耐力がない、自己中心的で、思いやりの気持ちがない、社会のルールを守る意識に欠ける等の傾向が強く、大げさに言えば、心の貧困とでも言うべき状況ではないでしょうか。

こうした状況をつくり出している要因は、いろいろ考えられると思いますけれども、その中で戦後の教育、なかんずく道徳教育のあり方が大きいかかわっていると考えるのは、私ひとりではないと思います。戦前の修身教育復活を恐れる余り、あるいは受験競争激化のあおりを受けて、戦後の道徳教育がまま子扱いされてきた感がなきにしもあらずですが、21世紀を担う子供たちを心身ともにたくましく、思いやりと公共心を持った人間に育成していくために、今こそ道徳教育を原点から見直し、充実していかなければならない、こう考えるわけであります。

今年の2月には文部省の学習指導要領が全面改訂されたことを踏まえ、

当市においても小中学校の道徳教育のあり方、具体的方法を再検討すべき時期であると考えます。

道徳教育といいますと、ややもすると何か特別なことを教えるものだという印象を持つ方も多いかもしれません、文字どおり人間が人間として人間らしく生きる道、いわばみずから生き方を考えさせることがその基本であると考えます。したがいまして、一つの統一的な方法によって画一的に教え込むというような性格のものではなく、児童・生徒が自主的に話し合い、考えさせ、あるいは実践する機会を提供し、教師がそれに対して適切な助言をするという形が最も望ましいのではないか。

もちろん道徳教育は学校における教育活動全体で行っていくものでありますけれども、週1時間の道徳の時間は、やはりその中核となるべきものだと思います。この道徳の時間を有効に活用するため、当市ではその研究授業を行った学校が増えているようあります。しかし、実践的な態度の育成が不十分、資料の収集や活用の工夫、あるいは系統的、計画的な指導法の研修を深める必要ななどの課題を残しているとの報告が、今年の3月になされています。こうした課題を解決していくために、私なりに幾つかの提案をするものであります。

まず、これまで道徳の時間は、教科書もなく、民間の副読本を利用する学校と、副読本も利用しない学校が存在するというような実態にかんがみまして、教材、資料を調査研究し、その活用方法などについても情報交換を行い、よりよい指導法を確立するために、各学校からその担当の先生に出席してもらう形での協議会を定期的に持ったらいかがでしょうか。

折しも先月19日、文部省は全国の小中学校や都道府県市町村の教育委員会に対し、教材を兼ねた道徳教育の教師用指導資料と指導ビデオを配付することを決め、平成2年度の予算要求に1億4,000万円盛り込んだところでございます。この指導資料ビデオは、児童・生徒の年齢、発達段階ごとに、公徳心、社会奉仕など特定の徳目に応じた具体的な指導方法を示すも

ののようあります。こうしたいわゆる視聴覚資料は、児童・生徒に興味を持たせながら、わかりやすく、しかも直接的に心に訴える資料として、特に重要であると考えますので、最大限に活用すべきであると思います。そして、単に資料による問題提起だけでなく、子供たちが身近なところにある類似した問題についてじっくりよく考え、自主的に話し合う時間を多くとることの必要性もまた付言しておきたいと思います。

提案の2つ目は、道徳は机上の論ではなく、実践こそが大切であるという観点から、実践活動をもっともっと多く取り入れたらどうかということあります。例えば中学生なら、老人ホームや障害者の施設等でボランティアとして福祉活動のお手伝いをするといったような体験は、子供たちに人の心の痛みがわかる思いやりの心を芽生えさせ、人間性豊かな大人へと成長していく大きな原動力となり得るでしょう。小学生ならば、自然とのふれあい、花壇づくり、あるいは責任を持ってウサギであるとか、ヤギであるとか、アヒルであるとか、そういう小動物を飼育させる。そうした生き物、小動物との直接的なふれあいは、どんな小さな生命をも大切にし、尊重する心を養うのに大いに役立つと思われます。このような方法を参考にしていただいた上で、ぜひ効果的な当市における道徳教育というものを確立していっていただきたい。切に願うものであります。少なくとも、たった週1時間の道徳の時間が、学校の行事や他の学習科目重視の中で犠牲にされることのないよう、強く望むところであります。

心の時代と言われる21世紀の日本を、そして我が四日市を担う子供たちが、正しい道徳性を身につけて、自分のことだけでなく、社会のこととも考え方られる心豊かな人間に成長していく環境づくりのために、市当局として道徳教育にどのように取り組んでおられるのか、またこれからどんな有効な方法で道徳教育を充実していくとされておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、福祉関連の問題、いわゆる福祉公社システムの導入について

であります。

ご承知のとおり今福祉に対する考え方方が、社会や経済の構造の急激な変化、それに伴う国民の生活意識やニーズの多様化、さらには人口の急速な高齢化という新たな局面の中で、大きな転換を迫られています。従来は貧しさと、病と、寂しさからの解放といった福祉の理念、言いかえれば、社会的弱者に対してそうでない一般の人たちや行政がどう支援し、何を与えるかという発想が主流がありました。最近では、できる限り住みなれた地域の中で一般の人とともに生活できることを保障しようとする。いわゆるノーマライゼーションの考え方に基づいて、福祉をする側も、される側も平等という理解はされてきたものの、まだする側にとって福祉はやはり他人事という意識から抜け切れていないのが現状のようあります。

だれでも年老いて、やがて社会から援助の手を差し伸べられる、そういう受け身の意味だけではなく、だれもが自分の望みに最も近い形の中で、健康で豊かな生き生きとした生涯を送ることのできる環境づくりこそが、これから求められる福祉であるという意味において、いわば福祉は他人事ではなく、自分のことであるという発想の転換が必要であろうと思います。それと同時に、行政が行う福祉政策、福祉施策もまた見直し、時代の変化に対応した新しいものに変えていかなければならないと考えます。

我が国では、いろいろな福祉施設の絶対数が不足しており、施設中心の福祉はもう限界を迎えているのはご承知のとおりでありますが、こうした施設の増設、中身の充実の一方で、いわゆる在宅福祉のシステムづくり、ネットワークづくりが急務であろうと思われます。

従来の市町村が派遣するホームヘルパー等では、質、量ともに多様化するニーズに対応し切れないという現実を踏まえまして、その状況を開拓するための一つの試みとして、最近脚光を浴びているのが福祉公社のシステムであります。ご存じの方も多いかと思いますが、東京都武蔵野市では、昭和55年に武蔵野市福祉公社を設立し、利用者から費用を負担してもらう

方法で、利用会員と協力会員という地域の相互扶助の形で在宅生活に必要な福祉サービスを提供する事業を実施しております。

この有償サービス事業は、営利を目的とするものではなく、市の財政援助を受けるとともに、その指導監督により公共的な福祉事業としての運営をするものであります。費用の面でも老人ホーム等への入所費用は支払えなくとも、福祉公社の利用会員としての会費と受けるサービスの料金くらいなら支払える世帯は多いし、たとえお金がなくても、土地や家を担保に福祉資金の貸付という形でいろいろな福祉サービスを受けることができる、そういうメリットもあります。そして、一般市民のボランティア活動や経験豊富な社会福祉施設、専門家の協力も得て、人間性豊かな質の高いサービスを目指すものであり、今までかなりの成果を上げていると聞いております。

武蔵野市福祉公社の場合、対象は、市内在住のおおむね65歳以上の高齢者、または3級以上の身障者、及び中度以上の精薄者。費用につきましては、ソーシャルワーカーの訪問、看護婦の訪問、緊急時の対応等、健康管理などの日常生活に必要な基本サービスの料金として月額1万円。そして福祉公社との給付契約に基づいて、必要に応じて利用できる個別サービスとしての家事援助、介護、食事の自宅への配食、入浴、訪問、リハビリテーション、付き添い、力仕事、車の運転等、非常にバラエティに富んだこうしたサービスに対しましては、それぞれの所定の料金を支払うということであります。

このほか先ほど申し上げました福祉資金サービスとして、基本サービス、個別サービスに要する費用及び生活費、医療費、住宅改良費等への貸付サービスもあります。つまり決まったサービスメニューを機械的に当てはめるのではなく、個々の利用者の必要に応じ、きめ細かく内容や程度がつくられる個性的なサービスであるという点にも、大きな特徴があるわけです。そして、その福祉サービスを受け持つのは、公社に登録されました主に

主婦や学生などの協力会員であり、一定の登録料を払って福祉サービスに従事した場合、提供時間分の活動費が支払われるということであります。この場合、協力会員は、支払われた活動費を点数に置きかえまして、それを福祉公社に預託し、将来自分が利用会員になったとき、その分無料でサービスの提供を受けられる、いわゆる点数預託制も選択できる仕組みになっております。

以上が武蔵野市福祉公社のシステムの概要ですが、こうしたシステムの実績によりまして、今年の3月には財団法人の認可を受けたと聞いております。武蔵野市のはかに、三鷹市在宅福祉サービス公社、世田谷ふれあいサービスセンター、神奈川ホームヘルプ協会等が同じような方式を採用し、実施しているようあります。

繰り返すようですが、迫り来る高齢化社会においては、所得の高い低いなどに関係なく、大半の人が福祉サービスを必要とし、しかもその種類も多種多様に及ぶという、いわば量と質、両面の福祉サービス需要の増大が見込まれるわけであります。こうした認識の上に立って、だれもが住みなれた町、住みなれた家で心の通った人たちとともに生涯を送りたいと願う、そうした願いを実現するための一つのシステムであり、さらに言えば、無償のままでは担い手をなかなか確保にくくなっているという現実と、無料よりも有料の方が負い目を感じずに自分の思ったサービスを受けやすい、こういう利用者側の意識の変化にも対応して、一人一人のニーズに合ったきめ細かな質の高いサービスを契約によって有料で提供するシステムが福祉公社であります。

一般の市民が地域の福祉活動に積極的に参加でき、福祉に対する高い意識を啓発する効果もあるこうした福祉公社のシステムを、当市においても社協を中心に計画していくはいかがでしょうか。既に部内で若干の研究はしておられるやに聞いておりますけれども、ぜひ本腰を入れて検討していただき、できるだけ早い時期に市長のご英断をお願いしたいと思います。

この点に関してのご見解をお伺いいたします。

3点目も福祉に関する問題であります。いわゆるボラントピア事業の現状と今後についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げた福祉公社が、いわゆる有償ボランティアを有効に活用する一つのシステムであるとすれば、ボラントピア事業は、地域社会において自主的にボランティア活動が芽生え、定着し、輪を広げていくための条件整備ということであります。

ご承知のように通称ボラントピア事業は、四日市市が国の指定を受けたことを踏まえ、市社会福祉協議会が実施主体となって、昭和63年4月1日から平成2年3月31日までを実施期間として現在展開しております。ボランティア市民啓発事業、ボランティア養成・研修事業、そしてボランティア組織・基盤整備事業の3つの大きな柱を持って、さまざまな具体的な事業が実施されておりますが、特にモデル地区として指定されました日永、塩浜、羽津、八郷、県の5地区社協では、精力的な取り組みがなされているようであります。

私の住んでおります日永地区の社協では、昨年度、ひとり暮らし老人、寝たきり老人など対象別ニーズ、家事援助や緊急時の介護などいわゆる課題別のニーズの把握のための調査活動、また福祉ニュース発行などの広報活動、福祉のネットワークづくりのための関係者会議の開催等を行っております。行事といたしましては、日永1日里親事業、ひとり暮らし老人のつどいを実施しておりますが、私もこれらの行事に参加をさせていただいて、いわゆる社協6団体の方々が一生懸命努力しておられる姿に心打たれ、またお父さん、お母さんのいない子供たちや、ひとり暮らしのお年寄りが本当に喜んで楽しい1日を過ごしているその光景が、いまだに忘れられません。今年度は、ひとり暮らし老人の食生活に関するアンケート調査を実施した上で、とかく栄養の偏った食生活になりやすい傾向を是正し、ひとり暮らし老人が自分に適した献立や調理法を学習する中で、ともに健

康で長生きするための食生活を考える場として、ひとり暮らし老人健康料理教室を開催する予定であります。

そこで、日永地区以外の地区においては、昭和63年度以降、ボランティアのまちづくりのためにどのような事業活動が行われたか、また市全体としての取り組みはどうであったか、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。その上で、国のボラントピア事業の指定期間が終了する平成2年度以降、どのような形で地域における福祉のまちづくり事業を推進していくおつもりか、お伺いいたします。

その際、モデル地区の指定をするのであれば、せっかく育ってきたボランティア活動の芽を摘むことのないよう、現在の指定5地区を継続し、さらに幾つかの地区を新たに追加指定する方向で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そのためには、財政基盤の確立が不可欠でありますが、チャリティーバザーの開催等によって得られましたボランティア基金が、昭和63年度末現在で約3,750万円になっていると聞いております。現在のボラントピア事業は、国、県、市の補助金その他の収入で賄われてますが、モデル指定された1地区当たり年間30万円という経費の額を、指定の期間が切れる平成2年度以降こそ、思い切って市の補助金を増やすということによって、もう少し増額できないものであります。

例えば、日永地区におきましては、地区社協から委嘱をされました各単位自治会1名ずつの福祉委員と呼ばれる人たちが、実践ボランティアとしてボラントピア事業のもうもろの活動を積極的に担っていただいているのですが、ボランティアとはいえ予算的に大変苦しい活動を余儀なくされているのが実態であります。こうした実態を踏まえ、育つつあるボランティアの組織化を促進し、地域社会における福祉のまちづくりを一層充実強化していくために、ぜひ市の助成を拡大していただくことを、平成2年度の予算編成時期に当たり特に要望いたしまして、この点に関するお考えもあ

わせてお答え願います。

以上をもって、私の1回目の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 1番目の中学校におきます道徳教育のあり方についてお答えいたします。

大変大きな問題でございますので、実効というのがなかなか伴わないかと思いますが、一生懸命にやりたいと思います。

小学校、中学校におきます道徳教育のあり方というのは、文部省が今年の3月15日に新学習指導要領を告示いたしまして、それによりますと、学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通して行うことを基本とし、道徳の時間の充実を強調しております。

今回の改訂の主な点は、次のとおりでございます。項目だけでございますが、申しますと、1つ目は、生命の尊重と世界に貢献できる日本人の育成。2つ目には、指導内容の精選、3つ目には、指導計画の作成、4つ目には、家庭や地域社会との連携、5つ目には、教材の開発と指導法の工夫ということを上げております。

そこで、市内の小中学校におきます道徳教育の現状を見てみると、いずれの学校も人間性豊かな児童・生徒の育成を目指した教育活動を行っておりますが、とりわけ道徳の時間は、その中心となるものとして重視しております。

小学校の低学年では、しつけなどの基本的な生活習慣や態度の育成であり、中学年では友情や信頼を大切にする心の育成であり、高学年では公徳心や思いやりの心の育成が指導の柱となっております。

中学校では、生徒が人間として主体的に生きることを中心とし、生命のとうとさ、友情の大切さ、民主的な国家の形成と国際理解などについて指導しております。ある中学校では、人間の尊重の意識を培い、実践力を高

める道徳教育というのを研究議題に掲げまして、命の大切さを考え、自他の人間の人権の尊重や、互いに認め合い、高め合い学級集団づくりを目標に、学校全体で取り組んでおります。

道徳の授業の指導につきましては、項目の理解と実践にあると考えております。教師もお互いに授業を参観する機会を設けまして、指導の充実を目指して研究する場を定期的に持っておりますが、そこには教育委員会の指導主事も参加し、よりよい道徳の授業のあり方を求めて、積極的な指導助言を行っております。

また、教育委員会が主催して、教員に対しましても道徳教育に関する講演会や研修会を行い、今後とも学校の新学習指導要領の趣旨を徹底周知して、そしてご指摘の人間らしく生きることの理解と実践を踏まえ、心の教育を重視するよう努めてまいる所存でございます。教科の時間内だけではなくて、生活全体の中で日常実践につながるよう努力をする所存でございます。

なお、市内の学校で年間計画を立てているのは、どの学校もカリキュラムを立ててますが、副読本というのを使用しております。各個人に持てるように、小学校では20校持っております。また11校の学校では、学校で備えつけまして、そのときに生徒が見るという学校がございます。それから中学校では、9校が各個人持ちで、4校が学校で備えつけて見せていると。それから残りの小学校9校、中学校8校につきましては、その学校独自で道徳教材をつくって使用しております。例えば道徳教材からコピーをして渡したり、あるいは新聞記事から取ってコピーをしたり、また学年や成長に合わせた問題を作成して渡したり、あるいは家庭、学校、生活の中から教材化をしたものやら、視聴覚教材、いわゆるビデオやカセットでございますが、そういうものを当てるところが、残りの学校でございます。

先ほどおっしゃいましたように、ビデオの教材というのは、最近の子供

たちは視聴覚に大変なれ親しんでおりますので、そういうものが話し合いのもとになる、いわゆる動機づけになって、それから発展させて教科の効果を上げていきたい。そして、児童・生徒が話し合いながらそういうことを実行していくように努めております。いずれにいたしましても、理解をすることと実践することが伴わなければなりませんので、教師も学校も一丸となって努力をしていかなければならないと考えております。どうぞ今後ともよろしくご指導のほどお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 初めに、福祉公社システムについてお答えいたします。

ご指摘のように、昭和56年に東京の武蔵野市が福祉公社をスタートさせたわけでございますが、これは有償ではございますけれども、営利を目的とするものではありません。市の財政的な援助を受けまして、その指導監督のもとに、市の公的な福祉活動を補完する目的で設置された公的組織でございます。

公社のほかに、いわゆる有償の在宅福祉サービスを行う住民参加型の在宅福祉サービス組織につきましては、事業団とか、あるいは社会福祉協議会、生活協同組合などいろいろな形態があるわけでございます。

本市におきましては、在宅サービスは、社会福祉協議会を中心といたしまして、市あるいは関係団体が協調しながらいろいろやっておるわけでございまして、これが十分だということは考えておりません。いずれはそういった福祉公社制度なり、事業団なりをつくりまして、有料在宅サービスに備えなければならないと、いろいろな選択種を持った、そういう組織を、選択種のあるような施策ができる実施主体をつくらなきゃならぬということを考えておるわけでございまして、いろいろ武蔵野市のはかにも、三鷹とか、世田谷にもこういった有料在宅サービスの組織があるようでござ

ざいますので、一度そちらの方の現地をお尋ねしまして、いろいろ教えていただいて、今後の市の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

次に、ボランティア事業の現状と今後についてのご質問でございますが、ご指摘のように本市の社会福祉協議会におきましては、63年度から2カ年事業といたしまして、関係機関、諸団体の参加を得まして、ボランティア活動推進協議会というものを組織いたしまして、ボランティア活動の基盤となりますいろいろな諸条件の整備を図りまして、活動が永続的、自主的に展開されるよう推進をいたしております。

地区社協に対しましては、先ほどご質問にもございましたように、日永、塩浜、羽津、八郷、県の5地区をモデル地区として指定してやっていただいているわけでございますが、その内容の概要についてちょっとご説明申し上げますと、羽津地区社協につきましては、ひとり暮らし老人の集いであるとか、寝たきり老人の介護者訪問、あるいはボランティアとか、いろいろな福祉特集号の地域の新聞といいますか、お知らせとして発行いたしております。そのほか高齢者教室の開催であるとか、敬老会の開催、あるいは世代交流のゲートボール大会等をやっていただいております。それから民生委員とボランティアの懇談会であるとか、さまざまなボランティア活動の事業もしていただいております。

それから八郷地区社協につきましては、身体障害者の手をつなぐ親の会であるとか、ひとり暮らし老人の給食、これは月に1回でございますが、やっていただいております。その他母子家庭の集い、あるいは広報活動としましては社協だより、センターからお知らせの発行、それから高齢者大学、大学院、還暦者の集い、その他ボランティア活動としましては、入浴サービス、それからボランティア研修、生活改善運動、歳末助け合い運動、あるいは寝たきり老人の理髪奉仕などもやっていただいております。

それから日永社協につきましては、先ほどお話をありましたように大変

いろいろな有意義な事業をしていただいておりました、深く敬意を表しております。

それから塩浜地区社協につきましては、民生委員さんによる要保護世帯の訪問であるとか、地区広報の発行、あるいはセンターからのお知らせでいろいろなこういった福祉関係の情報をお知らせしておるということでございます。それから老人招待の運動会の開催であるとか、ひとり暮らし老人会、ひとり暮らし老人の親睦会の開催、それから寝たきり老人への訪問・慰問、それから身体障害者への訪問・慰問、それから要保護世帯にボランティア推進委員のネットワークを整備すること、それからひとり暮らし・寝たきり老人への友愛訪問、ボランティアの研修会等をやっていただいております。

県地区社協につきましては、寝たきりの老人あるいは病人の方への訪問、ひとり暮らし老人の集い、それから寝たきり老人介護者への訪問、その他広報活動としましては、地区広報ボラントピア特集の発行、敬老会の開催、高齢者教室の開催、それからボラントピア講習講演会、それから新生活運動とか、いろいろやっていただいております。

こういった活動は、各地区におきまして、地域に応じてさまざまな活動をしていただいているわけでございまして、大変感謝を申し上げておるところでございます。

こういった事業につきましては、今後在宅福祉サービスを中心とした地域福祉向上の必要が叫ばれていますので、今後とも事業を継続して推進してまいりたいと考えております。

また、こういった指定につきましても、今後またほかの地区も拡大したり、費用の増額についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（川口洋二君） 田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 ご答弁ありがとうございました。

道徳教育の問題につきましては、当市でも徐々にその重要性が見直されつつあるということでございますが、中学校の教員をしております私の友人の話でも、教育現場においては、やはり教師も生徒も、数学や英語といったような科目を重視する傾向が強く、なかなか道徳教育の大切さはわかっていないがらも、かけ声だけで終わってしまうことになりがちだというような話を聞いております。こうした傾向がテストで高い点数をとり、いわゆるいい学校に入って、いい会社に就職し、いい生活ができればそれでいいんだ、人のこと、社会のことなどは構わない、こういうような風潮を生む原因の一つであるということを十分認識していただいた上で、ぜひひとつ各学校で道徳教育をもっとはっきりと位置づけて取り組んでいただくよう、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

また、指導内容の充実、指導方法の向上のためには、教員の資質のアップも不可欠であろうと思いますので、特に道徳はそれを専門とする教員がないわけでありますから、教育研究所におきましても、重点的に資料、あるいは指導方法の研究、研修を実施していただくことも、あわせて要望しておきたいと思います。

先ほど私の提案をいたしました中学校における福祉ボランティアの体験につきましてお答えがなかったようありますので、この点だけお聞かせいただきたいと思います。

それから福祉公社の問題ですが、福祉部長からかなり前向きの答弁をいただいたと思いますけれども、近い将来、必ず福祉サービスというものが、量だけでなく、質的にも需要が広がるということに対処するためにも、当市に合った形の第三セクターのような方式も含めまして、福祉公社のあり方を研究し、導入に踏み切っていただきたいと私は思うわけありますが、そのためにクリアしなければならない条件、あるいはネックは何か、その点について再度お尋ねしておきたいと思います。

最後のボラントピア事業の関連の問題であります、せっかくボラントピア事業として厚生省の指定を受け、各地域でボランティアの力が生まれつつあるわけでございますので、来年度以降、さらに発展させる施策を打ち出していただきたい、こう思うわけでございます。

以上、改めて要望いたしまして、今申し上げました2点につきましてだけ、いま一度お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（川口洋二君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ボランティアのことについてお答えいたします。

ボランティア活動は、いろいろな場所でやっておりますのですが、特に小学校あたりでは、清掃事業とか、今日も出ておりましたようなイヌナシの清掃、これなんかもボランティアでやってくれております。また、福祉のところに関連してもやっておりますが、各学校でグループでやったり、あるいはクラブ活動の子が、今日は老人の日だからといって施設へ訪ねたりして、そのようなボランティア活動もやっております。また、清掃ボランティアというものが割合に多くございまして、今の子はお掃除をするのが大変下手でございますけれど、そういうところから動機づけをされまして、ボランティア活動にはいっていくもの、また赤十字社の活動に、小中学校ではおりませんのですが、高等学校へ行きましたからそれがつながっていくような活動もございます。

ちょっとどの学校に幾つということは申し上げられませんですが、福祉のほかに清掃のボランティア、あるいは近所の子供と遊ぶとか、あるいは児童の公園へ行ったりして遊んであげるとか、そういうようなほんのささやかなことでございますけれども、やっぱりこれは実践ということで実行していくので、大変とうといことだと思っております。またそういうことがありましたら、私たちもそれを取り上げまして、そして教材にもし、ま

た輪を広げていきたいなと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 先ほど申し上げましたように、現在の社協の活動が十分であるとは考えておりません。将来にそういった有料在宅サービスの実施主体というものをつくっていきたいと考えておるわけでございますが、先ほどのご質問では、そういうものをつくるについてはどういうネック、条件があるかというご質問でございますが、これにつきましては、例えば在宅有料サービスをどういったものに実施していくのか、現在入浴サービス、あるいは家庭奉仕員、給食につきましては、所得に応じて、原則としては無料でございますが、所得の高い方については若干ご負担をいただいているわけでございまして、どういったものを有料サービスとするのか、あるいはどの程度までの階層の方にそういったものを適用するのか、いろいろ整理をしていかなければならない。市としての方針というものを決めていく必要があると考えておりますので、すぐというわけにはまいりません。若干研究期間が必要だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時51分散会

会 議 錄

第 3 日

(平成元年 9 月 13 日)

○議事日程 第3号

平成元年9月13日（水） 午前10時開議

第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（38名）

青山 弘忠  
小井 道夫  
伊藤 信一  
伊藤 正数  
伊藤 雅敏  
宇野 長好  
大島 武雄  
大谷 茂生  
金森 正  
川口 洋二  
川村 幸善  
喜多野 等  
久保 博正  
小林 博次  
後藤 長六  
坂口 正次  
佐藤 晃久  
田中 武  
田中 俊行

田中基介  
谷口廣陸  
豊田忠正  
中村信夫  
野呂平和  
橋本茂  
橋本増蔵  
長谷川昭雄  
古市元一  
堀内弘士  
前川辰男  
益田力  
水野和子  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗  
森安吉  
山口孝  
渡辺一彦

助役  
収入役  
調整監  
市長公室長  
総務部長  
財政部長  
市民部長  
福祉部長  
商工部長  
農林水産部長  
環境部長  
都市計画部長  
建設部長  
下水道部長  
消防長  
消防次長  
病院事務長  
水道事業管理者  
水道局次長

加藤宣雄  
毛利道男  
伊藤爾長  
栗本春樹  
石川徹夫  
鈴木一美  
米津正夫  
田中昌治  
佐々木龍夫  
黒田昭公  
鶴飼滋  
前川鉄一  
竹村二郎  
西田喜大  
山口博彦  
浜谷彌督  
中村  
奥山武助  
藤田高司

○欠席議員（3名）

野崎洋  
山路剛  
山本勝

教育長  
教育次長

岡田久江  
宮田勉

代表監査委員  
吉田耕吉

○出席議事説明者

市長  
助役  
加藤寛嗣  
片岡一三

○出席事務局職員

事務局長  
長谷川昭彦

参事兼議事課長	平井俊英
議事課長補佐	岡崎雄治
主幹兼議事係長	福島和幸
主 事	井上紀久夫
主 事	水谷正昭

午前10時1分開議

○副議長（森 安吉君） おはようございます。川口議長に代わりまして、議長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、35名であります。

本日の議事は一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○副議長（森 安吉君） これより一般質問を昨日に引き続き行います。順次発言を許します。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 おはようございます。緑水会の田中でございます。

通告に従いまして3項目につき質問をさせていただきます。

第1の項目は、鈴鹿山麓研究学園都市構想の推進の問題でございます。鈴鹿山麓研究学園都市構想と申しますと長うございますので、以下学園都市構想と略させていただきます。

この問題は、昨日、伊藤正教議員からご質問がございました、市長から詳しくご答弁をいただいたところでもございますので、私の用意いたしましたものも多分に重複をする部分がございましたので、重複部分を可能な限り削除してまいりました。その上で質問をさせていただきますが、多少

まだ重複したところが残っておることもございまして、申しわけないと思うのでございますが、よろしくお願ひをいたします。

既に皆様方ご承知のとおり、学園都市構想推進の問題は、新しく通産省が設置の方針を決めました特殊法人地球環境産業技術研究所、これも長くなりますので、以下地球環境研究所と略させていただきます。これを三重県と当四日市市とが学園都市構想の中核施設といたしまして、桜地区に誘致の方針を決められましたことによりまして、新しい局面を迎えました。

そこでまず最初に、この地球環境研究所の誘致の問題につきまして、2番目に学園都市構想の全体像づくりにつきまして、質問をさせていただきます。

まずは、地球環境研究所の誘致の問題でございます。この問題につきましては、最初にこの研究所に関連する一連の新聞報道の中から、一つは、地球環境研究所と同じように、地球環境の問題への取り組みを強化してまいりまして、国際的な役割を果たそうというふうに言われております環境庁が所管しております、既に筑波の方に設置されております国立の公害研究所、これとの関係につきまして、それからもう一つは、この地球環境研究所は平成2年に設置すると報道されておりましたけれども、立地の決定でございますとか、建設工事の着手時期、そういうった具体的なスケジュールにつきまして、通産省はどんなプランを現在持つておるのか、この2点につきまして、現時点で市当局の把握しておられるところがございましたならば、教えていただきたいと思います。

次に、この誘致に対します四日市市の取り組みにつきまして、要望をさせていただきたいと思います。

その結論を先に申し上げますと、この研究所は同学園都市構想の中核施設といたしまして極めてふさわしいものであります、四日市市は全力を挙げて誘致の実現に取り組んでいただきたいということでありまして、私ども緑水会といたしましてもできる限り全力を挙げて協力をさせていただ

きたいと、そういうことでございます。

このように申し上げます最大の理由は、この地球環境研究所の持つ特性と将来への可能性でございます。伝えられるところによりますと、この研究所の設置の目的は地球環境の保全でありまして、そしてその主要なテーマは、広範な学術分野に及ぶ環境調和型生産プロセス技術の開発であります。また、その果たすべき機能は、これらのテーマに関する国際的な研究交流の中核機関ということであると言われております。

通産省がこの 地球環境研究所を 設置する 方針を 固めるようになりまし た一連の流れ、これを今申し上げましたこの研究所の特性に結びつけて考 えてみますと、この研究所の位置づけ、これは次のように言えると思いま す。日本は今国際社会では余り評判のよくない経済大国、技術大国になっ ておられます。そこで、国際的信頼を勝ち取るために、そういたしましてま た、日本が将来にわたりまして発展を続けていくために、地球環境の保全 という極めて難しい課題ではございますが、これが成功すれば、人類の幸 福につながる極めて大きな意義を持つこのテーマに、国際的なイニシアチ ブをとりながら取り組もうとしておる。そのいわば国家的な事業を遂行し てまいります中心になる研究所がこの地球環境研究所であると、そういう 位置づけであると言えるのではないかと思います。

このような特性や位置づけを持った研究所でありますので、昨日市長の ご答弁にありましたとおり、この研究所が研究業務を進めてまいりました ならば、国際的にも大きな情報発信の基地となりまして、四日市に欠けて おりました都市機能を補って余りあるものがあり、また国内外から、こ こを中心にして大きな人の流れが生まれてまいります。

さらに将来、大変難しい困難な課題でございますが、これらの技術開発 に成功をすることが出来ましたならば、その技術移転の中心ともなりま して、周辺地域に新しい仕事の需要が飛躍的に拡大する可能性が出てまいります。北勢地域全体の活性化、発展に大きな役割を果たすことが期待でき

るのであります。

もちろん、研究開発の段階で国際協調が本当にうまくいってスムーズに 研究開発業務が行われるかどうか、またテーマが極めて難しいといったよ うなことなど、超えなければならないハードルは大変高く、また数もたく さんあると思われますけれども、将来これらが克服をされまして、実現す る可能性はあるのでございます。

そういたしまして、これが実現いたしました暁にはその成果は極めて大 きいものと思われる所以ございます。このような点から地球環境研究所は 当学園都市構想の中核施設として極めてふさわしいものと考えられます。 報道によりますと、テーマによりまして分散して配置される可能性もある とのことでございますが、何とか可能な限り一括して当地に立地が決定さ れますように、四日市市は全力を挙げて取り組んでいただきたいと強く要 望する次第でございます。

また、先ほど申し上げましたが、我が会派といたしましても、微力では ございますが、その実現のためにお役に立つようできる限りの協力、努力 をしてまいりたいと考えておるところでございまして、その点申し添える 次第でございます。

次の問題は、学園都市構想の全体像づくりでございます。昨日もお話が 出ましたように、この研究所の誘致を成功させまして、学園都市構想の立 派な実現を図るためには、学園都市の全体像づくりを早急に実施し、魅力 のあるでき上がりの学園都市全体の姿を把握する必要があると考えます。 研究の場、憩いの場、生活の場などをどのように配置して、どう結ぶのか、 既存市街地、主要交通体系とのつながりはどうするのか、またそんな学園 都市で働き、生活したくなるような魅力のある学園都市構想のでき上がり の姿は、専門的な都市づくりの知識を織り込んで作成する必要があると考 えます。

と申しますのは、この学園都市構想は、四日市市にとりまして残された

最後の、そして最も条件のよい大規模な新しいまちづくり構想でありまして、四日市市の将来の発展を決定づけるものと考えられます。それだけに四日市の将来の発展を約束する立派なものに仕上げなければならないと思うからでございます。

そのようなまちづくりを行いますためには、まずるべき全体の姿を描きまして、その中に配置しようとする施設、あるいは道路などはでき上がりの姿にふさわしいものを全体計画に従って、でき上がりの姿から見て正しい位置に配置していくことが必要でございます。すべてのものがそろうには長い時間がかかるわけですから、計画の最初から全体の姿を念頭におきまして、長期的な視点に立つことが必要ではないかと思います。立地を検討する施設の側としても重要な施設で、多額の投資を要し、規模も大というものがありましたら、そんな性格のものであればあるほど、敷地さえあればよいというものではございませんで、投資に見合った十分な効果が期待できる姿で配置される、そういうことを重視するのは当然ではないかと思います。

現在、既に学園都市構想の中核施設といたしまして、極めてふさわしいと思われます地球環境研究所の設置方針が打ち出されまして、受け皿づくりのための準備工事を始めようという段階に立っているわけでありますから、そしてまた他方その誘致をめぐりまして、昨日もお話が出ましたように、20カ所に及ぶ地区から激しい誘致競争が展開されようとしているところでございます。準備を間違いなく行いまして、競争に勝ち残る、こういう2つの面からも学園都市のるべき全体像を描き、地球環境研究所がこのように立派に配置できるのですよと、そういうことを示す必要があると思います。それも早急に行う必要があると思います。

S O R誘致に際しまして、特別委員会の委員の1人として勉強させていただきまして、いろいろ反省点も感じたところでございますが、特に強く必要性を感じましたこの1点を申し上げまして、この点につきましての市

ご当局のお考えを承りたいと思います。

次に、2つ目の項目でございます高齢者福祉の一層の充実、この問題につきまして質問をいたします。

この問題の重要性はいまさら申し上げるまでもございません。昨日もお二人の方が質問をされたところでございます。私も日ごろ自分なりに高齢者福祉のあり方を考える中で、特に問題意識を感じておりますものの中から、できるだけ最近お話を出ました問題との重複を避けまして、それからまたこの議会での論議の中から特に問題意識を持ちました点、3つばかりにつきまして質問をさせていただきます。

第1は、在宅福祉の充実の問題でございまして、家庭奉仕員の増員の考え方と入浴サービスにつきましてお伺いをいたします。まず、家庭奉仕員の増員の考え方でございますが、この問題は、先般の6月議会で益田議員からご質問がございましたところでございます。このご質問への部長のご答弁は、国の方で増やすということにならなければ増やさないと、そのように私には受けとめられまして、大変残念に思っているところでございます。国の基準にとらわれないで、したがって国の補助は受けられないわけでございますが、四日市市の現状のニーズ、充足率、それから将来の見通し、そういうものから市独自の判断、基準をつくりまして、増員計画をつくっていただき、これを実行していかれると、そういう考えはないのか改めてお伺いをいたします。

次に、入浴サービスの問題についてお伺いをいたします。在宅福祉サービスとしていろいろな施策を行っていただいておりますが、サービスを受けるご本人と、それから家庭で介護に当たっておられます家族の方々にとりまして、この入浴サービスはもっとも必要で、切実な施策の一つでございます。的確な資料を入手できず、四日市市におけるニーズとその充足状況について定量的に申し上げることはできないのでございますが、個別の声といたしましては、もう少し頻度を上げていただきたいのだがと、そ

いった声を耳にいたします。

また、先般いただきました平成元年度市政概要によりますと、63年度にこのサービスの提供を受けられた方は、延べ 1,486人ということでございます。寝たきりの高齢者の数は 455人というようにしるされております。この 455人の数字につきましては、基本計画の資料では入院者数を除いて 762人というような数字もございまして、ちょっとお確かめする暇がなかったのでございますが、そういった数から類推をいたしますと、2カ月に1回程度あるのかないのか、これは勝手な類推でございますが、そんな状況ではないかと思います。全国的に平均回数といわれております目標でございますが、月一、二回ということに比べましても、大分下回る数字しか行われていないのではないかと、そのように心配されるわけでございます。

入浴サービス、これは通常の場合対象となります家庭の自助努力ではいかんともなしがたい問題でございまして、そのニーズには切実なものがございます。したがいまして、可能な限りサービスの充足に努めるべき施策と思われます。ニーズとその充足の状況をどのように把握なされ、充足状況が不十分であるとすれば、ネックはどこにあるのか、人員なのか器材なのか、トータルとしてのコストなのか、いずれにあるのか、その解消に向けてお考えをお伺いいたします。

次に、高齢者福祉の問題の第 2 の高齢者専用住宅についてでございます。63年12月現在のひとり暮らしの高齢者の数は、先ほど申し上げました資料によりますと 1,502名でございます。高齢者のみの世帯数ということで考えてまいりますと、これを上回るわけでございますが、高齢者数そのものの増加と、高齢者と家族との別居傾向、これがだんだんと強くなっていると思いますので、この 2 つの面から高齢者のみの世帯数がますます増大の一途をたどるものと思われます。その結果、高齢者の住居対策はその重要度、深刻度を増していくものと思われます。現在の四日市市の高齢者世帯への住居対策は、一般公営住宅の中に高齢者向けの住宅を確保するこ

とによって対処する方針のように承っておりますが、一口に高齢者世帯と言いましてもさまざまございまして、若い世代や地域社会にどうしてもなじめない世帯もございます。また、いろんな福祉サービスを必要としている世帯もありまして、またそのサービスいかんによりましては、重度の介護の必要な人たちとなる可能性を持っております。そしてまた、一般的に病気や事故などによりまして、重大な結果を招く危険を常に潜在的に持っております。

そういう事情から高齢者専用住宅を設置することも検討する必要があると考えます。従来の施策を進めていただきますと同時に、高齢者世帯の実態を見きわめ、ニーズを的確に把握して、その状況によりまして、実情に合った施策の実施が大切と考えます。このような観点から高齢者専用住宅の設置についてのお考えを伺いたいと思います。

高齢者福祉の第 3 は、四日市市におけるリハビリ機能の充実でございます。高齢者福祉を考えますとき、寝たきりの状態を予防することは、痴呆症の予防と並びまして、何よりもご本人の幸せのために、また家族の方々のために、いずれをとりましても極めて重要な課題でございます。高齢者が寝たきりの状態になりますのは、運動障害を伴う病気やけがが大きな原因となっておりまして、その治療に継続しましてリハビリを十分に行うかどうかが、寝たきりの状態になるかならないかを分けるかなり大きなポイントになると言われております。リハビリは、治療に継続して病院を中心に行われてますが、我が国の場合には、ヨーロッパ、アメリカに比べましてその実施が不十分でございまして、欧米では車いすを使用すれば自分の意思で行動できる程度の症状の方が、日本ではリハビリの不足のために寝たきりの状態に陥ることも珍しくないと言われておるわけでございます。

このような状況をなくすために、当四日市市におきましても、一たん打ち切ったリハビリを再開し、また衰えた運動機能を回復したいと、そうい

う希望のございます高齢者一般、こういう方々を対象にいたしまして、運動機能回復訓練に励むことのできる器材、施設、こういったものを設置いたしまして、また指導員も配置していただきまして、徹底したリハビリを実施できる場所、体制をとることはできないものか、この点につきましての四日市市の実態と一層の充実に向けてのお考えをお伺いをいたしたいと思います。

以上、高齢者福祉の一層の充実という観点から3点につきまして質問をいたしました。これらの問題につきまして、勉強を始めましてから日が浅うございまして、的外れな部分のあることを恐れるわけでございますが、高齢者対策の重要性にかんがみましてあえてお伺いをいたした次第でございます。私の勉強の至らない点につきましてはご指導をいただきながら、よろしくご答弁をお願いいたします。

最後の項目といたしまして、塩浜病院移転の問題につきまして、一言申し上げさせていただきます。塩浜病院が移転いたしました後の塩浜地区の活性化の問題につきましては、検討のための委員会が地元に設けられまして、自治会、婦人会をはじめといたしまして、各団体の代表の方々が委員となられ、住民の皆さん方の意見も出し合われて、真剣に協議・検討が進められているところでございます。また、それぞれの団体を構成する住民の皆さん方も身近な自分たちの生活に直接かかわりのある事柄としまして、問題を真剣に受けとめ、その成り行きに注目をしております。

古くは海軍、お国のためにその用地を提供し、戦後は復興からコンピナートの建設へと市の発展を支えてこられた塩浜地区住民の皆さん方が、塩浜地区におきましては唯一公共の人の集まる施設でございました塩浜病院、これすらなくなってしまうという局面に立ちまして、その跡地を地区の活性を維持し、できるだけ明るく豊かな地域社会づくりの拠点となるような利用の仕方を切実に求めておる、そういうのが現在の姿でございます。

三重県の病院移転計画は、その後はかばかしい進展を見せていないよう

でございまして、したがいましてまだその時期に立っていないと考えられますので、具体的な施策について触ることは差し控えさせていただきますが、やがて時が至りましたならば、塩浜地区住民の皆さんの努力が実り、苦労が報いられる施策の実施を心からお願い申し上げる次第でございます。

またあわせまして、移転の進捗状況や跡地の活用などに関しまして、現状におきますご所見がございましたらお示しをいただきたいと思います。

以上、私の予定いたしました全項目につきまして質問をさせていただきました。ご答弁いただきますようよろしくお願いをいたします。

○副議長（森 安吉君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

まず、鈴鹿山麓研究学園都市構想に関連をいたしまして、ここへ今通産省が考え、国に予算要求を来年度に向かっていたそうとしております地球環境産業技術研究所の誘致に関連をいたしましてご質問があつたわけでございますが、この地球環境の問題につきましては、アルシュサミット以来、我が国においては非常に大きな問題として各界で種々議論が行われておりますが、國の方におきましては、環境庁、通産省、あるいは科学技術庁、さらには郵政省等々がこの問題に関しまして、新たな来年度に向かっての予算要求が今なされているところでございます。

この中で、私どもに最も関係が深いというふうに思われますのは、この通産省の計画と環境庁の問題と、さらに科学技術庁等で考えている問題になるわけでありますが、環境庁の方は実は筑波にございました公害研究所というのを環境研究所という名称に変更いたしまして、地球規模の問題について取り組もうとされておりまして、その必要性に応じた予算要求が4億円程度でありますが、来年度に向かってなされようといたしております。

もちろん環境庁の中に地球環境保全室というのも新たにできております。さらに通産省の方では、昨日からご返事申し上げておりますように、来年

度に向かいまして概算要求の段階で検討されておるわけですが、大臣官房の中に地球環境対策室という室を設けまして、そこが中心になって取り組んでおられます。ここでは新聞報道等によりますと、研究所の建設費に25億円、それから研究所関連の開発費等に60億円、合わせて85億円を来年度要求されているようあります。

科学技術庁の方では国立防災科学技術センターを、仮称であります、防災地球科学研究所というものに改組いたしまして、地球規模の現象について体系的な研究を実施すると、こういうことになっております。

そこで今、新聞あるいはその他でも地球環境の問題が大変大きな議題になっておりまして、種々議論が行われておる段階でありますので、この予算がどういうようになるのかということをよく注視してみる必要があるというふうに思いますが、実はやはりSORのときに、あれだけ大規模のものを誘致しようということで、三重県、四日市市、さらには中部圏の産業界を挙げて一生懸命取り組んだわけでありますので、あれがだめになったらあとは何もないんだということではまことにぐあいが悪うございますし、この地球環境の問題は、四日市市においてこれに関する環境技術というのはかなり蓄積をされておる、あるいはまたその技術を十分身につけられましたふさわしい方々がたくさんいらっしゃると、こういったような点をあわせ踏まえ、地域自体が今後より一層研究開発をしなければならない問題も抱えておる、こういうようなことがあるわけでございますので、もっともこの通産省の構想が当地へ向けて立地をされるということは我々にとって極めて喜ばしいことではないか。地域全体、これは単に四日市市域だけではありませんで、中部圏にとってやがて大きな今後の技術開発のインパクトになるだろうと、こういうつもりで県の方が真っ先に動かれまして、私の方もそれに賛同いたしまして、通産省に向かって働きかけをやっておる、こういう段階になっております。

したがいまして、もうしばらく国の状況をつぶさに注視をしていかなければ

なりませんが、現在そういう意味で、自分のところにと希望を出している府県が20県ぐらいあるそうでございますが、仄聞いたしますと、その中で可能性のあるのが四、五県だというふうに言われております。どこであるかは私はちょっとわかりませんが、私が回った感触、あるいは知事や副知事さんが回られた感触等を勘案いたしますと、それなりにそう悲観的に見る必要もないんではないかと、こういう感触であるわけでございます。

そこで、それじゃそういうものが可能になった場合の学園都市の全体像を一応今から聞いてインフラの整備というものをいかなければならぬということになるわけでありますが、実は通産省が取り上げるものは中身として科学工学、生物科学、システム工学などかなり広範な学術分野を統合いたしまして、研究者は約300人を国内外から集めまして、国際的な研究交流の中枢機関にしようとされていらっしゃるわけです。そこで、取り上げられます開発テーマとしては、人工光合成などによります炭酸ガスの固定化、あるいはその利用技術、2番目としてオゾン層を破壊しない第3世代フロンなどの開発技術、3番目として炭酸ガスを吸収するバイオリアクター、これは生物反応器とでも言うべきものだと思うのですが、そういうものの開発などということになってくるわけであります。この点は、昨日、片岡助役がご質問にお答えをした内容が全部でございます。

環境庁の方はスーパーコンピューター機能を備えた学際的、国際的な共同研究の場というふうに考えられておられるようですし、科学技術庁は先ほど申し上げました防災の意味から、防災というのはかなり広い範囲の防災だと思うのですが、防災地球科学研究所というものにしていこうとされているわけであります。したがって、各省がこういう形になっておりますので、それがどういうふうに最終的に調整をされるかというのも見きわめてみなければならないと思うわけであります。

そこで、実は国立のそういうものを誘致するといったとしても、地域自体がどうなるのかといろいろ考えてみると、地域自体でもこういった地

球規模の問題の中に含まれております炭酸ガスの固定化でありますとか、第3世代のフロンの開発技術でありますとか、あるいはバイオリアクターによります反応器の開発でありますとか、地域においてもそれなりのノウハウというものを持ついらっしゃる機運はあるわけでございますし、それに向かっての研究開発というのは可能性があると私は見ております。

それだけではなしに、地域は地域で今後また独自の環境汚染負荷を削減しなければならないような問題を抱えているわけです。これは昨日、前川議員からのご提言もありましたように、例えば廃プラスチックの再利用でありますとか、あるいはまたその他産業の活動の結果出てまいります、いわゆる固形物の再利用・処分の問題でありますとか、あるいは農業用のビニールの最終処理の問題でありますとか、発泡スチロールの最終処分の問題でありますとか、なかなか研究開発に時間と人と金を要する問題があるわけでありますから、地域独特のそういう問題を含めまして、地域自体がこういった地球環境汚染を防ぐことに役立ち得るような研究開発というものをやるべきであると。そのためにそういうものを研究し、かつ各企業もそれに参加をしていただけるような財団をつくって、そういう施設を設立していく。そしてしかも、その技術を中部圏全体あるいは国全体、さらには大きく言えば地球全体に移転をしていくと、そういうことを考えますと、やはり地域自体がそういう財団を持って研究所あるいは研修所の設立をすべきである。それを火種にしながら、国立の施設の誘致に向かって進むべきである。それに必要な附帯施設等が必要でありますので、例えばオープンラボラトリー、いわゆる公開研究所というんですか、公開試験所というんですか、そういうものもその中にセットをしていって、各企業にそれぞれご利用をいただくと、こういうようなもの。

あるいは、研修施設をつくる場合には、特に途上国のテクノクラートの要請のためにもこれが有効に活用できるようにすべきである、といった意味での財団が活動できる余地があるのではないかと、そういうものをそ

の中にセットしていくべきであろう。それに必要な附帯施設、運動施設でありますとか、あるいは休養施設でありますとか、さらには研修生が宿泊のできるような施設でありますとか、そういうものの全体を含めまして、この鈴鹿山麓研究学園都市構想の計画を進めていこうとしておるわけでございます。

したがって、今予定をされている面積だけでは不十分であるということから、昨日お話をいたしましたような新しい地域、さらに隣接地域等の余地を確保してまいりたい、こう思っておるところでございまして、今これは県のご指導をいただきながら、市の企画の方とタイアップをいたしまして作業を進めようとしている段階でございます。

こういったハードな面につきましては、実は加藤助役を中心にいたしまして部内でプロジェクトをつくると。ソフトな面については片岡助役を中心にながらまたその作業を進めていこう、こういうふうに考えておる次第でございます。

全体像ということになりますと、そういうことでございますので、今タイムスケジュールをつくりまして、国の施設の誘致、それから地域でやります財団の設立、この両方を同時並行的に進めようとしたとしておるわけでございますので、この上とも格段のご理解を賜っておきたいと思います。

なお、誘致そのものについてはこれからだんだんに予算の動きを見ながら本格的な動きになっていくというふうに思っておりますので、その節には皆さん方のお力も十分お借りしないとなかなか難しい問題であろうと。競争相手が20県もあるんですから大変だなというふうに私は思っております。

以上で、大体第1点についてのお答えとさせていただきたいと思います。  
○副議長（森 安吉君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 2番目の高齢者福祉の一層の充実についてお答えいたします。

初めに、家庭奉仕員の増員の考え方についてご説明申し上げます。我が国の人口の高齢化は世界に例を見ない速さで進んでおりまして、それに伴いひとり暮らし老人や寝たきり老人といった要援護老人数は毎年増加の一途をたどっております。

この人口の高齢化に比べまして、世帯規模の縮小、扶養意識の変化等、社会情勢の変化も見られ、在宅介護能力の低下傾向は今後一層問題化されるものと思われます。しかし、老人はだれもが住みなれた町で暮らしたいという願いを持っておりますので、本市といたしましても、こういった老人等が在宅で安心した生活が送れますよう市社会福祉に一層力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

中でも家庭奉仕員派遣事業につきましては、在宅福祉の中心的施策といたしまして、一層制度の整備拡充に力を入れていかなければならないと考えております。

現在、市と市社会福祉協議会で家庭奉仕員38名を配置いたしまして、187名の派遣対象者宅にホームヘルプサービスを実施しております。今後さらに高齢者人口の增高が見込まれ、要援護老人数も増加することが予想されますので、要援護老人の数等の的確な把握に努めますとともに、複雑多様化する派遣ニーズに対する施策の充実、ホームヘルパーの資質の向上を図りつつ、需要の状況を見ながら計画的に増員に努めてまいりたいと考えております。

現在の充足状況でございますが、一応指標といたしまして、65歳以上の老人を家庭奉仕員の数で割ったものを指標といたしております。この数値でいきますと、現在四日市の指数は0.135でございまして、1,000人に大体1.3人ということになるわけでございます。したがいまして、これを毎年計画的に増員をいたしてまいりまして、平成5年度までにはこの指数を0.16程度にしたいと考えております。来年度から実施していくきたいと存じます。

次に、入浴サービスの問題でございますが、現在入浴サービスは市社会福祉協議会の移動入浴車、小山田デイ・サービスセンター、小山田特養ホーム、陽光園、エビノ園、八郷地区社協、桜地区社協において実施しております。中でも中心となる市社会福祉協議会の移動入浴車は、3台によりまして入浴サービスをおおむね月1回から2回、対象登録者145名で、家庭での入浴が困難な寝たきり老人等の要援護者を対象に実施いたしております。

寝たきり老人にとりまして、入浴は健康管理、衛生管理の観点から重要なことでございまして、その実施は10日から15日に一度ぐらいが望ましいと言われております。今後は、年齢、健康状態等、個々の寝たきり老人のニーズに合わせまして、最も望ましい周期で入浴サービスが行われますよう、市社会福祉協議会の移動入浴車、デイ・サービスセンターの機能の整備拡充を図りまして、今まで月に一、二回実施してきたものを、月に二、三回実施できるようにしたいと考えております。

次に、高齢者専用住宅につきましてお答えいたします。

老人世帯、ひとり暮らし老人、寝たきり老人が安心して毎日の生活が送れますように、高齢者向けの住宅の整備は在宅福祉施策を進める上でも重要な課題でございまして、高齢者が自立した生活が送れますよう住環境づくりが必要であると考えております。

現在、住宅施策といたしまして、三重団地27戸、東新町に8戸の高齢者向け住宅が建設されております。また既設の一般市営住宅につきましても、浴槽やトイレの改良等、高齢者の方々が生活しやすい住宅として毎年計画的に改良されております。さらに、現在計画中の、西伊倉団地におきましては、高齢者に対する多目的施設の併設等、モデル団地になるような構造を策定中であります。建設につきましては、建設部と福祉部が連携を密にいたしまして、多様化する居住形態に対応した設備、構造の整備を進めてまいりたいと存じます。

また、要介護老人に対する相談、指導管理体制の整備を図りますとともに、老人が家庭奉仕員の派遣、デイ・サービス、給食サービス等、外部サービスを受けることによりまして、その地域でいつまでも安定した生活が送れますよう、住環境整備を進めてまいりたいと存じます。

なお、福祉施策におけるケアつき住宅につきましては、保健・介護機能を持つ社会福祉法人青山里会において、国県の補助事業としてケアハウスの建設を計画しております。市といたしましても積極的に協力してまいる所存でございます。

次に、リハビリ機能の充実でございますが、病院退院後、日常生活の動作の困難な老人に対して、リハビリを目的とした施設といたしまして、本年度から本格的に老人保健法による老人保健施設、これは小山田で100床、湯の山で100床が開設されました。福祉サイドにおきましては、窓口相談、ケースワークを通じて積極的にその紹介に努める一方、退所後の在宅生活支援のための連携を図っているところでございます。また、脳血管障害等による身体障害者の方々に対しましては、訪問リハビリも実施しているところでございます。

一方、虚弱老人に対しては、小山田デイ・サービスセンターにおいて現在77名の方々が日常動作訓練を中心とする生活リハビリを取り組まれております。ご質問のように、一層増加する老人の方々が寝たきり等要援護老人になることを防止することは最も重要なことでございまして、既存の小山田デイ・サービスセンターをはじめ、来年度開設予定の陽光苑デイ・サービスセンターの一層の機能充実を図りますとともに、来年度開設する市の保健センターや、来年度社会保険庁が建設する健康指導センターの有効利用や、寿楽園はじめ既存の公共施設の多目的活用等によりまして、将来的には地域的なバランスを考えた軽介護型デイ・サービスセンターの整備を行うことなど、きめ細かな取り組みが重要な課題であると考えております。

なお、保健衛生課におきましては、寝たきりや痴呆の原因として大きな比重を占める脳血管疾患の予防や早期発見のため、健康教育や健康相談、成人病基本健康診査を実施いたしますとともに、中央老人福祉センター並びにあさけプラザにおきまして身体機能の低下を防ぐための訓練を実施し、さらに脳血管疾患などで床につかれた方々や、その介護に当たられる家族の方に対しましても回復への努力を促し、また適切な介護を指導いたしますため、保健婦及び市社会福祉協議会委託に基づく看護婦による訪問指導を行っております。

○副議長（森 安吉君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第3点目の塩浜病院移転後の問題についてお答えをさせていただきます。

先ほど田中武議員の方からもお話がございましたように、移転後の跡地の活用の問題について地元の方でいろいろと熱心にご検討をいただいていることにつきましては、先般も塩浜地区の交流会の中でのんな住民の皆さん方からご意見が出されました。そういうことについて私ども十分承知をいたしているわけでございます。

そこで、そういう跡地の活用等の問題について、市側といたしましても、移転後の問題について活用の問題、医療の問題、その他の幾つかの問題があるわけでございますので、本年の6月に塩浜病院移転問題対策委員会を設けまして、ここで具体的に今後検討してまいりたい、そのように考えておるわけでございます。したがいまして、今後ともそういうことについて地元の皆さん方のご意見も十分拝聴しながら、県と連携をしつつ、今後具体的に検討してまいりたい、そのように思っておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、新しい病院の県側の基本的な進め方について若干申し上げますと、県側といたしましては、本年度つまり平成元年度で新しい病院の建設のた

めの用地の取得をするための予算が計上されているわけでございまして、平成2年度には造成、実施設計を行いたい、このようになっておるわけでございまして、平成3年度に新しい病院の建設に着手をし、平成6年度に診療の開始をしたい、こういうことが県側の新しい病院の建設についてのスケジュール、そういうことでございますので、そういったこともにらみながら、今後私どもといたしましては医療対策の問題、あるいはまた今申し上げた跡地の活用の問題、そういった問題についても具体的に検討させていただきたい、こう思っているわけでございますので、ご理解をちょうだいいたしたいと思います。

○副議長（森 安吉君） 田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 ご答弁をいただきありがとうございました。時間も余り残されておりませんので、簡単に申し上げたいと思うんでございますが、1番目の問題につきましては、地域としてお考えになって並行して進める、そのようにご説明をいただきました事柄につきましても両々相まって、学園都市構想の立派な実現を目指してまことにふさわしい企画ではないかと思われるところでございまして、お互いがお互いを補い合ってますます大きな研究の輪が広がることを期待いたしまして、これからも我々といたしましてもご協力を来てまいりうと、そのように思う次第でございます。今後とも活発な事業の推進を心からお願いする次第でございます。

それから、2番目の福祉の問題につきましては、昨日来いろいろ国レベル、県のレベルでというようなお話がございまして、大変心配をいたしておりましたんでございますが、計画的に増強を図っていくというお話でございまして、その方針につきましては了承をいたすわけでございます。

また、数字を挙げておっしゃっておられました平成5年度に、家庭奉仕員でございますが、0.16程度にというようなお話でございましたが、このレベルがほかの都市と比べて国のレベルでどうなんだろうかと、そういう

問題がございますが、時間もございませんので、また改めて教えていただきたいと、そのように考える次第でございます。私の考えますところでは昨日来お話もございましたけれども、公害に悩み、苦しみ、そしてそれに耐えてきた四日市の市民の皆さん、四日市市の発展のためにということでそのようになってきたわけでございまして、その結果財政力指数ということであらわれます市の財政問題にも、その結果といたしましてほかの都市よりも裕福であると、そう言われる状態が来、また国全体の発展にもプラスになってきていると、そういうわけでございますので、そういうご努力、ご苦労の多かった市民の方々には、そういう苦労の少なかった地域の方々に比べまして、公共から受けるサービスがレベル以上になるということは当然期待されるでございましょうし、それが実現されるような政治を行っていかなければならないのじゃないか。そのように感じて基本的に考えておりますので、これは国レベルで考えなければならない問題だとは思いますが、市のできる範囲といいますのは限られていると思うんでございますけれども、そのあたりは可能な限り追及していかなければならない。そして、どの分野に力を入れていかなければならぬかと申しますと、本当に高齢の時期を迎えましたときにも安心して暮らせると、そういったことに一番の力を入れていかなければいけないと考えますので、そのように申し上げる次第でございます。今後の施策の発展に大いに期待をいたします。

3番目につきましては、今後十分ご理解をいただいておるところでもございますので、よろしく実現に向けて施策を進めていただきたいと改めてお願いする次第でございます。

どうもありがとうございました。終わります。

○副議長（森 安吉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時12分再開

○副議長（森 安吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

四たび行財政改革についてのお伺いをいたしたいわけであります。

最近、行財政改革というのは何か遠くでの古い言葉のように聞えるような感じがするわけであります。先ほど来お見えになりました傍聴者もお1人残られただけでございますので、大変寂しい限りではございますが、行財政についての質問をさせていただきたいと思います。

57年度は全国の自治体が国民から強い関心と批判を持たれまして、行財政改革の嵐が吹き荒れた時代がありました。その背景には高度成長時代に終わりを告げ、民間企業では石油ショックを契機に、その防衛策として減量経営が実施され、人員整理等文字どおり血のにじむような経営努力がされた結果、その危機を乗り切った実績があります。その結果、民間と自治体とでは大きな格差が生じたのであります。行政では親方日の丸、公費天国、汚職のニュース、税金のむだ遣い等、当時は随分市役所に対する批判や、自治体の置かれている現実はまことに厳しいものがありました。また、あわせて中高年の職員の民間では考えられないような高給与、高退職金等によって一層強い批判が浴びせられておりました。その格差について行政、政治に生産性の考え方を導入し、行政サービスのむだをなくすため、直営と民間委託の経費の差がよく指摘をされたところであります。そういうことがありまして、多くの自治体は行財政改革に一斉に取り組みを開始いたしたわけであります。当市でも57年3月より第一次行財政改善整備計画が実施され、続いて60年、自治省から地方行革大綱が示されました。そしてまた、第二次行財政改善整備計画が作成、実施されて、真剣な取り組みがなされてまいりました。

しかしながら、今日のリクルート事件、あるいはリクルート事件による国の行革ムードの薄れや、あわせて世界最大の債権国であり、しかも大幅な貿易黒字を出し続ける黄金の国日本、世界の各国から、日本は豊かな国として役割の期待等から連日マスコミで報道され、あたかも市の財政までが豊かになったような錯覚を起こしがちの昨今であります。

こんな背景の中で市の職員には行革の取り組みの甘さや、あるいはまた四日市市は行財政の取り組みが他市より進んでいるなどおごりが感じられるようあります。行財政改革が次第に風化しつつあることを心配をして質問をさせていただくわけであります。

市長がかねがねおっしゃっておみえになりますように、行財政改革は一過性のものではなく、累積した巨額の借入金を抱え、財政の硬直化が進む厳しい状態の中で、住民の多様化する要望、あるいはまた高齢化社会を迎えての現実を直視して、継続的に強力に推進すべきだと考えます。これからは地方の時代より都市間競争の時代へと変化すると思いますが、そこで都市間競争の中の行財政改革について私なりの考え方を述べてみたいと思います。

先ほど申しましたように、都市間での競争が強まり、その競争に負けると都市の発展は大変難しくなる、そんなような時代を迎えては、政府の法令通達による画一行政から、各地方それぞれの特性に応じた知恵とアイデア、創造と工夫による独自行政へと180度の転換が必要であります。そこで、地域の行政と政治をその地域住民みずからが行うという地方自治が重要になると考えます。1. 変化への対応、2. 効率化、簡素化、3. 信頼性の確保等の3つが地方自治体の使命であります。その使命を遂行するためには地方自治に行財政の改革を断行していかなければならないとも思いますし、市の赤字がさらに増加し、赤字再建団体になれば、当然再建法に基づいて中央より数々の制約が課せられ、独自性は失われると思います。自主再建こそが今地方自治体に課せられた責務であると考えます。

これまで地方自治体は地方の財政の悪化の原因を財政制度の歪みに転嫁してまいりました。しかし、自主再建の道は、第一に行政の経営力の形成にあるとも言われております。「政治に経済感覚の導入を」という理念と全く同じ発想であります。利潤を追及する企業と、利潤を追及しない公共団体とは異質なものであるが、管理者の立場から見れば、経営は同一のものであるはずであります。行政の簡素化、原価計算、小数精銳主義による人件費を抑制し、経常経費を圧縮しなければなりません。公共団体の合理化によって得た利潤は、公共事業あるいはまた環境整備事業等になって、すべてが市民に還元されるわけであります。この辺が特に重要なところだと思います。市職員の役割が公共の福祉の実現に最小の経費、最大の効果を上げるよう達成することにあるなら、行財政改革は決して一過性のものではなく、継続してますます実現に向けて努力をすべきだと考えます。

そこで、本市第二次行財政改革大綱、並びに第三次行財政整備改善計画等の作成が平成2年度に実施されると伺っておりますので、この点についてお伺いをしたいと思います。

最近の地方財政の動向を見るとき、高齢化、高度情報化、あるいはまた国際化等の潮流と、産業構造変化等に伴う新たな行政需要にも的確に対応し、長期的展望のもとに地域整備のために戦略的事業を積極的に展開するとともに、本市の特性を生かした個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指し、積極的にその役割を果たしていくことが期待されるわけであります。このような市民の期待にこたえ、適切にその役割を果たしていくためには、行財政の簡素化・効率化と経費の節減、合理化の推進が欠かせない急務であります。行財政改革大綱並びに第三次行財政改善整備計画等に当たって、1. コストと効果の軽量化、生産性概念を導入し、それによる財政の健全化を図る。2. 技術革新による新しい技術を導入し、合理化、省力化、OA化を図る。3. 市民の自治意識を高めるためのわかりやすい行財政、近づきやすい行財政の改革。4. 行政サービスの見直しと、基本的

には受益者（市民）の選択と負担の原則を確立する。5. 管理職及び職員の徹底した意識改革等で、以上の5点につき配慮いただき、第二次行財政改革大綱並びに第三次行財政改善整備計画の早急なる作成を望むとともに、今後行財政改革に対する市長の決意とご所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、平成2年度に完成目標として、今議会でも補正が組まれております勤労者総合福祉センター、あるいはまた労働者福祉会館の建設でございますが、三重県の最大の勤労者の町と申しますか、これにふさわしい立派な施設を計画していただいておりますことを、この席を借りて市長に改めて御礼を申し上げたいと思います。

あわせて、福祉会館の建設も今後進むわけですが、ここで市全般の施設管理について一元を図る、いわゆるメンテナンス公社と申しますか、こういうものをこの時期にぜひともお願いしたいわけであります。縦割り行政の中で教育委員会あるいはまた市民部、ばらばらに管理をされている地域に点在する施設等を一括してメンテナンス管理をすることによって大きなメリットが生れる。そしてまた、市外に発注しているいろんなものが四日市の業者でも十分に賄われる、こういうことがございますので、ぜひ一考をお願いいたしたいと思います。

次に、土地区画整理についてお伺いをいたします。区画整理事業は積極的に推進すべきであるということは、四日市の現状を見る限り一般論としては何人も否定をできないと思います。しかし、具体的な区画整理事業の実施となると、地元権利者の反対をはじめ、さまざまな批判が出ていることは事実であります。いわゆる苦惱する区画整理事業、岐路に立つ都市再開発と言われるゆえんであると思います。

当市においても平成元年3月議会の補足説明におきまして、都市計画部長が土地区画整理事業について、「公共団体施行については、既に基盤整備が完了している中心市街地に隣接する地区など6地区において早期事業

化に向け啓発努力をしているが、その中でも末永地区には特に重点を置き、新年度は事業認可を得るために合意形成を図るべく一層の努力をするとともに、事業化に向けて事務手続を進めていく」と説明をされております。それ以後6カ月を経過いたしました今日、本郷・末永地区の事業化、その他5地区の計画決定に向けての見通しと問題点を率直に説明していただきたいと思います。

もとよりこの事業は、幾多の難問題があり、市職員が粘り強く一生懸命に努力していただいていることは十分理解をしているところではありますか、10年一日のごとくとはこのことをいうのではないでしょうか。

事業の長期化は、せっかくの計画も日進月歩の今日、陳腐化してしまうという状態であります。時代に合った計画への見直しと、新しい手法の研究等、地区に優先順位を決め、事業化実現に向けて一日も早くご検討をいただきたいと思うのであります。

私はかねてより6地区の区画整理事業は積極的に推進すべき立場で議会でも何度も質問をさせていただいておりますが、たまたま今回弁護士でもあり、都市計画家の先生にお会いすることになりました。この機会に少し勉強させていただきましたので、区画整理事業については全くの素人の私ではございますが、事業に一日も早く着手できることを期待し、住民参加の提言をさせていただきたいと思います。

都市の長期計画や具体的な区画整理事業の策定をはじめとするまちづくりについては住民自身が積極的に参加すべきであります。しかし、一口に住民参加と言っても、その具体化はそれほど簡単なものではないことを十分に知っているわけでありますが、参加は強制されるものではないが、区画整理事業が円滑に実施されるには住民参加が欠かせない大切なことであるということであります。そのためには多くの住民が参加できるような条件整備と参加したい人はいつでも積極的に参加できるような条件整備が必要であろうと考えます。

まさに市内部における意思形成や、事業の実施に対し施行地区内の住民としてどのような形で具体的に関与するかが問題となります。このことは同時にそれだけに住民の責任も大きくなることを意味しておるわけでありまして、事業の方法について施行者からの提案を批判すればよい、あるいはまた補償を要求すればよい、事業が失敗に終われば施行者の責任を追及すればよい、そんなことを言っている時代ではもはやないわけでありまして、参加する以上責任を持たなければならないということを忘れてはならないと思います。

住民参加の主張は住民自身にとっても厳しい問い合わせであるはずであります。住民参加のシステムを確立しなければならないわけであります。このことを前提としてお話をしたいと思います。

私は、市施行の区画整理事業への住民参加の具体的な内容について次の提言をいたしたいと思います。第1の提言は、計画の策定から事業の実施に至るまで区画整理事業に関する情報をすべて公開すべきであると思います。多くの場合、具体的な区画整理事業計画が持ち上がるに、一部にせよ住民の中から反対論が出てまいります。それは計画の内容自体に対する批判もあるし、現在の自分の生活や営業の変化を求められることに対する不安に基づくものもあります。このように地域住民の反対の原因の多くは区画整理事業に関する情報の不足にあり、区画整理事業後の自分の生活を予測するための情報が極めて乏しいのであります。情報がなければ理解も不可能であると思います。

現行制度における住民参加は、都市計画決定の際の計画案の縦覧、事業計画決定の際の事業計画案の縦覧程度であり、縦覧といってもその情報量は微々たるものであります。しかも、縦覧されているということは公共団体の発行する広報によって知らされるのが一般的であります。また、計画案に対する意見書提出の制度は、形ばかりのものがありますが、実質的には欠けていると思います。区画整理事業を実施するのにはこれだけの情報

提供で足りるということはありません。実際に事業計画段階になると事実上地元住民に対する説明がなされて、地元有力者に対しては個別に了解をつける等の作業が続けられ、このような事実上の情報提供も多くは事業計画の概要、法的な手続の概要、あるいはまた補償の方法等が示されるだけあります。

しかし、説明会が公開の場合と非公開の場合があったり、その対象が不特定多数の場合と個人の場合があったり、表裏を使い分けたようにするために、地元住民相互間では疑心暗鬼を生むわけあります。さらには地元住民にとって最も知りたい区画整理事業後の自分たちの生活について明確な情報が乏しい。自分の権利、評価額、評価の方法、基準、自分以外の他の権利者の評価、移転及び換地の場所、経費等に関する正確な情報と減歩の予想を地元住民は強く求めているのであります。そこで、必要な情報を常に公開するとともに、情報を知りたい住民には積極的にそれを提供できるシステムの構築が不可欠だと思います。

次に、2番目でございますが、情報の公開と同時に施行者は当該区画整理事業に関する計画アセスメントを実施すべきだと思います。つまり施行者は区画整理事業により社会環境、経済環境等の影響を調査予測し、その結果を公表し、これに対する住民の意見を聴取し、これをさらに事業計画に反映、フィードバックさせていく制度を整備することです。施行者と住民の間にこのような区画整理事業の内容に関する情報と意見を交換、フィードバックの手続の過程があつてはじめて円滑な事業が可能になると確信をいたします。

第3には、施行者とは別の独立した第三者による区画整理事業検討専門家委員会とでもいいましょうか、事業を検討するための専門家集団を組織して、住民はいつでも何らの費用を負担することなく、その専門委員に対し必要な調査と助言を求める制度の創設を提言いたします。住民参加といっても、普通の住民は再開発のノウハウも法律上の知識も大変乏しいわけ

であります。幾ら参加の機会を与えられても絵に描いた餅に等しい場合が往々にしてあるわけであります。事業の情報を公開されても、また施行者が計画アセスメントを実施して、この結果が公表されても、それを住民が理解し、批判的に検討し、さらには代替案、修正案を積極的に提出することは現在の段階では事実上困難ではないかと思います。

しかし、住民は漠然とした不安、不満、開示された情報に対する素朴な疑問を数々持っております。幾ら施行者がこの不安、不満を解消すべく説明をしても納得できないことが多いわけであります。これは住民と施行者との対立した関係における力量の差に由来していると思います。第三者機関としての専門家委員会を設けることにより、住民はその知識と力量においてようやく施行者と対等の立場に立つことができると思います。施行者の開示する情報を分析し、計画アセスメントの結果を理解し、修正案を提示するなど、住民は必要に応じてこの専門家集団のアドバイスを受けることができるようになります。

このようにして初めて区画整理事業への住民参加が現実的なものとなり、この専門委員会の中には都市計画家、建築家、商業コンサルタント、コーディネーター、法律家、税理士等、事業の計画実施、完成後の管理に至るまですべての分野にわたって住民が必要とする専門家を加えることであると思います。そして、この専門家による委員会は公共団体の費用で開設すべきであることもあわせてお願いをしておきたいと思います。

以上の住民参加の提言、1. 情報の公開、2. 環境アセスメントの実施、3. 専門家委員会の創設が今日の区画整理事業における無用の混乱を排除し、円滑な事業を推進される第一歩となることを信じてやまないわけあります。

次に、区画整理事業の啓発地区6地区については昭和48年より開始した地域もあり、余りにも長期化している実情であります。いかに住民に身近な自治体の職員だといっても、ハッスルするだけが能ではないと思います。

行政の世界はプロフェッショナルの世界であります。あえてアマチュアの私が推進のために苦言を申し上げたいと思います。

一つには、優先順位の明確化をしないとこれだけの大きな地域は一括には大変難しいということです。

第2は、時代にあった計画への見直しであります。例えば富田地区の計画をされたときと今日の状況を見るとき、伊勢湾岸道路あるいは北勢バイパス、さらには東海環状自動車道等々の矢継ぎ早の計画、あわせてまた平田紡の跡地の団地の計画、そしてまた富田・富洲原地域のマンションの建設ラッシュ、そして今お骨折りいただいております富双町のレジャー基地の問題等々から考えますと、当時の計画で果たしていいのだろうか、この辺を大変心配するところであります。

もう一つは、地域内でも賛成反対があって大変難しい問題が出てまいりますので、モデル地区、いわゆる細分化をしてできるところから進めいく、こういう設定が必要ではないかと思っています。

第4には、複合的な開発の手法の採用、区画整理、一地域が同じような手法ではなく、それぞれのモデル地区に合った開発の手法を採用していくべきだと思います。

5番目に、大変難しい区画整理事業でございますので、矢継ぎ早に新しい学説の研究が進んでまいります。このことも早急に調べて取り入れていきたいと思います。

6番目は、土地信託方式の導入であります。これは四日市では民間で一、二の例しかないようでございますが、最近ではこの手法を導入しての活発な区画整理事業が進んでおりますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

7番目は、市長も富田地区においては市有地を確保していただきまして、また橋北地区にも引き続きいろいろご尽力をいただいておると思いますが、ぜひとも市有地の確保に力を入れていただきたいと思います。

次は、かねがね私が申しております飛び換地手法の導入であります。いわゆる富田地区のように20坪程度の土地になりますと、これに減歩を合わせますと、とても家が建たない状態になります。どっか地域外に値打ちな土地を求め、そしてそちらへかわる場合には、減歩じゃなくて少なくとも同じか、あるいはまた増歩になるような手法の検討をしていただきたいわけであります。

9番目といたしましては、事業計画前の地域の詳細な実態の調査のいわゆるOA化、コンピューター化であります。現在、各部署ごとに水道管の埋設あるいはガス管の埋設、それから借地か、借家か、あるいはまた家族構成はというようないろんなものがばらばらに整理をされているわけであります。今後、いろんな事業をする上にこれを一括したコンピューターの活用が特に必要ではないかと考えます。富田地区におきましても、今の段階で余りにも借地、借家、この辺が多いということで、びっくりをしているような状態でございますので、事前調査の意味を兼ね、この辺をしっかりとやっていただきたい。

あわせて10番目は、全庁的な支援の取り組み体制の確立をお願いする次第でございます。

非常に雑駁な意見を申し上げましたわけですが、あわせてご所見をお伺いいたしたいと思います。第1回の質問を終わります。

○副議長（森 安吉君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

ご指摘のありましたように、行政需要というものは絶えず新たに発生をしておりまして、それは福祉、文化、教育、産業、いわゆる行政の全般にわたって、各般にわたって新たな行政需要が発生してきておる。こういったような行政需要に対応をしていかなければならないという宿命が都市という行政単位にはあるわけでありますが、それには終点はないわけであり

まして、絶えず都市というのは自己完結型を目指しまして、先へ先へ進むという性格のものであります。

したがって、こういった新たな行政需要に対応するためには、現在の行政組織あるいは人員、さらには機械化等々がそれでいいかというわけにはまいりませんで、新たな行政需要が起きてくるたびにそれらをどんどんと膨らませていく、膨らませていけば従来のものはそのままできるし、新たなものも対応できるということですが、それではやっぱり私はだめだと、都市間競争には最終的には負けてしまうというふうに思っておりまして、そのための行政改革というのはやはり終結はない。いつの時点でも考えていかなければならぬ問題であろう。いわゆる人材をどう活用していくか、あるいはその人々が喜んで仕事をしていただけるように給与等をきっちりとした適正なものにしていくとか、あるいは人数をどの辺で抑えていくかというような問題、さらには機械をどう導入していくかというような問題等々が絶えず検討されていかなければならぬというふうに思っております。

そこで、昭和60年度には行財政改革の大綱を本市では有識者の方々にも入っていただいて決定をしておりますが、この大綱を具現化する実施計画として、昭和60年度から平成2年度までの第二次行財政改善整備計画というものを充実をいたしまして、現在この大綱に掲げました44件の実施状況は、おおむね91%ぐらい、第二次改善計画の128件の実施状況と比較をいたしてみると、76%ぐらいの進捗状況になっております。この第二次計画というものは来年度が期限を迎えるわけでありますが、ただいま申し上げましたような理由から終わりがないですから、第三次改善計画を樹立していく予定にいたしております。具体的な策定方法というものにつきましては、事務改善委員会で策定スケジュールを決めていくことになるわけであります、本年度中にも一部その作業に入る予定をいたしております。この作業の中でご質問の趣旨も十分踏まえながら、さらに前進したも

のをつくってまいりたいと考えておる次第でございます。

そこで、第2点目になるわけですが、施設管理公社の設置ということがご提言にあったように思うのでございますけれども、國の方針あるいは本市の組織機構の簡素合理化という方針もあるわけでございますから、どういうふうに各施設を管理するのが一番いいのかということをメリット、デメリットあわせてこの際十分検討して結論を出してまいりたいというふうに思っている次第でございますので、この上ともご指導を賜りますようお願いをいたしまして、第1点の回答にかえさせていただきます。

○副議長（森 安吉君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 土地区画整理事業につきましてのご質問にお答え申し上げます。

まず、現在啓発中の末永・本郷地区につきましてでございますが、ここは既に計画決定もなされておりまして、年度内に事業認可を得るため現在縦覧準備を進めているところでございます。それとともにより一層関係権利者の理解を得るために、現在昼夜にわたって現場相談所を開設するほか、さらに各戸を訪問いたしまして周知徹底に努めておるところでございます。

また、ご指摘がございました区域決定をしていない他の5地区につきましてでございますが、ここにつきましてはかねてから地区的説明を行ってきたところでございます。本年度から来年度にかけてさらに各地区で自治会説明などにより、より一層の啓発を行った上で地域の意向についての調査を行いまして、地域の熟度を把握して今後進めていく整備の指針としてまいりたいと思っております。その上で整備効果等もあわせ勘案しながら必ず区画整理手法にもこだわらずに早期に事業に着手できる手法の検討、あるいはご提言いただきましたコンサルタント、コーディネーター等第三者機関による啓発組織の検討も協議会との十分な意思疎通を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、住民参加についてでございますが、「まちづくりは自分たちの手で」を啓発の基本として地元で組織されております協議会に計画段階から実質的に参加をお願いしておりますが、今後はさらにこの趣旨をより一層徹底してまいりたいと思っております。

なお、協議会に対しましては、すべての情報を提供するということを基本方針としておりますが、これら情報をニュース等にする場合は、正しい理解をしていただくためにも、その時期、内容等につきまして協議会との都度協議しているところでございます。

区画整理の情報提供につきましては、個々それぞれ異なった事情、利害関係にあることから、個人への情報提供、協議会への情報提供、さらにニュースの配布、特定多数を対象にした町別懇談会など各種の情報提供の機会を組み合わせ、できるだけ的確な情報が提供できるように努めているところでございますが、ご指摘がございましたように、住民の不安あるいは疑問点の解消により一層周知徹底を図るよう努力してまいる所存でございます。しかし、受け手の利害に基づきます先入観等がございまして、現実には多くの困難に直面しておるところがございます。

次に、アセスメントについてでございますが、これは基本構想の策定段階で実施いたしまして、引き続き行われます基本計画の策定の中に反映してまいりますが、社会情勢の急速な変化によります住民の方々のニーズの多様化等から、調査項目や内容に検討を加えまして一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、住民参加を基本といたしまして、関係機関とも十分協議しながら早期に事業に着手できるよう努めてまいる所存でございます。地元意向を踏まえまして区域の計画の見直し、あるいは組合施行で実施しております、ご指摘がございました飛び換地の手法等含めまして、ただいま貴重なご意見を多数いただきましたので、私ども整備手法についての検討を行い、全局的な取り組みを図りながら、将来の都市機能を十分担えるまちづくりに

努めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（森 安吉君） 水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 行財政改革につきましては、市長のご決意を伺って安心をいたしたわけでありますが、確かに整備計画、相当の効果を挙げておみえになります。しかしながら、3年前に監査委員をさせていただいたときに、職員の方々といろいろお話をいたしましたが、押しつけられたものはするが、みずから率先してこれを行うというようなことが大変欠けているように見受けられました。議会での多くの指摘もほとんど下までおりていないという状態がございました。

あるいはまた、先ほど申しました行財政改革に取り組みの甘さがあるということについての指摘も二、三してみたいと思いますが、例えばこの間、庁舎を回っておりますと、保守・メンテナンスを請け負っている業者だと思いましたが、蛍光燈を2本持ってエレベーターに乗ってまいりましたので、確かめてみましたが、各部より連絡があると、消えた蛍光燈をその都度業者が取りかえをするということでございます。

真に行革の意味がわかつておれば、当然自分たちの頭の上の蛍光燈が切れておれば、特定の場所にそれを取りにいってかえる、これは民間ではもう既に自分たちのみずからの提案の中から出ているわけであります。この辺の意識がまだまだだという感じがいたします。

さらにはまた、少し例えが違うかもわかりませんが、福祉におきましては、ゲートボール場の休憩場所でございます。これなども補助金が多くついたわけでありますが、市の方々にいわゆる募集をいたしまして、一番ふさわしい休憩場の設計をさせる。そして幾つかの案を採用して、組み立て式でゲートボールの方々に支給をする。こんなような血の通ったきめ細かな発想も提案の中からは欲しいわけであります。

あるいはまた、現在保守・メンテナンスをいたしておりますいろんな機器につきましても、四日市の場合はメーカー直接の修理を依頼しておるわけです。地元の業者は、コンビナートが幸いこの地区にありますので、大変技術レベルが高い業者ばかりであります。こういう人たちの技術でメーカーに頼らなくても十分対応ができるわけであります。価格は3分の1程度で済んでおります。この辺も十分ご検討をしていただきたいことを指摘をしておきたいと思います。

要は、行財政改革につきましては、いわゆる職員の意識改革に大きな問題があろうかと思います。今後ともこの点につきまして積極的にひとつ取り組んでいただきたいことを申し上げておきたいと思います。

次に、区画整理事業であります。第三者機関の設置と、こういうことを私が申しましたのは、特に富田地区におきましては、59年に協議会が発足をいたしまして、そして61年にはその協議会のメンバーの組み方がおかしいということで新たにまた協議会ができ、一向に進んでいかないわけでありまして、そんな中でいわゆる行司役と申しますか、采配役と申しますか、是は是、非は非としてはっきり言えるような方が中に入らないと、なかなか進んでいかないのではないかと思います。

そして、今まで7年間ほど見てまいりましたが、いつの部長の答弁も一日も早く事業化に向けて努力をしたいということですから、今日の答弁がそうならないことを大いに期待をし、努力していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（森 安吉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時1分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 まず第1点でございますが、（仮称）地球環境産業技術研究所誘致方針に関連をいたしまして、質問をさせていただきます。

当研究所の誘致につきましては、私も今回こそ絶対実現をしてほしい、そういう気持ちを強く持っております。この問題につきましては、既に伊藤正数議員並びに田中武議員から質問がございました。要約をいたしますと、今度こそ誘致の見通しは大丈夫なのかどうか。インフラの整備、あるいは土地の確保の問題、受け皿づくり等々を含めまして、従来にも増して積極果敢な対応が必要である。そのために、どのような対応で臨んでいくのか。そういう問題提起がるる行われたわけでございます。

これを受ける形で、加藤市長も非常に細かく、しかも行き届いたご答弁をなさいました。今日までの市長自身の努力を踏まえまして、決意の一端に触れたわけでございます。あわせまして、3月の議会で、市独自でも考えていいたいんだという、それなりの発言もございました。その辺を考えますと、改めてその真意を私どもなりに受けとめることができたと、このように思っておりますし、同時に、甘くはないけれども、大きなチャンスが目の前に来たんだなと、こういうムードも随所に感じるわけでございます。聞くところによりますと、市長も、関係省庁に対しまして相当の働きかけを行っていらっしゃるようでございます。同時に、関連企業等に対しましても、相当の協力打診、さらに県に対するアプローチ等々、大胆に対応をなさっていらっしゃるようでございます。心から改めて敬意を表しておきたいと思います。

そこで、質問に入るわけでございますが、既にお二方からるる質問がございました。先ほど申し上げましたように、微に入り細に入りご説明がございました。私が考えておりました内容と90%以上重複をいたしますので、その辺は一切割愛をさせていただきまして、この事業がいかに難しくても、積極果敢に取り組んでいただきたいし、私も支援をしたい一人ということ

の決意を申し上げたいと、このように思う次第でございます。

今日の午前中の市長のご答弁にも、国の動向を見ながら、慎重に、しかも積極的にという表現もございました。それを受けける形で受け皿づくりの問題、さらに、本市なりに財団を結成する形でその受け皿の固めをしていきたい。そのための府内の体制についても、ソフト、ハードの面で両助役が張りつくんだと、こういうご説明がございました。今までとは一味違ったものをその辺にも感じました。したがいまして、繰り返すようでございますが、ぜひひとつ困難を克服して、一つのチャンスということで、ぜひこの実現に、今日以降さらなる努力を積み重ねていただきますようにお願いを申し上げたいと、このように思う次第でございます。

全く用意いたしました質問が通用いたしませんので、1つ、2つお届けをしてございます質問要旨の中から、方向を若干変えてお願いを申し上げたいと思うんですが、例えば、今度の事業については、網のかけ方の問題をどうするのか。インフラ、あるいはいろいろな条件、受け皿づくりということは申し上げましたけれども、やはり網のかけ方一つによって、大なり小なりその矛先も変わってくるだろう、このように思うわけでございます。したがいまして、通産省そのものに対する本市なりのアプローチ、例えば、本市としてのターゲットをいかように組み立てていくのか。この点について、改めて市長のご所見に接していくたい、このように思うわけでございます。

構想そのものの全体像がまだおぼろげでございますし、詳しく今お尋ねすることはいかがかなというふうに思うわけでございますが、やはり市長がおっしゃいますように、本市が営々と培ってまいりました環境に関するノウハウ、そして豊富な人材、あるいは地域の課題をひとつ研究してもらいたいんだ。こういった含みを持って考えますと、本市なりにターゲットをしっかりとつくっていくことが大事ではないのかなと、その辺をぜひひとつ市長の口からお尋ねをしていきたいなと、こんなふうに思うわけでござ

ります。

余りターゲットを絞るということは、結果的にマイナス面もあるのかもしれません、20の候補地があって、そのうち有力地が5カ所ぐらい。その中からまたしのぎを削って頂点をきわめていくわけでございますから、やはり本市独特のターゲットはぜひとも持たなきゃいけないだろう。言ってみればプロセスということなんでしょうねけれども、ぜひその辺を今から始めていかなきゃいけないじゃないかと、こんなふうに痛切に感じまして、あえてご所見に接したいなと、こんなふうに思う次第でございます。

次に、県との連動ということで、しばし話題になりました。また、それを受ける形で、市も体制をつくりますというお話をございましたが、やはり政治とのかかわりというものは否定できないんではなかろうかなと、こんなことを強く感じる今日このごろでございます。

特に、中小企業大学のことを例にとりましても、最後に肩透かしを食ったと、こういうことがございましたし、S O Rは出おくれたといいましても、やはりそこには政治の舞台がちらついてならないでございます。そんな面も考えますと、政治とのかかわりということが大切でございます。あげて、また中部経済連合会との連携、さらには後押しをいかにいただけなのか、こういった面でも思いを凝らしていかなければいけないんではないかなと、こんなふうに思いますので、その辺も、ひとつ改めて聞かせていただきたいなと、こんなふうに思う次第でございます。

次に、国際交流センターの問題に若干触れてみたいと思います。

いささか早計な感もいたすわけでございますが、この研究所が誘致をされるということになりますと、国際交流センターは必要になってくると、このように私は信じるわけでございます。数多くの交流の拠点施設並びに研究生の受け入れといった問題もあるわけでございまして、当然のことながら、そこに貢献できるセンター構想は、必然的に求められると思うわけでございます。

いさか趣を異にするかもしれませんけれども、私どものこの3月の議会で、特別委員会が国際交流センターの設置を必要とするというまとめをいたしておりますが、その辺の基調も踏まえまして、この国際交流センターが、時あたかもこの研究所誘致運動の広がりのもとで、ぜひ必要な施設としてのクローズアップを見ていると、私はそう思うわけでございます。どうぞひとつそ野の広い取り組みをセットいただくことこそ重要ではないかなど、こんなふうに感じてなりません。

それから、若干蛇足になりますけれども、先ごろいろいろと議論を呼びました中部新国際空港との関連でまいりますと、空港アクセスの問題も出てまいります。そしてさらに、先ほどの研究所の問題。本市が最も優先すべき大きなプロジェクトといいますれば、この2つに尽きるんではなかろうか。そうすれば、国際交流センターはそのかけ橋という位置づけも生まれてくると思うのでございます。その意味で、当センターに対する積極的な取り組みが必要ではないのか。

既に本市なりの国際交流センター構想につきましては、第5次基本計画の中で調査をするということになっておりますが、今この時点で、先ほど来申し上げた北勢地域に研究所が誘致されると、誘致が実現するということになりますれば、やはりこのセンターが必要になりますし、それを裏返しに言えば、北勢地域における県の施設としての運動といいますか、県の施設としての要素も多分に含める形の国際交流センターでなければならぬだろう。このようにも思えるわけでございまして、その辺を大局的に見まして、ぜひ考え方をお聞かせをいただきたい。既に午前中の答弁の中で、コンベンションセンター的な発想のお話も市長から出しておりますが、その辺も含めながら、改めてご所見に接したいと、このように思う次第でございます。

次に2つ目でございますが、鋳物産業の団地化を展望しつつというタイトルを挙げました。

あげて市の活性化が問われる今日、さらにはハイテク産業の誘致に市民の目が集中している中で、今なぜ鋳物産業団地かというふうに言われるかもしれません、重要な産業の一つとして本市のまちづくりにこれまで長い年月努力をいただいたこうした産業の今日置かれている実態にかんがみまして、その将来をいま一度新たな視点から展望してみたいというのが、この問題を投げかけるゆえんでございます。

本市には、現時点で鋳造業を営まれる会社は14社を数えると伺っています。いずれも本市内に拠点を構えられ、その多くが、それぞれの地域住民との協調、合意形成づくりに少なからず腐心されていると伺っています。こうした状況に真摯な眼を向けるとき、行政としての視点の置きどころをいま一度考えてみると必要があるよう思えてならないでございます。単に鋳物産業だけではございませんが、今後本市がまちづくりの一環としてそれぞれの地区計画を推進していく過程で、さきに申し上げた側面が引き続き存在することになりますれば、さらなる問題構造の拡大につながり、一層深刻な問題を投影することになるかもしれないと考えるからでございます。

もとより鋳造業界にあっては、その将来性の面で必ずしも明るい展望が存在するとは言えないかもしれません、今日中小企業全体が置かれている立場なども考慮に入れ、この際、将来にわたって必要産業であるとの共通認識を十分にはぐくみ、その上で業界のニーズとも整合させる工夫を積み重ね、新しい視点での対応に目を向けることが必要ではないかと考えるのでございます。できれば、住工混在にある程度のめり張りがつき、まちづくりとの整合が図れれば、今後のまちづくりに相乗効果をもたらすことが十分可能になると考えるのでございます。仮にこうした業界にございまして、今日単体企業で移転を求めるよりも、その実現は極めて難しい状況下に立たされていると言わざるを得ません。

ちなみに、さきに申し上げた14社のうち、工場所在地に隣接する住民か

ら何らかの苦情が寄せられているところはかなり多いと伺っています。恐らく今後にあっても、そうした傾向は、企業努力をもっていたしましても、増大することが容易に想像されます。かつて実現を見たメッキ団地の成功は、そうした動静にいち早くフィットした結果として印象に残っています。適切な表現ではありませんが、少なからず地域から歓迎されにくい業種であるがゆえに、団地化が少しでも進み、近代化、環境改善が進むことにつながれば、大変結構なことと言えます。もちろん、この種の取り組みで行政がすべてを手だてすることはとても無理なことでございますが、このことに対する業界の前向きな姿勢が集約でき、新たな展望が模索できればと心から念ずるものでございます。かつてこの業界の役員さんからも、そうした道しるべが少しでもとれれば大変すばらしいことだということで、期待する向きの感想をお聞きしたことがございます。

何分にも事が事でございますゆえ、具体化ということは即考えられないでございますが、当問題の提起が今後の地域整備、とりわけ区画整理事業等に象徴される都市整備に有効に作用することを願って、政策的視点での提言といたしたいと存じます。もちろん、団地化を考える上で、メリット・デメリットの議論も大いに尽くさねばなりませんし、それがねらうところは近代化であり、職場環境の改善、そして地域環境づくりへの貢献など、広範な諸問題への対応でなければならないと考えています。重ねて、長い目で見て、まちづくりの緒につくことを願いつつ、行政側のご所見をお聞きしたいと思います。

3点目でございます。都市計画道路のルートに関する議論として、あえて政策論として論議に供させていただきたいと思います。

既に計画決定されている大半の都市計画道路は、昭和37年に線引き、計画決定され、当時としてのルーツで告示、公表されたと伺っています。今日の時代であれば、市民の意思も敏感に反応し、関係住民の一定のコンセンサスづくりも、時間をかけることでできたかもしれません。しかし、当

時としてはお役所主導色が強く、市民との間で少なからず意思の疎通を欠いたのもやむを得なかつたのかもしれません。今日なおこうした合意形成の欠如が問題構造の底流に横たわっているように感じますし、そうしたくすぶり現象が依然見受けられることを憂慮するものであります。計画決定から20年余、時間の経過もさることながら、そうした背景が今後の事業進捗にかなり難しい一面を投影するであろうことを、まずもって指摘しておきたいと思います。

同時に、これからは、行政の指導性という問題が大きな意味を持つ時代になってくることが容易に予想されます。したがいまして、一層きめの細かな取り組みを要望するとともに、これまでの年輪の中で、行政側が、果たしてルートの計画決定以降、将来必ず必要になるであろう面的整備、条件づくり、関係住民の理解を得ることに、どんな配慮を加えてきたのかなどについても、少なくない疑問を投げかけておきたいと思います。地域によっては、街路事業そのものを区画整理事業と併用で行うこともごく当たり前の手法と言えますが、それとて長い時間を要するところから、多くの問題を投影することが少なくないと考えております。

元来、都市計画道路は、直道、立体、現道振り分け、直橋、周辺道路とのできる限りの整合、融通性が原則と伺っていますが、例えば、今日最も交通のネックとなっている千歳町小生線のルートを取り上げてみましても、現道との整合性に問題なしとはできません。そこで、かなり以前のことではございますが、県に対し、一部ルートの修正をお願いいたしましたのでございます。しかし、一たん決めたルートは容易に変更できないとの厳しい姿勢であり、民意の反映につながらなかったことを、今改めて思い出しております。

その結果は、既存道路と決定ルートの間にいる住民の方々の不満を募らせたり、隣接地区との道路のかみ合わせがうまくいかないなどの問題へつながり、不満の声を助長するところともなっています。泊鶴線について

も、一部地区で既存道路との間にできる三角地帯をめぐる問題が大きく取り上げられたことがあります。こうした内容は、将来にわたって必ず継承していくありましょうし、極めて難しい問題として映ると思うのでございます。

また、永宮松本線に至っては、いわゆる右岸堤防を活用する計画となっていることが、河川防災の見地から、左岸側住民の問題提起につながっていること等、県ルートに対する不満要因が幾つか散見できることを申し添えておきたいと思います。やや技術的な発想になるかもしれません、こうした堤防利用の場合にあっては、沿線の土地利用という観点を十分考え、沿道に面する土地の有効活用を手法の中に取り入れ、住民の協力を得る方策を考えられるのも一案かと存じます。とりわけこうした手法は、四日市土山線の交通渋滞箇所の解消策の一つとして、部分的にしろ活用できると思いますが、いかがでしょうか。

総論として申し上げるなら、ルート設定後にあって、四日市中央線、金場新正線に見られるように、計画決定区域内で、行政側の指導力の欠如が計画進捗のおくれに拍車をかけてきたと言わざるを得ないのでございます。私は、改めて50路線を超える計画道路を抱える本市にあって、殊のほかそれぞれのルートに対するコンセンサスづくりを大切にされるよう求めておきたいと思いますし、加えて、昭和49年に一部見直しがあったにいたしましたが、昭和37年の線引き計画決定は、机上プランとしての位置づけが強く、多くのエリアで住民のコンセンサスとずれを生じていると言わざるを得ません。こうした状況のもとでは、今後の事業にパックスピンがかかりかねないと存じますので、今後の対応に当たって、1つには住民へのP Rと合意形成の努力、2つといたしまして、地区計画との整合性、3つ目が交通体系、車社会との整合性、4つ目が面的条件の整備を先取りしながら、その円滑性を期す、5つ目が、今後の課題として、沿線の土地利用を考える計画を持つこと等を強く要望し、この点に対するご所見を伺いたいと思

います。

以上で第1回の質問とさせていただきます。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について、私からお答えを申し上げます。

まず、ターゲットをどこへ絞るかということでございますが、国の各省の取り組みが今なされておりますが、この中で環境庁は、けさほどもご説明申し上げましたように、既に筑波に環境研究所というのを、250人ぐらいの陣容でつくっておりまして、そこで地球環境に関する問題を取り上げる。何を取り上げるかということについては、今環境庁の本省の中に地球環境保全室というのができておりまして、そこで検討をされているようあります。

それから、通産省では、既にアルシュサミットで、この地球環境研究所というのを、日本で国際的なものをつくるという発言をされましたのは、三塚さんが通産大臣当時に、宇野総理大臣に同行されて、アルシュサミットで発言をされたということからスタートされておりまして、立地公害局と基礎産業局の2つの面があるわけですが、大臣官房の中に地球環境対策室という室ができておりますので、ここでけさほどお答え申し上げたような問題に取り組もうとされておるわけでございます。

一方、科学技術庁の方でも、防災科学センター、技術センターというような構想もおありだということで、各省、あるいは郵政省だと思うんですが、地球環境の防災ということになりますと、人工衛星による観測、通信ということが重要な役割を果たしてまいりますので、そういった面での予算要求がなされようとしているというふうに伺っております。

したがって、どこへターゲットを絞るのかということでございますが、地域との関連から考えれば、私は、通産省で考えられておる地球環境産業技術研究所というものが最もふさわしいというふうに思っております。

そういう面で通産省の方にアプローチをやっておるということが1つでございます。

ただ、今環境学会というのは、日本学術会議の中の一プランチとして認められておりまして、1,000人の学者先生が登録をされておられるようございます。その会長さんは、環境庁の筑波の研究所の所長さんでいらっしゃると、こういうようなこともございます。新研究所をつくる場合に一番問題になるのは、そこにそういった有能な学者先生が来ていただけるような条件づくりをすることが一番大切であるというふうに言われておりますし、また、通産関係にも技術工業研究所等がございまして、そういう問題の研究をされていらっしゃるということでございますから、そういう方面へのアプローチをしていかなければいけないんじゃなかろうかと、実はそんなふうに思っておるところでございます。

そこで、それらをつくるにしても、地元で独特の研究課題もあるわけでございますから、地元は地元なりのものをつくっていく。しかも研修ということになりますと、ただ国内の地方自治体でありますとか、あるいは大学卒業生の研修でありますとかばかりでなしに、これは環境庁関係の有力な方々の我々に対するアドバイスでございますが、あるいは国土庁の方々からのアドバイスもございますけれども、そういう地域でますそういう研究姿勢というものを明確に打ち出してやっていくのが一番いいと。これは通産省の方もそうおっしゃってみえるわけでございます。したがって、まず地域のものはこういう形でつくっていく。そして国立の施設の誘致につきましては、通産省の研究所というものを中心にして運動を展開してまいりうるというところでございます。

いずれにしても、そういうようなものを地域でつくるとすれば、国際性を持たさなければだめだというご指摘でありますし、私自身もそう思いますし、それなりの貢献がこの地域でできるということであれば、大変いいことだというふうに思っておりますので、そういう意味で、やはり国際

コンベンションセンターというものが、当然必置の附帯施設として出てくるわけでございます。これを国際交流センターとの整合性をどうやって図っていくかという問題があると思うんですが、これからその問題は詰めてまいりたいというふうに思っておるところであります。

なお、政治とのかかわりということであります、この件については、既に県知事を中心にされまして、相当な動きになっておるわけでございまして、けさほども私もある先生から電話をちょうだいいたしまして、この件についてのお話し合いをさせていただきました。

こういったようなことで、それなりの連絡はとれていると思うんですが、中経連とのかかわりにつきましては、既に何遍か現状であります北勢リサーチパークの幹事会、これは中経連の事務局長とか、あるいは県の知事公室長さん、さらには市の市長公室長以下等との連絡機関でございますけれども、これを絶えず開催をしていただきながら、北勢リサーチパーク、会長は堀木会長でございますが、こことの連携によりまして、十分とれているわけでございますので、さらにそれを一層深めてまいりたいと、そういうふうに思っておる次第でございます。

以上、大体のご指摘の面について、私からお答えをさせていただいたと思います。

○議長（川口洋二君） 商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 第2点の鋳物産業の団地化についてお答えを申し上げます。

一般的に鋳物産業と申しますと、大きく分けまして鉄を素材とする銑鉄鋳物と、アルミニウムや銅などの合金を素材といたします非鉄金属鋳物の2種類がございます。いずれも我が国産業の基盤となる産業機械や建設機械、あるいは電機、自動車、工作機械等の部品を製造いたしております。

市内におきますこれら鋳物産業、鋳物企業は約20社ございまして、その

うち14社が銑鉄鋳物と、こういうことになっておりますが、その20社でもって自動車用、工作機械用、電気機械用部品の製造を行っておりまして、出荷額は約80億円程度と、こういった規模となっております。

そうした最近の業界の動向でございますが、63年からの内需の拡大につきまして受注が大変増加をしておりまして、また、受注単価も改善をされておりまして、現在ではフル操業の状態となっております。しかしながら一方では、人手不足や後継者難、そういうことを理由にしました転廃業が進んでおりまして、業者が減少しております。また、NIES諸国からの製品輸入の増加、あるいは環境問題の発生等の構造的な問題も内包しておるわけでございます。

特に環境問題につきましては、銑鉄鋳物業が周辺住民とのトラブルの原因となっておりまして、昨年から今年にかけまして市の環境部の方へ寄せられました苦情といいますと、ばい煙関係が5件、騒音関係が2件、悪臭関係1件ということになっておりまして、住民の生活への影響が生じておると、こういうのは事実でございます。

こうした状況を抜本的に打開をするためには、ご指摘のように当該事業所等を工業適地に計画的に配置をいたしまして、経営規模の適正化も合わせて図ると、こういった方向が最適の方法ではございますが、そういうことでありますので、長期的には業界の意向も確かめながら、その方向で誘導してまいりたいと、そのように考えております。

ただ、こうした計画はいろいろ業界の内部の事情や多額の資金を要するところ、こういうことがございまして、例えば過去に立地をいたしましたメッキ団地の例を見ましても、団地を形成した事業所は、いずれも経営基盤の安定した財政力のある企業が移転をしたと、最終的にはそういう形になっておりまして、すべての企業を集約するということはなかなか難しいと、こういう事実もございます。

こうした状況とか見通しから考えまして、当面の対策といたしましては、

現在地において公害を防止するための設備改善事業を導入いただく、こういうことに対するといたしますと、本市の長期・低利の融資制度、こういったものをご利用いただく方法がございます。それからまた、県にも同じような方法がございますので、それぞれ各事業所のご意向に沿いながら、市の方といたしましても積極的にご相談を申し上げたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（川口洋二君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉢一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉢一君） 3点目の都市計画道路のルート問題についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、都市計画道路は都市活動を支える根幹的な施設でございまして、単に交通処理にとどまらず、貴重な公共空間として市街地の発展を支えるなど、大きな役割を果たすものでございます。したがいまして、都市計画法に基づき、都市施設の1つとして都市計画道路を定めているものでございます。

しかしながら、ご指摘のように、都市計画ルートに対する住民のコンセンサスといった点につきましては、過去の経過からして、必ずしも十分であったというふうには思っておりません。現在の都市計画道路の原形は昭和37年に都市計画決定されたものでございますが、その後昭和49年に一部見直しと新たな路線の追加決定を行ったものでございます。

昭和37年当時においては、旧都市計画法の規定に従いまして決定の手続がなされてまいったわけでございまして、本市も他都市と同様、特に地元説明といったようなことは行われておらず、直ちに告示によりまして都市計画決定が行われたといった経緯があるわけでございます。

しかし、昭和49年の変更に際しましては、昭和43年に施行されました現在の新しい都市計画法の規定に従い、地元説明会や縦覧などを行った上、都市計画決定を行ってまいっておりますが、当時は何分にもまだ法律制度

が改正された直後といったことでもございまして、説明会や縦覧などへの参加者も少なく、十分に周知徹底されていなかったことも否めないかというふうに思うわけでございます。したがいまして、事業実施に際しましては、住民の皆さんにその辺の事情も十分ご説明しながら、ご理解、ご協力をいただいているところでございます。

次に、行政の指導性の問題でございますが、一たん都市計画決定がなされると、都市計画法の規定に基づきまして、道路予定地内には移転容易な建物以外は建築できないといった規制が行われるために、特別な理由がない限り、お話をのように、計画変更は容易に認められないといったのが実情でございます。

したがいまして、都市計画道路の整備促進を図る上からも、建築物に対する適正な指導はもちろんのこと、面的整備と都市計画道路の整合性についても十分調整や指導を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、ご指摘ございました千歳町小生線、泊鶴線、永宮松本線等の事例につきましては、今後事業化の段階におきまして、整備手法や施行技術的な面なども十分検討し、住民の方々のご理解とご協力をいただきながら整備を進めてまいる考え方でございます。

なお、今後の対応策につきまして、大変貴重なご意見をちょうだいいたしましたわけでございますので、私どもとしましても、今後事業の取り組みの中でこれらの方が十分反映できますよう一層の努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川口洋二君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 答弁をいただいたわけでございます。

第1問の地球環境研につきましては、繰り返し繰り返し出した問題でござ

りますし、尽きる言葉は、何とか成功させたい、そのために頑張ってくださいと、こういうふうに申し上げたいわけでございます。

いかようにも、市民の一つ一つの心が、新しい研究所というシンボルを迎えるんだと、こういう気持ちにならなければいけないだろうというふうに思います。市長と雑談をいたしておりましても、本市としてみずから何ができるのか、何をするのか、常にそれを問い合わせているということをおっしゃってみえますが、まさにそんな段階の昨今ではないのかなと、こんなふうに思います。長年の懸案が一つ目標が持てた、こういうことでございますから、ぜひひとつ完遂できるように頑張っていただくようにお願いを申し上げたいと、このように思う次第でございます。

2つ目の問題でございますが、いろんな住民の要望がございます。尽きるところはまちづくりと、都市の整備ということでございますが、そのためにはいろんな課題が集大成されなければならないがでございまして、そういう意味を込めて、これから都市整備にいい条件をつくるための努力をせないかぬ。そのためには、こういう住工に一定のめり張りをつけながら、物事を先取りする形で、将来の都市整備に一定の貢献をしていきたい。これが今日問題を提起させていただいた最たるものでございます。

したがいまして、商工部長から答弁いただきましたけれども、単に商工部だけの問題ではない。まちづくりといえば全セクションがやはり関係をするわけでございますけれども、そういう意味で、この問題をある意味ではとらえていただきたいなと、こんなふうにあえて申し上げておきたいと思います。

それから3つ目でございますが、難しい問題が山積していると思います。思いますけれども、やはり今の道路体系、体制というものは車社会に押しやられているわけでございます。それより先に整備をしていこうと、なかなかできないわざでございますが、やはり住民の合意形成が得られる方向

も踏まえつつ、1つでもその問題を解決していく、この姿勢が私は必要ではなかろうかなと、このように思う次第でございます。多少のルートの変更、一つの物差しを決めた以上無理だと、これも理解はできますけれども、それが全く頭からだめだということになりますと、これはもう私、今日の行政の姿としていかがかなと、こう思うわけでございまして、そんな意味で、町の分断を考えたり、そういうことにならないように、そして同時に、将来のまちづくりに本当に役立つという、そういう道路体系というものを考えていただきたい。

同時に、最後に申し上げた沿線の土地利用につきましても、堤防を道路にするといふんじゃなくて、その堤防の外側に一つの道路をつくっていくということは沿線の土地利用につながるわけでございますから、そういう面も十二分に受けとめていただきまして、一つの指標にしていただきたいなど、このように思う次第でございます。

最後になりますが、国際交流センターについてお触れをいただけなかっただと思いますので、ぜひそれだけお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） さっき、国際交流センターはコンベンションホールとの関係で、十分将来を見通した設立に向かっての立案をいたしますということを申し上げたつもりですが、私の言い方が悪かったと思いますので、おわびをして、もう一度さようなつもりであるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 そういうお言葉をいただいたんですが、やはり時同じくして本市の考え方、構想をデッサンしている過程、そこへちょうど国際的な機関といいますか、研究所の誘致、そういう話が期せずして一緒になった。

その段階で、国際交流センターが果たす役割は大きい。その2つの大きなプロジェクトを成熟させていくためにも、こちら辺で県と連動して、国際交流センターといいますか、国際交流会館といいますか、市長がコンベンションという言葉を使われましたけれども、やはり思い切った一つの方向を打ち出していただきたいなという意味のことを含めて申し上げたわけでございますが、舌足らずだったのかもしれません。そういう意味でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（川口洋二君） 暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 最初に、四日市都市計画道路の整備促進についてお尋ねします。

本年度は、21世紀を展望し、理想の都市像を定めた四日市総合計画基本構想実現の初年度に当たります。目標とする都市像には5つの柱があり、その中の1つに、快適で潤いのある生活のまちづくりを掲げています。

本市は、ご存じのように商業都市から工業都市へと発展した土地柄、城下町として栄えた都市と違い都市遺産がないため、つい最近まで四日市は文化不毛のまちだと言われてきました。その屈辱に耐え、こつこつと図書館、市立病院、総合文化会館、リージョンプラザ、さらには地場産業振興センター、少年自然の家等を建設し、汚名払拭に努力された加藤市政は高く評価します。

しかし、快適で潤いのある生活のまちづくりを実現するためにもう一つ忘れてはならないのは道路整備であると思います。近年、四日市でも交通

渋滞が深刻な問題となっていることはご承知のとおりで、この交通渋滞を引き起こしているのはモータリゼーションの発展による交通量の増加ばかりでなく、本市における道路整備の立ちおくれがその最大の原因であるのではないかと私は考えています。特に、通過道路の整備及び現在行きどまりになっている幹線市道の解消整備を急がなければ、現状は打開できないと思います。

第5次基本計画を見ましても、魅力のあるまちづくりの骨子は道路であり、その道路整備がおくれていることを認めていたながら、施策は何も示されておりません。私が初めて当選した年の9月議会で、道路整備について抜本策を考えないのかとお尋ねしたところ、都市計画街路の整備については、国の施策、国の予算枠で縛られているので、本市だけで進めるわけにはいかないという内容の答弁でした。今もそのような考え方であるならば、残念ながら現状は改善されることなく、ますます悪化することは必至だと思いますが、いかがでしょう。

道路整備には、工事費だけでなく、土地の買収費と関係者の理解と協力が必要です。今の整備は、国の予算枠に合わせて、事業が認められた時点で土地買収に入り、工事に着手するというパターンで進められています。しかし、そのようなやり方では都市計画決定がされてから事業認可がおりるまでに年月がかかり過ぎるため、地価が高騰し、また、町並みが形成されることで住民の協力が得られにくくなり、工事が長引く、すなわち整備がおくれるという結果になります。

道路整備は土地を確保することが先決です。苦しい財源で市民のニーズにこたえる行政は大変だと思いますが、私は、決して補助金を当てにせず、市単でやれと言っているではありません。金の生かし方を考えてはどうかと言いたいのです。具体的に申しますと、東西に通じる幹線と南北を縦断する幹線を、おのおの2本ぐらいリストアップして、（仮称）都市計画幹線道路整備基金を設置し、せめて5カ年をめどとした計画を立てて土地

買収を行い、整備する施策を進められてはいかがでしょうか。当局のお考えをお聞きします。

私がこのような提案をいたしますと、本市には土地開発基金や開発公社があり、その運営の範囲内で先買いできると答えられるかわかりませんが、そのような制度があるにもかかわらず現状打破ができないでいるから、あえて提案したことを十分ご理解の上でご答弁をお願いいたします。ちなみに、豊田市においては、このような考えにより、55年度から、豊田市環状道路建設基金を設置して、道路整備に力を入れていることを参考のためにつけ加えさせていただきます。

次は、近鉄四日市駅周辺の整備についてお尋ねします。

待ちに待った四日市工業高校跡地開発は、去る11日の商調協の結審により現実のものとなったことは、市民として一応喜ばしいことであるが、その反面、既存商店街の皆さんには、ますます激しくなる商戦にどう対応したらよいか、近鉄線をまたぐ東西商店街の回遊性をどう対処していくのか、行政の責務は大きいと思います。

当開発事業計画が、四日市工業高校跡地の商業業務立地についての推進協議会を設置し、工業高校跡地の利用に関する検討を加えて、昭和61年6月に意見をまとめ、現在に至っていることはご承知のとおりです。計画が決定された理由の一つは、この計画が商業活動の活性化に刺激を与え、好ましい競争関係をもたらすことが期待されたからだと思います。また、実施については、駅東の既存商業地域と、新たに開発される駅西の商業地域が、商業特性を分担し合い、相互に補完し、相乗効果を高めるように開発を進めるということも大切な条件だったと思います。

この件については、昨年の3月議会において、昭和63年9月をめどに、デッキ方式で駅前の東西南北を連絡するとともに、駅前広場の整備を実施するよう都市計画決定をして、早急に事業化を図るとのご答弁をいただいたはずですが、その後の経過はどうなっているのか、お伺いします。

駅東商業地区の活性化を図るために、再開発、あるいは地区更新事業によって整備を行う方法もありますが、これは一朝一夕にはできません。関係者の方々と研究を重ねて事業を進めていただければよいと思います。現状のままで平成3年を迎えるか、一番心配している駅東商店街の地盤沈下は避けられないのではないかでしょうか。そこで、昨年3月議会で答弁されたとおり、駅前広場整備を駅西商業地域がオープンするまでに具体化させることが行政の役目ではないでしょうか。当局のご意見をお聞かせください。

3番目は学校の環境整備に関することで、昔から体育館というと音響効果の悪い空間の代表とされてきました。もともと体育館は、運動をすることを第一の目的と考えて設計されています。そのため、空間が大きく、形もシンプルな箱型建築が大部分です。さまざまな事情から、館内の音の反響や、内壁の吸音などが十分考慮されずに設計されているため、残響、エコー、騒音などの問題が起こってくるのです。

しかし、現実には体育館は体育の授業だけでなく、入学式、卒業式などの各種式典をはじめ、発表会、学園祭、集会等さまざまな行事が行われ、単なる屋内運動施設にとどまらず、講堂、大集会場としても機能しています。また最近では、体育の授業にも音楽を取り入れることが増えていると聞いています。私自身卒業式に参加して、校長先生の話やマイクの声が聞きとりにくく感じた経験もしております。

本市においては、一昨年からの小学校の体育館の改築では天井を張るようになっています。その理由を営繕課長にお聞きしましたところ、降雨時の屋根面からの防音と、館内の音響効果の向上のためであると説明され、納得しました。私の知り合いに楽器関係を扱っている者がおり、この人は音響関係についてよく勉強しておられる方で、体育館の音響の悪さを嘆いておられました。聞くところによると、現状の構造のままでも、スピーカーの角度をちょっと変えるとか、数を増やすといった少々の工夫をすること

によって多くの問題点を改善できるということです。一度学校体育館の音響状況を調査して、対策を講じられることを提案申し上げます。

環境整備の2つ目は、少し前になりますが、非常に興味深い話を聞きました。ある料理教室で20歳を越えた女性5人に米をとがせてみたところ、まともにとぐことができたのはたった1人であったということです。残りの4人のうちの1人は1度洗っただけでやめてしまい、もう1人は米のほとんどを水と一緒に流してしまったそうです。そしてあの2人は、何と米の中に洗剤を入れて洗ったという話です。

これは少々極端な例ではありますが、最近の若い者のこれに似た話はよく耳にします。例えば、はしをまともに持てない、リンゴやナシの皮をむくことができない若者、精神面でも、忍耐力や根気強さ、責任感のない若者が増えていると言われています。その原因は何かといえば、さまざまな生活体験の不足にほかならないと思います。そんなことは家庭の責任だと言ってしまえばそれまでですが、家庭のしつけだけに任せておけないのが現実です。

事実、学校教育でも体験的な学習が重視される傾向にありますし、小学校低学年においては、「生活科」という新しい教科が取り入れられることになりました。しかし、授業の場だけでなく、もっと生活に密着した場で子供のしつけや心を豊かにする教育ができるのでしょうか。

その一つは夏休みの奉仕作業です。毎年夏休みも終わりに近づくと、どの学校でもPTAの皆さんによる学校の環境整備作業が盛んに行われています。私自身もかつてPTAの一員として同じ経験をしてきました。子供が小学校のときはともかく、中学校の作業ともなると、大きな体をした中学生を参加させずに父兄だけで奉仕作業をすることに、何かすっきりしないものを感じた覚えがあります。最近の子供は手先が不器用だ、責任感が足りないと言いながら、子供たちを過保護にしてしまっているいい例ではないでしょうか。

子供たちにできることはどんどんやらせること、体を使って勤労のとうときを教えることが、子供の心身の成長に大きなプラスになることは明らかです。そこで手始めに、奉仕作業を父兄だけに頼らず、生きた教育として子供たちにも積極的に参加させる方向で見直してはどうでしょうか。ご所見をお聞きします。

最後は、加藤助役に四日市市のまちづくりについてお尋ねします。

加藤助役は、長年田川県政のもとで三重県の都市計画、土木事業の指導者の最高の地位におられ、豊かな経験と高い識見については加藤市長も高く評価され、本市のために招聘されたことだと思います。

ご存じのように、本市はいろいろの懸案事項が山積しております。例えば、先ほど提案しました道路問題はもとより、土地区画整理事業の推進、近鉄四日市駅周辺の再開発問題、JR線の高架化並びに雨水・治水事業等と、住みよいまちづくりには幾つかのハードルを越えなければなりません。このような時期により指導者を迎えることができたことを市民とともに喜び、その実力に期待しています。

そこで、加藤助役の四日市のまちづくりに対する抱負をお聞かせくださいれば幸せだと思います。

○議長（川口洋二君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 第1点の四日市都市計画道路の整備促進についてお尋ねがございました。多分に財政運営上の考え方というふうな受けとめ方で、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

既にご質問の中にお示しをいただきましたように、私の答弁といたしましては、やはり現状を述べさせていただいて、あとご提言の点につきまして、若干補足的にお答えを申し上げたいと思っております。

道路改良等の新設改良におきましては、多額の財源が必要であるということは既に明白なことでございますが、中でも土地の取得が、この事業の

成否を大きく左右をしておる、年々増高してまいります土地価格、これが事業の進捗を阻む大きな要因にもなっておることは昨今の実情でございまます。

こういった現状を開拓するためには、毎年の限られた財源で、その年々の事業にのみ投資するだけでは到底追いつかないということは自明でございますが、これをより効果的な財政運営を心がける必要が私どもに課せられておるというふうに承知をいたしております。

本市といたしましては、先ほどご質問で既にご発言がございましたように、土地開発公社での土地の先行取得によりまして、これら金利の増高に対応する面での有効、適切な措置をこれまでにも行ってきたところでございますし、63年度におきましては、道路、街路用地を公社で先行取得をいたしまして、本会計で買い戻し得ない残用地分の3万6,600m<sup>2</sup>を、公社が現在所有をいたしておりますし、金額にいたしまして、即買い戻すといたしますれば20億8,800万円という残額を残しておるところでございます。

本年度におきましては、こういった先行取得による金利負担、本会計での事業実施がおくれるということの期間における金利の増高を少しでもやわらげたいということで、土地開発公社に対しまして15億円の無利子貸付けをお認めいただいて実施をしたところでございます。

ただ、土地の先行取得につきましては、当該本事業の年次計画との整合を図りながら行わなければ、先行取得をいたしましてから10年、あるいはそれを超えるような年月を所有しておるということになりますと、事業実施の時点におきまして、金利の増高によって土地を買い戻すことすら困難になるという現状も出てまいるわけでございますので、短期的に事業計画との年次の整合を図りながら、数年先のものにとどめて施行しておるというやむを得ない点もあることをご承知いただきたいと思いますが、今後ともできる限りこういった方途を有効に、かつ、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、新たにこういった街路整備についての豊田市の例を引かれてのご提言があったわけでございますが、基金につきましては、当然これらは取り崩しを前提とした基金になるわけでございますので、こういった基金を数年据え置いて後に取り崩すというだけの余裕は、現在のところ本市の財政事情から、新規に起こし得る状況にはございません。豊田市との比較をする申し上げる必要はなかろうかと存じておりますので、こういった点で、本市の財政の実情、あるいは類似する他都市の例と比較をいたしまして、なお現状によって、しばらくは財政運営をなさざるを得ないということであるわけでございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 近鉄四日市駅周辺の整備につきまして、駅東地区の開発方針もあわせてご質問にお答え申し上げたいと存じます。

駅西商業開発につきましては、本年の1月30日に開催されました第1回の商業活動調整協議会以来審議が続けられて、一昨日開会されました商業活動調整協議会におきまして、申請どおりの結審をいただいたことは既にご承知のことと存じます。

駅東地区の再開発につきましては、先ほどご指摘もございましたが、ここにつきまして、昭和63年度に国の補助を受けまして、「四日市中心市街地区・地区更新基本計画」を策定いたしました。その調査におきまして、安島地区、諏訪栄地区、諏訪町地区、本町地区の4つを、民間が主体となり、公共が支援して今後重点的に再開発を進める地区、すなわち重点整備地区として整備するという提言がなされておるわけでございます。

したがいまして、今後はこれらの地区を中心といたしまして、魅力あるまちづくりを推進するために、地元関係者の方々ともども、具体的な方策等について十分研究を進めてまいりたいと考えております。

また、駅東地区商店街の振興につきましては、地区更新計画の策定と連

動して商業計画を策定して、今後の商店街振興のマスタープランとして位置づけたことは既にご承知のことと存じます。この商業計画に基づきまして、商品政策等ソフト面への取り組みに対しましても、側面から支援して、ハード面の整備と連動して、魅力ある商店街としてよみがえるよう誘導していきたいと考えておるわけでございます。

また、近鉄四日市駅周辺の整備につきましてでございますが、現在、四日市工業高校跡地利用計画、駅前広場計画、駅東地区の、今申し上げました地区更新計画、それから駅東地区の駐車場計画があるわけでございます。これらの計画につきましては、一体的に整備するということが必要になるわけでございます。特に、駅前広場計画につきましては、昨年の3月に議会においてご説明申し上げたところではございますが、今申し上げました諸計画を一体的に整備することが、駅周辺各施設利用者の利便性、四日市のシンボルとしての都市景観、そして、駅東地区の活性化のインパクトからも極めて重要であると考えておるわけでございます。

一昨日商調協が結審したことから、駅西計画が今後極めて速いペースで進展してまいりうかと思います。駅前広場の整備は焦眉の問題として受けとめておりまして、去る8月、全庁的なメンバーによります近鉄四日市駅周辺整備事業推進プロジェクトチームを発足させまして、これらの個々の計画の整合を図るとともに、具体化に向けて、現在作業を急いでいるところでございます。

それから、私の四日市のまちづくりに対する姿勢でございますが、本年の3月の定例会におきまして、助役の選任を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

市長を補佐しまして、策定されております市の総合計画基本構想の実現、特にまた、四日市市が四日市港を中心として発展し、今まで地球環境研究機関の誘致ということで、四日市はこれから世界に開かれたまちとして発展していくものと思っております。

そのためには、多くの事業や施策を、やはり着実に前進させていくということが私に課せられた責務であると考えておるわけございます。また、四日市市の利益と発展のために、私も長年県行政に身を置いた者といたしまして、市政各分野で県との回線を少しでも太くする役に、微力ではございますが、全力を尽くす所存でございますので、どうかご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口洋二君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 学校の環境整備についてお答えいたします。

まず1番目の屋内運動場の音響についてでございますが、屋内運動場の使用目的として、教科時の体育での使用、あるいは教科時以外で、クラブの活動や体育的な行事での使用、また、入学式とか卒業式、音楽会などの集会としての使用、また、学校開放としての使用等々、屋内運動場は、体育の機能と集会等の機能とを兼ねております。おののの機能を十分に生かすためには、体育では運動のしやすいように、また集会等では、見たり聞いたりすることが容易であることが要求されます。

しかし、この2つには、壁、天井の仕上げ、窓の取り扱い等建築的に相反する点も多く考えられ、中でも最も大きな問題点として、ご指摘の音響の問題がございます。例えば、集会等に大切な音の聞きやすさと関連してまいりますのに、アリーナの形、残響時間、騒音等がございます。もともとアリーナの形は長方形が多く、長辺が平行する窓になるので、音の相互の反射で反響が起こりやすく、また天井が高く、室内空間が大きくなりますと、残響時間を抑えるために吸音率の高い材料を使用しなければならないが、体育としては、壁、床、窓は使用材料に制約がございます。

このように双方の機能を生かすためには、建築的に非常に難しいところでございますが、これまで建設してまいりました屋内運動場についても、少ない面積の壁ではございますが、吸音率の高い材料を、さらには昭和62

年度以降に建設したものにつきましては、音響効果を高めるために天井を張るなどして意を配しております。建設年度の早いものについても調査、研究いたしまして、ご指摘いただいたようなスピーカーの位置、方向等検討いたして、対応可能なものから実現に努力したいと存じます。

次に、奉仕作業と勤労体験学習についてでございます。

本年の全中学校の状況を見てまいりますと、全校生徒による作業は21中学校すべてで実施しております。また、PTAによる奉仕作業は9校が実施しており、このうちの4校が親子で実施しております。

近年、生徒の勤労体験は、核家族や電化の普及によりまして、乏しくなりつつございます。各学校では、毎日の清掃の時間に校内全般にわたって美化に努めておりますが、特に生徒会行事や学校裁量の時間の中で、草取りや溝の清掃等を行い、よい環境づくりに努めています。こうした活動は、勤労のとうとさや奉仕の精神などを養う場として意義のある活動だと考えております。

また、先ほど米とぎの問題が出てまいりましたが、学校においては、家庭科やキャンプなどの特別活動で経験をさせるなど対処いたしておりますが、これらは実体験を重ねることが大切でございます。今回指導要領で改訂が出まして、「生活科」というのが設けられましたこともあります。生徒の健全育成にとって、体験に基づいた知識、あるいは体験の幅を広げるという意味で生きたものとなり、生涯学習への基盤づくりにもなると思われます。

教育委員会といたしましても、生徒の自主的な勤労体験の充実を図りますとともに、美しい学校、よりよい環境の中で伸び伸びとした学校生活が意欲的に送れるよう、今後も一層指導に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 1問目の答弁は、今までの姿勢を変えずに、あくまでも国、県の予算枠のみに頼って執行していくというようなご回答で、本当に残念に思っております。

先ほども申しましたように、加藤市政は箱物の建設に力を注がれ、それなりの成果は上げられましたが、基盤整備、特に道路整備の立ちおくれは、現実のものとして認めなければならないと思います。財政部長の立場では先ほどの答弁でもやむを得ぬと思うが、道路行政をどうするのか、現状を打破するにはどうあるべきなのかとの決断は市長しかできないのじゃないかと思います。その意味で、いま一度市長のご意見をお聞かせ願いたい。

2つ目の答弁で、諏訪商店街の再開発については云々ということで、これは地元の方々が時間をかけて勉強し、そして西に負けないまちづくりを今後とも努力されると思います。そのことは、先ほども言いましたように、そう一朝一夕に思いついですぐできるものじゃありません。

それよりも、私が強調しておりますように、平成3年にはもうオープンすることがはっきり決まっておるわけで、駅東の商店街の皆さん本当に心配してみえる、あの言葉と声をどのように受けとめておるんだと。今助役からは、今年の8月に駅周辺の整備について、新しいプロジェクトチームをつくったと。一体プロジェクトチームを今つくって、どうしようとするのか。プロジェクトチームのその目的と中身がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

いずれにしても、駅東の方々、我々四日市として、東から西へ商店の中心が移らへんのかなという心配も、事実あったと思います。そういう点を、一体化したような商店街を目指すと、このようなことで、駅西の今回の再開発が進んでおるじゃないかと、このように私は認識しておるわけですが、説明は説明として、平成3年にあそこに新しいデパートや、それからそういう建物ができ上がったときに慌てても、それは駅東の商店街の方がだまされたというふうな結果になることを、私自身非常に心配いたしますので、

あわせてその辺をもう少しご説明いただくと、大変ありがたいと思います。

3番目の学校環境整備については、先ほどのご回答で、今後ともいろいろと時間をかけて頑張ってもらいたいと、このように思っております。

以上の件について再答弁願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 道路政策についてお答えをいたしますが、ちょっとお断りをしておきたいんですが、私は箱物づくりだけに一生懸命になってきたつもりではありません。まちづくり全体のグレードを上げていくということが私は大切だと、そう思っておるわけですから、誤解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

道路整備、これは随分昔から言われていることでございます。したがいまして、行きどまりの道路が多いということありますので、ただ単に国の計画だけに乗ってやっていくというつもりでやっておるつもりはございません。ただ、基金を設定したからそれがすぐできるかといえば、そうでもないようにも思っております。したがいまして、国の計画もにらまなきゃなりませんが、市でどれだけのものができていくかということについては、国の計画の範囲内にとらわれた考え方で進めようとしておるのではないかということだけをご理解をいただいておきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 本年8月にスタートいたしました府内のプロジェクトチームは、都市計画部を中心といたしまして、総務、商工、市長公室全般にわたる、極めて実務に精通した精鋭で構成されております。

これも先ほどご指摘ございましたように、平成3年5月を目標に、現在駅西の工事が進められておりますので、この時点で、駅東とどのように一體的にするかということを中心に、今検討させておるところでございます。

作業を急がせておりますので、その点ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

---

午後3時1分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 本市の土地開発と土地利用について質問させていただきます。

21世紀に向かって本市の都市計画、あるいはまちづくりのビジョンとして示されている「住みよいまちから住みたいまち」、またさらに「住み続けたいまちへ」という市長の方針に異論はありませんが、問題はその実行であります。現に、市長の言う本市の未来図を現実のものとするには多くの難問があろうかと思います。

その中で、最も基本的でかつ難しい問題の一つが、土地に関する問題ではなかろうかと思います。将来を見通したとき、市街地として計画され、発展させていかなければならない交通の中核的機能を持つ地域が、いまだに市街化区域に指定されていないことがあります。また、ビルが建ち並び、道路も狭く、駐車場もないような市街地の中で、農地が点々としています。そして、これは以前にもこの場で取り上げて質問したことがあるので、何としても道路が狭く、その拡幅なり区画整理を強力に進めなければならないところが多くあります。そして一方で農業地域を見れば、水田の経営面積が少なく、何をつくっても日当も出ない、赤字になるような状況もあるという姿は、これから先の農業、また耕地利用を考えたとき、大きな問題となると思うのであります。

こうした現在の状況を見て、四日市の都市計画の開発の観点、あるいは

農業振興という観点から考えるならば、確固とした土地対策なり土地利用について政策、方策をつくり、強力に取り組まなければならない時期になっていると思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。そして、こうした状況の中で、幾つかの点について質問したいと思います。

まずその第1は、市街化区域の線引きの見直しについてであります。

都市計画に基づく市街化区域の設定については、本市の計画に基づいてその線引きが行われたと思いますが、これから将来にわたって交通網の中核的機能を持つ地域については、市街化区域の指定をしていくべきが当然と考えますが、どうでしょうか。

およそ地域の見直しや線引きの見直しは、時代の流れ、社会の変革を読み取って、将来どうなっていくかということを見通しながら進めなければならないと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。どうも四日市の場合は、こうしたことに対して臆病といいますか、積極さが足らないと思うのですが、それはともかく、現在あるところの市街化区域の見直しをどう考えておるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目は、市街化区域の中の田んぼの宅地利用の指導についてであるのですが、ビルの並ぶ市街化区域の中にわずかな作物をつくっている農地が見られますが、市街化区域内は、土地開発の見地からも宅地並み課税をするなど国の施策は言っていますけれども、しかしその場合、土地を売れば譲渡所得税、持っておれば固定資産税などがかかるてくる。そういうことで、どうしても農家は税金の少ない農作物をつくった方がよいのではないかということでおっしゃっていると思います。こういう様子を頭へ置いて、一方で土地の有効利用、活用の観点から、また土地開発の促進という点から、本市においてはどういう行政指導が進められてきたのか。また、されようと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、農業地域の問題ですが、結論から言えば、大規模農家の育成と農地の流動化促進を図るという点から、農地銀行利用者に対する

助成をどう考えておられるのか。それともう一つ、いわゆる兼業農家の人たちがいろいろな事情で耕地を貸し地契約して耕してもらっているのであります、農家が本当に安心して任せられるのは、やはり農協だと思うのであります。このことを、農協自体に本当に受け皿的な事業をさせて、本当に集約してできるようなことを行政指導できないのかということをお伺いしたいのであります。

といいますのも、今我が国の農業は、内外の事情から、その存続が心配される状況になってきております。農業は、国民の食糧確保という点からも国的基本産業と言うべきなのですが、そういうことから、本市においても国と同じように足腰の強い農業を育てるための施策が必要と思うのですが、この点についていかがでしょうか。農作物の生産費用よりも低くて、赤字の農家もあるという現状を考えると、経営規模の拡大、あるいは有効土地利用ということが差し迫った課題として解決を図らなければならないよう思うのですが、どうでしょうか。

そういうことを考えて、ここに提起した2つの点についてお答えしていただきたいと思います。

次に、これまで幾つか申し上げましたが、都市計画の開発、あるいは農業振興に関連した公共事業を遂行するに当たって、必ずと言ってよいほど出てくるのが替え地の問題であります。私がお尋ねしたいのは、その代替地の確保についてであります。

区画整理事業の遂行、道路の拡幅や新設、あるいは下排水の工事など、いわゆる公共事業を進めるることは、本市の都市計画の遂行、あるいは都市開発にとって不可欠のことではあります、ところが、こうした事業には常に代替地の問題がついて回ります。区画整理の場合でも、その余剰地だけでやっていくということは難しいと思うのですが、こうした替え地などの土地対策のためには、本市の都市計画、開発の展開に即した市の公有地の確保が急務になってこようかと思うのですが、どうでしょうか。

従来市の態度として、土地の確保になると、どうしても先行投資は余り積極的にできないと、こういう傾向がありますが、今後の本市の姿を、とりわけ社会の状況、変化などをあわせて考えますと、このことはもっと積極性を出した方がよい思われるのですが、どうでしょうか。

また、第3セクター方式でもよろしいから、ひとつ市街地の余剰地や分譲地の余剰地などを買収し、公共事業の替え地として活用するなど公共事業の円滑な促進を考えるべきと思うのですが、市の方の考えはいかがでしょうか。

第1回目の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず、冒頭のご質問にお答えをし、具体的なご質問についてはそれぞれの担当からお答えをさせていただきます。

土地の利用政策というものをもう一遍見直せということでございましたが、現在の土地の利用というのは、市街化区域、調整区域、そして調整区域の中には、農用地とそうでない地域とあるわけでございますが、この市街化区域の線引きをした当時は、大体平方キロ当たりの人口密度を分ける基準にしたのでございます。当時は、たしか1平方キロ当たり100人という人口密度のところを市街化区域にするという國の方針があったわけですが、それでは四日市の場合には、将来の市街化を予想して、ともに市街化区域が小さくて困るということで、國の方にいろいろ陳情いたしまして、それじゃまあ60人ぐらいまでは認めようということで、一番最初はそういうふうに線引きをしたというふうに、今から20年近く前になりますので、私の記憶でございますから、少し数字に違いがあるかもしれません、そんな形で線引きをしたと記憶をいたしております。それから逐次いろいろな調整をやってきて、今日に至っておる。

問題は、やっぱり調整区域の中で、農用地でない土地の農業としての利

用度が、先ほどご指摘のありましたように、必ずしもそれなりに業として成り立つような実態に日本の農業がなっていないというところに問題があるわけでございます。したがいまして、農業サイドから見た形でのあります自体にも問題があるわけでございますから、今農業の方で進めておりますのは、集落農業を中心とした農業、あるいは専業農家への委託等の勧めをやっておるわけでございますけれども、やはり農地を人に貸すということについての農業者の不安感、現状の法律ではそういう不安はないはずなんですけれども、それでも事実問題としてそういう不安感がありますから、そのところを取り除いてあげる。あるいは、農地として使う場合に、もっと有効な農地の利用方法があるというふうに思いますが、これらについては農業サイドで、今国の方で考えております農業、いわゆる市街化区域内の農地というものは、農林水産省の方で考えておりますのは、農地としてのもうちょっと有効な活用度がないかということを検討しようということになっておりまして、そのための委員会もできているようでございますから、そういう面でよく勉強をしてまいりたいというふうに思っておりますし、さらに公有地取得の面と絡みまして、やはり四日市の土地利用についての基本的な政策というものが、幾つかのプランの中で示されてゐるわけです。

しかし、それはプランがあって、なかなか現実化しにくいということから、そのままにはうってあるということでございますから、そういうプランニングに基づいて、あるいは今日の時代でもう一遍それを見直しながら、その辺の有効土地活用の方策を確立をしていく必要があるだろう。そしてそれをもとに、公有地として活用する場合に、本当に活用できる面積だけを買っておったんでは、ご指摘のあったようなことになろうと思いますので、そういうことにならないように、そこを中心にしながら、さらにもうちょっと拡大をした方向で公共用地の確保に努めてまいりたいかがかというふうに思っております。

一方、市街化区域内の余剰地の取得ということではありますが、無目的で余剰地を取得するということは、なかなか難しいわけです。税金の関係もあるわけですから、その辺がなかなか難しい面もあるうかと思いますし、この余剰地といって半端な土地がたくさんあるわけでございまして、そういう土地ばかりを公共が買収をいたしましても、大変やりにくくと、後で困ってくると、こういうふうに思っておりますので、私は、やはり今ありますプランニングに基づいた土地の利用の中で、公共側が取り組むべき仕事の予定されております土地の確保というものを、もう少し幅広く考えて行うべきであると、こういった方向で努力をしてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。そうすれば、代替地の問題もそれなりに解決の方途が早く見出せるのではないかというふうに思っております。したがってその面では多少お金を使わせていただくことになろうかと思いますが、その点はひとつお認めをちょうだいをいたしておきたいと思います。

具体的な問題については、それぞれの担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（川口洋二君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉢一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉢一君） ご質問をいただきましたうち、第1点目の線引きの見直しと、農地に関する行政指導につきましてお答えを申し上げます。若干市長から答弁のございました点に重複する点もあるうかと思いますが、ご了承いただきたいと思うわけでございます。

市街化区域の線引きにつきましては、ご承知のように、都市の無秩序なスプロール化を防止いたしまして、道路や公園、下水道、学校など公共施設の効果的な整備を図ってまいりますとともに、農林業等の第1次産業の生産環境を保護すること、こういったことを目的として行われるものでございます。

本市におきましては、昭和45年に、当初約 6,500haを市街化区域に設定

をいたしました、その後昭和53年と昭和60年の2回にわたりまして、見直しを行って今日に至っておるわけでございます。

市街化区域の規模につきましては、都市計画基礎調査をもとにいたしまして、都市の人口、産業等の規模に応じて定められるということになっておるわけでございます。したがいまして、市街化区域の拡大の条件といましても、まず市全体として、おおむね10年先を見越しまして、人口、工業出荷額等の伸びが相当分見込まれることが必要であるわけでございます。また、個々具体的な地域につきましては、計画的に市街化が図られるよう、面的な整備が担保されるといったことが必要となってまいるわけでございます。

しかし、市街化区域の線引きは、都市の発展にとりまして極めて重要な要素でもございますので、ご指摘のように広域的な交通網の整備の中で、今後都市的な機能を拡充させるべき地域とか、あるいはまた国・県の上位計画、さらには市の総合計画などに基づきます地域開発が予定されております地域等につきましては、優先的に市街化区域に編入していくことも重要であるというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、これらの地域におきましては、線引きとあわせまして、都市の基盤面の整備が必要となってまいるわけでございますので、開発行為や土地区画整理事業等の面的整備手法を計画的に誘導していくことが重要な課題であるというふうに思うわけでございます。

一方、また既存の市街化区域の中におきましては、現在約1,400haほどの宅地化がまだされておらない土地があるわけでございますが、その大部分は農地として利用されておると、こういった現状にあるわけでございます。都市の健全な発展を図る上で、こうした土地利用の低い土地につきましても、計画的な宅地化が図られるよう、開発行為とか土地区画整理事業、さらには地区計画などといったような面的整備手法を活用していくよう、今後とも地域の方々に働きかけを行っていくほか、まとまった規模の農地

につきましては、必要に応じて市街化区域を調整区域に変更する、いわゆる逆線引きを行ってまいりまして、農業振興を図っていくといったことも課題として考えているところでございます。

なお、これらの線引きの見直しにつきましては、昭和62年度より実施いたしてまいりました都市計画の基礎調査の資料をもとといたしまして、現在検討を重ねているところでございます。今後の予定といたしましては、見直しの方針や全体の規模等につきまして国、県と調整を行いました後、具体的な個々の地域の検討を行いまして、平成2年に見直しを完了いたす予定となっておるわけでございます。今後とも適正な線引き制度の運用を行いまして、都市の健全な発展を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（川口洋二君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（黒田昭公君）登壇〕

○農林水産部長（黒田昭公君） 農業振興についてお答えいたします。

本市の農業の置かれている立場は、ご承知のとおり、米をはじめとする農産物の過剰問題に加え、農畜産物の輸入自由化攻勢の中での農産物価格の低迷等により厳しい情勢にあります。

そのような中で本市の農業振興に当たっては、長期的視野に立った地域整備計画等に基づき、農用地区域内の農地を中心に、優良農地の保全・確保と、計画的な土地利用を図りながら、生産基盤、近代化施設の整備を推進するとともに、農業経営の改善、担い手農家を中心とする生産組織の育成を図ってきております。

今後も国・県の施策を積極的に導入するとともに、市といたしましても農協等関係団体との連携を図りつつ、農協による兼業農家を対象にした作業の受委託、あるいは経営の受委託等を強力に指導してまいりたいと考えております。

また一方では、中核農家を中心とした担い手農家を育成し、それら農家

に農地の流動化による経営規模の拡大を図るとともに、担い手の少ないところでは、先ほど市長からもお話をございましたような、集落を中心とした集落営農を推進し、農作業の共同化、効率化、農地の有効利用を図りながらコスト低減を進め、生産性の高い農業経営の育成と、農村地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、ご提言のありました農地銀行利用者に対する助成制度の充実強化につきましては、農地の流動化促進による大規模農家育成という観点から、市としても今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川口洋二君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 都市計画の実行に伴う公有地の確保の問題に関連いたしまして、公共事業のための代替地をあらかじめ確保したらどうかと、こういうご質問をいただきました。大筋につきましては、先ほど市長より答弁をさせていただいたとおりでございますが、少し具体的にご答弁をさせていただきたいと思います。

現在、公共事業に係る代替地につきましては、地権者の意向を踏まえて、各事業ごとに確保するように努めておるところでございます。あらかじめ代替地を確保する方法としては、土地開発公社による先行取得か、あるいはまた土地開発基金、この2つの活用方法がございます。

しかし、この公拠法、いわゆる「公有地の拡大の推進に関する法律」で規定されておりますところの土地開発公社の取得できる土地というのは、事業目的のある用地取得ということに制限をされておるわけでございます。理解を深めるために、若干申し上げますが、まず第1点は、道路、公園等の公共事業に要する土地及びその代替地。それから2点目が土地区画整理事業区域内の土地。それから3点目が住宅団地、工業団地等の造成事業に供する土地。それから4点目が都市計画区域内の300m<sup>2</sup>以上の土地で、所

有者から買収の申し出があった土地、この4点に限られておるということです。

そこで、ご指摘の余剰地は、この4点目の所有者から申し出があった土地に該当するものと考えておるわけですが、この土地につきましては、公共事業用地及びその代替地としてのみ使用が可能でございます。第三者に転売するなどの処分はできないということになっております。したがって、余剰地という性格からいたしまして、良質な代替地となる可能性の少ない土地を取得すれば、処分できない不良資産を長期間にわたって保有しなければならなくなる。こういうことからしますと、公社の経営を圧迫するということにもなりかねませんし、また、市の債務保証限度額との関連もありまして、制度的になかなか、無制限に取得するということは非常に難しいということで考えております。

しかしながら、大規模事業を行う最も重要な課題は、先ほどもご指摘がございましたように、その事業用地の確保でございます。その用地の確保が年々難しくなってきておるのも実態であると思っておるわけですが、今後とも、この事業目的に即して土地開発公社の効果的な利用、あるいは土地開発基金の積極的な活用を図っていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

それでもう1点、第3セクターによる用地の確保についてのご意見をちょうだいいたしました。こうした土地を扱う第3セクターにつきましては、いろいろ制約があろうかと思います。

まず1つは、土地開発公社との関連ではないかというふうに思っております。土地開発公社は、さきに申し上げましたように、公拠法に基づいて、いわゆる公有地の先行取得のために設立された公法人であるわけでございます。したがって、もし土地を扱う第3セクターを新たに設立することになりますと、同種の法人を2つ持つと、こういうことになって、これが効率的な行政運営と言えるのかどうかということが問題となろうかと

思います。

もう1点は、こうした第3セクター方式によりますと、当然のことながら、公拠法の適用が受けられない。したがって、税制上の優遇措置がとれない。こういうことになってまいります。したがいまして、この観点からも、地主には土地の譲渡に伴う税の負担が大きくなってしまいります。なかなか買収には協力が得られがたくなってくるのではないかというふうにも考えられます。

しかし、ご提言の趣旨につきましては、よく理解をいたしておりますが、いずれにいたしましても、代替地も含めて公共用地を確保していくことは、あらゆる公共事業の推進に欠かすことのできない問題でもございます。その重要性は十分に認識をいたしておりますので、ご指摘のように、余剰地の確保につきましては、土地開発公社や、あるいは土地開発基金のなお一層の活用を図りながら、先ほども市長から答弁がありましたように、土地利用に幅を持たせて、拡大しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（川口洋二君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 ご答弁ありがとうございました。

農振地については、私も常任委員会が産業公営企業委員会でございますので、またそちらの委員会で詳しくやらせていただくとして、この市街化区域の線引きも、私が言いますのは、この間県の開発指導課の課長さんと話しましたときに、本当はもう農振地に沿道サービスしか建たぬというようなことは困るのやと、このトラブルが多いということから、やはりもうちょっと線引きを変えてほしいと。県は考えてもなかなか市の方の積極性がないということで、なかなか変わらないということを聞かせていただいたので、やはりこの辺で四日市も大きく線引きを考えて、トラブルの出ないような土地利用を本当に考えていただきたい。

そしてまた、今公共用地の取得についても、いろいろと部長から聞かせていただいて、僕は難しさはわかると思うんです。確かに先行投資の難しさ、獲得は難しいと思いますけれども、今この四日市は、駅西に大きな松坂屋が来、これからますます伸びる四日市を考えたときに、今やらなければ、これからはなおできないんじゃないかなと。うわさですけれども、工業高校跡地のあの土地でも、もう今10倍ぐらいになっているんじゃないかなといううわさも聞きます。そうするとさっきうちの豊田議員から出ましたように、本当に先行するのには、財政部長が金利云々でできないというようなことを言いましたけれども、そんな問題じゃないと思うんです。

やはりこれは、いろいろ苦労されて、そしてまた、できるだけ四日市のためになるように、今思い切った先行投資が必要じゃないか。東京においても、1年たったら、もう建設費よりも土地代金の方が高くなつたということをよく聞きますので、四日市でもそんなことのないように。そしてまた、加藤市長も4期目で、本当にもうどっしりと落ちついた、市民が安心して任せられる市長ということで安心しておりますので、ひとつこらで腹を決めていただいて、本当にむちゃくちゃな言い方ですけれども、交付団体になってもいいじゃないかと。四日市のできるだけのことは、今金をつぎ込もうじゃないかというような決断をひとつお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川口洋二君） 暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

---

午後3時54分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 本日最後の質問になったわけなんですが、皆さんお顔を見

るとお疲れになってみえるところ、申しわけございませんが、しばらくのおつき合いを願いたいと思います。質問の方は簡単に終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目の中学校給食についてお尋ねしたいわけなんですが、今、父兄は非常に給食にしてほしいということで、たくさんの父兄からそうした要望も出ているわけなんですが、各市町村を見ても、一般的に中学校給食は進められておるわけです。四日市についても、しなきゃならないということで、いろいろ計画をなされているということをお聞きしておるわけなんですが、どんな計画になって、いつごろから実施するのか、あるいはしないのか、その辺のところをはっきりとひとつお答え願いたいと思います。

続いて、給食の関連ですけれども、小学校給食の徴収についてですけれども、教育民生委員会の方でも一度出していただいたと思うんですが、銀行振り込みにしている学校が5校か6校あるということを聞いたわけなんですけれども、私ども、やはり子供を自分が育てる中で、給食費というの子供に持たせて、初めて自分たちの昼の食事代だということを子供が認識するんじゃないかな。それが親の汗水流して働いた金の中で、自分たちの給食費として持っていくんだというような、子供たちにそのことが一つの教育じゃないのか。だからそういうことなしに銀行振り込みにすれば、子供は給食をただで食べているんだというような感覚しかないと思います。こうした子供をつくることによって、先ほど豊田君の質問やないけれども、米の中に洗剤を入れるような子供をつくるんじゃないかなというふうに思うわけなんですが、その辺については、教育長として、今後そうした学校をそのまま見ていくのか、あるいはやめさせるのか、その辺についてははっきりとお答え願いたいと思います。

続いて、教員の役職人事についてありますけれども、今年の人事を見ますと、同和教育を促進し、またみずから同和教育に取り組み、そして教育集会所、あるいは同和教育室ということで、熱心に夜遅くまで地区に入

り込み、そうした問題に取り組んだ先生が、ようやく教頭、校長の職になつたら、四日市から外へ、市外へ追放したというふうに私は思うわけなんですけれども、私の知っている限り、5名の先生が四日市市外の学校へ転勤されておるということなんですが、この辺で教育長、やっぱり同和教育というものをどう考えてみえるのか。同和教育をやってきた先生をそうしたことで左遷せなきゃならないというような理由があるのかどうか、その辺をはっきりとお答え願いたいと思います。

私どもは、何としても同和教育に対して、特別措置法が切れても同和教育はやらなきゃならない、これから大事な問題だというふうに考えているわけなんですが、教育委員会としては、そういう問題をどう考えてみえるのか。今まで同和教育に取り組んだ先生を四日市市外の学校へ転勤させて、四日市の同和教育をどう考えてみえるのか。そうした面についてははっきりとお答え願いたいと思います。

3番目の集中豪雨についてですけれども、公共下水道について、昨日より2名の方が質問され、計画についてお答えをいただいておりますので、この辺については割愛させていただいて、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

この9月5日の集中豪雨について、文化会館周辺にも非常に多くの水入れがされたということを聞いておるわけなんですが、文化会館は幸いにして水がつかない。高く上げてあるわけですね。それは、もともと文化会館周辺は水につかるんだということが市自身はわかってみえたのか。そのため文化会館を高く建設を持っていってされたのか。その辺のところをはっきりお答え願いたいんですが。そのことが事前にわかつておったならば、あの周辺の建築のときに、この辺は水につかりますよということで、建築確認を出されたときに指導ができなかつたのか。要するに、市の公共施設さえ水につからなければ、一般的のところは水につかっても構わないというようなお考えもあったのかどうか、その辺についてもお答え願いたいと思

います。

まずは1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（川口洋二君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の1点目、学校給食についてお答えいたします。

学校給食問題検討会というのが昨年の9月に発足をいたしまして、これまでに実施しました内容としましては、四日市の学校給食の組織とか運営の状況の把握、また、学校給食の経費の推移、市内の小学校における給食の実施状況の視察、講師を招いての全国の学校給食に関する勉強会の実施、それから、先進地域の中学校給食の実施状況の視察等を、この検討会が行いました。また、市の教育委員会におきましても、四日市における中学校の昼食時間の実態調査、それから、三重県における中学校完全給食実施校の調査、全国の主要都市の教育委員会に対する中学校の完全給食の実施校の状況調査、また、中学校の完全給食の実施校に対する実態調査などを行いました。

今後につきましては、既に行った調査の整理、分析をいたしますとともに、児童、生徒、保護者、教職員を対象にした学校給食に関するアンケート調査を準備しております、その中で、中学校の給食についての意識調査を実施してまいりたいと考えております。これにつきましては、近々実施する予定でございます。

また、中学校の完全給食未実施の県及び全国の主な都市を対象にした未実施理由の状況調査を行いますとともに、学校給食の教育的な意義、中学校の給食の必要性と問題点などの調査を行って、基礎的な資料をまとめました上、学識経験者、保護者、教職員を加えた中学校給食問題についての論議を行っていただいて、平成2年度中に結論を出したいと考えております。

次に、学校・園の集金についてお答えいたします。

市内のはとんどの幼稚園、小学校、中学校では現金で徴収を行っておりますが、現在口座振り込みを採用いたしておりますのは、河原田小学校、西橋北小学校、小山田小学校及び羽津中学校の4校でございます。

ご指摘のとおり、振り込み制度は安易に採用すべきものではなくて、金銭指導についてはあらゆる教育活動を通じて実施していかなければならぬものであり、親や家庭への感謝の気持ちを育てることは重要な教育課題であると考えております。したがって、口座振り込み制度を実施する場合は、教育的な配慮を十分に行いますとともに、画一的な取り扱いをしないように、既に実施している学校も含めて、校・園長会に対しまして、次のように指導しているところでございます。

保護者の経済状況及び徴収方法を考えるときに、画一的にならないよう教育的な配慮を十分すること。ほとんどのところは、父兄から徴収してくれというのが、最初のお申し出があったように聞いております。したがって、振り込み制度につきましては、校長は、地域の住民、とりわけ保護者の意向を十分把握して理解し、慎重な扱いをすること。また、振り込みには手数料というものが今までの集金額にプラスされ、保護者の負担になることですから、疑問を持つ保護者にあっては、現金での集金も気持ちよく受けいれるような態度をとること。取り扱いの金融機関につきましては、1つに絞らずに、保護者の選択に任せた銀行なり郵便局なりを選んでいただすこと。このような趣旨を十分に踏まえまして、慎重に扱うように指導してまいりましたので、ご理解を賜りたいと思います。なお、全体的には、ほとんどが現金で集めております。

次に、教員の人事のことでございますが、教職員の人事異動といいますのは、三重県の教育委員会で定めております「教職員人事異動基本方針及び実施要領」に従いまして行われております。とりわけ管理職の人事異動につきましては、次の2つの点が重視されております。その1つは、管理

職については、特に短期間での異動を避けて、努めて広域な交流を図って適材適所に配置し、いわゆる学校間の格差の意識を打破することに努める。2つ目は、昇任校長の配置に当たりましては、原則として同一市町村管内を避けて、市町村相互間及び学校種別的人事交流を促進することというふうにしております。

この県の教育委員会の方針を尊重するとともに、加えて本市の教育の充実と振興を図るために、次のとおり、市の教育委員会におきましても人事異動の一般方針を設けております。その1つは、管理職については広域交流ということから、北勢地区の近隣市町との関連の中で進めていくこと。2つ目は、各学校が特色ある学校教育を維持発展させていくために、管理職の適材適所への配置を考えていくこと。これら的基本的な方針を堅持しつつ、教育課題の解決のために適正な人事配置を進めてまいりました。

本市におきましては、校長昇任年齢は、市全体の教職員組織の構成から、近年高齢化してまいりまして、およそ55歳以上でなければ校長になることができません。したがいまして、ご指摘のありました教員は、優秀で将来性のある者ばかりでございますが、広域地域のバランス、また県教育委員会の指導、若年ながら他町へ校長や県教育委員会等の管理職として昇任異動したわけでございます。

それから、これらの教員は、こういった機会を十分に生かして、管理職としてさらに幅を広げ、能力を身につけていただくことにより、ごく近い将来に本市の同和教育の中心的な管理職として活躍いただくことを大いに期待するものでございます。

今後は、校長昇任年齢が徐々に若くなってまいります。同和教育、特殊教育などに長年携わり、その振興に貢献された方の異動につきましては、ご指摘の趣旨を十分踏まえまして、本市の教育が発展いたしますように図りますとともに、今後に生かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 第3点目の集中豪雨につきまして、お答えさせていただきます。

9月5日の集中豪雨でございますが、市中心部をはじめ市内各所で浸水被害がございまして、大変ご迷惑をおかけしたわけでございます。中消防署の調査でございますが、18時20分から19時20分の1時間に67ミリという大量の雨が計測されておるわけでございます。こういうことで、中心市街地が浸水いたしました要因といたしましては、予想を上回る雨量、あるいは周辺の開発に伴いまして、一気に下水管に水が流れたということが考えられるわけでございます。

これらの解決に対しまして、公共用地の浸水被害への利用など考えておるわけでございますが、文化会館の水が原因でとご指摘もいただいたわけでございます。この浸水対策につきましては、過去にもございまして、敷地の水が1カ所に集中しておるということから、暫定的ではございましたが、雨水樹等の設置で対応してまいりましたが、これらネック箇所、ほかにも既設下水管の入っておるところでございまして、それらを含めまして、ネック箇所の検討を加えまして、早期に浸水対策を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（川口洋二君） 坂口正次君

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 中学校給食については、アンケートはもうとられたんじゃないですか、まだですか。えらい遅いことで、もう既にアンケートはとっているのやと思ったけれども、近々にとるということで、近々もいろいろあるんで、できるだけ急いで父兄の希望もかなえていただきたい。

といいますのは、父兄に聞くと、特に女の子の弁当は、自分でこしらえていくことで非常にいいことなんですけれども、まるで料理屋以上

の弁当のように、果物も入れて、何せ相当自分の持っていく弁当に時間をかけるというようなことも父兄の方からも意見があるわけなんですが、各市町村はもう給食を進めてみえるので、ひとつできるだけ、近々と言わずして、急いでひとつやつていただきたいなというふうに強く要望したいと思います。

それから、給食費の徴収、あるいはPTA費の徴収については、ほとんどの学校が子供たちに持たせておる。一部の学校だけが銀行振り込みにしておると。それについては、いろいろ教育長としても指導なされておると思うんですけども、やはり何といっても、子供たちに自分たちの食事代は、父親が稼いだ金で食事代を持たせていくんだということの、一つの認識する場もあるし、また先生も一緒にその場で給食をしておるので、やはり子供たちにきちんと教えてやれると思うんですね。

何か聞いたら、給食費を失わす子供がおるので、そういうようにしたというような学校もあるらしいんですけども、自分の食事代をなくすような子供を一体だれがつくってきているのやということですね。やっぱりこれは先生が指導すべきやないか。それも指導できないような先生なら、もう一遍教員の採用試験を見直したらいいんじゃないかというように思うんですが。私も教職員組合の推薦を受けておってこんなことを言うと、次には推薦してもらえぬかもわからぬけれども、しかし、子供の方が大事ですので、その辺をもう一度きっちりしていただきたいというふうに思います。

特に、子供たちにそういう給食代ということで持たすことが大事じゃないかというようなことが私自身も思いますので、再度このことについては検討していただきたい。

それと教職員人事についてなんですが、近隣市町村との交流というのか、そういうようなことをやっていくということで、それはわからぬことはないんですね。だけど、やはり四日市の学校で、本当に同和教育を徹底的に取り組んでおる学校が幾つあるか。それは教育長が一番ご存じじゃないですか。

やはり私たちは、全域の学校で同和教育に取り組むことが大事だと言つておるやさきに、本当に同和教育で取り組んできた先生をよそへ出す。あるいは、今も話を聞いておると、年齢的にも若く、教頭なり校長なりに上げて、外へ出していくんだということなんですけれども、同じように今年度校長になられた先生が四日市に、そこへとどまつておる。その先生が同和教育をやっておったかというと、全然やらなかった先生がとどまつて、真剣にやつた先生が外へ出ていったというのはおかしいと思うんですね。年齢だけで校長や教頭に上げておるんじゃないんでしょう。

私の知つておる先生なんかでも、もうやがて定年近いんだけれども、まだ校長になっておらぬ先生もおるんやで、決して私は年齢で上げておるんやない、優秀な先生を上げておるんだと思うんですね。じゃ、若くてもよそへ出す必要はない。若ければなおさら四日市に置いて、四日市の教育をもっと伸ばすべきだと思うんですね。その辺のところを新たに考えていきたい。

また、次長に聞いたら、早速来年は検討しますということなんですが、次長はもう来年定年ですね、あれ。そういうことで、言つておる人は定年になるし、どこへ期待したらいいかということなんですね。

それと同時に、ある学校の校長先生なんかは、もう今年度で定年なんですね。1つの同和地区を抱えた学校で3年も4年も教育をやりながら、やはりせめて定年ぐらい、中心部の学校で定年になりたいという希望を持っておった。それも、もうあと1年やで変えることはできやんということで、同和地区の学校で定年にさせる。これは余りむごいんじゃないですか。真剣にやってきたんですよ、3年も4年もその地区の学校で。そうした配慮がなぜできやんのかということなんですね。

だからその辺で、教育長、本当の四日市の同和教育を考えるなら、私はこうしますということを再度はっきりご答弁願いたいと思います。

それと下水については、私は建設委員会に所属していますので、もう一

度委員会の方で強くお尋ねしたいと思いますので、この辺でとどめたいと思いますが、教育長の本当の同和教育についての考え方だけは、こうやつていくんだということを再度お答え願いたい。その都合によってまた上がりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご指摘について、ありがとうございました。

まず最初に、ちょっとお断りをさせていただきますが、先ほど振り込みを保護者の方から要望があったと申しましたときに、徴収についてのことを振り込みの要望があったということでございまして、おわびして訂正させていただきます。

それから同和問題でございますが、本年の異動の際に、ご指摘の若くして市内から出ていただいたという方がございまして、県の方の、また四日市市の方針などもございましたんですが、7人おりまして、そのうちの3名が市内にとどまらないで、1人は校長、1人は、校長扱いでございますが、出まして、7人のうちの3人が広域の方に動いたわけでございます。それは、もちろん幅を広げていただくということもございまして、将来に期待したいという望みもございましたので、今ご指摘のございましたようなことは、今年の人事のときには十分配慮させていただいて、四日市の同和教育が、これは地域の方だけじゃなくて、全体の人に行きわたるようにな計画を立ててやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 1つだけ、教育長、学校との話し合いの中で、聞き取りというのか、何か間違っておる点があると思うんですけどもね。

先ほど給食費の振り込みは父兄からその希望があつてしておるというこ

となんですが、実際中身で、私は事実この問題については非常に不満に思ったので、調べてみたんです。そうしたら、PTAの役員に、学校側がやってもらえぬかということで、PTAの役員を抱えてやったということなんですね。確かにPTAといえば父兄なんですけれども、一部の役員だけでそれをしたということなんですよ。その辺のところをもうちょっと学校へ入っていただいて、きちんと調べて、本当に父兄がそれを希望してやったのかということなんです。父兄では怒って行った人がおるんですよ、学校へ。「私のところは、子供のやつを私のところ1軒だけでも学校へ持たす」というぐらいに、何せPTAのところでいじめられたということもあるんですね。だから、それぐらいの実績がきちんとあるんやで、やっぱりその辺のところをきちんと踏まえるというのが大事だ。

私は、余談になりますけれども、教育でも本当の教育をやるのは、あの20坪の教室の中ではない。やはり父兄へ言って、父兄から学んで、本当の子供の教育ができるのが教育じゃないかということを以前から言っておるんですけども、学校の器の中だけの考え方で物事を判断してもらっては困る。

そういうことで、それと今年度の人事については、あえてもっと詳しいこと、事情は知っておりますけれども、余りそこまでは言いませんが、ひとつ十分に来年度から考えていただきたい。これだけを要望して終わりたいと思います。

---

○議長（川口洋二君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時20分散会

会 議 錄

第 4 日

(平成元年9月14日)

○議事日程 第4号

平成元年9月14日（木） 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第92号ないし議案第 111号 ..... 質疑・委員会付託

第3 議案第 112号ないし議案第 114号 ..... 説明・質疑  
委員会付託

議案第 112号 工事請負契約の締結について

議案第 113号 工事請負契約の締結について

議案第 114号 工事請負契約の締結について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（39名）

青山 弘忠  
小井 道夫  
伊藤 信一  
伊藤 正数  
伊藤 雅敏  
宇野 長好  
大島 武雄  
大谷 茂生  
金森 正  
川口 洋二  
川村 幸善  
喜多野 等  
久保 博正

小林 博 次  
後藤 長 六  
坂口 正 次  
佐藤 晃 久  
田中 武  
田中 俊 行  
田中 基 介  
谷口 廣 瞳  
豊田 忠 正  
中村 信 夫  
野呂 平 和  
橋本 茂 蔦  
橋本 增 蔦  
長谷川 昭 雄  
古市 元 一  
堀内 弘 士  
前川 辰 男  
益田 力  
水野 和 子  
水野 幹 郎  
毛利 道 哉  
森 真寿朗  
森 安 吉  
山口 孝 孝  
山本 勝  
渡辺 一 彦

○出席議事説明者

市長  
助役  
助役  
収入役  
調整監  
市長公室長  
総務部長  
財政部長  
市民部長  
福祉部長  
商工部長  
農林水産部長  
環境部長  
都市計画部長  
建設部長  
下水道部長  
消防長  
消防次長  
病院事務長  
水道事業管理者  
水道局次長

加藤 寛嗣  
片岡 一宣  
加藤 雄三  
毛利 宣道  
伊藤 長樹  
栗本 道爾  
石川 春夫  
木川 徹  
米津 一美  
田中 正治  
佐々木 昌夫  
黒田 昭治  
鶴田 公治  
前川 濱夫  
竹村 濱滋  
西田 一郎  
山口 大滋  
浜谷 博彦  
中村 美助  
奥山 武助  
藤田 司

○欠席議員（2名）

教育長 岡田 久江

教育次長 宮田 勉

代表監査委員 吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	平井 俊英
議事課長補佐	岡崎 雄治
主幹兼議事係長	福島 和幸
主 事	井上 紀久夫
主 事	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（川口洋二君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、35名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 一般質問

○議長（川口洋二君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 おはようございます。公明党の田中でございます。初心に返りまして質問させていただきます。

初めに、去る3月の定例議会において、福祉に対する考え方、発想の転換について述べましたが、加藤市長より、考え方だけと前置きされ、答弁をいただきました中で、地方自治体の行政というのは、広い意味でとらえて、その究極の目的は、やはり市民福祉の向上であり、終点なき理想の追及であり、毎年毎年向上を図っていくことが我々に課せられた課題であると答弁をいただきましたが、まさに私もそのとおりであると、深く共鳴をいたしました次第であります。

長寿社会を迎えてからの福祉に対する質問が毎議会ごとに深まり、議員各位が異口同音に、福祉行政のおくれ、現実についていけない現状を憂えて、数々の課題を提出されてまいりました。福祉というテーマを国政の場に初めて持ち込みました公明党でありますだけに、会派の益田議員も、在宅福祉について、また、久保議員からは、（仮称）福祉公社の提案をいたしました。今また、今議会においても、連日、水野和子議員から、寝たきり介護の待遇問題、伊藤正数議員より、老人福祉、特に痴呆性老人対策について、田中俊行議員からは、福祉公社のシステムについて、田中武議員からは、在宅福祉の各分野にわたっての充実について指摘されたのであります。

私も、去る3月の議会で、発想の転換と題して、昭和から平成への節目にあたって、福祉行政が福祉部門だけのサイドで対応するのではなく、広くあらゆる分野からの視野に立って、保健、福祉、医療、環境等々、福祉の日常化、ノーマライゼーションの現況と課題について述べさせていただいておりますので、今回は通告のとおり、介護元年と言われる福祉文化創造への突破口となるように質問させていただきます。

それでは、通告の順序に従いまして質問いたします。

最初に、健康で心のかよう福祉のまちづくりの一環として、介護体制の確立についてですが、高齢化社会が進むにつれて、介護元年とも言われる在宅介護の充実が叫ばれてまいりました。日本は「経済は一流、政

治は三流」と言われておりますが、では、福祉はどうかと問われたら、欧米に比べますと、日本の福祉はまだまだ三流以下ではないかと思うのであります。このほど、厚生省の高齢化社会に関する国際比較報告書によりますと、65歳以上の在宅高齢者のうち、「常に寝たまま」という人の割合は、東京都の場合で0.6%、イギリスでは0.2%、デンマークでは0.1%で、つまり我が国では寝たきりと言われる在宅高齢者の割合は、欧米に比べて3倍から6倍にも高い数値が報告されております。また、特別養護老人ホームや病院に入院されておられる高齢者の「常に寝たまま」の割合を見ましても、スウェーデンが4.2%、デンマークが4.5%、アメリカ6.5%に対して、日本はなんと33.8%の高さにのぼっております。

そこで、私は、日本よりずっと早くから高齢化の進んでおりました欧米諸国と日本とが、どうしてこんなに大きな違いがあるのか、むしろ欧米の方が寝たきり老人が多いように思っておりましたが、実態は全く逆で驚きました。また、なぜだろうと考えたあげく、その原因は、介護に対する根本的な考え方の誤りにあると思うのであります。我が国では、病に倒れた高齢者を寝かせたきりにし、病人の口元まで食事を運び、おむつをかえてあげるのが介護だと思われてきました。その結果、病人の筋肉や骨は弱まり、自立心や運動能力、回復能力も衰弱してしまって、寝たきりとなっているのが実態ではないでしょうか。

皆様もご存じのように、NHKサイエンススペシャル「驚異の小宇宙・人体」と題してテレビ放送されておりましたが、宇宙飛行士が宇宙から84日目に地球に帰られたときには自力で立てなかつた。歩くにも不自由で、足腰が弱り切っていた。また、骨と筋肉と神経の3つが、カルシウムによって滑らかな連携プレーが、筋収縮ハイビジョン撮影で解明され、骨に刺激を与えるとカルシウムが膜に、細胞の活性化、新陳代謝で骨が2年半で新しくなると報じられ、さらに臨床実験で、健康人が頭を6cm下げて1週間寝たきりになると、歩行困難、足の筋肉の低下が証明されておりま

すとおりであります。

それに対して欧米では、老人の自立を助けるという認識に立って、何よりも老人の生活能力や運動能力の回復を最優先させる介護の考え方が定着しているのであります。ベッドに寝かせたきりにするのではなく、車いすで暮らせるように助けるのが基本ではなかろうかと思うのであります。したがって、欧米では車いすを使ったりしながらでも普通の生活ができるよう助けることが介護だとする、福祉の考え方の違いが大きく出ていると思うのであります。今こそ日本の介護の考え方を転換し、それを可能にする保健、福祉、医療体制の整備を1日も早く進めなければならないと思うのであります。私も、半年間ベッドの上で病気と闘ってまいりましたが、狭いベッドの上で天井を眺めて寝たきりで暮らす老人、介護に疲れ切って自殺される家族などという悲劇を1日も早くなくすためにも、幅広い視野で社会全体が新しい福祉へと向かうための総合的な取り組みが必要であると叫ぶものであります。

このたびの厚生省白書によりますと、日本の総人口に占める65歳以上の割合は、昭和35年までは5%前後だったのが、63年に11.3%で1,373万人となり、高齢化社会がピークとなる平成32年の21世紀には23.6%、3,188万人となり、65歳以上の方々が4人に1人となり、欧米や北欧に比べて2倍から3倍の速さで超高齢化社会へと突入するのであります。したがいまして、寝たきり老人の数も現在の60万人から、今後25年間で140万人になり、在宅痴呆性老人も昭和60年の60万人から、平成22年には160万人まで増えてくると発表されております。

また、労働省の調査によりますと、親を扶養している35歳以上の労働者のうち、過去5年間に1カ月程度以上の介護を必要とする家族がいた人は35.2%、55歳以上となると2人に1人となっております。介護期間は1年以下が半数以上を占めており、5年を超える長期の人も14%いたのであります。介護役の中心者は、何といっても圧倒的に女性が担っておる結果と

なっております。ちなみに男性では妻が74.4%、女性では自分が83.9%と、介護の役割は圧倒的に女性の肩にかかり、介護する場所は、働いている人が対象のため、他の調査に比べて在宅が52.3%と少なく、病院及び施設となっております。

さらに、雇用職業総合研究所調査によりますと、全国支部より、65歳以上の高齢者が同居する 1,654世帯を対象にした調査では、介護者の92%が女性で、ここでも介護の役割は女性が担っていることがわかります。仕事をしていた介護者のうち、高齢者の介護のため23.8%が仕事をやめており、また勤務先を変えたり、勤務時間を短縮、変更しており、仕事の内容を変えたり、休職する等を含めますと、4割以上が影響を受けています。さらに、意識調査では、自分の家庭で介護の必要が生じた場合には、47%と半数近くが現在の仕事を続けることができないと考えていると、調査報告がされているのであります。

雑誌「介護人アンケート」によりますと、「50歳代の主婦 100人に聞きました」ではありませんが、はっきり言って、寝たきり老人が1年間生き長らえると、介護人の寿命が1年縮みますと訴えておられるのです。介護されている人の76.8%が70歳以上、介護人は女性92%、介護の仕事は、(1)、排せつ、(2)、入浴、(3)、食事等が大変で、5人に1人が高度以上の痴呆性寝たきりで約3割、そのうち10人に1人が5年以上の寝たきりであり、半数の方がおむつ使用で、昼間の交換が5回以上が約半数、夜間の交換3回以上が4人に1人強、睡眠時間も4人に1人が5時間以下で介護されるので、疲れてもう限界だと、この方たちが10.5%、かなりの疲労が37.8%、介護者が通院治療を受けている人が39%、協力者がいないが30%、つききりで外出ができないが16.8%という現状を見ますと、このままでは介護の負担の重荷により家族をつぶす結果となるのは明らかであります。今こそ在宅介護への支援強化を図っていただきたいと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

新しい文化の創造を目指して、公明党がかねてから主張しております老人介護後進国日本が欧米先進国に追いつくためには何が必要であるかといえば、介護に対する思想の転換を柱として、それを可能にする思い切った保健、福祉、医療体制の抜本的整備を呼び続けてまいりましたのであります。このたび、厚生省もやっと行政のおくれを取り戻す勢いで、欧米型の老人医療福祉政策を進めれば、我が国の寝たきり老人16万人の数を3万人まで減らそうと立ち上がったのであります。

次に、ノーマライゼーションを四日市に定着させるためにも、「福祉都市宣言」の名のりを上げてみてはいかがですか。加藤市長のご所見をお尋ねいたします。

元来、ノーマライゼーションは北欧などで始められ、実現化されつつある理念であり、理想であります。障害を持つことを異常なこととは見ずに、老人、障害者、子供、妊婦の方など、社会的不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であるとの考え方方に立ち、家庭や地域であるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会の構築を目指しているのであります。いわば今まででは貧しい、弱い立場の方々を救うという、救貧的福祉と言われてきました1世紀前型の我が国の福祉のあり方を、完全に転換しなければならない時代が訪れてきたのであります。さきの3月議会の一般質問で、私は「発想の転換」と題して公明党から発表されました「21世紀トータルプラン」こそが、ノーマライゼーション、福祉の日常化を具体化した施策であると重ねて申し上げるものであります。

老人を寝たきりにしないための課題は山積しておるのが現状である中、厚生省も昨年、公明党と政府の間で在宅福祉3本の柱、在宅介護の充実に100億円基金の創設を約束させました成果が、平成2年度予算要求の中であらわれておりますが、我が四日市市においてどのようになりましたか、お尋ねいたします。

次に、「健康長寿のまち構想」の実現でありますが、3月の議会におい

て福祉部長より、既に三重県下において本市も含めて6カ所ほど名のりを上げてはいるが、社会福祉法人や民間会社にも働きかけていき、ぜひとも構想に取り組んでみたいとの答弁をいただいておりますが、いかがですか、その後の進展についてお尋ねいたします。

次に、見直そう上水道の大切さを。

大正8年2月に四日市給水株式会社が設立され、四日市港にふさわしく、船舶給水が初めの目的であったと聞き及んでおります。それから、大正12年1月民家約280戸に給水開始され、町水道として幾多の変遷を経て、昭和33年4月建設部水道課が四日市市水道局として発展的解消され、地方公営企業法を全面適用され、同年6月水道局庁舎が市役所内から現在地堀木一丁目に移転して、現在30周年を迎える節目となりました。

先ほども申し上げましたNHKサイエンススペシャル「驚異の小宇宙・人体」と題して放送されております。第1回目の「生命誕生」では、人間はなぜ同じで違うのか。2回目は、しなやかなポンプ、心臓・血管の、心臓は体内宇宙の太陽か。3回目は、消化、吸収の妙、胃・腸がどのようにして食べ物を栄養に変えるか。4回目が壮大な化学工場である肝臓、体内はなぜ一定なのか。5回目は滑らかな連携プレー、骨と肉と筋肉、また、なぜ二本足で歩くのか。6回目は生命を守るのは免疫、自己とは何かが放送されております。

宇宙工学の発展で私たち人間も、体内宇宙として、医学や撮影技術の驚くべき進歩で解明されたのであります。「2001年宇宙の旅」の著者アーサー・C・クラークさんが言われるには、「外の宇宙を理解するよりもっと重要です。なぜなら、体の仕組みを知ることで健康で幸福な人生を送れるからです。驚異の小宇宙・人体にようこと」と、発刊の言葉を述べておられます。

わけても私は、3回目の消化吸収の不思議、胃と腸がどのようにして食べ物を栄養に変えるかの中で、番組のゲストである森田一義さんことタモ

リさんが、「抨啓胃腸様、いつも複雑なお仕事をこなしていただき、本当に頭が下がる思いでいっぱいです。私たちは考えなしに飲んだり食べたりの毎日ではありますが、少しはおいたわりしなければと、小生十分反省しております。傷つきやすく、それでいて何ともタフな胃腸様、どうぞよろしく」と言っておられましたが、感銘深く、反省を遅まきながらいたしました次第であります。

皆様既にご承知のとおり、食物が栄養となり、水と光と酸素によってバランスよく、60兆の細胞が伸縮運動、変角運動によって血液の循環もよく、新陳代謝も良好で、自然治癒力も向上していくのです。ここで私は、食物だけはお金を出してそれぞれグルメ時代でぜいたく、またふんだんに食べることができますが、水と光と酸素はただ同然ですが、特に水を取り上げてみると、最近ではただではなくなり、外国では生水は絶対だめとされております。日本でもそれぞれうまい水、健康のみなもとであるとの見直しをされてまいりました。その点につきまして、独立採算制の企業体である水道局としてどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

また、30周年の節目に当たりましてのお考えをお尋ねいたします。

次に、発がん物質であると騒がれましたアスベスト管追放についてであります。厚生省がこのたび8月20日に、石綿管並びに老朽水道管の更新に来年度から着手する方針が固められ、約35億円の平成2年度予算の概算要求に盛り込まれたのは、昭和30年から40年代に急速に普及されました、石綿をセメントで固めた水道管が全国で推定総延長約8万km埋設されているとの見地から、特に老朽管に目立つ水道管破裂や漏水、赤水の発生を防ぐのがねらいと聞いておりますが、本市の更新状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

最後に、ウォータープラザ、水道の科学館の建設についてであります。さきに申し上げましたように、水の大切さを見直すために、また30周年の記念すべき節目であり、第5次基本計画では、上水道として水源確保、安

定給水、経営の安定化という変わりばえのない、夢のない計画では、組織はマンネリ化して、発展、成長はあり得ないと思います。ここで独立採算制の企業体としての強みをもって、子供から大人まで楽しみながら水や水道の大切さを学ぶことができるような水道科学館、ウォータープラザの建設プランをお立てになってはいかがですかと提案いたしますが、ご所見を承りたいと思います。

水源地を結ぶ更新、延長工事等の施策を進めながら、ハイテクの時代にふさわしい浄水管理センターを中心管理センターにまとめ、私の私案ではありますが、上水道誕生の地である生桑水源地跡の活用はいかがなものでしょうか。3階から4階建てで、まず正面の玄関に入ったところには、自然界でのさまざまな水の姿を幻想的に映し出すテレビを設置したり、水に関する自然、文化、暮らしを紹介する写真を展示、また水圧や動力など水の科学的な性質を学ぶことができる実験装置、部屋の一角には、美術展などにも利用できる市民ギャラリー、映像パネル、模型、実物などを使い、水道の歴史、水源地から浄水場を通り各家庭に届くまでの水の流れを、つくる、送る、使うの3つのコーナーに分けて紹介してはどうかと思うのであります。

当然、市内の全水道施設を管理しているコンピューターの模擬操作、水質試験室の見学ができるようにして、屋上にはパソコンを使った水や水道に関するクイズのコーナーをつくり、方位盤、水道管を利用した水道伝声管、エコーチューブ、水道管鉄琴などの遊具を備えたウォータープラザを建設して、四日市市の水道事業のPRをしてはどうかと提案する次第であります。

第1回の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第1点の中で、「福祉都市宣言」のご提

言がございました。福祉対策というものについて、いろいろと平素から高説を拝聴をいたしておりますし、私も大変関心深く聞かしていただいておるわけであります。その点厚く御礼を申し上げておきたいというふうに思うわけであります。

そこで、福祉というものを全市民的な考え方で進めようということでのご提言だろうというふうにご推察を申し上げますが、実は、この都市宣言というのは、今、四日市では3つあります。「交通安全都市宣言」と「暴力追放都市宣言」、そして「非核平和都市宣言」、この3つの都市宣言をやっております。これらの宣言は、いずれも市民の皆様方の、どちらかというと気持ち、心構え、そういうものに関するものを都市宣言としてご決議をいただいておるというふうに思います。行政として仕事をやっていく上においては、やはりこういった都市宣言のことも十分配慮しながら、日常の各項目にわたって努力をしていくということであります。市民憲章というものがもう1つあります。この四日市市民憲章と都市宣言、そして基本構想ということに続していくわけであります。

今、「福祉都市宣言」という形になりますと、少し今までやってきました都市宣言とジャンルが違ってくるような感じがいたすのでございまして、元来福祉都市をつくっていくということは、行政の基本的な態度でなければいけない。あるいは姿勢でなければいけない。そういった意味で、基本構想の第1番目の項目として取り上げられているわけでございます。福祉を進めていく上におきましては、議会で絶えずご議論をいただいているところであります。福祉水準の向上に対して、行政の果たす役割というものは非常に多い。もちろん市民のお互いの助け合い、あるいはボランティアさん等のご尽力に負わなければならない面も多々あるわけでございますが、むしろ行政自体が取り組んでいかなければならぬ課題がいっぱいあります。私は行政の責任ではないかとさえ思っておる。したがって、市政の究極の目標は、広い意味での市民福祉の向上でございますということも申

し上げておるわけでございますが、むしろ行政側が心しなきゃならぬことであろうと、こういうふうに受け取りまして、今までの都市宣言と少し違うと思いますので、あるいはそういった面でよくもう一度考えてみたいというふうに思っております。行政の責任ということを、私は強く感じておるわけでございます。

○議長（川口洋二君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目の、健康で心の通う福祉のまちづくり、そのうちまず、介護体制の確立についてと、ノーマライゼーションを四日市市に定着を、という2つの項目についてご答弁させていただきます。

高齢者の多くは、寝たきり等介護が必要となった場合でも、住みなれた地域社会で家族や知人とともに暮らしていくことを望んでおります。しかし、ご指摘のように核家族化が進行し、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加するなど、家庭における介護機能は低下傾向にございまして、また介護家庭にとりまして、身体的、精神的、経済的な負担が増大しております。こうした家庭の介護負担を軽減し、要援護老人の在宅生活を可能にする介護体制の整備、及び在宅福祉施策の確立が、高齢者が強く求めるノーマライゼーションの実現にとって大きな課題となっております。

市内の65歳以上の人口は毎年約1,000人ずつ増加しております、現在2万8,142人でございます。そのうち寝たきり老人は、施設入所者も含めて867人でございまして、ひとり暮らし老人は1,602人でございます。これらの要援護老人は、高齢化の進展に伴って着実に増加しております、寝たきり老人は前年より約120人、ひとり暮らし老人は前年より約100人増加いたしております。このような状況のもとで、要援護老人のいる世帯に対しまして、老人の自立を促し、介護家庭の負担を軽減するためさまざまな施策を実施しておりますが、今後は在宅福祉の中でも家庭奉仕員派遣事業、短期保護事業、デイ・サービス事業を重点的に拡充を図りますとと

もに、日常生活用具給付・貸与事業、給食サービス事業等、補完的事業を充実することによりまして、要介護老人の在宅生活を支え、社会におけるノーマライゼーションの浸透と充実を図りたいと存じます。

平成2年度における具体的な在宅福祉施策の整備方針といたしましては、家庭奉仕員派遣事業につきましては、積極的な増員を図りますとともに、要援護老人の増大しつつある介護ニーズに対応するため、各奉仕員が家事、介護といった従来からの業務活動のみならず、重度障害者等のより高度な介護業務にも十分従事できるよう、外部の専門研修への派遣等行いまして、業務水準の一層の向上を図りたいと存じます。

短期保護事業につきましては、受け入れ施設40床の増床、デイ・サービス施設につきましては、1カ所の増設を行いまして、介護体制の一層の充実を図りたいと考えております。

要援護老人の介護体制の整備とともに、要介護となる以前の予防対策も重要でありますため、老人保健制度に基づく原因疾病の予防や、早期発見のための健康診査や健康相談などの老人保健事業の積極的運用はもとより、老人保健施設やデイ・サービスセンターにおける各種サービスの普及を図りたいと考えております。さらに、要援護老人の在宅生活に対する支援体制の一層の強化を図るためには、福祉、保健、医療、各分野のサービスが有機的な連携を保ち、一体となってサービスの供給が行われることが必要でございます。そのため本年度から、福祉部内に老人保健施設等、民間部門を含めました医療・保健・福祉連絡調整会議及び医療・保健・福祉企画調整会議を創設し、関連各分野の連携及びサービスの総合的な推進に努めております。

このように要援護老人に対しまして各分野からの積極的な対応はもとより、総合的なサービス供給システムを整備するなど、老人が地域の中でいつまでも健康を保ち、生きがいと喜びをもって暮らすことができますように、今後とも条件整備を進めてまいりたいと存じます。

一方、在宅において介護することが困難な老人に対しましては、ニーズの発生に比例した特養ホーム等、入所施設の一定数の入所定員を確保することが必要でございますので、今後とも整備の促進に努めてまいりたいと存じます。

それから、公明党と政府もしくは自民党か、ちょっと存じませんが、在宅の介護福祉の施策について 100億円の基金を設定して、在宅介護福祉を重視するとお約束があったというお話をございますが、具体的な話は初めてお聞きしたわけでございますが、こういった話とか、申し入れの成果が出てまいりますとすれば、家庭奉仕員の増員であるとか、あるいは入浴サービス、デイ・サービスのいろいろな在宅福祉の施策に全般的に出てくるものと思います。例えば、家庭奉仕員でございますが、國の方から、枠を増やしますという連絡はいただいておりますので、それも 1つではないかなというふうに推測いたしております。

3 番目は、健康長寿のまちづくり構想でございますが、本市は、本年度に厚生省の長寿健康のまちづくり構想にこたえまして、計画策定を行い、申請を行いましたが、残念ながら指定を受けることができませんでした。これは厚生省は、本市の施設整備が他の都市に比べて進んでいるので、本年度の指定はできないということでございました。市の基本構想にある

「健康で心のかよう福祉のまちづくり」を進めるためには、官・民共同で、市民が青年から中高年層も含め、生涯を通じて安心して暮らせる四日市を目指して、さらに施設福祉、在宅福祉の拡充を図る必要がありますので、平成 2 年度に指定が受けられますよう取り組んでまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（川口洋二君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） ご質問の第 1 点に入る前に、水道の問題につきましていろいろご意見なりご提言をいただいておるわけでござい

ますが、また、30周年記念と、庁舎建設してから 30 年たったわけでございますが、これらについてどのようなことをやったかというようなご質問でございましたが、まず水の問題につきましては、市民の方々にもっと大切さと申しますか、貴重さを理解していただくように努めていきたいと、このように考えておりますし、また健康の問題あるいは赤水防止対策と、こういうことから第 4 期の拡張事業の中では、特に水質改善対策を積極的に各水源地に取り入れていくと、このような計画を取り入れております。

また、四日市市が上水道化いたしましたのは昭和 3 年でございますが、昨年、水道創設 60 周年を迎えたわけでございまして、このような意義ある年ということから、一層関係の市民の方々に PR するということで、四日市市の水道ということで、その歴史と現況と、それから将来に向かってどのようにやっていくかというような取り組みにつきまして、カラーのパンフレットをつくりまして、各小学校あるいは関係者の方々にお配りをいたしましたわけでございます。

それでは、第 1 点目のアスベストの関係でございますけれども、この対応につきましてお答えいたしたいと思います。

石綿セメント管は、水道が全国的に普及いたしました 30 年代後半から 40 年代にかけて、特に簡易水道を中心に広く使用されました管でございます。現在では全国的にはほとんど使っておりません。本市におきましても、交通量の増大、あるいは強度に問題が生じてまいりましたので、48 年以降は全く使用をいたしていないわけでございます。そのような状況で進んできたわけでございますが、60 年、61 年、62 年とこのような間に、石綿の健康問題がクローズアップしてまいったわけでございます。局といたしましては、早速この件につきまして、水源系 5 カ所につきまして調査をいたしたところ、特に問題はないというような結論に至つておるわけでございます。現在におきましても、そのような関係は出でないわけでございます。そういうことでございますけれども、63 年の末におきます本市の水道の石

綿管の現状でございますが、現状の管の総延長でございますけれども、1,258kmに対して、10.2kmの石綿管の残延長があるわけでございますが、これは全体で申しますと 0.8%ということになるわけでございます。全国の平均は18.5%ということでございまして、市といたしましては積極的に取り組んでおるという証左でもございます。

なお、今後の石綿管の布設替えについてでございますが、この10.2kmを平成元年度から平成3年度の3カ年すべて解消を、布設替えをしていきたいと、このように考えております。

次に、2についてでございますが、水道の安定給水を図るために、水源の確保とあわせまして、貴重な水をむだなく有効に給水することが大変重要なことでございます。本市におきましては、水道事業における恒久的対策といたしまして、管の劣化や腐食が進み、漏水の原因となって、有収率の低下を招いたり、赤水発生や出水不良を引き起こし、水道の使命である正常な水の供給を阻害する大きな原因となっております老朽管の布設替え工事を、積極的に行っております。老朽管といいますと、一応の規定といたしましては、施行時から30年を経過した経年パイプ及び石綿管を対象にしているものでございます。昭和48年に老朽管の整備に着手いたしましたて、56年までの間で81.8kmを改良いたしました。その後57年度からは、第三期拡張事業の中で起債事業ということで承認を受けて、63年度末の7年間では88.9kmの布設替えを終了いたしております。

おかげをもちまして、本市の63年度の有収率、漏水がどの程度やというような見方でございますけれども、有収率は 91.19%と全国的にも相当高率を誇る有収率でございます。ところで、全国平均有収率は、84.2%というようなことでございます。今後におきましても計画的に実施していくたいと、そういうことから、第四期の拡張計画の終了時点でございます平成12年度におきましては、80.3kmの老朽管の布設替えを完了いたしたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、ウォータープラザの建設についてでございますけれども、水道は市民生活や都市活動に密着いたしました、日常欠かすことのできない基盤施設でありますから、このようなことから水の大切さ、または水道について、市民の皆さん方の理解を一層深めていただくということから、非常に重要なことでございます。

ところで、現況の四日市の水源でございますけれども、約38%は市域外から、水を供給なり、水源として求めておるという状況でございますが、第四期の拡張計画の中では人口の増加、それから経済活動の進展などによりまして、第四期完成時点の平成12年には46%と、約半分は市外から水を求めるに、このようことで水は一層貴重であり、また有資源となってまいっと、このような観点から、自然と水、水と人間のかかわり、また水の歴史、水は関係者によりましてたゆまぬ努力によってつくられていることなど、水道について市民の皆さん方の理解を一層深めていただくために、局といたしましては、ご提言を受けまして、（仮称）水道資料館と申しますか、いろいろの点について研究すべく、関係課からプロジェクトチームをつくりまして、鋭意これの実現に向けて努力していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 市長より答弁をいただきましたが、都市宣言の件でございますが、さきの3つは市民からの要望と、こういうことでございますが、もう既に高齢化社会を迎えて無言の、全地域に、各地域においては、それぞれボランティア、また身体障害者のボランティアもあり、みずからも作業所を開いて頑張っておるという声が充満しております。一昨日からも福祉についてくる、議員の先生方からご意見がありましたけれども、やはりその点を線で結び、市の態度として、せっかく市長が第1番目に、健康とその心で福祉のまちづくり、とおっしゃってみえる、それが都市宣言後旗

印に、そうしてみんながそのように聞いていいってはどうかと。それは行政の責任とおっしゃる割には、先ほどの福祉部長の不勉強では、ちょっと皆さんがっかりするんじゃないかと思うんですが。それに対しましてももう一度考えて、皆さん方、公儀としての、「よし、こうだよ」と、「市民の皆さん、このようにして四日市市が福祉をひとつ先頭に聞いていこう。市民の福祉を考えているんだ」、このようなひとつ市長、せっかくの計画立て、意欲と活力に満ちたこの四日市を目指すと、まちづくりを目指すと言われただけに、私はもう一步鮮明に、福祉をみんなが日常化していくような、そのようなタイトルに出し合っていただきたい、このように思います。

水道局長のお話ですけれども、せっかく長い年月で、生え抜きの上水道事業に聞いてくれた数多くの職員の方々、やはり私、管理者というのが、また市からみな行っておりますけれども、どうも名前がちょっと元気がない。管理しておればいいというような。局長として、水道局長、やはりそこらの音の響で大分違うと思います。今一度前向きに、組織というものは人によってつくられ、人によって運営され、人によって有終の美を飾ると言われておりますように、長の一念をもって、そして多くの職員の方々の夢と希望に満ちた活力源となるような、そういう回答を期待しておりますが、今一度ひとつご所見を再度お伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（川口洋二君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） 水道事業管理者と、名前がいろいろ解釈の仕方によってあれでございますが、私といしたましては、管理者の責任は非常に重いというふうに赴任早々から思っておりまして、日々これにつきまして努力をしておるわけでございますが、今後につきましても水道事業の発展ということから、一層自分自身を研さんしていきたいと、この

ように思っております。貴重なご意見をいただきましたので、今後これに向かって前向きに。

それから、今申し上げました水道記念館と申しますか、資料館と申しますか、これらにつきましても、ご提言の意味合いは非常に大きいものでございますので、十分研究をして前向きに取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 暫時、休憩いたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告させていただいております順に従いましてお伺いいたします。

また、9月定例会で私が最後の質問者となります。しばらくのご辛抱お願い申し上げます。

第1問は、環境問題につきましてお伺いいたします。

この質問の中に、一昨日から種々お伺いしておりますので、重複を避けまして二、三お伺いしたいのでございますが、お許しのほどお願い申し上げます。

私が感じておりますことは、今、地球は環境汚染で告発しているのではないかと思っております。それは私たちの四日市をはじめ、公害に苦しんでいる地域にとっては、環境問題についてはことのほか関心を持っておるものと考えます。一日も早く世界的規模での取り組みを念願するものでございます。

そこで、環境問題といたしまして、次の点につきましてお伺いいたしま

す。

第1点は、地球の温暖化の問題でございます。当四日市市といたしましては、どのような防止策をお考えになられているのか、お伺いしたいのでございます。

もちろん当市の一自治体で解決できるものではございません。しかし、「ちりも積もれば山となる」とのことわざもございますように、まず四日市市が真剣に取り組むことが、そのインパクトとなることは可能でないかと思っております。私たち人間が、懸命な努力によって今日的な文明を築いてまいりましたが、知らず知らずの間に、いつしか恐ろしいことに地球環境を破壊し、私たち人間みずからが生存することさえ危険な状態をつくり出してきているのではないかと思われます。今日では産業改革や技術改革などによりまして、生活に豊かさと潤いをもたらしてきたのでございます。

ちなみに、今、先進国の1人が使う1日のエネルギー消費量は、1,000年前の人間1人の約1年間分にも相当すると言われております。石炭や石油の消費は、大気中に炭酸ガスや窒素、硫黄化合物などを放出しており、その結果、地球の温暖化や酸性雨などをもたらしていると言われております。私は、さらに酸素の供給源となります熱帯雨林の伐採が大きな原因の1つではないかと思います。したがいまして、森林の大量伐採等により地球の温暖化が進み、海面の上昇が起り、洪水なども考えられると思います。

本市では、昭和45年に4,462haありました、これは草生地を除いたものでございますが、森林面積が昭和60年には3,562haとなり、15年間で900haの森林の面積が減少いたしております。したがいまして、本市が温暖化防止対策として、森林の伐採等による開発問題と、一方では、緑化の推進などによる自然への還元対策が急務と考えておりますが、ご所見をお伺いいたします。

第2点は、酸性雨の問題でございます。

一自治体で解決することはできませんが、先ほども述べましたように、本市がその対策に取り組むことによりまして、日本、否、全世界に大きなインパクトを与えられるのではないかと、こう思うのでございます。こうしたことを市民は望んでおられます。欧州や北米、それにソ連や中国等の森林や湖にも、酸性雨で被害があったとのことでございます。それは主に土壌と水の酸性化を防ぐとして、空から石灰などを散布しているために起きたものではないかと指摘されております。このような問題に本市として今後どのように、酸性雨防止対策に取り組まれますか、ご所見をお伺いいたします。

第3点は、フロンガス対策につきましてお伺いいたします。

全く無害と考えられて利用してまいりましたフロンガスが、大気中のオゾン層を破壊することで、世界中が今、深刻な問題として取り組み始めたところでございます。私は、この状態は、地球がフロンガスによって息苦ししく、窒息しそうであると訴えていると思われます。このような感じを受けている中で、今、新しい化学物質は世界中で1日当たり約1,000件の割合で生み出されていると言われております。しかも、ノーチェックで使用されていると、専門家の間では話題となっているようでございます。このかけがえのない地球を守るため、また緑と水を守るためにも、1日も早くフロンガス全廃運動を始める必要があろうと存じます。そして今日的産業システムの改革を行い、都市機能を自然還元型に転換することを内外に宣言するとともに、私たちの価値観の大転換を図り、新しい安全な科学技術の展開を図るべく、本市はその先駆的役割を担う勇気ある宣言が望まれると思いますが、ご所見をお願いいたします。

第4点は、緑化の推進についてお伺いいたします。

砂漠は既に地球の陸地面積の3分の1ほどにも達しており、しかも今なお進行していると言われております。かつては砂漠化は、地球の気象の大

変化などによりましてもたらされてきたと思われておりますが、それに加えて、近年では、森林破壊などによって砂漠化が進行されているように思えてなりません。砂漠化が進行することによりまして、農耕や農作物の生産が不可能となってくることも想像できます。本市におきましては、過去に木を伐採し、山を造成して、大雨による被害を受けてきたことを経験いたしております。木の種類や大きさによることでございますが、1本の木で雨水を約1石蓄え、また1本の木から三、四世帯の方々の酸素を供給すると言われております。このような木をいとも簡単に、開発という美名のもとで無残にも次々と伐採していることは、大変恐ろしいことではないかと考えます。第5次基本計画の中にも、緑化の推進と示されておりますが、四日市の実情に即した緑化計画を願うものでございます。

三重県では、緑と水の森林基金を創設されて、緑化に取り組む姿勢を示されております。本市では、さらに一步前進させて、市民総ぐるみによる「(仮称)四日市花と森林を育てる会」等を発足させて、緑化の大切さを市民の意識の向上のためにも取り組まれてはどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

第5点は、(仮称)地球環境産業技術研究所の誘致と研究都市四日市の宣言につきまして通告いたしましたが、私の前に4名の方々から質問され、なお、一昨日、市長は、財団法人を設立して研究や研修などに取り組みたいと申されましたので、その成功を祈り割愛させていただきます。

しかし、1つ申し添えたいことがあります。それは、当四日市に在籍しております各企業におかれましては、数多くのすばらしい高度技術者がたくさんいらっしゃいます。一説では、「日本の産業技術の集積は四日にあると言っても過言ではない」と言われております。このすばらしい技術環境にあることから、県も本市に誘致決定されたものと考えます。したがいまして、私は、この機会に、世界の平和と人類の幸せのための技術研究機関を官民協力して設立してはどうかと考えるものでございます。そ

して全世界へ貢献すべきであってほしいことを申し添えておきたいと思います。

第2問につきましては、「(仮称)健康の日」の創設につきましてお伺いいたします。

生涯健康でないと願うことは、だれもが共通しており、自分の健康はみずからつくるということを自覚し、日ごろから健康づくりに努力と工夫が大切でございます。行政といたしましても、積極的にその推進を図ることが望まれるところでございます。健康四日市を目指すために、次の点についてお伺いいたします。

第1点は、四日市健康の日を創設して、各地区市民センターに、地区健康の日推進協議会として、地区ごとに具体的な事業を計画してはどうかと考えます。本市におきましては、献血の日は毎年1月29日、7月29日となっております関係から、私の案といたしましては、29日を健康の日と考えてはどうでしょうか。既に本市の28地区におきまして、健康づくり推進協議会が組織されておりますが、一步前進させるという意味から、新たに「健康の日」を設けて取り組んではどうかと考えるものでございます。ご所見をお伺いいたします。

第2点は、献血の問題についてでございます。

私たち公明党では、再三にわたり献血ルームの設置を訴えてまいりました。去る60年3月議会と記憶いたしておりますが、私の質間に加藤市長は、三重県の赤十字センターで、62年度までに県内に1カ所設置したい。候補地として、四日市ということで申し出があった。また、適当な場所を探して、赤十字血液センターと協議し、できれば設置したい旨のご回答をいただきました。また、益田議員も62年3月か6月議会だと思いますが、献血ルームの問題とあわせて、健康都市の宣言を提案されております。したがいまして、その後、血液センター側と協議されたことと存じますが、現在どのような状況になっているのでしょうか。場合によっては、工業高校跡

地あたりを献血ルームの建設地としてはどうかと考えますが、お伺いいたします。

第3点は、健康福祉研究会についてお伺いいたします。

私は、福祉社会はみずから健康からという考え方を持っており、高齢化社会が進む中で特に心がける必要があるのではないかと思う。去る昭和50年1月17日に、余暇開発センターの佐橋理事長の呼びかけで、日本体育協会会長はじめ、日本レクリエーション協会会長、NHK顧問の方々などによる健康福祉思想を国民に定着させるためのスポーツによるトルム運動の推進や、先進国の健康問題の調査、研究などをテーマに、健康福祉研究会が設立されたと聞いております。私は、政治の要諦の1つに、市民の健康づくりに取り組むことが大切ではないかと考えております。したがいまして、（仮称）四日市健康福祉研究会を発足させ、健康都市四日市と胸を張って叫べる対策を望むものでございますが、ご所見をお伺いいたします。

第3問につきましては、塩浜地区の活性化対策につきましてお伺いいたします。

これらの問題は、田中武議員ともども質問と提案を申し上げてまいりましたのでございます。現在昭和四日市石油南側のクリークの整備や、公園、公共下水道並びに小中学校など、本年度から始めていただく予定の近鉄塩浜駅の東西からのエスカレーターの着工など、順次整備をしていただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。しかし、再三にわたりまして提言させていただいております中から、近鉄塩浜駅西の整備は間もなく着工の計画と聞いておりますが、いまだになかなか進められていないような点につきまして、お伺いいたします。

第1点は、県立総合塩浜病院跡地の活用と活性化につきましてお伺いいたします。

昨日、田中武議員から、塩浜病院跡地問題につきましての質問がありましたので、重複を避けましてお伺いいたします。

病院跡地の活用は、私は、四日市市がもっと積極的にお取り組み願いたいと存じます。地元におきましては、各種団体の代表の方々によりまして鋭意検討されておりますが、私は、病院跡地の活用や活性化につきましては、病院跡地だけの考え方でなく、塩浜全体の活性化の中で、塩浜病院跡地をどうするのかと考えることが大切ではないかと思っております。したがいまして、塩浜のまちを活性化するためには、思い切って塩浜地区市民センター南側の昭石の体育館を含めた広場を購入していただき、病院跡地と連携を保ちながらのまちの活性化が望ましいのではないかと考えます。将来、石原産業沖や磯津沖、さらには楠町の吉崎海岸の埋め立ても計画されております。そのような全体構想の中での活性化につきましてのご所見をお伺い申し上げたいとともに、塩浜駅西の整備につきましても、現状をお知らせいただければ幸いと存じます。

第2点は、通称塩浜街道の渋滞の解消策につきましてお伺いいたします。

再三にわたり提言をしてまいりましたが、1つには、金場新正線の延長問題、2つには、JR貨物線の活用などが考えられるのでございますが、渋滞の解消策につきましてのご所見をお伺いいたします。

第3点は、地下埋設管の取りかえと一部集合移管につきましてお伺いいたします。

市内における埋設管は、昭和33年より始まりました。既に30年余りを経過いたしております。延長で108km、うち居住地域内では44kmであり、危険物16種類、高圧ガス8種類が埋設されております。また、塩浜地区では46km、居住地区では12kmで、危険物15種類、高圧ガス8種類が埋設されております。当時、埋設管は10年ほどになれば取りかえすると聞いておりましたが、現在どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

消防署では、時々調査をされておられると聞いておりますが、取りかえは不要でございましょうか。また、一部の集合管にして埋設管を移設し、地域住民の安全な生活ができる対策に努力していただきたいと存じますが、

ご所見をお願い申し上げます。

なお、るる申し上げましたが、お答えは要点をお願いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について、私から概略のお答えを申し上げます。

地球環境温暖化の問題については、今日では全世界的な問題として、昨日、一昨日と3日間だったかと思うんですが、東京におきまして会議が行われたことは、ご承知のとおりであります。今日、地球環境が、地球環境といって、地球そのものを覆っておる大気の状況が、だんだんだんだん少しづつ温度が上がっていっている。その原因を探ってみると、それはフロンガスであったり、あるいは炭酸ガスであったりというようなことのようございますが、これらの問題はどうして起きてきておるのかと。一方で、焼き畑あるいは熱帯雨林の伐採等の影響も極めて大きいというようなことが言われておるわけでございまして、これらの研究をこれから具体的に進めてまいりうと。できれば国を越えた、越境、長距離の汚染物質の削減について、各国で条約まで結ぼうかというような議論にまでなっておるわけでございまして、条約を結ぶというところまではいっておりませんが、条約を結ぼうというようなことで各国が動いておる。

この問題につきましては、途上国側と先進国側とは少し利害が反する。というのは、エネルギーの消費量が随分違うわけでございまして、経済的な発展をするためには、エネルギーをこれからうんと消費していかなければならぬ。先進国側は、エネルギー消費というのは随分進んで、産業技術的にも発展をしてきて、国が豊かになっておる。途上国側は、それはこれからだと。したがって、途上国側と先進国側との間では、若干利害が対立をしておると。同時に、先進国側の中でも省エネルギー、いわゆる化石燃料

を使って、それをエネルギー源にしているところと、省エネ対策をずっと進めたところと進めてないところとが、化石燃料以外で今何があるのかと言えば、太陽熱を利用したエネルギー源と原子力を利用したエネルギー源とあるわけでございます。そのどれをやっていくかということについて、いろいろそれなりに問題点があるわけでございますから、そういった問題をグローバルな研究機関をつくって、研究をしようという方向に動いているわけでございます。

それじゃ、その地球規模のそういう問題に対して、四日市市はどうするのかということですが、実は、化石燃料を使って産業技術を高度化している国におきましても、脱硫装置あるいは脱臭装置をつけまして、亜硫酸ガスなり窒素酸化物なりの排出を防いでいるという国と、そういう装置をつけてない国と両方あるわけでございます。これはそういう装置がなければ、それなりに森林に対して悪影響を与えてくるということが明らかでございまして、その問題がまた1つ議論になってくると、こういう実態があるわけです。共通しておりますのは、エネルギーをたくさん使えば使うほど炭酸ガスが出てくると。この炭酸ガスをどうやって抑えていくかということについては、まだ技術的に解明をされてないと、こういう実態でありますから、それもグローバルな研究事項である。

フロンガスというのは、いろんな場面で使われておりますが、それがオゾン層を破壊すると。じゃ、フロンガスにかわる何かないか。第三世代のフロンガスというのは、そういう意味でございますが、第三世代のフロンの開発というのは、まだ決定的な解決策は出ていない。吸収策は出ております。あるいはフロンガスにかわってプロパンを使う。スプレーの中なんかにはそういう使い方があるそうでございますが、そういうような使い方をしたらどうかと。これらのことについては、これから問題となるわけでございます。

そこで、四日市市は、じゃ、どうするのかということでございますが、

四日市市におきましても、これらの問題については未解決な問題があるわけでございますから、私が昨日申し上げましたのは、（仮称）地球環境産業技術研究所というのは、四日市市にできれば、そこでも十分研究していただけますが、大島議員もおっしゃられたように、四日市にかなりな技術の集積がある。それも当然でありますから、私は財団法人をつくって、地域や地域内の研究所、あるいはその技術を広く日本の国内を、あるいは国内外を問わず、その技術を移転をしていくという意味で、国際的な場面を含めました、いわゆる研修施設というものを財団で構築していったらどうかと。それには産・官の力を一一致協力をして取り組もうというのが、今の私どもの姿勢でございまして、企業側の方々にもご協力をお願いし、大方の企業の方々のご賛同を得つつあるというのが、今日の実態でございます。したがいまして、この問題は、一応そういう研究機関にお預けをすると。基本的な理論解明、あるいはそれに対する対策の立案というものは、研究機関にお預けをする。

今、直ちにできることはあるわけでございます。それは緑化をもっともっと進めなきゃいかぬ、あるいは廃棄物の整理をどうするかという問題に早く取り組む必要がある。そういったようなことを踏まえまして、まあ、四日市でどんどんどんどん緑化を進めましても、それが直ちにグローバルな問題にどのような影響を与えるかということはよくわかりませんけれども、やはり緑化を進めていくことと緑化を怠っているということでは、随分影響してくるところが違うんじゃないだろうかな。特に自然の生態系というものに対する考え方というのを、この際、私どもはしっかりと考え方を踏まえて、自然の生態系の保全に当たらなければいけない。

ただ、私はやはり経済の発展と環境問題の保全の強化ということとは、これは環境政策と経済政策とが相互に補完し合っていかないと、これから社会の進展というものは図れないということだろうというふうに思っておりますので、そういった面に気をつけながら、一方では、研究機関にお

預けをして、しっかり研究し開発をしていただくということにせざるを得ない。今、直ちにできる問題は、私は、一昨日前川議員からいみじくもご指摘をいただいた、それに対してお答えをいたしておりますわけでございまして、そういう問題については、直ちに取り組んでまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

大変大ざっぱなご回答で失礼でございますが、「研究都市宣言」と、これまた宣言の話になってきますが、これは市民一人一人が研究しようたってなかなか難しい問題でございますので、ご提言のご趣旨は、この環境問題についてもっと关心を持ちなさいよと、こういうご趣旨であろうかというふうに受け取らせていただきまして、都市宣言をするというよりも、中身の充実について、行政としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、ちょっとお答えにならなかったかもしれません、お許しをちょうだいしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第2点目の、市民健康の日の創設について、3点にわたりましてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず第1点の、市民健康づくりの意識の高揚の1つの方策として、29日の日を「健康の日」として設定をしてはどうかという、こういうご趣旨のご質問だったと思うわけでございますが、ご承知のとおり、本市におきましては、昭和56年度から各地区に健康づくり推進協議会を設置をいたしまして、それぞれの地域の実態に即した健康づくり運動が展開をされているわけでございます。先ほどご提案ございました29日の日に「健康の日」として設定してはどうか、こういうご質問でございますが、ご承知だと思いますが、三重県におきましては、9月7日を「県民健康の日」として既に

設定がされているわけでございますし、毎月 7 日の日を「健康の日」と、そういうことで三重県としては定めているわけでございます。したがいまして、そういったご提言の趣旨も踏まえまして、私どもとしてはさらに一層そういったことについて、各地区の健康づくりの運動の中に具体的に今後反映をさせていきたい、そう思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいと存じます。

また、市といたしまして、本年度各地区における今後の健康づくりについてのマニュアルを現在作成をいたしておりますので、できるだけ早くそういった手引書等を各地区にお出しをいたしまして、そういったものをひとつ参考にしていただきながら、より積極的な健康づくりを進めさせていただくようにしてまいりますので、その点につきましてもあわせてご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、第 2 の献血ルームの設置の問題についてでございますが、先ほどご発言ございましたように、再三この問題についてご質問をちょうだいをいたしておりますが、私ども市といたしましても、血液の安定供給の立場から、ぜひ献血ルームの設置が必要だというふうに認識をいたしておりますし、同時にまた赤十字センターにおきましても、四日市に献血ルームを設置をするという、そういう基本的な方針は、既に明らかにしているわけでございます。

ただ問題は、そういった献血ルームを設置していく上での幾つかの条件があるわけでございまして、まず 1 つは、少なくとも一般及び成分献血を行うに必要な面積といたしまして、100m<sup>2</sup> ぐらいの面積が必要だということが 1 つの条件になっております。

もう 1 つの条件は、やはり経済効率の観点もございまして、人が集まつてくる場所を、適当な場所、こういうことが血液センターの条件になっているわけございます。したがって、私どもといたしましては、そういう立場から適当な場所の物色をいたしているわけでございますけれども、

現在の時点ではその場所がいまだにはっきりしない、こういうことでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、ぜひ献血ルームを設置をしたい、こういうことでございますので、先ほどお話をございました、例えば、工業高校跡地というご提言もございましたけれども、私どもといたしましては、近鉄駅の周辺を中心として、現在関係部局の協力も求めながら、検討をさらにやっておるわけでございますので、できるだけ早い時期にこのルームが設置できるようになお一層努力をしてまいりたい、こう思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいと存じます。

それから、第 3 点目の健康福祉研究会の設置の問題について、いろいろとお話をございました。私どもも今日の高齢化社会の中で、医療、保健衛生、福祉、といった各分野での相互の緊密な連携ということは、今後大変重要な問題である、そういうふうに受けとめているわけでございまして、先ほど福祉部長からも答弁がございましたけれども、本市といたしましては、本年度から関係部局によりまして四日市市医療・保健・福祉・企画調整会議、そういうものを設置をいたしたわけでございまして、それについてそれぞれの分野につきまして、効果的に結ぶネットワークづくりでございますとか、あるいはまた情報の交換でございますとか、あるいはまたケース検討、といったことを現在具体的に進めているわけでございますので、今後そういうことにつきましても、ご提言の趣旨を踏まえまして、事業や体制のあり方をよりよくしていく方向で検討していきたい、こう思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいと存じます。

○議長（川口洋二君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 塩浜地域活性化対策に関連いたしまして、

塩浜地域を活性化させるために塩浜病院跡地の活用、さらには塩浜地区市民センター南側の昭石グラウンド等を管理地として利用できないかどうかということとあわせまして、将来予定されておりますところの石原地先埋め立てとの関連はどうか、こういうふうなお尋ねの部分につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、塩浜地区市民センター南側の昭石グラウンドを種地として活用できないか、こういうご提言でございますが、この場所につきましては、地域防災の観点からも、緩衝緑地として現状を維持することが妥当ではないかというふうに考えておりまして、開発のこれらの種地としての活用にはいささか問題があるのではないかというふうに考えております。

また、石原地先の関連についてでございますが、これはご承知のとおり、現在四日市港管理組合におきまして、ポートルネッサンス21調査委員会、ここで第8次港湾計画、現在検討されておる状況にあるわけでございますが、一応今の素案の予定では、石原地先の埋め立て面積86haというふうに伺っております。この中に一部を、市民が親しめる、親水性を生かした海浜公園などもこの中に構想されておる予定と、こういうふうに伺っておるわけですが、しかし、この埋め立て完成予定は10年後というふうになる見通しでございまして、随分先の話にもなります。現状におきましては、断定的なことは申し上げるわけにはいかないわけですが、いずれにいたしましても、この塩浜地域を活性化させるためにどうするのか、いろんな私どもも各部局にまたがる問題もあるわけですが、特にこの塩浜病院の跡地利用も含めて、今後地元の皆さん方のご意見あるいはご提言をいただきながら、よく研究をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川口洋二君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） それでは、塩浜街道の渋滞解消策についてど

うかというご質問にお答えします。

この解消策といたしましては、まず、当面の対策といたしまして、通称海軍道路から北へ千歳町小生線までの間約2kmを、現在の塩浜街道の西側に市道がございます。この市道を幅員6mから7mに改良整備いたしまして、朝夕の通勤者、また周辺の住民の方々が利用できる道路網として道路整備を進めてまいりたいと、このように考えております。本年度から土地開発公社を活用させていただきまして、一部その間の用地買収を計画をしておりまして、平成2年度完成をめどとしてその改良整備を進めてまいります。また、抜本的な対策といたしましては、周辺関係者のご協力をいただきまして、交通量に見合う現道路の塩浜街道の4車線化、またバイパス道路についての整備、検討を、県当局の方へも強く働きかけをしていきたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） ご質問のございました地下埋設配管についてお答えを申し上げます。

本市が所管をいたしております埋設配管につきましては、主にご質問にもありました石油類の危険物を輸送する配管でございまして、消防法により移送取扱所として、その設置、維持管理の技術基準が事細かい規制されておりまして、その材質は極めて安全性の高い鋼管が使用され、さらに腐食防止措置が施され、構造的にも東海地震による当地域の予想震度5に十分耐え得るよう設計、施工されているところでございます。加えて、これらの腐食や材質の劣化の異常チェックのため、本市では独自に、埋設後10年を経過した配管につきまして、毎年要所を掘り出し検査を行いまして、その安全性を確認しているところでございます。ちなみに、昨年中62件の検査を消防において実施をいたしましたが、いずれも異常はございませんでした。

また、三重県の所管する高圧ガス取締法による高圧ガス等の埋設配管につきましても、ほぼこれと同様の規制と掘り出し検査が実施されておるところでございます。さらにすべての配管につきまして、要所に緊急遮断装置あるいは安全制御装置が設置されておるところであります。万一の場合の被害の防止と安全の確保に努めておる状況であります。

終わりに、埋設配管の集中化についてお尋ねがございましたが、当地区的家屋密集地域を通過する埋設配管の一部につきましては、消防本部のかねての指導によりまして、既に移設したものもございます。その状況は逐次改善の方向に進んでおるところでございますが、1点に集中化することは現状では、場所的、経費的にも極めて困難な状況であると思われますので、将来の課題として今後コンビナート関係者の理解を求めてまいりますとともに、日常の安全管理の徹底につきまして強力に指導をしてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川口洋二君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 お答えありがとうございます。

環境問題につきましては、先ほどから市長もお答えいただきまして、非常に時間のかかる問題とは思いますが、ぜひ早く実行できるものもあるうかと思いますので、環境研究所ができてから検討するという問題と、あるいはそれまでにぜひ取り組んでいきたいというのもあろうかと存じますが、どうかひとつ研究をしていただきながら、やはり長い間、四日市がいろんな大気汚染等で苦しんでまいりました、そういうものを乗り越えつつあるというこの実績を、やはり国内はじめ世界各国に向けて、四日市が真剣にいろんな形で工夫をして取り組んで、このようなすばらしいひとつのポイントとなるものを世界に与えてくれたというような、こういうすばらしい実績を残してほしいと、このように思う次第でございます。そういう意味で、ひとつ先ほど申し上げましたように、まず四日市がインパクトとな

るような、そういう働きをしてほしいと申し上げた次第でございます。

もちろん、いろいろと研究所が四日市で誘致された場合は、日本国内をはじめ、各国から当然いろんな学者、研究者、あるいはそれにまつわるいろいろな方々がいらっしゃるわけでございます。どうかそういう受け皿あるいは体制も、昨日もお話をございましたが、どうか心温まるそういう受け皿体制の、あるいは市民をはじめ県民一同が、この研究所を受け入れるために全力を挙げて取り組めるようひとつご配慮をいただきたいなと、こう思っております。

それから、第2点の健康問題の「健康の日」の設定でございますが、お答えいただきましてありがとうございます。なお、その中で献血ルームの設置のことでございますが、たしか益田議員が質問されたときに、昭和63年度中に何とかめどをつけたいというようなお答えがあったように記憶いたしておりますが、現在献血センターの方におきましても、ぜひとも四日市にということでお話がございます。どういう話し合いの結果でおくれているのか、まだわかりませんが、ひとつ勇気を持って健康のまち四日市として、私はやはり私どもが胸を張って、どこへ行っても申し上げられるような、そういうまちづくりに努力をしていただきたい、このように願う次第でございます。

したがいまして、最近の献血の内容につきましても、順次、一時のよりも献血者が少なくなっているんではないか、このように言われております。こういったことをぜひとも解消する意味でも、ぜひ献血ルームはじめ健康問題につきましては、ひとつ積極的に取り上げてほしいと、このように思う次第でございます。

それから、塩浜地域の問題につきましては、例えば、塩浜に文化施設ってあるんでしょうか。あるいは福祉の施設ってあるんでしょうか。こういうような、あるいは子供がいろんなところで遊びながら学べるような施設って本当にあるんでしょうかというような、自問自答を私はいたしており

ます。こういった意味で塩浜病院の跡地には、いろいろと地元の方々のご要望もたくさん聞いておりますが、こういったものが何とか早く具体的に地元の皆さんに、こういうものをつくろうではないかというような率先的な、積極的な市の姿勢を示してほしい。こういった中で地元の方々のいろんな今まで論議しております内容につきましては、ご相談や提言や、そういうものができるのではないかと思う次第でございますが、それを実現する意味でも、やはり塩浜病院跡地だけをぱつんと何かできたというような形じゃなくて、あの塩浜地域全体を含めてまちの活性化を図る必要があるというふうに考えるわけでございまして、先ほど1つ提案いたしましたこの昭石さんの広場をぜひご購入いただきまして、駅の東方面を含めて何とか開発ができるのかというような気持ちでございます。どうかそこら辺も今後お含みいただきまして、ご検討いただきまして、1日も早く塩浜病院の跡地が、本当の塩浜地元民複数の皆さんを含めて、こういう形になるんだなというような具体案を、ぜひ早急におつくりいただければ非常にありがたい、このように思う次第でございます。

最後に、埋設管の問題ですが、先ほど申し上げましたように塩浜地域には、15種類もの危険物のいわゆる輸送管があるということでございまして、私ども地震があれば、あるいは何か災害があれば、非常に心休めて夜眠るということが少ないときもございます。そういう形で私ども住んでいる住民が、本当に安心して生活して大丈夫なのかというようなこともございます。そういう意味で埋設管の確認を質問させていただいた次第でございますが、どうか再度というよりも、一定の時期に調査をするんじゃなくて、絶えず調査をして、住民に安心というものを与えていただきますようぜひお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（川口洋二君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時1分再開

○議長（川口洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 議案第92号ないし議案第 111号

○議長（川口洋二君） 日程第2、議案第92号昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第 111号字の区域の設定についての20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 まず、議案第93号昭和63年度四日市市水道事業決算認定についてお尋ねをいたします。

本市の水道事業において、水道局の関係職員の方々を先頭に、良質でおいしい飲料水を安く供給する事業に日夜努力されていることを、私もよく承知をしているわけであります。決算関係の書類を目を通させていただくとともに、監査委員がまとめられた四日市市公営企業決算審査意見書も見させていただきました。そこでは、今後の水道事業について既存水源の保持、水質の保全、諸施設の整備拡充事業の目的達成に努め、常に良質で低廉な安定給水の確保になお一層の努力をと指摘しているところでございます。私も全く同感でございます。良質の水、すなわち水質を保全していく仕事は、このところ本市の近隣市町村の自然、これには河川や地下水脈も含めてありますけれども、これが大きく変化しつつある中で、大変重要な問題だと考えるものであります。

昭和40年代には河原田水源が河川の汚染、これは工場排水による影響だと言われておりますが、これによって休止せざるを得ない事態もございま

した。本市の自己水源は地下水に依存しており、それは近隣の鈴鹿市や菰野町、員弁郡各町などを上流とする水脈となっております。四日市市内に限っての水質のチェック、これは決算説明資料によりますと、63年度で化学検査 2,012件、細菌検査 538件、計 2,550件、中身として10河川14地点となっており、5年前の 1,543件、8河川8地点と比較しても、当局がこの分野では取り組みを強めてきてることを十分うかがえるところであります。

しかし、今年あるいは2年ほど先を見通しますと、市内の各所でのゴルフ場開発やそこでの農薬使用の心配、山之一色の東芝 I C工場の影響、13haもの小山最終処分場計画等々、緑と自然が大改造される動きが出てまいっております。加えて、上流の、例えば、菰野町内では、計画も含めると7カ所のゴルフ場建設が進みつつございます。中でも本市との境に現在建設中の東急ゴルフ場は、水源地のすぐそばでもあります。本市と隣接する地域におけるこれら開発行為が、何らかの形で地下水脈に及ぼす影響を、私は大変心配するものであります。第2、第3の河原田を許してはなりません。水道局が広域の水源保護、水質保全にどう取り組む所存なのか。また取り組んできたのか、今後の取り組む方向なども含めて明らかにしていただきたい。

次に、低廉な給水、すなわち安い水道水の安定給水についてお尋ねをいたします。

63年度決算では、当年度未処分利益剰余金が1億 9,097万 3,903円とされております。黒字であります。この黒字分は、減債積立金に1億 9,000万円を積み立てて処分することになっておりますが、私は、この2億円近い黒字分は、本来市民に適切な形で還元されるべきものだと指摘をしたいであります。そこで提案ですが、この1億 9,000万円を加入している9万 5,000戸の基本料金の一部引き下げに寄与する形で処分なさったらどうでしょうか。単純計算、これは料金体系そのものはいろいろ複雑であります

すから、単純計算でお許しいただきますならば、1戸当たり月に 165円の還元は可能であります。

さらに申しますならば、同じく還元ということでは工事負担金、これは今、1戸当たり 8 万円と聞いておりますが、事業収入で1億円以上も占めているわけであります。この負担金の軽減に寄与する原資に当てる、これもその気になれば可能であると思います。

いずれにせよ、昭和59年に料金値上げをして以来、ずっと累積した黒字分もございますが、さしあたって63年度の黒字分を、提案したような方向で加入している市民各戸に還元をする。そうして喜んでいただく。こういう考えはないのか、お尋ねをするものであります。

次は、議案第94号四日市市一般会計補正予算、農林水産業費のうち、お茶の霜害対策関係についてお尋ねをいたします。

本市の茶畠を襲った4月の深刻な霜害に対する対策が、農業振興費の中で、主として国、県、市の防霜ファン整備にかかる予算として提案をされておりますが、当初 5 ha分 550万円ほどの割合と比べると積極的な予算措置になっていると思います。しかし、中身を一層よく調べてみると、被害に遭われた茶農家や農協組合関係の方々の要望の一部しか満たしていない実態があり、問題だと指摘せざるを得ません。本市の茶畠は約86ha、そのうち既設の防霜ファンが約 200ha、残る66haのうち今回の補正予算で実施できる範囲が 140haであると聞いております。残りはどうするのか。今議会に先立つ議案聴取会の際に、財政部長からは、年次的に整備をという説明がございましたが、そんなことでは実態にこたえたものにはならない。被害に遭われた農家の方々の声、私も多く聞かせていただきましたけれども、共通しているのは、来年の春までに防霜ファンをつけて霜の害に備えたい、こういうことでございます。聞くところでは、少なくともあと 100ha分の要望が現に出ている。それにもかかわらず、年次的に2年先、3年先に延ばすということでは、これは茶農家の期待を裏切る措置だと思います

すし、問題は今年度中の整備ということあります。関係する茶農家の要望にすべてこたえることが私は必要だと思うわけだし、それは可能だと思うのですが、市長、市当局の対応をどうされるのか、お聞きをいたします。

○議長（川口洋二君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） それでは、水道に関するご質問に対しまして、まず第1点目の水質保全に関することでございますけれども、本市の水道の水源につきましては、先ほどのご質問にもお答えいたしましたように、約80%が地下水ということで、市域内でございまして、残りにつきましては、貯弁水源あるいは北勢水道用水ということになっておりまして、県水の受水に対しましては、これまでご指摘されましたことにつきまして、関係機関に強く要望をいたしておりますところでございます。県あるいは水資源開発公団といたしましては、ゴルフ場の関係者と協定を結んでおりまして、適切に管理をしておるということを聞いておるわけでございます。

それから、市内の産廃の関係、あるいはゴルフ場の関係でございますけれども、先ほどもご質問の中にあったわけでございますが、年々、河川の表流水の調査等につきましても強化をいたしておりますわけでございますが、63年度には2カ所追加をいたしておりますわけでございます。これは、水道法に基づく調査以外に調査をしておるということでございます。

また、水質の管理強化ということで、平成元年度には、予算1,200万円をもちまして、多元素同時分析原子吸光分光光度計を購入いたしたわけでございますが、この機器は鉄分関係の検査をするわけでございますが、通常でございますと四、五日かかるというのが、半日前後ができるというようなことで、できるだけ早く検査が完了するというような体制を強化してまいったわけでございます。

今後の取り組みでございますけれども、我々水道局といたしましては、

水道法にも規定してございますように、取水源に至りますまでの間に正常な維持管理につきましては、水質保全法あるいはその他の法によりまして、権限を持っております機関に即刻そのような水質調査の結果、将来と申しますか、問題があるというような点につきましては、即刻要請をしていくという形をいたしております。

それから、北勢広域水道促進協議会というような機関もございまして、これらは将来的にも水道の発展を一致協力して進めていくというような機関もつくってございまして、それらの会議のたびにそのような問題につきましては、意見の交換も行っております。

それから、河原田の水源の関係でございますが、これにつきましては、ご指摘のとおり、現在休止をいたしておりますわけでございますが、これらの原因につきましてはいろいろあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、付近の開発あるいは鈴鹿川の汚濁に原因があるんではなかろうかというふうに思っておりますが、現時点では直ちに水道用水として使うにつきましては、それらの除去につきましてかなりの費用がかかるということでございますので、その推移を見守っておるということでございます。

次に、利益の剰余金の関係でございますけれども、本年は約1億9,000万円の純利益が発生をいたしましたわけでございますが、これらにつきましては、企業債の償還残高が現在118億円というような形になっておりまして、これらの借金の返済資金として処分をいたしたいわけでございます。こういうことから、これらは老朽管の布設替えとか、そういう先行投資とか、そういう関係に使っていく資金になるわけでございますので、結局は水道の利用者への還元につながっていくというふうにご理解を賜りたいわけでございます。

次に、給水分担金の関係でございますけれども、これは従前の加入者あるいは新しい加入者ということで、従前の加入者によりまして現在の水道

施設ができるわけでございます。そういうことから、新と旧の需要者のアンバランスということのできるだけ起こらないようにということで、一定額を給水分担金としていただいておるものでございます。これらは全国的にもそういう形で現在も進めておるわけでございます。当水道局といたましても、分担の公平化ということで、これらにつきましては、従前の形で徵収をお願いしていきたいと、このように考えておりますので理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（黒田昭公君）登壇〕

○農林水産部長（黒田昭公君） 防霜ファン関係の補正予算のご質問にお答えいたします。

防霜ファンの整備計画でございますが、本市の防霜ファンのない茶園面積は、約 600ha程度でございます。そのうち 390haにつきましては、国、県、市の補助事業での整備を計画いたしております。現在防霜ファンの設置要望の出ております面積は、約 250haでございますが、本年度は今回補正でお願いをいたしております分と既決の分と合わせまして、約 150haについてまず整備を図ってまいりたいと考えております。

また、本年度の県単事業につきましても、現在県の 9月補正予算に計上中でございまして、本市に対しましては、約20ha程度が見込まれております。

それと、今回の 250haの要望の中には、既に市農業構造改善事業の計画として、平成2年度以降に計画承認されております60haが入ってございますので、本年度約 170haが整備可能かと、このように考えております。

以上、市として、本年度の霜害に対する緊急対策としての取り組みを今議会に上程してございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 霜害対策について、一言、市長の見解を求めたいと思います。

12月補正で年度中に 100haほど、仮に市単で組んでも 1億円ほどあればできるわけですが、検討して提案されるおつもりがあるのかないのか、お聞かせていただいて、私の質問を終わります。

○議長（川口洋二君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 防霜ファンの設置につきましては、今年度、来年度という順序でやっていきたいというふうに思っております、12月補正で全部という考えは今持っておりません。

○議長（川口洋二君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 議案第 112号 工事請負契約の締結について、ないし議案第 114号 工事請負契約の締結について

○議長（川口洋二君） 日程第3、議案第 112号工事請負契約の締結についてないし議案第 114号工事請負契約の締結についての 3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第 112号から議案第 114号までは、いずれも工事請負契約締結案であります、南部下水管渠布設工事、南部汚水 3号幹線管渠布設工事及び三浜小学校改築工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締

結しようとするものであります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口洋二君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 工事請負契約に関しましてお尋ねをいたします。

この追加議案の分につきましての契約高が11億 776万 5,000円、そのうち消費税が 3,226万 5,000円になるわけでございます。当初に提案されましたものを含めまして、工事請負契約あるいは製造請負契約契約高は、全体で24億 1,123万円となり、消費税は 7,023万円となっておりますが、この消費税について、元請から下請、孫請とどんどん請け負われて仕事がなされていくわけですが、この消費税分が厳格に下請、孫請等の業者に渡っていく、払われていく、こういう点で厳格なチェックがなされ、それが保証されるのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、112号は単独で請負契約しておりますが、113号はJVでございます。金額的にも、落札金額で見ますと三千数百万円の違いだけですが、こうしたJVに113号はし、112号は単独だという、そのJV入札の基準というものが明確になっているのかどうか。112号においてもJVができなかったのかどうか、このところのお尋ねでございます。

それから、一部業者が幾つかの事業について指名を受け、入札に参加している問題でございます。112号の指名業者の一部が113号でも指名をされておる。あるいは113号に指名された業者は106号においても指名され、入札に参加しておる。あるいは中には、113号、114号ともに指名されて入札に参加し、さらには106号にも参加をしているという実態があります。仮に113号で落札した業者が112号でも落札するということが起こった場合にどうなるのか。あるいはそういうことは起こらないという保証がある

のか。起こらないという保証があるとすると、非常に問題があるわけですけれども。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 議案質疑じゃないですか。議案質疑ですよ。

その幾つかの今回提案されている請負契約の事業に対して、業者が幾つか入札に参加する、指名をする。仮に2つも3つも落札する場合だって、可能性としてはあるわけですね。少なくとも1つを落札したものについては、そのほかについては指名しない、あるいは入札をさせないとか、そういうふうにしないと、四日市の公共事業が一部業者に偏る可能性があるんではないか。こちらの対応をどう考えておみえになるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（川口洋二君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 今3点ほどご質問がございましたので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点の消費税の問題でございますが、この方につきましては、元請会社と下請会社の間に下請契約書を契約いたすものでございまして、の中にもはっきりと、消費税を含むと、こういったことで明確化をするということで進めてまいっておるわけでございます。

それから、2点目のJVの問題でございますが、この方、工事の内容、それから規模等におきまして、どういった形が一番工事を実際よくできるか。あるいはまた、地元の業者の健全なる育成をどう進めるかと。こういった観点におきまして、工事の指名をするわけでございまして、その点でJVとそれから単独とに分かれるかと思います。

それから、第3点の問題でございますが、いろいろ工事の指名につきましては、いろんな工事の内容、それから特殊性、そういったものを十分四日市の請負工事指名審査会におきまして、その辺も含めましていろいろ

と検討を加えまして、その中で指名をしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川口洋二君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 消費税の関係につきましては、お答えがありましたことで完全にチェックできること、下請、孫請業者にそれが保証されるということとして理解をしておきたいと思います。

それから、112号と113号、片方は単独、片方はJVという問題ですが、先ほども申し上げましたように工事内容を見ましても、また金額を見ましても、余り変わらない。どうしてこんな違いが出るのかなと感ずるわけでございます。この点については、さらに委員会等でも十分ご議論をいただきたいと思うわけでございます。

それから、幾つかの事業に幾つかの業者が二重にも三重にも指名され、入札に参加する問題、これは可能性としては、一部の業者が2つも3つも仕事をとるということだってあるわけなので、これらの対応を適切にされなければならないんじゃないかと。この点についてもさらに委員会等でもご議論をいただきたいと思いますし、さらには今議会に提案されております工事請負契約議案で見てまいりますと、入札に参加して4回目で辞退をするところが4社もあった。その辞退をしたところがまた別の工事入札に参加をしていると、こういう事態もございますね。これらのところも非常に不自然に感じるわけです。どうもすっきりしないと思うんですね。これらの問題への対応についても、委員会等でさらにご検討いただきたいと思います。

○議長（川口洋二君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、18日午前10時から開会されますので、念のため

申し上げます。

○議長（川口洋二君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、請願第7号年金制度の改悪に反対し、全国民のいのちと健康を守ることについては、お手元に配付いたしました文書と差し替えの申し出がありましたので、ご了承願います。

陳情につきましては、4件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（川口洋二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月25日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時30分散会

会 議 錄

第 5 日

(平成元年 9 月 25 日)

## ○議事日程 第5号

平成元年9月25日（月） 午後2時開議

- 第1 議案第92号ないし議案第114号 ..... 委員長報告・質疑  
討論・採決
- 第2 議案第115号ないし議案第117号 ..... 説明・質疑  
討論・採決

議案第115号 教育委員会委員の任命について

議案第116号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第117号 人権擁護委員の推薦について

- 第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について ..... 採否決定

- 第4 発議第9号及び発議第10号 ..... 説明・質疑  
討論・採決

発議第9号 年金制度に関する意見書の提出について

発議第10号 原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書の提出  
について

- 第5 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ○出席議員（39名）

青山 弘忠  
小井道夫  
伊藤信一  
伊藤正数  
伊藤雅敏  
宇野長好

雄生正二善等正次六久武行介陸正夫洋和茂蔵雄一士男力子郎  
武茂洋幸博博長晃俊基廣忠信平増昭元弘辰和幹  
島谷森口村野保林藤藤中中中口田村崎呂本本川市内川田野野  
大金川川喜久小後佐田田田谷豊中野野橋橋長古堀前益水水

毛利森森山山渡道真安吉孝勝彥哉朗吉孝勝彥

○欠席議員（2名）

坂口正次  
山路剛

○出席議事說明者

消 防 長 山 口 博  
消 防 次 長 浜 谷 敏 彦  
病 院 事 務 長 中 村 督  
水 道 事 業 管 理 者 奥 山 武 助  
水 道 局 次 長 藤 田 高 司

教 育 長 岡 田 久 江  
教 育 次 長 宮 田 勉

代 表 監 査 委 員 吉 田 耕 吉

○出席事務局職員

事 務 局 長 長 谷 川 昭 彦  
参 事 兼 議 事 課 長 平 井 俊 英  
議 事 課 長 補 佐 岡 崎 雄 治  
主 幹 兼 議 事 係 長 福 島 和 幸  
主 事 井 上 紀 久 夫  
主 事 水 谷 正 昭

午後2時1分開議

○議長（川口洋二君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 議案第92号ないし議案第 114号

○議長（川口洋二君） 日程第1、議案第92号昭和63年度四日市市立四日

市病院事業決算認定について、ないし議案第 114号工事請負契約の締結についての23件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第94号平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を追加計上して収支の均衡を図るものであり、別段異議はありませんでした。

なお、今後の財政見通しについて理事者から、「当初、留保財源として市税増収分を個人市民税で3億円、法人市民税で12億円の計15億円と見込んでいたところであるが、法人市民税は一部大手企業が決算期を変更したことにより、現年度収納分の減少はあるものの、引き続き景気の好調さに支えられ、おおむね当初の見込み額が確保できるほか、個人市民税及び固定資産税償却資産分において増収が期待でき、市税で今回の補正分8億5,000万円を差し引いてなお約16億円の増収が見込める。一方、歳出については年度末までに公共事業、人件費等に最低22億円程度を追加計上する必要があり、後日確定する前年度繰越金等と合わせて収支の均衡が図られる見込みである」との説明がありました。

次に、歳出についてであります。

歳出第2款総務費につきましては、県補助金を受けて行う八王子町のテレビ共同受信施設設置事業に関連して、市内において自然地形による電波障害の実態を調査の上、該当箇所があれば早急に対応するように指摘いた

しました。

J R四日市駅周辺活性化調査事業につきましては、理事者から、「J R四日市駅周辺の活性化のためには、県事業であるJ R関西線の連続立体交差化と市の推進する貨物ヤード跡地利用を目的とした新都市拠点整備事業を実施する必要がある。両事業は国の補助事業としての採択が前提となるため、本市は62年度から高架化、貨物ヤードの移転・再開発等の調査を継続して行ってきているところであるが、今回、建設省の平成2年度予算概算要求に本市の新都市拠点整備計画調査が盛り込まれていることもあり、国、県、市をはじめ専門家による検討委員会を設置して、国の補助採択に向け、さらに一步前進させるための調査を行うものである」との説明がありました。

ケーブルテレビジョン四日市株式会社への出資金につきましては、コミュニティチャンネルとしての公共性、公益性を図る観点から市も出資し経営に参画していくものであります、広報広聴を充実していく意味からも市の役割を明確に位置づけ、事業拡大を図るとともに、本事業が電波障害解消への方策となるかどうか検討を行うよう指摘いたしました。

債務負担行為の補正のうち、四日市市土地開発公社に対する債務保証につきましては、ハイテク工業団地及び食品団地並びに鈴鹿山麓研究学園都市等の建設のための用地取得、造成事業を土地開発公社による事業として実施するに当たり、同公社に対する債務保証限度額を今回100億円引き上げようとするものであります。

当委員会は、これらの事業は本市のまちづくりの活力源となり得るものであり、さらに積極的に事業推進を図るべきことを強く要望し、本件を了いたした次第であります。

歳出第4款衛生費、歳出第9款消防費、地方債の補正については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、議案第94号平成元年度四日市市一般会計補正予算

(第1号)の関係部分につきましては原案のとおり承認いたした次第であります。

議案第100号四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について、議案第101号四日市市特別会計条例の一部改正について、議案第111号字の区域の設定についての以上3議案につきましては、いずれも異議はありませんでした。

次に、契約案件についてであります。

議案第106号、議案第107号及び議案第109号は、いずれも落合ポンプ場に係る工事及び製造請負契約であります。

理事者からは、「業者の受注高を考慮して業者指名を行ったところであるが、本件に限らず業者指名に当たっては、指名審査会において、その時点での受注高、実績、技術、能力等を考慮して業者の指名を行っているところである。また、議案第107号において、第4回目の入札で指名業者7社のうち4社が辞退したことについては、入札は原則として3回までに落札するよう指導しているところであるが、本件については第3回目の入札においても予定価格に達せず、再度入札としたところ4社が辞退したもので、これは一連の入札行為の流れの中での行為であり、問題ないものである」との説明があり、これを了といたしました。

議案第112号及び議案第113号は、南部下水及び南部汚水3号幹線の管渠布設工事に係る請負契約の締結ですが、「工事の内容・規模等を勘案して、議案第112号は大手業者単独に、議案第113号は大手業者と地元業者の共同企業体方式としたところである」との説明に対し、地元業者への工事発注の機会を拡大していく方策をさらに検討すべきであるとの意見がありました。

議案第108号川島小学校増築工事に係る請負契約について及び議案第114号三浜小学校改築工事に係る請負契約についての2議案につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、下請業者への消費税の転嫁について、理事者から、「国の指導等により下請契約を締結することとなっており、また、この契約書には消費税を明記するようになっていることから、請負契約に係る消費税は下請業者まで適正に転嫁されているものと考える」との説明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案は、すべて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（川口洋二君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

大谷茂生君。

〔教育民生委員長（大谷茂生君）登壇〕

○教育民生委員長（大谷茂生君） 教育民生委員会に付託されました議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第94号平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出第3款民生費につきましては、精神障害者小規模授産施設「みのり工房」の事業運営費に対する補助金及び社会福祉法人「青山里会」の設置した老人保健施設と特別養護老人ホームのスプリンクラー整備費に対する補助金のほか、中央老人福祉センター、保育所等の施設整備費の追加計上であります。

歳出第10款教育費につきましては、県立西日野養護学校四日市分校の児童・生徒の通学バス運行経費、及び中部中学校の改築に係る調査設計費等の追加計上であります。

議案第98号老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、63年度に交付を受けた支払い基金交付金が医療費等に対する所要額を上回っていたため返還するものであります。

また、議案第103号運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、鈴鹿川ラグビー・サッカー場の設置、及び三滝テニスコートの夜間照明設置に伴い、使用料等について規定の整備を図るとともに、

運動施設の使用時間の見直しを行うものであります。

当委員会は、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（川口洋二君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。益田 力君。

〔産業公営企業委員長（益田 力君）登壇〕

○産業公営企業委員長（益田 力君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第92号昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

昭和63年度事業におきましては、事業収益86億 9,551万 824円、事業費用86億 5,207万 6,509円、差し引き 4,343万 4,315円の純利益を生じた結果、昭和42年度以来の累積欠損金が解消され、さらに 2,396万 2,987円の当年度未処分利益剰余金を生じたことについて、これまでの関係者の労を多とするものであります。

患者数の増加に伴う“待ち時間”的な増大、並びに駐車場不足の問題につきましては、当委員会が再三にわたって強く指摘しているところであります。なお抜本的な解消が図られていないのが現状であります。

理事者からは、「現在導入している予約診療制度をさらに拡大していくとともに、平成3年度から、各診療場においてデータ入力を行うオーダリング・システムを採用することにより、総合的な病院管理システムを確立し、診療後の待ち時間の短縮に努めたい。また、これにより駐車場不足の解消にもつながると考えている」との説明がありました。

当委員会は、駐車場用地の拡大が限界に達している今日、待ち時間の短縮と駐車場不足を同時に解消することができるこのシステムの導入を大いに期待するものであります。当面は、現在ある駐車場を有効に利用するためにも、駐車場の案内標識を整備するなど、利用者の便宜を図っていくよう指摘いたしました。

平均寿命の伸びに伴い、本市においても高齢化は着実に進行しておりますが、公立病院として、これから到来する高齢化社会にどのように対処していくかが問われているところであります。

一部委員から、市立病院への老人保健施設の併設について意見がありました。理事者からは、「既存の一般病床から転換する場合を除いては、老人保健施設の併設は原則として許可されないのが実態である。本年度から、市立病院を退院した患者で、家庭において寝たきりの状態にある者を対象に、訪問看護制度を導入しており、現在3人の専従看護婦による訪問看護を実施しているが、かなりの成果を上げていることから、当面は、この制度をより一層充実させていきたい」との説明がありました。

当委員会は、地域住民の健康を守るために中核病院として、今後市立四日市病院の果たす役割はますます大きくなることから、福祉部等の関係部署とも十分連携を図りながら、来るべき高齢化社会における老人医療のあり方について、今後とも種々検討を重ねていくよう指摘いたしました。

次に、議案第93号昭和63年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

昭和63年度事業におきましては、事業収益50億 1,064万 213円、事業費用48億 2,066万 4,462円、差し引き1億 8,997万 5,751円の純利益を生じておりますが、当委員会は、まず当年度未処分利益剰余金の処分方法について質したのであります。

理事者からは、「63年度事業においては、隔月検針制度を導入し人件費

の節減に努めたことなどにより1億 9,000万円余の当年度未処分利益剰余金を生じているが、利益剰余金は年々減少してきており、平成元年度事業では、当面消費税の転嫁を見合わせていることもある、ほとんど剰余金が生じない見通しである。また、企業債残高は同格都市に比べて少ないとはいえ依然として118億円にも上っていることから、減債積立金として処分する必要がある」との説明がありました。

当委員会は、未処分利益剰余金を企業債の償還に充てることは、水道事業会計の健全化に寄与するものであり、広い意味で利用者への還元につながるものであるとの見地から、これを了といたしました。

飲料水の水質管理につきましては、水道法において、「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持、並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」と規定されており、本市水道局においても定期的な水質検査が行われているところであります。

三重県においては、先ごろ自然破壊や水質の汚濁などを憂慮して、当分の間、ゴルフ場の新規開発を凍結する措置に踏み切っておりますが、当委員会は、市内における水質検査をさらに強化していくとともに、平成12年度には本市における水需要の約半分が市外の水源からの取水に依存する見込みであることから、市外の水源についても関係市町村と十分連携を図りながら水質の安全確保に努めていくよう指摘いたしました。

また、人体への影響が懸念されているアスベスト管については、早急に布設替えを行っていくよう指摘いたしました。

有収率が前年度に比べ2%以上も低下していることについては、理事者から、「隔月検針制度を導入したことにより、偶数月計量区域の3月分使用水量が次年度に繰り込むために有収率が大幅に低下しているように見えるが、実質的にはむしろ上昇している」との説明があり、これを了といたしました。

しました。

消費税につきましては、議案説明において、市長から、「国において議論がなされているので、いましばらく様子を見ることとしたい」との説明がありました。水道料金に対する消費税の転嫁について、改めて理事者の考え方を質したところ、理事者からは、「全国の水道事業体の約82%が消費税を転嫁しているが、市当局とも十分協議した上で転嫁時期を決定したいと考えている。また転嫁するに当たっては、利用者へのPRに努めることにより、利用者の理解を十分得た上で実施したい」との説明があり、これを了といたしました。

次に、議案第94号平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第5款労働費については、当初市の単独事業として計上していた（仮称）勤労者総合福祉センター建設費について、雇用促進事業団事業として採択されたことに伴う所要の補正と、隣接して建設する（仮称）労働福祉社会館の建設費等の追加計上であり、別段異議はありませんでした。

歳出第6款農林水産業費については、去る4月29日に本市を襲った晩霜により被害を受けた農家に対する貸付金利子補給金、及び今後に備えての防霜ファン整備事業について、国庫補助事業、県・市単独事業の追加計上が主な内容であります。

当委員会は、被害農家救済のために国・県の補助を受けて大幅な補正予算を計上した理事者の労を多とするものであります。他県においては、国庫補助事業についても5%程度の県費補助がついていることから、本県においても県費補助が受けられるよう、県当局に対してあらゆる機会を通じて積極的に働きかけていくよう強く要望いたしました。

また、農業用排水路の受益者負担については、農村地域での混住化が急速に進展している今日、実態にそぐわない面も多いことから、今後、受益者負担の軽減を図っていくべきであるとの意見がありました。

歳出第7款商工費については、10月下旬に就航予定の遊覧船“いなば”的運航経費の補正等が計上されておりますが、四日市港周辺の関係企業にも協力を求めながら海からの景観の改善に努めるとともに、各種イベントの開催などにより、遊覧船の運航事業をより魅力のあるものとしていくよう要望いたしました。

議案第95号平成元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第99号平成元年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、並びに議案第102号四日市市分担金徴収条例の一部改正についてであります。

本件は、保々地区小牧町南の農業集落排水事業について、国庫補助採択を受けて事業費を計上するとともに、当該事業費の一部を分担金として徴収するに当たり、規定の整備を図ろうとするものであります。

理事者からは、「農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善等を図るためのいわば“ミニ下水道”であり、農業後継者難や嫁不足など深刻な問題を抱える農村地域の活性化に大きく寄与するものである。本市には、国の採択基準に合致する地域が二十数カ所あり、今後も地元の同意を得た地域から順次事業採択に向けて整備・事業計画を作成していきたい」との説明がありました。

当委員会は、農業用排水の汚濁が進んでいる中で、農業集落排水事業に対する農村地域の要望は極めて強いものがあることから、他の地域についても、早期の事業採択に向けて関係機関に強く働きかけていくよう要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく認定及び可決すべきものと決した次第であります。

これをもって、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（川口洋二君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

古市元一君。

〔建設委員長（古市元一君）登壇〕

○建設委員長（古市元一君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第94号平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出第8款土木費についてであります。

今回の補正の主な内容は、国庫補助金の割当決定に基づくものであります。一部道路改良事業において減額となっている路線があり、本市の道路整備の現況から各種道路整備事業の促進に格段の努力を要望いたしました。また、減額となっている小山田川島線道路改良事業については、鈴鹿山麓研究学園都市構想のインフラ整備の一環として位置づけられるものであり、早期に推進すべきとの意見がありました。

都市計画総務費において、駐車場整備に関する調査委託料が追加計上されておりますが、事業計画の策定に当たっては近鉄四日市駅前広場整備計画との整合性に十分意を配すべきことを要望いたした次第であります。

また、公園費の四日市市レジャー施設協会への補助金に関連して市民が家族そろって1日ゆっくり遊べる施設づくりを要望いたしました。

議案第96号平成元年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）、議案第97号平成元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第104号市道路線の廃止及び議案第105号市道路線の認定については、別段異議はありませんでした。

議案第110号委託契約の変更については、昨年度東海旅客鉄道株式会社との間で行った環状1号線道路改良事業跨道橋新設工事の委託契約を変更しようとするものでありますが、変更金額が大きいことから詳細な説明を求めたところ、理事者からは、「工事箇所の地下水位が予想より高く、地盤安定のための追加工事の必要性が生じた」との説明がなされたのであります。

当委員会は、本変更が当時、契約の段階で調査が不十分であったために生じた結果であり、市が委託した設計業者に厳重に注意するとともに、委託契約の締結に当たっては、金額、工事内容について十分精査、検討を行うよう強く指摘いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（川口洋二君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は日本共産党市議団を代表しまして、議案第93号昭和63年度四日市市水道事業決算認定について反対討論を行なうものであります。

63年度の水道事業において特徴的なことの一つは、水道料金徴収と検針が隔月制化されたことでした。私どもは62年の9月議会において、この措置には反対であり、当局に再考を求める旨を態度表明したわけですが、残念ながら63年度から実施をされております。

63年度決算では、この隔月制化実施が大変効果を上げて、約9,000万円もの節減、すなわち剩余金に大きく寄与できたとされています。ところが、隔月制化に伴い、これに携わる検針、徴収の委託職員の収入は確実に低下

しておりますし、また1回に徴収する料金の額は多額になり、多数の集金件数を抱える職員からは、「現金の保管や防犯上の安全などで不安だ」との声が少なからず出ています。

さらに、私どもが指摘してきましたように、市民レベルでは毎月の家計、やりくりを困難にし、滞納増をも生み出しつつあります。こうした「合理化」が関係職員へのしわ寄せ、市民全体へのしわ寄せによって剩余金を生み出している実態は問題だと申さねばなりません。しかもその総額で1億9,000万円もの黒字分が従来どおり減債積立金として処分されていくことは、容認できません。

この黒字分は、検針、徴収関係職員の待遇改善などの施策や料金の一部値下げ、建設分担金の軽減等の市民還元への財源とすべきであります。私どもは今後とも、市民のために、市民に支えられて安定した経営を続ける水道事業の一層の発展を目指して、水道当局職員の方々のこの面での奮闘を引き続きお願いしながら、水源水質の保全と、安くおいしい飲料水の供給が図られるよう強く切望するものであります。

以上をもって、議案第93号の反対討論といたします。

○議長（川口洋二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第93号昭和63年度四日市市水道事業決算認定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口洋二君） 起立多数であります。よって、本件は認定されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた22件を一括採決いたしま

す。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

---

日程第2 議案第115号 教育委員会委員の任命について、ないし議案第117号 人権擁護委員の推薦について

○議長（川口洋二君） 日程第2、議案第115号教育委員会委員の任命について、ないし議案第117号人権擁護委員の推薦についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第115号は、本市の教育委員会委員のうち、昨日をもって任期満了となりました佐藤築二氏を、また、来る10月5日をもって任期満了となります小菅弘正氏を引き続き任命いたしたいと存じ、提案するものであります。

議案第116号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、永田達雄氏の辞任に伴い、現在欠員となっております1名の補充として、境野良吉氏を選任いたしたいと存じ提案するものであります。

議案第117号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、去る8月31日をもって任期満了となりました飯沼順三氏を引き続き推薦いたしますとともに、四日市地区の人権擁護委員の定数が5名増員されたことに伴い、新たに大

橋道夫氏、加藤道男氏、木下建市氏、佐々木照子氏及び松谷昭氏を推薦いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、各氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（川口洋二君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第 115号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第 116号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第 117号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意す

ることに決しました。

それでは、ただいま教育委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員に同意いたしました佐藤榮二氏、小菅弘正氏、境野良吉氏よりごあいさつがありますので、よろしくお願ひいたします。

〔佐藤榮二氏、小菅弘正氏、境野良吉氏入場〕

○教育委員会委員（佐藤榮二君） このたび引き続いて教育委員をさせていただくことになりました佐藤榮二でございます。どうもありがとうございました。

教育の問題は、最近特にいろいろ問題が起こっておりますが、私は人生の大半をささげました義務教育に携わった経験を生かしまして、特に小・中学校の教育を中心にしまして、広く生涯学習というものについて教育の活性化を図っていきたいと考えております。

未熟な者でございますので、皆様方のご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍 手）

○教育委員会委員（小菅弘正君） 私ただいま教育委員会の委員にご選任を賜りました小菅弘正でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私今まで1期務めさせていただいたんでございますが、ご承知のように私は産業人でございまして、教育のことには全くの素人でございます。この1期務めさせていただいた間も、全く教育のことには案内して、一概もなく思っておる次第でございますが、また大任を賜りまして、大変光栄であると存じております。本当にどうもありがとうございました。

どうかひとつ今後ともまた産業人の目で見た教育に対する意見を申し上げたいと存じておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

（拍 手）

○固定資産評価審査委員会委員（境野良吉君） 境野良吉でございます。

このたびは、固定資産評価審査委員会委員にご選任をいただきまして、まことにありがとうございました。

微力ではございますけれども、一生懸命努力をいたしましてこの任務を全うしたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（川口洋二君） 3人の皆さん、ありがとうございました。

〔佐藤築二氏、小菅弘正氏、境野良吉氏退場〕

---

#### 日程第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（川口洋二君） 日程第3、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

#### 日程第4 発議第9号 年金制度に関する意見書の提出について、及び発議第10号 原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書の提出について

○議長（川口洋二君） 日程第4、発議第9号年金制度に関する意見書の提出について、及び発議第10号原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 発議第9号年金制度に関する意見書の提出について、及び発議第10号原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第9号は、政府において、厚生年金の支給開始年齢を段階的に65歳に繰り延べることを中心とした厚生年金保険法の改正を行おうとしていることから、国民に安易に負担を転嫁するのではなく、国民の合意が得られるような高齢化社会に備えた安定した年金制度とするよう求めるため、また、発議第10号は、原爆被害者の悩みを解消するための原爆被害者援護法の早期制定を求めるため、それぞれお手元に配付しました意見書を政府に提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口洋二君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川口洋二君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川口洋二君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、先の6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

---

○議長（川口洋二君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成元年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後2時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 川 口 洋 二

四日市市議会副議長 森 安 吉

署 名 議 員 川 村 幸 善

署 名 議 員 野 崎 洋

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成元年9月定例会会期日程

9月7日 (木)	午前10時開会 議案上程、説明
8日 (金)	
9日 (土)	
10日 (日)	休 会
11日 (月)	
12日 (火)	午前10時開議 一般質問
13日 (水)	午前10時開議 一般質問
14日 (木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案上程、説明、質疑、委員会付託
15日 (金)	
16日 (土)	休 会
17日 (日)	
18日 (月)	各常任委員会
19日 (火)	産業公営企業委員会
20日 (水)	
21日 (木)	
22日 (金)	休 会
23日 (土)	
24日 (日)	
25日 (月)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案上程、説明、質疑、討論、採決

## 議会運営委員会決定事項

(1.8.31)

### ◎9月定例市議会について

#### 1. 会期日程 別紙のとおり

#### 2. 発言通告等の期限

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (1) 一般質問                 | 9月7日（木）午後2時まで  |
| （通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可） |                |
| (2) 議案質疑                 | 9月12日（火）午後4時まで |
| (3) 請願                   | 9月12日（火）午後4時まで |
| (4) 討論・その他               | 9月21日（木）正午まで   |

#### 3. 発言順序

##### (1) 一般質問

- ① 日本共産党 ② 新政クラブ ③ 清風会
- ④ 緑水会 ⑤ 新風クラブ ⑥ 政友クラブ
- ⑦ 市民クラブ ⑧ 公明党

##### (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

#### 4. 発言時間

##### (1) 一般質問（答弁を含む）

- |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 政友クラブ | 2時間20分 | 緑水会   | 2時間20分 |
| 新風クラブ | 2時間    | 公明党   | 1時間40分 |
| 新政クラブ | 1時間40分 | 清風会   | 1時間40分 |
| 市民クラブ | 1時間    | 日本共産党 | 1時間    |

##### (2) 関連質問 5分以内（答弁を含まない）

##### (3) 議案質疑 15分以内（答弁を含む）

##### (4) 討論 15分以内

#### \*一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、

所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間（答弁を含む）を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

#### \*関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕 (23件)

議 案 名	議決結果
議案第 92号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 93号 昭和63年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第 94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 95号 平成元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 96号 平成元年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 97号 平成元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 98号 平成元年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 99号 平成元年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第 100号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について	原案可決
議案第 101号 四日市市特別会計条例の一部改正について	原案可決
議案第 102号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について	原案可決

議案第 103号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 104号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第 105号 市道路線の認定について	原案可決
議案第 106号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 107号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 108号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 109号 製造請負契約の締結について	原案可決
議案第 110号 委託契約の変更について	原案可決
議案第 111号 字の区域の設定について	原案可決
議案第 112号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 113号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 114号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 115号 教育委員会委員の任命について	同 意
議案第 116号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意
議案第 117号 人権擁護委員の推薦について	同 意

〔議員提出議案〕 (2件)

議 案 名	議決結果
発議第9号 年金制度に関する意見書の提出について	原案可決
発議第10号 原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕 (4件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	結 果
	紹介議員	付託委員会	
13	1.9.11受理 流域下水道・第二期四日市地区開発における大谷台二丁目地区の早期整備について	四日市市大谷台二丁目 1571-39 大谷台二丁目自治会長 伊藤 修一 ほか5名	継 続
		山本 勝 建設委員会	
14	1.9.12受理 「原爆被害者援護法」即時制定の促進決議・意見書採択について	四日市市八幡町15-9 三重県原水爆被災者の会（三友会） 四日市保健所地区支部長 伊藤 正一 ほか2名	採 択
		渡辺 一彦 教育民生委員会	
15	1.9.12受理 ビルメンテナンスについて	四日市市大字塩浜 439-3 四日市ビルメンテナ ス協会代表	継 続

		太平美装株式会社 代表取締役 坂 照明 ほか5名	
	田中 俊行	総務委員会	

(前回から継続のもの)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	結 果
	紹介議員	付託委員会	
7	1.3.7受理 年金制度の改定に反対し、 全国民のいのちと健康を守 ることについて (1.9.14差し換え)	四日市市昌栄町21-10 三泗地区労働者福祉協 議会 会長 西城 薫 ほか3名	採 択
		金森 正 森 真寿朗 教育民生委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
(9月12日)	1 日本共産党 水野和子 (発言時間60分)	1 消費税廃止について 2 高齢者問題について 3 し尿汲み取り問題について 4 道路渋滞について 5 地域経済研究所の事業運営について	24
2	新政クラブ 佐藤晃久 (発言時間50分)	1 電波障害について 2 公共下水道事業について	44
3	新政クラブ 前川辰男 (発言時間50分)	1 環境保全と資源保護について	54
4	清風会 伊藤信一 (発言時間50分)	1 公共下水道普及率について 2 公害とのたたかいを本に書く 3 工業高校跡地とうわざ	68
5	清風会 伊藤正数	1 (仮称) 地球環境産業技術研究所について 2 老人福祉対策について	79

	(発言時間50分)	3 学校給食について 4 野生動物による農作物被害について	
6	緑水会 田中俊行 (発言時間60分)	1 小・中学校における道徳教育のあり方について 2 福祉公社システムについて 3 ボランティア事業の現状と今後について	95
(9月13日)	7 緑水会 田中武 (発言時間60分)	1 鈴鹿山麓研究学園都市構想の推進について 2 高齢者福祉の一層の充実について 3 在宅福祉の充実 ア 家庭奉仕員の増員の考え方 イ 入浴サービス イ 高齢者専用住宅 ウ リハビリ機能の充実 3 塩浜病院移転後の問題について	116
	新風クラブ	1 行財政改革について	

8	水野幹郎 (発言時間60分)	2 土地区画整理事業の進展について	136
9	新風クラブ 金森正 (発言時間60分)	1 (仮称) 地域環境産業技術研究所誘致方針決定をふまえ 2 イモノ産業の団地化を展望しつつ 3 都市計画道路のルートについて	150
10	政友クラブ 豊田忠正 (発言時間60分)	1 四日市都市計画道路の整備促進について 2 近鉄四日市駅周辺の整備について 3 学校環境整備について 4 四日市市の「まちづくり」について	167
11	政友クラブ 川村幸善 (発言時間60分)	1 本市の都市開発と土地利用について (1) 市街化区域と農業振興区域の問題点 (2) 都市計画の実行に伴う公有地の確保	180
		1 学校給食について	

12	市民クラブ 坂口正次 (発言時間60分)	(1) 中学校給食 (2) 小学校給食費の徴収 2 教員の役職・人事について 3 9.5前線に伴う集中豪雨について	191
(9月14日)	公明党 田中基介 (発言時間50分)	1 健康で心のかよう福祉のまちづくり (1) 介護体制の確立 (2) ノーマライゼーション(福祉の日常化)を四日市市に定着を (3) 健康長寿のまち構想の実現 2 見直そう上水道の大切さを (1) アスベスト(石綿)管追放へ (2) ウォータープラザ(水道の科学館)の建設を	206
		1 環境問題について (1) 地球の温暖化問題 (2) 酸性雨の問題 (3) フロンガス対策 (4) 緑化の促進 (5) (仮称) 地球環境産業技術研究所の誘致と「研究都	

14	公明党 大島武雄 (発言時間50分)	<p>市四日市」の宣言</p> <p>2 市民「健康の日」の創設について</p> <p>(1) 地区市民センターに「○○地区健康の日」推進委員会の設置</p> <p>(2) 常設の献血ルームの設置</p> <p>(3) 健康福祉研究会</p> <p>3 塩浜地域活性化対策について</p> <p>(1) 県立総合塩浜病院跡地の活用と活性化</p> <p>(2) 通称塩浜街道の渋滞解消策</p> <p>(3) 地下埋設管の取り替えと整備</p>	223
----	--------------------------	--	-----

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本茂	1 議案第93号 昭和63年度四日市市水道事業決算認定について 2 議案第94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算(第1号) (1) 岁出 第6款第1項 農業費	241

## 付託議案一覧表

### ○ 総務委員会

議案第 94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第9款 消防費

#### 第2条 債務負担行為の補正

#### 第3条 地方債の補正

議案第 100号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例  
の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第 101号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案第 106号 工事請負契約の締結について

議案第 107号 工事請負契約の締結について

議案第 108号 工事請負契約の締結について

議案第 109号 製造請負契約の締結について

議案第 111号 字の区域の設定について

議案第 112号 工事請負契約の締結について

議案第 113号 工事請負契約の締結について

議案第 114号 工事請負契約の締結について

### ○ 教育民生委員会

議案第 94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第 98号 平成元年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算

（第1号）

議案第 103号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### ○ 産業公営企業委員会

議案第 92号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 93号 昭和63年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第5款 勞働費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

議案第 95号 平成元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正  
予算（第1号）

議案第 99号 平成元年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 102号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

### ○ 建設委員会

議案第 94号 平成元年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

議案第 96号 平成元年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
（第1号）

議案第 97号 平成元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第1号）

議案第 104号 市道路線の廃止について

議案第 105号 市道路線の認定について  
議案第 110号 委託契約の変更について

### 年金制度に関する意見書

厚生年金の支給開始年齢を段階的に65歳に繰り延べることを中心とした「厚生年金保険法改正案」が先の国会に提出され、継続審議となっております。

しかしながら、我が国では現在でも60歳定年制すら定着したとはいがたく、まして65歳定年制については、将来的にもまったく保障されておりません。

こうした中で支給開始年齢を65歳とすることは、労働者の生活を著しく脅かすものであります。

また、高齢化社会の進行による公的年金全体の財政逼迫を理由とする保険料の段階的引き上げは、国民に過大な負担を強いるものであります。

よって政府におかれましては、安易に国民に負担を転嫁するのではなく、国民の合意が得られるような負担の在り方を十分に検討し、高齢化社会に備えた安定した年金制度とされるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成元年 9月25日

四日市市議会

議長 川口洋二

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、労働大臣、自治大臣)

---

### 原爆被害者援護法の早期制定に関する意見書

人類史上最初の原子爆弾が、広島・長崎に投下されて44年が経過した今日、なお多くの被爆者は健康上の不安に脅かされ続けております。

この間、被爆者に対しましては、医療等に関するものと、特別措置に関するものとの現行二法に基づく救済措置はあるものの、まだ十分とは言えません。

よって政府におかれましては、被爆者の悩みを解消するための「原爆被  
害者援護法」を早期に制定されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成元年9月25日

四日市市議会

議長 川口洋二

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣)

## 常任委員会の閉会中の調査報告

### 総務委員会

#### ○ 各種基金について

##### 1. 基金制度

地方公共団体の歳入の大宗をなす税収入は経済の動向等により変動があることは避けられず、また他方、歳出においても大災害の発生等による不測の財政需要が生じることもある。こうした地方公共団体の歳入歳出両面にわたる変動要素に備え、長期的な展望に立った健全な財政運営を期すために、地方公共団体の予算制度の単年度予算主義、会計年度独立の原則の特例をなす1つの制度として基金制度が設けられている。

なお、基金は公有財産、物品及び債権とともに財産として位置付けられており、その設置、管理及び処分は条例によるものである。

##### 2. 基金の種類

現在、本市には15の基金があり、63年度末の全基金の総現在高は約79億2,800万円となっているところであるが、基金はその目的により次の2種類に大別される。

- (1) 特定の目的のために財産を維持するための基金（財政調整基金、減債基金、都市基盤・公共施設等整備基金、国際交流基金等）または、資金を積み立てるための基金（文化振興基金、小菅科学教育振興基金、社会福祉事業振興基金、国際交流基金等）
- (2) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（用品購入基金、土地開発基金、国民年金印紙購入基金）

本市の一部基金については本年度から所管がえが行われたところであり、15の基金のうち当委員会が所管する6の基金について調査研究を行った。

#### 〔財政調整基金〕

地方公共団体の財政の健全な運営に資するための基金で、年度間の財源の不均衡を調整する機能を有し、各会計年度における決算上の剩余金のう

ち2分の1以上の額を積み立てなければならないとされており、63年度末の現在高は42億8,795万円となっている。

理事者からは、最近は財政調整基金の増額が地方財政富裕論につながるとの考えから特定目的基金を創設する傾向にあるが、経済変動により大きく増減する法人市民税への依存度の大きい本市にとっては、将来、財源の不測を来した場合に備え、もう少し多くの積立額が必要ではなかろうかとの考えが示された。

財政調整基金は単に赤字補填のための基金とするのではなく、当基金を十分活用した積極的な財政運営が必要であると考える。

#### 〔都市基盤・公共施設等整備基金〕

本年度からスタートした第5次基本計画に盛り込まれた事業以外で都市基盤・公共施設等について整備する必要が生じた際の財源を確保するための基金であり、昭和63年12月に設置されたものである。63年度末現在高は10億900万円であるが、平成元年度においても決算を見通した上でさらに積み増しも検討したいとの説明があった。

当基金については設置されてから間もないものであるが、さらに充実を図り、まちづくりに十分活用することを望むものである。

#### 〔減債基金〕

財源対策債の未償還残高が平成元年度の基準財政需要額に一括算入されることになったこと及び今後に予想される市債償還費の增高に対応するため必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため平成元年3月に設置された基金であり、現在高は9億8,000万円である。

#### 〔用品購入基金〕

用品の集中購入を実施することにより用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うための基金で、現在高は400万円である。

#### 〔土地開発基金〕

昭和44年度に公用・公共用に供する土地または公益の利益のため取得す

る必要的ある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された基金であり、現在高は5億4,000万円である。

当基金の目的について、その後昭和48年度に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された四日市市土地開発公社の業務と比較すると、資金運用及び税制上等に違いはあるものの基本的には差異がないものと考えられるため、今後両者の効率的な活用を図るべきであると考える。

#### 〔国際交流基金〕

本市の国際性を高揚するとともに市民の国際感覚の醸成に資するために積立額1億円を目標に昭和63年度に設置された基金であり、現在高は3,846万円である。

当基金は近年の国際化社会に対応するため重要な役割を果たすべきものであり、また、積み立てについては民間からの寄付に負うところが多いことなどさらに調査研究する必要があるとの判断から、詳細な論議は次回閉会中の調査で行うこととしたところである。

以上、既存の基金についての概要であるが、新たな基金の創設について理事者から、平成9年の市制100周年事業のための基金をはじめ近い将来、いくつかの基金の創設が必要になるであろうとの見解が示された。

当委員会は、既存の基金については適宜あるべき姿を見直しながら基金制度のメリットを十分活かし積極的な活用を図るとともに、今後の活力源となり得る事業に対応するために創設する必要がある基金については、長期的な財政運営を見通し目的を明確にして創設すべきであると考える。

---

#### 教育民生委員会

##### ○ 学校開放について

本市は、「地域社会づくりの推進」を施策の重要な柱として掲げ、その拠点として地区市民センターを整備し、積極的な展開を図ってきたところである。

こうした中で、国においては先の臨時教育審議会による最終答申に「生涯学習体系への移行」という改革方向が示された。

そこで当委員会は、生涯学習の場として、また地域社会づくりの場としての学校開放の在り方について調査・研究を行った。

#### 本市の学校開放の現状について

##### 〈スポーツ面における学校開放〉

- ・地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化・社会教育等の普及・振興を図るため、小・中学校全校において、学校教育に支障のない範囲で、運動場・屋内運動場・プール・武道場など施設の開放を行っている。
- ・開放の時間は原則として、午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～5時）、夜間（午後6時～9時）の区分による。
- ・屋内運動場・プールについては、同好会（クラブ）が専用使用する場合、当該施設利用にかかる電気・水道料金等の一部を利用者負担金として徴収している。
- ・開放施設利用の手続きは、利用者（あらかじめ登録された団体）が、前月の20日までに教育委員会（各校長が代行）に対して許可申請をする。そして、利用者負担金を地区市民センターに納入（有料の場合）し、その領収書を学校に持参することにより許可される。
- ・各団体の利用の調整は、教育委員会から事業を委託された学校開放運営委員会で行っている。
- ・施設の開放に関する管理責任は、教育委員会に帰属する。
- ・利用者は、開放施設・設備等を故意または過失によって破損し、または滅失したときは、弁償の責めを負う。

なお、昭和63年度におけるスポーツ面の学校開放の利用状況は次のとおりである。

##### 昭和63年度における利用状況

小学校（40校）延べ利用回数 18,010回 574,087人

中学校（21校）延べ利用回数 4,527回 110,721人

計（61校）延べ利用回数 22,537回 684,808人

（登録団体数 593団体）

##### 〈文化面における学校開放〉

- ・従来は、特別教室・会議室・空き教室などの使用許可は校長の権限で行っていた。
- ・学校開放推進の考え方は、生涯学習（文化・教養活動）や地域活動のための場として地区市民センターを補完する機能を学校に求めること、すなわち「施設・設備の活用」と、教職員の専門的知識・技術・能力を活用すること、すなわち「人材の活用」を図ることを大きな目的としている。
- ・学校施設を、住民が利用しやすく、快適に利用し学習できる環境に整備するとともに、学校管理に負担がかからないように条件整備を行うため、第五次基本計画に基づいて平成元年度から推進校を指定し、平成5年度までの5カ年で、小学校40校の整備を計画的に進めていくこととしている。
- ・開放する施設は、会議室・特別教室（音楽室・図工室など）・視聴覚室などである。
- ・利用方法等の考え方はスポーツ面とはほぼ同じであるが、使用料は地区市民センターの補完的施設ということで無料としている。

以上が、本市における学校開放の現状であるが、当委員会は、実施されてからすでに十数年経過しているスポーツ面の開放と、まだ緒についたばかりの文化面の開放を含め、その在り方等について、神戸市における学校開放の例なども参考にしながら種々議論を行った。その概要は次のとおりである。

- ・スポーツ面の学校開放における許可申請、利用者負担金納入手続き等が複雑で、利用者に不便をかけている現状から、手続き方法等の改善が望まれる。
- ・八郷小学校において昭和62年度から試行的に開放している図書室において年々利用者が減少している現状から、他校の学校図書室の開放については、蔵書の内容、運営面などの問題点や、地区市民センター図書室との関連なども踏まえ、今後十分検討することが必要である。
- ・児童・生徒数の減少に伴って、空き教室が生じる学校については、効率のよい施設開放ができるよう十分に配慮することが望まれる。
- ・学校開放における人材活用については、教職員の意識を啓発することが必要である。  
以上のとおりであるが、生涯学習に対する市民の意欲が高まってきている今日、身近にある学校が、学校開放事業により生涯学習推進の役割を担う重要な拠点となるよう、なお一層の努力を要望するものである。

#### 産業公営企業委員会

##### ○ 農業のあり方について

我が国の農業は、米の消費低迷に伴う過剰問題に加えて、アメリカをはじめとする諸外国からの農産物輸入自由化要求が高まっている中で、大きな転換期に立たされている。

本市の農業についても、こういった影響を受けて先行き不安の要素が多く、今後、農業構造の抜本的な改善を図ることにより、その体質強化に努めていく必要がある。

そこで、当委員会は、本市農業の現状について調査するとともに、中長期的な展望に立った農業施策の確立を図るために、今後の本市農業のあり方について調査研究を行った。

##### 1. 本市農業の現状

##### (1) 農業従事者

昭和60年現在の農家戸数は7,146戸で、昭和45年に比べ18%も減少している。そのうち専業農家は全農家の6.1%にすぎず、農業労働者その他産業への流出による兼業化・高齢化が進んでいる。

##### (2) 経営耕地面積

昭和60年現在の経営耕地面積は4,464haで、市域面積全体の23%を占めているが、その73%は水田で、残りが畑・茶園等である。過去20年間に1,900haの農地が減少しており、中でも畑の減り方が著しい。

また、経営耕地面積が5反未満の農家が過半数を占めており、零細規模農家が大部分となっている。

##### (3) 農業粗生産額

昭和62年の農業粗生産額は約111億円である。その内訳は米35億円(32%)、お茶30億円(27%)、畜産25億円(22%)、その他21億円(19%)となっている。県平均に比べ本市の特産物であるお茶の比重が高くなっているが、農家1戸当たりの農業所得は37万5,000円で、県平均を下回っている。

##### (4) 生産量

米は、需給調整により年々わずかながら減少しているが、機械化・省力化により労働生産性は高くなっている、県下第4位の生産量を上げている。

野菜の作付面積もわずかずつ減少傾向にあるが、トマト・白菜は県下第2位の生産量を上げている。

お茶は、鈴鹿市に次いで生産量は県下第2位であるが、消費者の嗜好の多様化により消費量は減少傾向にあり、今後、産地間競争の一層の激化が予想される。

花き・花木の生産は着実に伸びており、特にシクラメン・観葉植物は県下最大の生産量を誇っている。

##### (5) 転作の実施状況

昭和63年の転作面積は 929haで、本市水田面積の28.7%にも達しているが、転作の実施形態は個別転作がほとんどで、集団転作等の実施率は低い。

#### つ 畜産

家畜頭数は肉用牛を除いてほぼ横ばいか漸減状態であり、畜産農家戸数も減少傾向にある。

#### 2. 農業後継者の声

当委員会は、今後の本市の農業施策の方向づけをしていく上で、農業後継者の声を聞くことが不可欠であると考え、市内の農業後継者から忌憚のない意見を聞くために懇談の場を持った。

9月はじめという農繁期にもかかわらず多数の方々に出席していただき、活発な意見の交換が行われた。

懇談の中では、後継者が年々少なくなっている現状を訴える意見とともに、かねてから当委員会が指摘している北勢公設地方卸売市場のあり方や防霜ファンに対する補助の拡大など、市行政に対する要望も数多く出され、今後の委員会活動を行っていく上で極めて有益な機会であった。

当委員会は、農業のあり方についてさらに調査する必要があることから、引き続き閉会中の継続調査事項として調査研究を進めることとした。

---

#### 建設委員会

##### ○ 都市下水路について

本市は伊勢湾に面し長い臨海線を持った地形的な特徴から海拔0 m地帯が多く、過去大雨の度、何度も浸水被害が発生した。

そのため、当市議会においても昭和51年に浸水解消の決議を行い、市においても莫大な予算を投じて整備を行ってきたが、臨海部、市中心部の一部においては依然として浸水が発生する状況からその解消を図るために方策についての調査研究を行った。

各委員からは、開発に伴い新たに発生してきた問題、都市下水路と関連

する公共下水道の問題をも含め、次のとおり意見が出された。

- ・工場から排出される排水には、敷地内に野積みされている重金属に降った雨水をも含むことがあり、この排水についてなお慎重に対応すべきである。
- ・都市下水路は開渠が原則であるが、汚水が流れ生活環境上・景観上好ましくない排水路が多数あり、暗渠化するなど適切な方策を講じる必要がある。
- ・住宅団地開発にあたっては集中浄化槽の設置後、公共下水道に統合される場合の二重投資を防ぐため設置する設備についての指導を積極的に行うこと。
- ・集中浄化槽については使用料金に大きなばらつきがあること、周辺への環境問題発生の防止などの面から早期に公共下水道へ統合されることが望ましいが、その実現には長い年月が必要であり、当面市への移管を含めて、その対応策を検討すること。
- ・下水の高度処理の問題もあるが、処理水については公園等の流水施設に還流するなど再利用の方策を検討すること。
- ・北勢バイパス、リニア新幹線等の大プロジェクトが予定されているが、これに対応するため雨水排水計画を策定する必要がある。

理事者からは「基幹施設の事業は第5次基本計画内で、雨池都市下水路事業の一部を残し完了の予定であり、市街地については財源確保の観点から公共下水道事業として整備を進みたい。雨水対策の一環として、中小都市では初めての事業として市内15カ所に地下調整池を築造する計画であり、今年度より諏訪公園の地下への築造工事に着手する」との説明があった。

当委員会は、浸水対策として、幹線水路の延長事業の早期推進を図るとともに、市内に散在する排水路の整備についても汚水による環境悪化問題も含めて積極的に取り組むことを強く望むものである。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	国際交流基金について
教育民生委員会	児童館について
産業公営企業委員会	農業のあり方について
建設委員会	公園の維持管理について